

令和元年度第3回袖ヶ浦市総合計画審議会 会議録要旨

1 開催日時 令和元年12月19日(木) 午後2時開会

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 出席委員

会長	石戸 光	委員	風呂本 充正
委員	江野澤 吉克	委員	長沼 眞
委員	上大川 順	委員	三好 祥子
委員	久保 秀一	委員	請井 礼子
委員	工藤 智子	委員	中根 幸男
委員	山口 修	委員	八木 克典
委員	川名 善慶	委員	阿子島 祐子
委員	松井 洋美	委員	小柳 洋嗣
委員	嘉屋崎 道子		

4 欠席委員

副会長	豊川 斎赫	委員	鈴木 京子
委員	関口 幸一		

5 出席職員

企画財政部長	宮嶋 亮二	企画課副主幹	高品 誠
企画財政部次長	小島 悟	企画課主査	岡 智彦
企画課副参事	近藤 英明	企画課主任主事	加藤 皓一

6 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	10人
傍聴人数	0人

7 議 題

- (1) 次期総合計画の策定スケジュールについて
- (2) 基本構想について(諮問)
- (3) 前期基本計画(素案)について
- (4) 第1期実施計画(素案)について
- (5) 第2期袖ヶ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)について
- (6) その他

8 議 事

事務局（高品副主幹）

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただ今から、令和元年度第3回袖ヶ浦市総合計画審議会を開催いたします。

現在の出席委員は、16名でございます。袖ヶ浦市総合計画条例第14条第2項の規定により、全委員数20名の過半数の出席がございますので、会議は成立しています。

はじめに、資料の確認をさせていただきます。

（配布資料の確認）

次に、会議開催にあたり、粕谷市長よりご挨拶申し上げます。

粕谷市長

（あいさつ）

事務局（高品副主幹）

ありがとうございました。続きまして、会長よりご挨拶をお願いしたいと存じます。石戸会長お願いいたします。

石戸会長

（あいさつ）

事務局（高品副主幹）

ありがとうございました。

続きまして、「基本構想の策定について」諮問を行いたいと思います。

粕谷市長、石戸会長よろしくお願いいたします。

（粕谷市長より石戸会長に諮問書を手交）

なお、市長は、所用がございますので、ここで退席をいたします。

ご了承のほど、お願いいたします。

（市長 退席）

それでは、議事に入らせていただきます。ここからの進行は、袖ヶ浦市総合計画条例第14条第1項の規定により、会長に議長をお願いいたします。

石戸会長よろしくお願いいたします。

石戸会長

それでは、規定に基づき議長を務めさせていただきます。

皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

議題に入ります前に会議の公開と傍聴につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高品副主幹）

本日の会議は、「袖ヶ浦市附属機関等の会議の公開に関する要綱」に規定する「附属機関等」に属しますので、原則公開することとし、会議録につきましては、発言者の氏名を記載し、要点筆記により調製のうえホームページ及び市政情報室で公開いたします。また、同要綱に基づき、本審議会は傍聴することができますので、広報及び市ホームページにて募集しましたところ、本日の審議会への傍聴の申し込みはありませんでした。説明は以上となります。

石戸会長

これより議題に入ります。

はじめに、議題（１）「次期総合計画の策定スケジュールについて」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局（近藤副参事）

（資料１、資料１参考資料に基づき説明）

石戸会長

ありがとうございました。

それでは、質疑をお受けしたいと思います。

ただ今の説明内容について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いします。

石戸会長

特にご意見・ご質問はございませんか。

ご意見・ご質問はないようなので、質疑を終了します。

以上で、議題（１）「次期総合計画の策定スケジュールについて」を終了します。

次に、議題（２）「基本構想について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（近藤副参事）

（資料２、資料２参考資料に基づき説明）

石戸会長

ありがとうございました。

それでは、質疑をお受けしたいと思います。

初めに説明がありましたように、本議題は諮問案件ということで、市長から委員の皆様にご意見を求めるものとなっています。

事務局からの説明について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いします。

山口委員

3つの基本的視点と共通の視点について、並列的に捉えているが、どれを中心に据えるか、優先順位を付けることは考えないか。

事務局（近藤副参事）

どれが優先といった考えは基本的にはありません。それぞれがまちづくりに重要であると認識しています。これら3つの基本的視点を共通の視点である「みんなで作るまち」が下支えするといった考え方で構成しています。

山口委員

表現が役所的で固い。もっとキャッチフレーズのような市民にわかりやすい工夫をしてもらいたい。

また、土地利用方針について、平岡、中富、根形地区については過疎化が進んでおり、目標年次である令和13年には相当深刻化すると考えている。それに対する手立てを考える必要があるのではないか。地域を盛り上げるような土地利用の方針があれば欲しい、基本計画の中でも構わないがこちらの方にも重点をおいて計画をつくってもらいたい。

事務局（近藤副参事）

基本構想については議決案件であるため、多少固い表現となっています。市民の皆様にごわかりやすく説明していく上では、さらにそういった工夫が必要であると考えています。

また、土地利用の方針について基本構想の中では全体的な考え方としています。現在並行して策定作業を進めていますが、都市計画マスタープランや個別計画、総合戦略等にて地域別の課題を整理した上で、対策を検討していきたいと考えています。

風呂本委員

目標人口について、目標とあるが、個人的には単純な人口推移と捉えている。65,000人の内訳、財政の硬直化が進んでいるという中で、働く世代、税収が増える世代がどの程度増えたらいいのかわからない。若年層や高齢者層が増

えたからといって税収が増える訳ではない。工業や農業従事者を増やす、そういったターゲットを定めて目標を設定する必要があるのではないかと。単純に目標人口は65,000人と設定したところで意味がないと思う。それでよいのか伺いたい。

事務局（小島次長）

これまで令和13年の目標人口を64,000人と掲げてきましたが、昨今の人口移動の状況を踏まえ、65,000人以上の維持を目標に設定したものです。

そもそも基本構想における目標人口とは、市が目指す将来の姿を実現するためにはこれだけの人口規模の維持が必要であろうという中での目標設定になります。本市では若い世代、子育て世代の増加を目標に掲げており、そういった世代が転入してくれば、必然的に働く世代、生産年齢人口も増加し市の財政も循環していくのではないかと考えています。

石戸会長

他にご意見・ご質問はございませんか。

議題2「基本構想について」は諮問案件でございますので、事務局として取りまとめ方法について説明をお願いします。

事務局（高品副主幹）

皆様、ご意見ありがとうございます。委員の皆様には、お忙しい中、誠に恐縮に存じますが、その他にもご意見がありましたら、提出様式は問いませんので、メールやFAXにて、来週の水曜日、12月25日（水）までに事務局までお願いします。

石戸会長

本日の委員の皆様のご意見と、その後のご意見を基に、会長である私と、豊川副会長に一任していただければ、事務局と協議の上、答申書を作成し市長に答申したいと思っておりますがいかがでしょうか。

（異議なし）

異議なしとのことでございますので、この基本構想について意見がある場合は、その意見を踏まえて答申書を作成しますので、意見がある場合は、12月25日までに、企画課、事務局の方へ連絡をお願いします。

以上で、議題（2）「基本構想について」を終了します。

石戸会長

続いて、議題（3）「前期基本計画（素案）について」及び議題（4）「第1期

実施計画（素案）について」につきましては、関連する内容ですので、一括して議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局（高品副主幹）

（資料3、資料4-1、資料4-2に基づき説明）

石戸会長

ありがとうございました。

それでは、質疑をお受けしたいと思います。

ただ今の説明内容について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いします。

小柳委員

市民の手元にはどのような形で届くのか。冊子のイメージを伺いたい。

事務局（近藤副参事）

序論、基本構想、基本計画までを1冊の冊子に編冊します。また、実施計画については別冊子に編冊します。

小柳議員

資料3の11頁、「誰もが活躍するまち」の実現についての説明書きであるが、以前の審議会で子どもを中心とした施策ばかりで高齢者を対象とした施策はといった指摘があったと記憶しているが、やはり子どもが先に記載されている。子育て・教育環境の充実、社会参加の促進を柱としている中で、表記の順序を逆に記載した方が良いのではないか。つまり、現役世代を先に述べてから、次にその先を担う世代について言及した方がよいのではないか。

事務局（近藤副参事）

こちらは基本構想の市が目指す将来の姿の実現に向けた基本的視点をベースとしています。重点的取組という考え方の中では、どちらが先か後か、上位か下位かといった位置付けはありません。時系列として捉えた方が見やすいというご意見もありますし、だれもがという部分から生涯学習分野を先にとという見方も間違いではないと考えています。しかしながら、施策の関連性をわかりやすくするといった点も考慮しての順番としていますのでご了承いただければと思います。

上大川委員

主観的な意見として、基本構想の中で「みんなでつくる」のフレーズをキーワードとしており、市民参画のことだろうと理解している。しかしながら、基本計

画となると「みんなでつくる」のキーワードが生きてくるような内容となっているのか疑問である。市民等に期待される役割といった記載など工夫している点は理解できるが、前面に押し出してというところが見えづらい。

また、新市長就任により、市民に約束をして負託を受けたという状況があった訳だが、この総合計画を議会に付議していく中で、新市長が掲げたまちづくりというものが、どのようなところに盛り込まれているのか伺いたい。

事務局（近藤副参事）

「みんなでつくる」の概念については、委員からありましたとおり、各施策の中で市民等に期待される役割がまさにその部分であると考えています。その中で、一人ひとりの市民にできること、地域・団体にできることを、施策の推進に向けてみんなで取り組んでいきたいと考えています。しかしながら、ご指摘のとおり、行政的な部分もあると思いますので、「みんなでつくる」という部分について、はっきりとわかるように工夫していきたいと思います。

事務局（小島次長）

粕谷市長は、今回の市長選立候補にあたり、6つの基本政策を掲げています。市長就任後、これらの基本政策を基本計画、また、総合計画全体に位置付ける作業を進めてきました。いくつかの施策については既に位置付けを完了していますが、特に災害の関係については、今回の災害の課題等を検証した後にどういったことを取り組んでいくのか明らかにする必要があると判断しました。そういった面も含め、先ほどの議題で策定スケジュールの3カ月延長について説明させていただきました。具体的な例では施策5-1の農林業、資料3の71頁の施策の方向性（1）農業経営体制の強化の中の2点目後段に、市長の基本政策を受けた内容を盛り込んでいます。

山口委員

各分野において施策の方向性で新たに設定したものを教えていただきたい。例えばスポーツツーリズムの推進などは新たに定めたものではないか。

事務局（近藤副参事）

ご指摘の通り、スポーツツーリズムの推進はもちろんのこと、施策自体を新たに設定したものもあります。現時点では詳細にまとめられておりませんが、後日改めて報告します。

山口委員

資料3の44頁の成果指標②について、先般の台風や大雨による災害があった中で、目標値60.0%の数値設定は疑問である。また、この指標に関して実施計画の中で何も事業がない。各部門で検証し数値を設定したものと思うが、も

う一度よく精査してもらいたい。数値が変わっていないものについても説明してもらわないとわからないし、根拠がはっきり示せるようにしてもらいたい。

事務局（近藤副参事）

成果指標については、一つの事業だけでなく基本的には複数事業の積み上げにより、全体として向上していく指標との捉え方をしています。一方で、ご指摘のように説明ができるよう根拠を明確にすることが重要であると認識していますので、引き続き精査していきます。

風呂本委員

たくさんの課題がある中で、市民アンケートを実施し、どの課題に対して市民ニーズが高いのかを評価してきたと思う。特に防災防犯のニーズが高い中で、そういった市民の声を反映した組織づくりというものが見えてこない。現状の把握が体裁的というか机上で考えたようなものとなっており、実際に生の声を聴いて10年の計画を作ろうとしているのに現状がこれで問題ないのか。

また、市の目指す将来の姿の中で、「みんなでつくる 人つどい」とあるが、意味は何なのか、単純に人が集まればよいのか組織の話なのかよくわからない。

「みんなで」についても、市民協働といった話があったが、実際に我々もボランティアとして市の仕事を行っているが、現役と同じくらいのマンパワーを使っており、全部がボランティアで自治会の中でも、なり手がいない。みんなでやるという項目が、ただ皆さんが参加すれば良い話なのか、いろんなことを皆さんが役割を担ってやらなければならないのか表現を見ただけではわからない。その辺の説明を加えてもらいたい。

最後に基本計画の中で施策等がたくさんあるが、継続的に行っているもの、業務課題として上がっているものと新規課題や行政全体、市民を巻き込んでやっていかななくてはならないものは分けて説明していただき、わかるようにしてもらいたい。各課の業務、当然やらなくてはならないもの、従来から継続的に行っている仕事については、総合計画の中に反映しなくても、市役所職員の仕事であり、それらを分けていただければわかりやすいと思うが、今日は何を諮問されているのかわからない。業務課題について我々に意見を求められても仕方がない。

事務局（近藤副参事）

防災に関しまして、本日の資料は基本的に台風15号前に作成したものがベースとなっており、修正を行う必要もあると考えています。どういう形が市の計画として必要なのか、それぞれ把握している課題に対してどのように取り組むかというところはまだまだ精査していく必要があると考えています。

次に「人つどい」についてですが、本市に住んでもらうといったこともありますし、人が遊びに来る、またはふるさと納税等で本市に関わりをもってもらうといった意味合いがあります。人と人との関わりをもつていただけるような都市

を目指すという意味合いで「人つどい」というような表現をしています。

次に業務課題を総合計画に盛り込むのかについてですが、総合計画は市の最上位の計画です。本日お示しさせていただいている基本計画は諮問の段階ではなく、検討中の段階ですが、市民の皆様が暮らしていく上で、行政としてさまざまな施策を展開していく必要があります。その中でそれぞれの分野が異なる考えを持って施策を展開するのではなく、目標を共有しながら行政運営を図っていく必要があります。また、行政だけでなく市民の皆様にも同じ方向を向いていただくことで良いまちづくりができるものと考えていますので、今後ともご協力をお願いします。

事務局（宮嶋部長）

継続的事業や法定業務と新規事業、政策業務を分けて示すべきではないかとの意見かと思いますが、市が行っている事務事業は実施計画に位置付けされる事業だけではなく、基礎的な業務はまだたくさんあります。例えば、児童手当の給付や、住民基本台帳の管理といったものがあります。そういったものは基本的に実施計画には載っていません。こちらに位置付けするのは、一部例外はありますが、実施選択の余地のある、実施を要するといったことが法に定められていない取組が中心となっています。

石戸会長

私も内容を確認させていただいた中で、「みんなが」といったキーワードは、第6章みんながつながり参加する持続可能なまちづくりの1. 市民活動の中にボランティアも含め市民協働といったことが1番明確に示されているのではないかと思います。他にも生涯学習やスポーツの分野も参加型、みんながといったキーワードを活かせる内容となっているなど感じています。

長沼委員

資料3の42頁、3-1防災について、台風15号、19号、21号といった災害があった中で、現段階では内容に反映されていないという認識でよいか。

事務局（近藤副参事）

先ほど台風15号前に作成した内容をベースにしていると説明しましたが、全く反映していないわけではないものの、先般の台風災害を受け、生じた課題に対しての対応などを全庁的にも精査、共有が完全にできていない状況です。もう少し時間をいただいた中で具体的な取組、必要な取組を精査したいと考えています。

長沼委員

目指すまちの姿について、実際に被災した人がどのように感じるのか。現状と

課題について一般的なことしか書かれていない。それに対する施策の方向性についてもある程度、項目出しをしてもらわないと市民は納得できないのではないか。こういった将来の計画を作るにあたって大切な時期に、台風被害があったということで、焦って作るのではなく、目指すまちの姿、特に防災の分野についてはもう少ししっかりした内容を検討、精査してもらいたい。

事務局（近藤副参事）

目指すまちの姿や施策の方向性について、こちらは総合計画になりますので、どの分野でも同じですが、基本的にはこのような方向を目指しましょうといった考え方を示しているものとなります。そういった中で、特に防災の分野では現状に鑑みるとこの内容で良いのかというご意見かと思えます。

具体的な内容については、事業を実施するための実施計画もありますが、さらに詳細を定めた計画、防災に関しては地域防災計画等において、より具体的な考え方や災害に応じた対応、取組について定めているところです。

また、今後ともこういった視点が必要なのではないかといったご意見を頂けましたら、それらを反映した計画づくりを行っていきたいと考えています。

阿子島委員

前期基本計画の最終年度、令和7年は2025年にあたる。2025年問題といって人口が多い団塊の世代が後期高齢者になり、病院も増えず福祉施設にも入れないといった問題が懸念されている。この問題への対応は2025年になってからでは遅い。高齢者福祉の分野の中で地域包括支援センターの機能強化とあるが、今でも非常に大変な状況である。

現状でも市民の4人に1人が高齢者であり、2025年には団塊の世代が後期高齢者となる中で、福祉分野の内容が非常に弱く感じる。地域包括支援センターの強化だけでは無理である。行政と地域との協働といった表記もあるが、もっと強い打ち出しが必要なのではないか。

事務局（小島次長）

総合計画については、市の業務全般を示す総合的な計画です。各部門において高齢者福祉については高齢者福祉基本計画、地域福祉については地域福祉計画といった個別計画を持っています。そういった個別計画については総合計画、基本計画の施策の方向性に従って、より具体化するための実行計画という位置付けとなっています。さらに2025年問題に対する対応や地域ケアシステムの深化といった具体的な取組は各個別計画に定めるものとなりますのでご理解くださるようお願いいたします。

請井委員

「緑かがやく 安心のまち」と「緑」が強調されているが、私の身近では企業

の開発で山を削ったことにより、緑が無くなり山肌が露出し、大雨による土砂の流出などが発生している。そういった面から考えると、災害や環境保全、工業に関係しており、複合的につながってくるのではないかと。項目別に分かれているという中で、一本化したものが見えてこない。

事務局（近藤副参事）

本市はこれまでも総合計画の中で「緑」をキーワードとして使用してきました。市旗の色もそうですが、それらを今後につなげていきたいとの思いから使用しています。そういった中で、緑をどのように維持していくかという課題に対して、緑で一番に連想されるものは環境保全や自然環境といった分野になるかと思いますが、それだけではなく住みやすいまちの実現に向けた思いも込めたキーワードとして使用していますので、ご理解くださるようお願いいたします。

石戸会長

「緑」ということから序論の最後にあります SDGs、国連主導で採択された持続可能な開発目標というものがあります。これが自治体経営に求められる新たな視点ということですので、一本筋を通すと考えますと今後さらに SDGs というものを施策等に反映させていくと、緑あるいは持続可能ということになっていくのではないかと思います。

それでは、時間の都合もありますので、議題の（３）「前期基本計画（素案）について」、（４）「第１期実施計画（素案）について」を終了します。

次に、議題（５）「第２期袖ヶ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局（岡主査）

（資料５－１、資料５－２、資料５－３に基づき説明）

石戸会長

ありがとうございました。

それでは、質疑をお受けしたいと思います。

ただ今の説明内容について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いします。

山口委員

前後するが基本構想について、かつては議決が必要であったが地方自治法の改正により議決が必要無くなったと認識している。袖ヶ浦市はあえて議決を取

るということによろしいか。

事務局（近藤副参事）

確かに地方自治法の改正により議決を要しないこととなりましたが、本市は袖ヶ浦市総合計画条例を策定し、その中で基本構想と基本計画は議決を経なければならないと規定しましたので、今回より条例に基づき議決を経るという形となっています。

石戸会長

他に、ご意見・ご質問はございませんか。

ご意見・ご質問はないようなので、質疑を終了します。

以上で、議題5「第2期袖ヶ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）について」を終わらせていただきます。

次に、議題6「その他」ですが、事務局から何かあればお願いいたします。

事務局（近藤副参事）

今回の総合計画審議会は、1月28日（火）を予定しています。正式な日程は改めて書面にて通知いたします。

また、策定スケジュールの変更に伴い、委員委嘱の件について変更をお願いしているところですが、本審議会にて急遽お話しさせていただいた内容ですので、委員委嘱についてのご相談等がありましたら、事務局までご連絡くださるようお願いいたします。

大変恐縮ではございますが、ご承知のほどよろしくお願いいたします。

石戸会長

ありがとうございました。

それでは質疑をお受けしたいと思います。

ただ今の事務局からの説明について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。

ご質問、ご意見はないようですので、引き続き、その他ということで委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。

特にないということによろしいでしょうか。

それでは、議題6「その他」を終了いたします。

以上で、本日予定された議題は全て終了しました。ご協力ありがとうございました。

した。進行を事務局に戻します。

事務局（高品副主幹）

石戸会長ありがとうございました。

本日は、長時間に渡りご審議いただきありがとうございました。

以上をもちまして、令和元年度第3回袖ヶ浦市総合計画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

（ 閉 会 午後4時45分 ）

令和元年度第3回袖ヶ浦市総合計画審議会 次 第

日 時 : 令和元年12月19日(木)

午後2時から

場 所 : 袖ヶ浦市役所 旧館3階大会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 会長あいさつ

4 議 題

(1) 次期総合計画の策定スケジュールについて

(2) 基本構想について(諮問)

(3) 前期基本計画(素案)について

(4) 第1期実施計画(素案)について

(5) 第2期袖ヶ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)につ
いて

(6) その他

5 閉 会

次期総合計画の策定スケジュールについて

令和 2 年度を初年度とする次期総合計画については、平成 29 年 4 月の策定方針に基づき策定作業を進めており、これまでに基本構想（案）のパブリックコメント手続を完了し、意見を踏まえた修正を行い、また、前期基本計画及び第 1 期実施計画についても、策定作業を進めているところです。

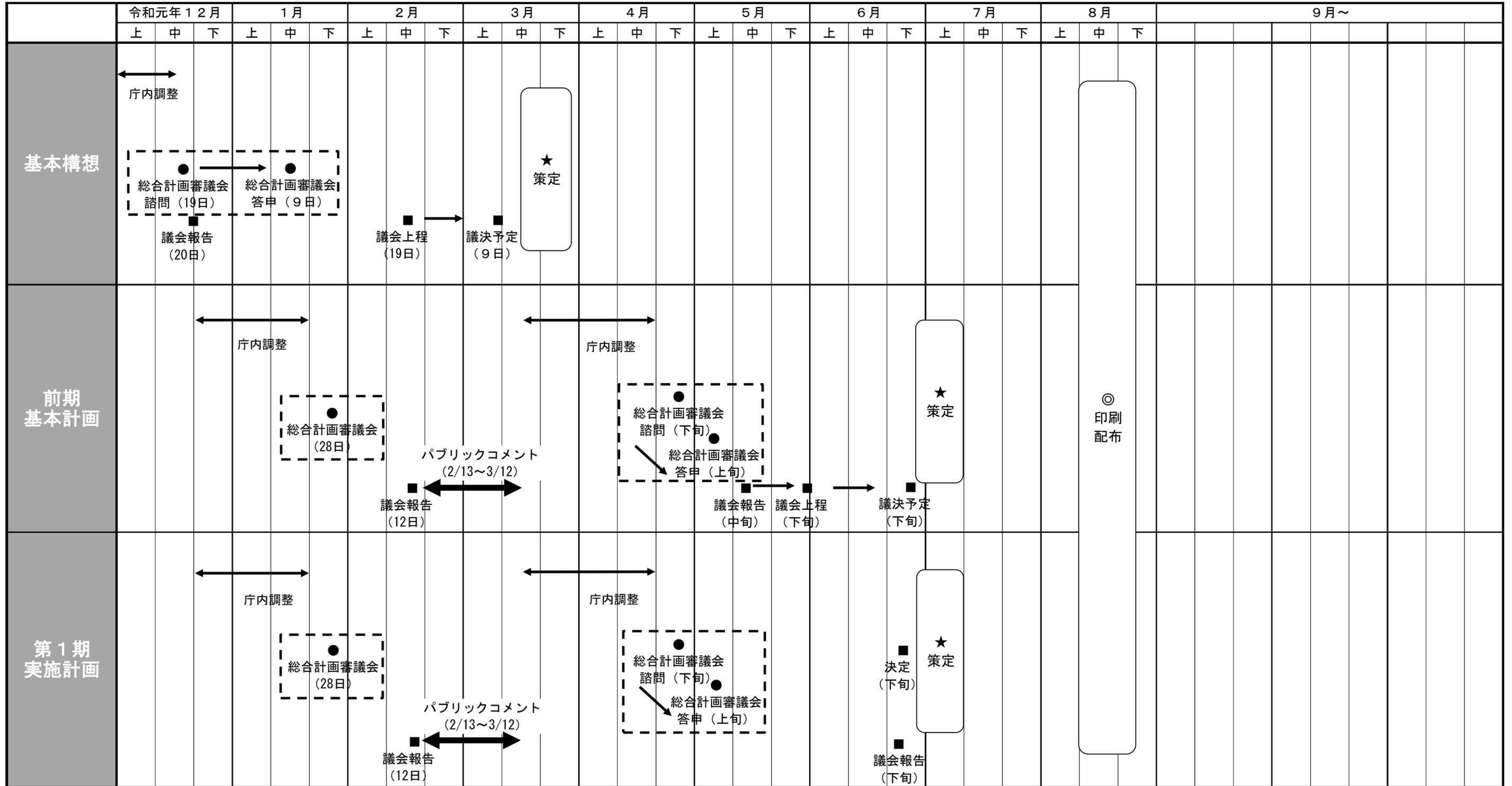
しかし、今般の台風及び大雨の災害発生等を踏まえ、施策の取組等について見直す必要が生じたことから、当初予定していたスケジュールを見直し、以下のとおり策定作業を進めようとするものです。

区分	手続内容	変更後スケジュール
基本構想	基本構想（案） 総合計画審議会へ諮問	令和元年 12 月 19 日
	基本構想議案上程	令和 2 年 2 月議会
前期基本計画	前期基本計画（案） パブリックコメント手続	令和 2 年 2 月 13 日 ～ 3 月 12 日
	前期基本計画 総合計画審議会へ諮問	令和 2 年 4 月下旬
	前期基本計画議案上程	令和 2 年 6 月議会
第 1 期実施計画	第 1 期実施計画（案） パブリックコメント手続	令和 2 年 2 月 13 日 ～ 3 月 12 日
	第 1 期実施計画 総合計画審議会へ諮問	令和 2 年 4 月下旬
	第 1 期実施計画の決定	前期基本計画議決後
次期総合計画の開始		令和 2 年 4 月 ※遡及適用

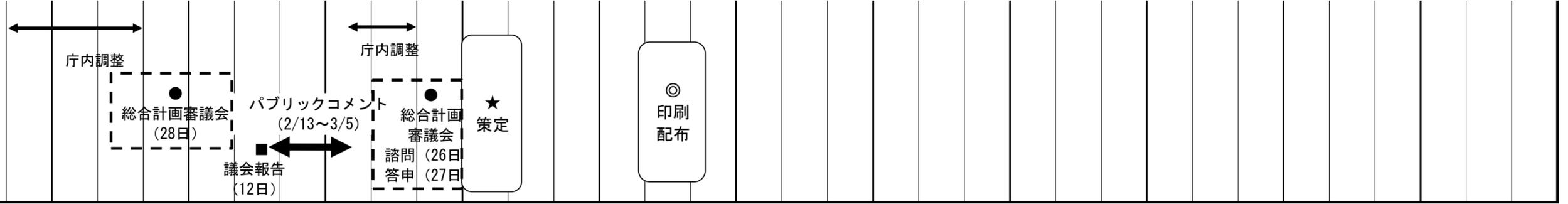
■ 袖ヶ浦市 次期総合計画 策定スケジュール（変更後）

資料 1
(参考資料)

策定時期
基本構想議決:3月
前期基本計画議決、第1期実施計画策定:6月



第2次
総合戦略



袖ヶ浦市基本構想

令和元年 1 2 月

袖ヶ浦市

Ⅰ. 市が目指す将来の姿

1. 市が目指す将来の姿

「市が目指す将来の姿」は、袖ヶ浦市総合計画の目標年次である令和13年に市が実現を目指す将来のまちの姿を示すものです。

まちづくりを進めていくには、本市を取り巻く社会経済情勢をはじめ、市が抱える課題や市民の意向を捉え、変化を続ける社会や多様化する市民ニーズに対応する必要があります。

また、本市が有する特性を活かし、市内で学び、働き、活動し、そして日々の暮らしている人々と、方向性を共有しながら歩みを進めていく必要があります。

そのため、袖ヶ浦市総合計画の目標年次である令和13年までに実現を目指す姿を、「みんなで作る 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦」とします。

市が目指す将来の姿

みんなで作る

人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦

本市の特色である子育て・教育の充実、全国有数の工業や大地が育む農業をはじめとする各産業の活性化、利便性の高い交通アクセスや多様な地域資源など、本市の魅力を発揮することにより、「住みたいまち」「働きたいまち」「訪れたいまち」として人が集うまちを目指します。

また、本市の豊かな大地や里山など、受け継いだ自然環境と、都市機能や住みやすい生活環境とが調和した、緑が広がる美しいまちを目指します。

さらに、災害等に強く、市民一人ひとりが住み慣れた地域で健やかに安心して暮らし続けることができるまちを目指します。

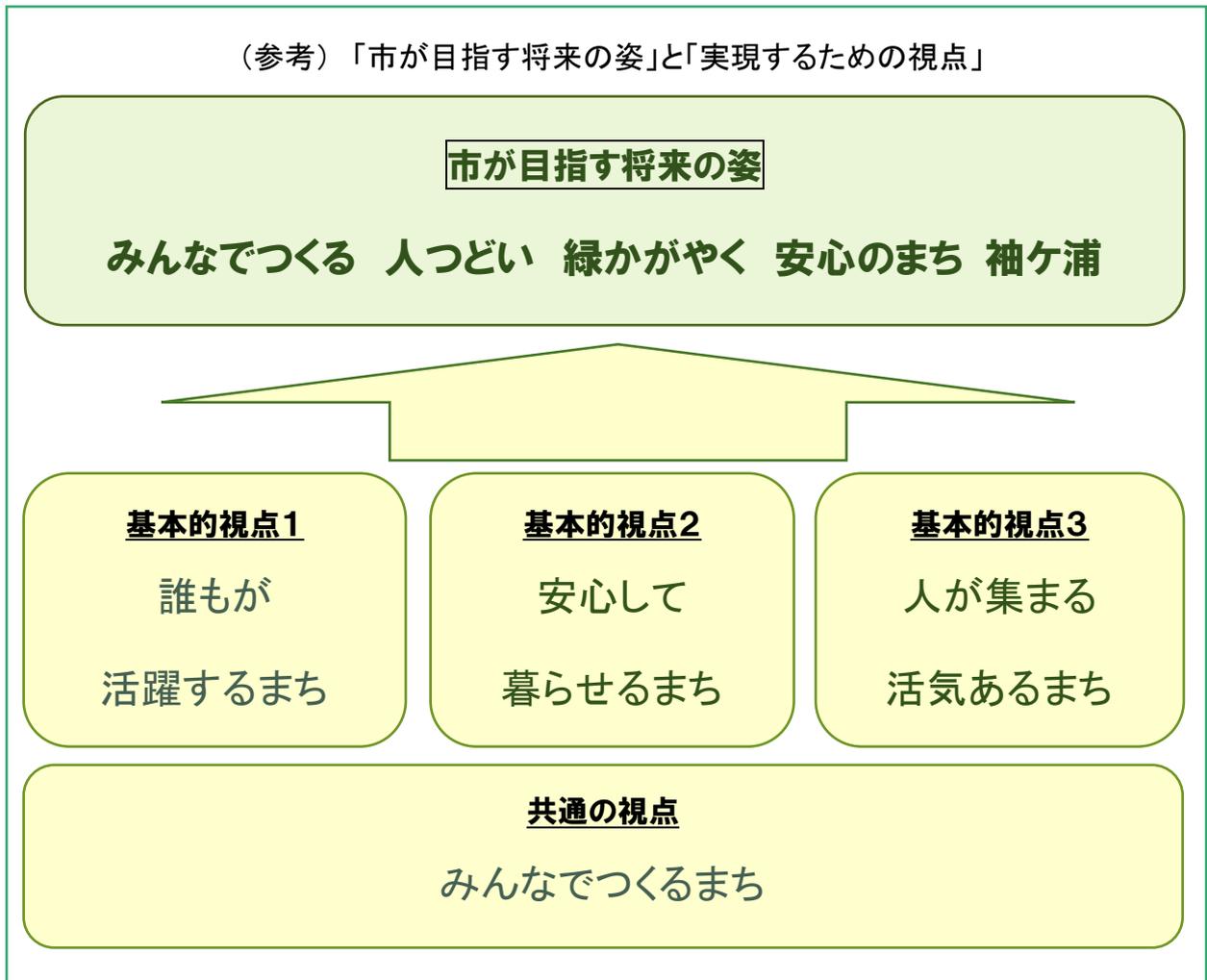
これらを実現するため、市民一人ひとりの個性や知恵、地域コミュニティをはじめとした人のつながりを活かしながら、地域社会を構成する様々な主体が互いに協力する、みんなで作るまちを目指します。

2. 「市が目指す将来の姿」を実現するための視点

市が目指す将来の姿「みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦」を実現するため、これからのまちづくりにおいて重視する3つの基本的視点として、市民が力を発揮できる「誰もが活躍するまち」、市民が安全で、健康でいきいきと生活できる「安心して暮らせるまち」、まちが活性化して人々が行き交い賑わう「人が集まる活気あるまち」を定めます。

これら3つの視点を支え、様々な主体によるまちづくりを推進する「みんなでつくるまち」を共通の視点として定め、これら4つの視点を踏まえたまちづくりを進めます。

(参考) 「市が目指す将来の姿」と「実現するための視点」



基本的視点 1

誰もが活躍するまち

少子高齢化による人口減少社会において、まちづくりの活力を維持・発展させるには、市民の誰もが生きがいを持って、それぞれの持つ力を発揮するとともに、様々な形で社会参加していくことが重要となります。

そのため、未来を担う子どもたちの健やかな成長と人間形成の基礎を育む学校教育や、市民の誰もが生涯を通じて学習ができる機会などを充実し、多様な担い手の育成を図るとともに、一人ひとりの個性や能力を活かしながら地域などで活躍できる環境づくりに取り組めます。

これにより、将来の発展に向けて、今後の担い手となる人々を育むとともに、市民が知識・能力・経験等を十分に活かすことができる、誰もが活躍するまちづくりを進めます。

基本的視点 2

安心して暮らせるまち

個人の価値観やライフスタイルが変化し、市民ニーズは多様化しており、また、災害の発生や少子高齢化などの自然的・社会的な懸念がある中で、市民が安心して暮らすことができる環境の整備が重要になっています。

このため、災害や犯罪等から市民生活を守るほか、豊かな自然の継承や良好な生活環境の整備、あらゆる年代が健やかに生活できる健康づくりや福祉サービスの向上などに取り組めます。

これにより、すべての市民が健康で生き生きと安心して暮らせるまちづくりを進めます。

基本的視点 3

人が集まる活気あるまち

本市は、持続的な発展の基礎となる産業基盤や地域資源のほか、都心部への交通利便性が高い地理的特性を有していますが、今後も持続的に発展するためには、これまで以上に人々が行き交い、賑わいのあるまちとして魅力を高めていくことが重要となります。

このため、本市が有する強みや地域の特性を活かした、産業の活性化や観光振興などに取り組みます。

これにより、市民生活や各産業における多様な波及効果を創出し、人が集まる活気あるまちづくりを進めます。

共通の視点

みんなで作るまち

個人の価値観や社会構造が多様化・複雑化し、個人や地域による自発的な課題解決や、行政による市民ニーズへの対応が難しくなっており、これからのまちづくりには、様々な主体が連携して取り組んでいくことが重要となっています。

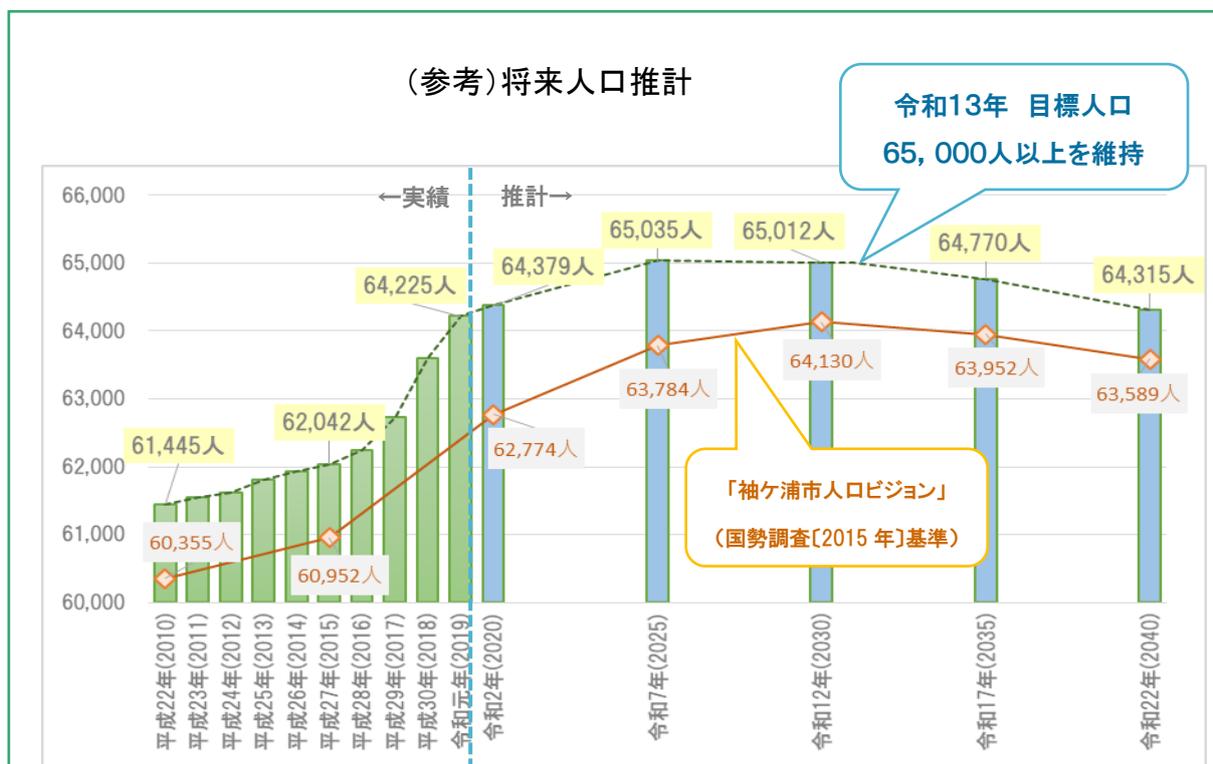
このため、地域における人のつながりを深め、市民相互の交流による活力あふれるコミュニティを形成するとともに、市民・地域・事業者・行政など地域社会を構成する様々な主体が連携・協力しながら、みんなで力を合わせたまちづくりを進めます。

II. 将来の目標人口

本市の人口は、「袖ヶ浦市人口ビジョン」の考え方を基に、最新の人口動向や市を取り巻く状況等を踏まえた推計によると、令和7年頃にピークを向かえた後に、緩やかな減少局面となる見通しです。

しかしながら、まちづくりを進めていく上で人口は重要な要素であり、まちの活性化のためには一定の人口を維持していくことが必要です。

このため、令和13年の目標人口は、総合計画に基づく効果的な施策の展開を図ることにより、65,000人以上を維持することとします。



(住民基本台帳人口を参考に推計:各年度10月1日人口)

【袖ヶ浦市人口ビジョンとは】

将来の人口減少・高齢化を見据える中、人口に関する認識を市民と行政が共有し、効果的な施策を企画立案する上での基礎とするため、まち・ひと・しごと創生法に基づき、「袖ヶ浦市人口ビジョン」を策定しています。

「袖ヶ浦市人口ビジョン」は、子育て支援や雇用の場の確保といった各種施策による効果や、市内の開発動向等を加味しながら、本市における人口の現状分析や課題を踏まえて、今後目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を示したものです。

Ⅲ. 土地利用の方針

「みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦」の実現に向け、市の産業や文化、自然、生活環境などあらゆる面でそのポテンシャルを最大限に発揮できるよう、計画的かつ効率的な土地利用を図ります。

袖ヶ浦駅、長浦駅、横田駅を中心とする3つの地域を、都市機能の集積を図る都市拠点として位置づけ、商業施設や業務施設、住宅などの集積をさらに促進します。

また、内陸部の住宅地や集落地では、既存コミュニティの維持・活性化を図りつつ、本市の魅力である自然環境や農地を保全、活用したまちづくりを目指します。さらに、広域的な交通利便性を活かし、高速道路インターチェンジ周辺などにおける地域振興に寄与する土地利用については、計画的な規制誘導を図ります。

こうした計画的な土地利用により、魅力を感じられる住宅地と、身近な生活ニーズに対応できる商業地、市の発展を支える工業地などがバランスよく配置された都市を目指します。

序論

※ 令和元年度第1回総合計画審議会において、「次期総合計画策定におけるこれまでの取組みについて」として示した資料に、一部追加したものです。

I. 総合計画の概要

1. 計画策定の趣旨

本市では、市制施行した平成3年に基本構想を定め、また、平成22年には「～自立と協働のまち～人いきいき、緑さわやか、活力あふれる袖ヶ浦」を将来都市像とする基本構想を策定し、まちづくりを進めてきました。

この間、東京湾アクアライン開通に伴う袖ヶ浦バスターミナルの整備と高速バスの運行等により、本市の交通利便性は大きく向上したほか、新たな産業を生み出す袖ヶ浦椎の森工業団地の整備、袖ヶ浦駅海側地区の土地区画整理など、将来の発展を見据えた基盤整備を図ってきました。

また、充実した子育て施策や教育施策など、特徴ある取組を展開してきたことにより、市の人口は現在も増加を続けています。

一方で、長期的な景気低迷の影響等により、本市における税収はピーク時の平成9年と比較して約8割に減少しています。また、高齢化の進行等に伴う社会保障費の増加や老朽化の進む各種インフラの維持管理費増加などにより、財政の硬直化が大きな課題となっています。

さらに、東日本大震災の発生や、台風、大雨などの激甚化する自然災害等により、防災・減災に向けた取組が重視されているほか、価値観やライフスタイルが変化するなど、市民意識の変化に伴い市民ニーズは多様化・複雑化しています。

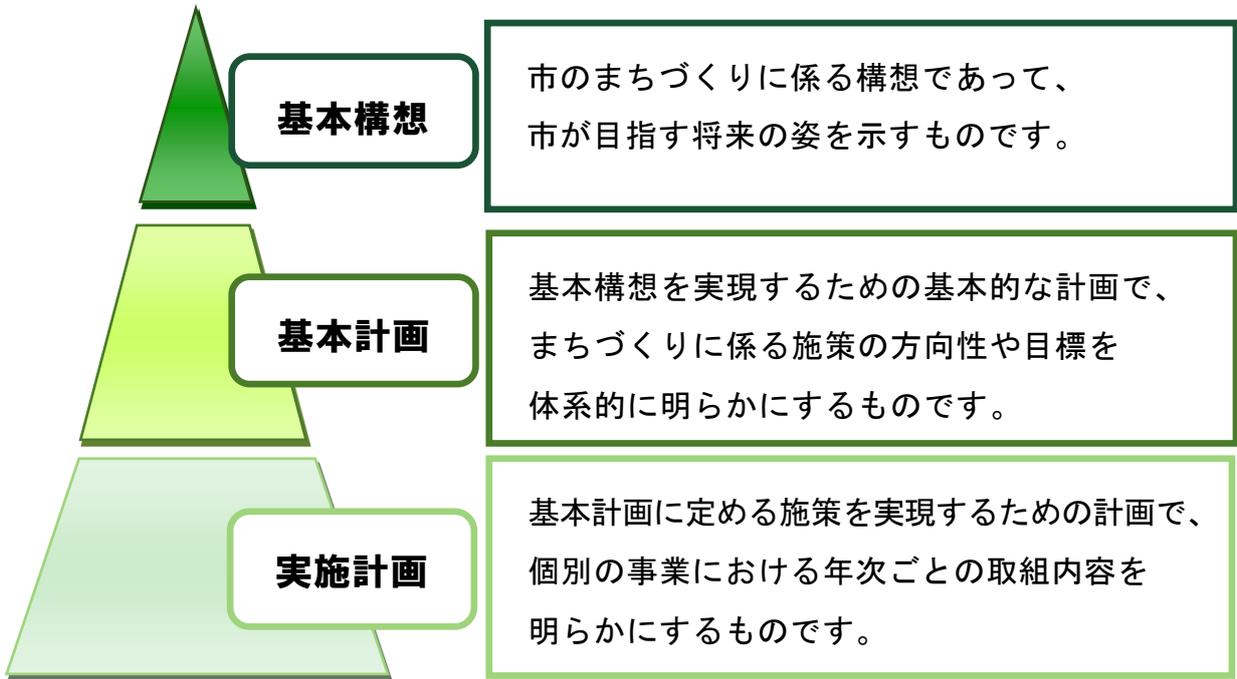
こうした状況変化を踏まえ、これまでの成果を継承しつつ、これからの時代のニーズに対応した持続可能なまちづくりを計画的に進めるため、令和2年度を初年度とする新たな「袖ヶ浦市総合計画」を策定するものです。

2. 計画の位置付け

「袖ヶ浦市総合計画」は、今後のまちづくりの指針として、本市が目指す将来の姿を明らかにするとともに、その実現のための方策を示すものであり、本市のまちづくりにおける最上位の計画として位置付けられるものです。

3. 総合計画の構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の三層構造で構成されます。



4. 総合計画の期間

- 「基本構想」は、今後の社会経済情勢の変化を見据えながら長期的視点に立ったまちづくりを行うため、計画期間を12年間とし、これを全体の計画期間とします。
- 「基本計画」は、「基本構想」の計画期間である12年間で前期と後期に分け、それぞれ6年間の計画期間とします。
- 「実施計画」は、予算編成の指針として適切に管理できる期間として3年間で計画期間とするとともに、必要に応じて見直しを行うものとします。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
基本構想	基本構想(12年間)											
基本計画	前期基本計画(6年間)						後期基本計画(6年間)					
実施計画	第1期実施計画(3年間)			第2期実施計画(3年間)			第3期実施計画(3年間)			第4期実施計画(3年間)		
	※必要に応じて毎年見直し											

II. 袖ヶ浦市の概要

1. 位置・地勢

本市は、千葉県の中西部に位置し、北は東京湾、東は市原市、南・西は木更津市に接しています。総面積は94.93平方キロメートル、周囲は84.50キロメートルで、東西約14.0キロメートル、南北約13.5キロメートルに広がっています。

直線距離で東京都心から約35キロメートル、千葉市から約25キロメートルに位置し、袖ヶ浦駅から東京駅までJR京葉線で最短約60分、千葉駅までJR内房線で約30分で移動できるほか、袖ヶ浦バスターミナルからの高速バスを利用することで、都心部の主要駅まで約60分以内、東京国際空港(羽田空港)までは最短22分で結ばれており、鉄道や高速道路を通じて、主要駅や空港へのアクセスが良好な位置にあります。

また、本市の臨海部は、京葉工業地域を形成し、石油化学やエネルギー関連企業が多く立地しているほか、内陸部の主に北西部から東部にかけては平坦な丘陵地帯に開けた畑地、南西部から南部にかけては肥沃な水田地帯が広がっています。

さらに、市内では、清澄山系に源を發し市を東西に流れ東京湾に注ぐ小櫃川やその支流である松川、檜水川、武田川のほか、浮戸川、蔵波川等が流れています。



2. 沿革

「袖ヶ浦」の名は、「古事記」の日本武尊(ヤマトタケルノミコト)が相模国からの東征の折、走水(現在の東京湾)を渡る際に大時化に遭い、この際海神の怒りを鎮めるため海中に身を投じた妃の弟橘姫(オトタチバナヒメ)の袖がこの地方の海岸に流れ着いたという伝説に由来しており、昭和30年に旧袖ヶ浦町の誕生の際に町名として採用されたものです。

本市の歴史は大変古く、およそ3万年前の旧石器時代からこの地方に人が暮らし始めたと考えられています。市内にある遺跡からは縄文・弥生時代の土器・石器類が出土しており、平成29年には縄文時代の大型貝塚である山野貝塚が国史跡に指定されたほか、4世紀から7世紀にかけて活躍した豪族の古墳も多く見つかり、この地で古くから人々の生活が営まれていたことが伺われます。

室町時代には「横田郷」と呼ばれる大きなムラができ、江戸時代には、幕府による交通網の整備に伴い、本市の地域周辺でも房総往還、久留里往還などの脇往還(脇街道)が整備され、現在のJR袖ヶ浦駅前付近は房総往還の主要な宿場「奈良輪宿」として発達しました。その後、明治4年に行われた廃藩置県により当地域は木更津県に属し、さらにその2年後、木更津県と印旛県が合併した千葉県に属しています。

昭和30年3月31日、昭和町、長浦村、根形村の一部が合併した旧袖ヶ浦町と、平川町、根形村の一部、富岡村の一部が合併した旧平川町が発足しました。当時は沿岸部での海苔の養殖、内陸部の低地での稲作や台地での畑作など水産業や農業が産業の基盤となっていました。高度経済成長期に入ると海岸の埋め立て造成により石油化学やエネルギー関連等のコンビナートが形成され、京葉工業地域の一翼を担う地域となりました。

昭和46年11月3日に旧袖ヶ浦町と旧平川町が合併して新たな袖ヶ浦町が発足するとともに、福王台や長浦駅前等の土地区画整理事業等の住宅地開発の結果、町の人口は飛躍的に増加し、平成3年4月1日に市制施行し、現在の袖ヶ浦市が誕生しました。

その後、館山自動車道、東京湾アクアライン、首都圏中央連絡自動車道の開通により、県内地域はもちろん、都心をはじめとする県外各地へのアクセス性が飛躍的に高まったことを背景として、新たに袖ヶ浦椎の森工業団地や袖ヶ浦駅海側地区の整備が進むなど、現在も産業と自然が調和したまちづくりが進められています。

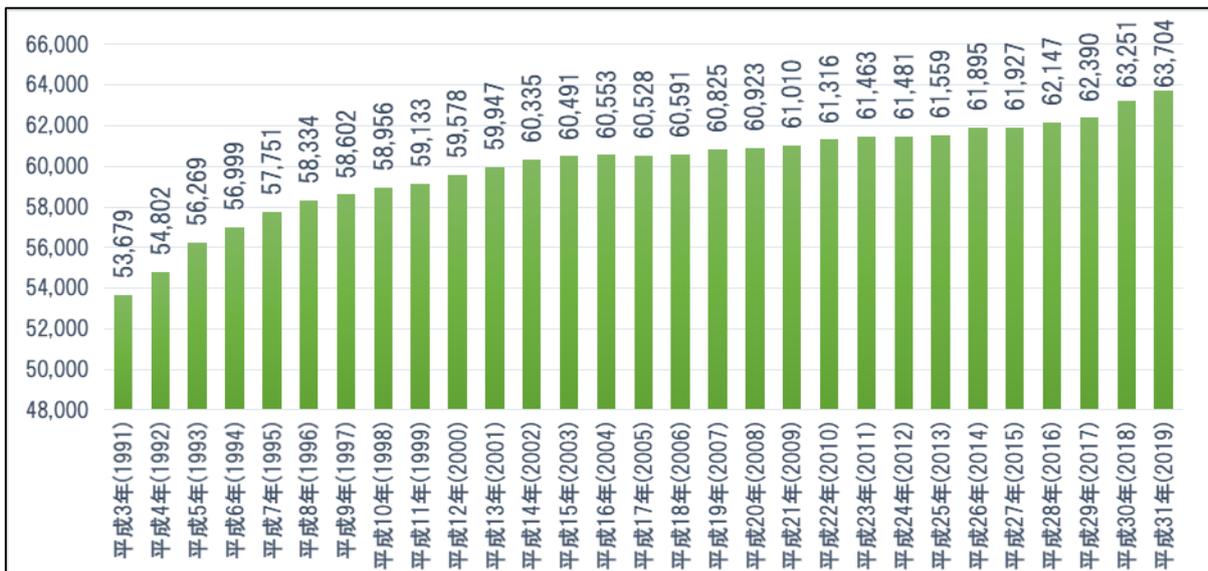
3. 人口推移

本市の人口は、京葉工業地域の形成や宅地造成等に伴って急速に増加し、現在も緩やかな増加が続いています。

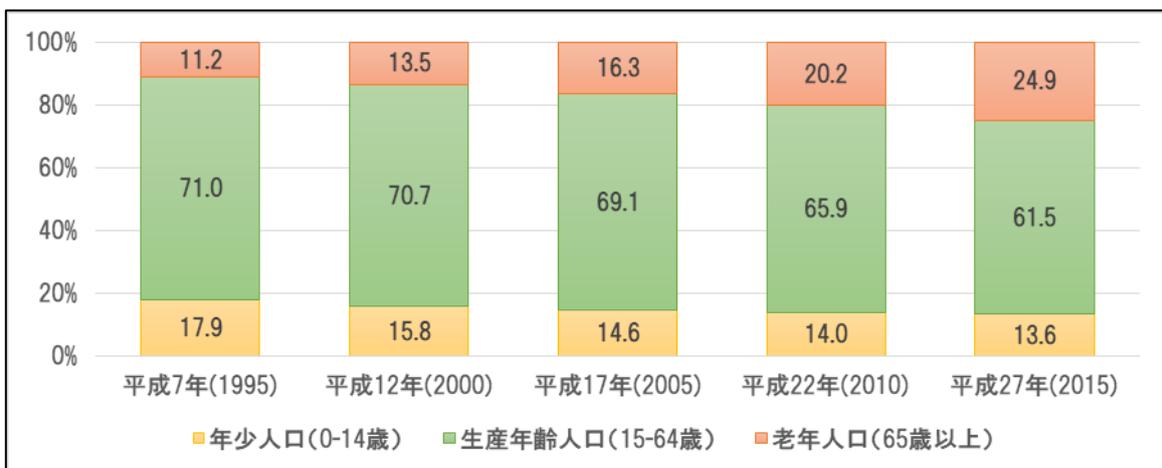
また、世帯数についても増加しているものの、1世帯あたりの人員は年々減少しており、単身化や核家族化が進んでいます。

年齢3区分別の割合をみると、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)が減少傾向にある一方、平成7年に11.2%であった老年人口(65歳以上)は、平成27(2015)年に24.9%へ急増しており、高齢化の進行が顕著となっています。

住民基本台帳人口の推移（4月1日現在、単位：人）



年齢3区分別人口の割合の推移



資料：国勢調査結果

4. 財政の動向

(1) 歳入と歳出の状況

本市の財政規模(一般会計)は、大型建設事業が集中した平成25～平成27年度を除き、おおよそ210億円～230億円台で推移しています。

歳入については、最も大きな割合を占める市税が、平成9年度をピークに減少傾向が続いていましたが、下げ止まりの状況が続いているだけでなく、回復の兆しも見えています。

歳出については、社会保障費の増加に伴い、扶助費が平成21年度から平成30年度までの10年間で2倍以上に増加しているほか、大型建設事業の実施に伴い、平成25～平成27年度の投資的経費も高い水準となっています。

歳入決算額の推移

(百万円)

項目	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	
一般財源	市税	13,647	13,438	13,287	13,217	13,379	13,375	13,108	13,196	13,687	13,643
	地方消費税 交付金	548	547	561	566	562	672	1,087	980	1,034	1,135
	上記以外の 一般財源	862	815	818	764	798	753	756	700	768	752
国及び県支出金	3,356	3,230	3,595	3,697	5,156	5,345	4,644	4,433	6,202	4,419	
市債	740	895	944	1,256	2,417	3,688	1,685	1,409	1,695	904	
その他	2,603	2,211	2,152	3,312	3,677	3,543	4,261	2,957	1,702	3,167	
歳入計	21,756	21,136	21,357	22,813	25,990	27,377	25,541	23,675	25,089	24,019	

歳出決算額の推移

(百万円)

項目	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
義務的経費	人件費	5,460	5,307	5,361	5,350	5,165	5,088	5,232	5,371	5,441
	扶助費	2,353	3,370	3,650	3,786	3,891	4,127	4,425	4,583	4,996
	公債費	1,090	1,038	1,023	1,060	1,092	1,079	1,084	1,048	1,063
物件費	4,593	4,369	4,326	4,340	4,084	4,199	4,238	4,226	4,304	4,446
補助費等	2,721	1,494	1,464	1,511	1,502	1,604	1,812	1,823	1,837	1,796
繰出金	2,149	2,237	2,346	2,258	2,241	2,101	2,281	2,290	2,052	2,041
投資的経費	1,901	2,011	1,994	2,555	5,860	7,333	4,930	2,592	3,484	2,138
その他	793	1,006	653	754	872	1,071	826	1,040	1,327	1,417
歳出計	21,060	20,832	20,816	21,613	24,707	26,602	24,827	22,974	24,200	23,386

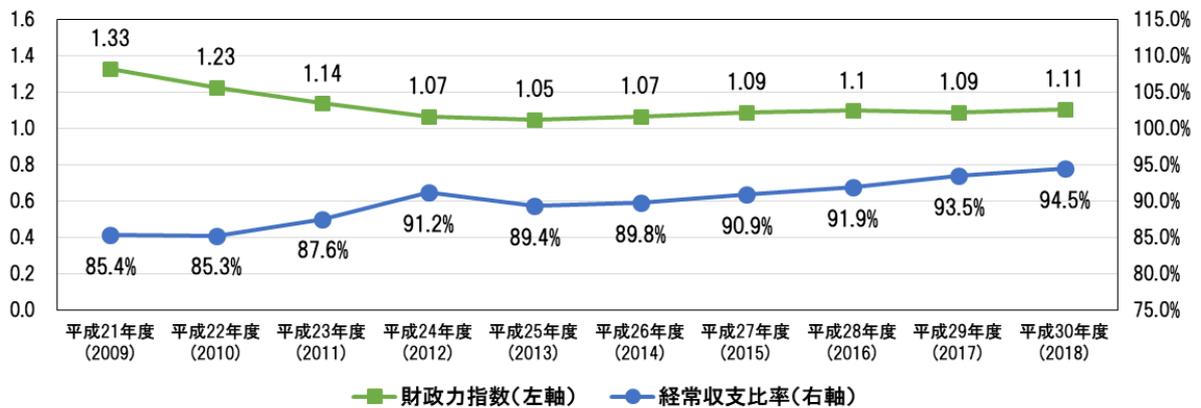
(2) 財政指標の推移

本市の財政状況については、財政力指数で見ると、水準は徐々に低下しているものの、普通交付税の交付を受けない基準である「1」を上回って推移している状況です。

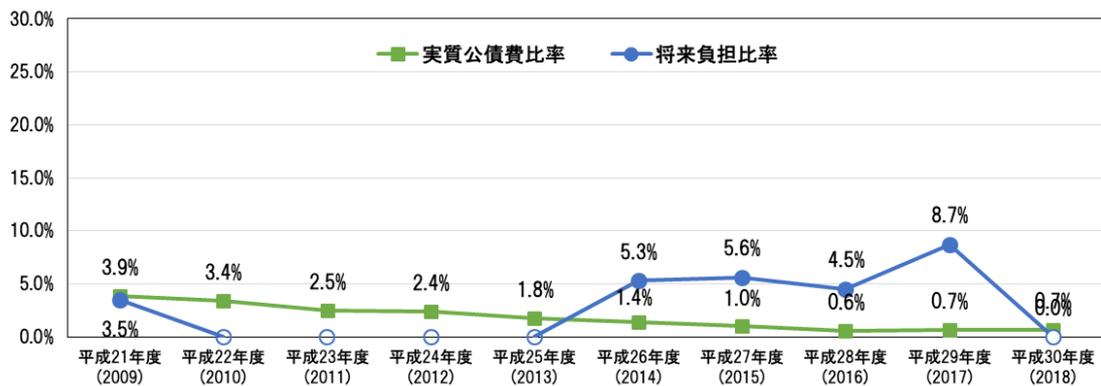
財政構造の弾力性を表す経常収支比率については、扶助費の増加を背景に上昇傾向が進んでおり、財政の硬直化が進行しています。

自治体の財政状況を示す、実質公債費比率や将来負担比率は大型建設事業に伴い変化していますが、全国平均や県内自治体と比較して低く、健全な財政状況を保っています。

財政力指数・経常収支比率の推移



実質公債費比率・将来負担比率の推移



千葉県平均・全国平均との比較(平成30年度)

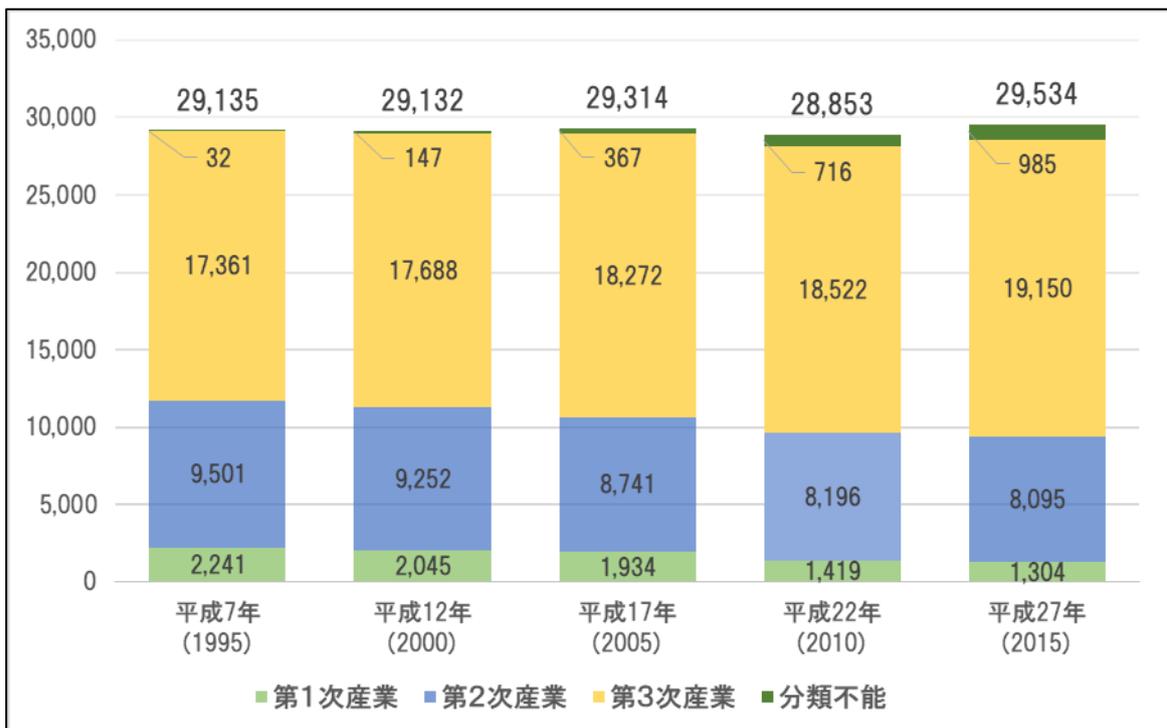
財政指標	袖ヶ浦市	千葉県平均	全国平均
財政力指数	1.10	0.72	0.51
経常収支比率	94.5%	92.1%	93.0%
実質公債費比率	0.7%	5.7%	6.1%
将来負担比率	—	32.0%	33.7%

5. 産業の状況

本市には、臨海部の京葉工業地域や内陸部の袖ヶ浦椎の森工業団地における工業、肥沃な大地と温暖な気候を活かした農業、交通アクセスの強みを生かした魅力ある観光などの産業が存在しています。

本市の産業別就業人口(平成27年)は29,534人で、うち分類不能の産業に区分される985人を除いた28,549人の産業別就業人口の構成は、第3次産業が19,150人(67.1%)で最も多く、次いで第2次産業が8,095人(28.4%)、第1次産業が1,304人(4.6%)の順となっています。過去20年間では、第1次産業が937人(3.1ポイント)、第2次産業が1,406人(4.3ポイント)減少している一方、第3次産業が1,789人(7.4ポイント)増加しています。

産業別就業人口の推移(単位:人)



資料: 国勢調査結果

Ⅲ. 時代の潮流

今後のまちづくりにあたっては、人々の意識や社会経済情勢など時代の潮流を踏まえた上で、これに応じた的確な取組を推進していく必要があります。本章では、今後のまちづくりの際に留意すべき時代の潮流について整理しました。

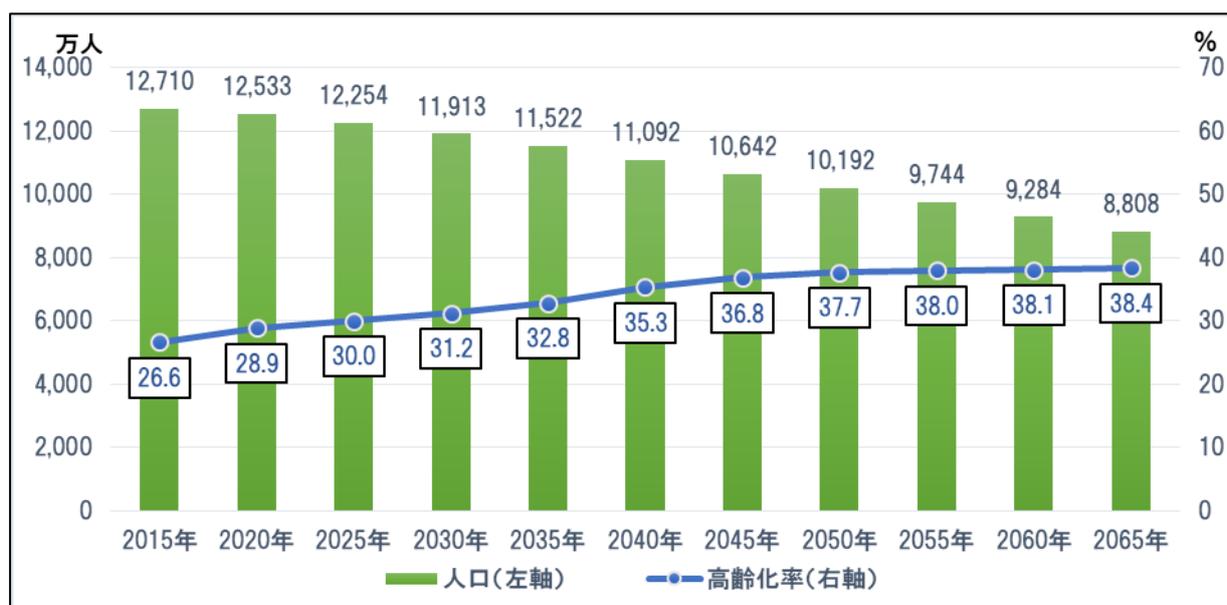
(1) 人口の減少

我が国の人口は、少子化を背景に平成20年をピークとして減少局面にあります。未婚化や晩婚化が進み、出生数が低位で推移しており、今後もこの傾向はさらに強まることが予想されます。人口の減少は、消費の減退、労働力の減少、地域コミュニティの機能低下など、地域の活力を衰退させる要因となることが懸念されています。

(2) 少子高齢化の進行

団塊の世代の高齢化や、少子化などを背景として、我が国の高齢化率は平成27年に26.6%に達し、今後も増加する見通しとなっています。高齢化の進行は、成熟した社会となることが予想され、少子化による生産年齢人口の減少に伴う経済活力の低下や、医療、福祉といった社会保障の負担増などの影響が生じます。

全国の将来人口数、高齢化率の推移

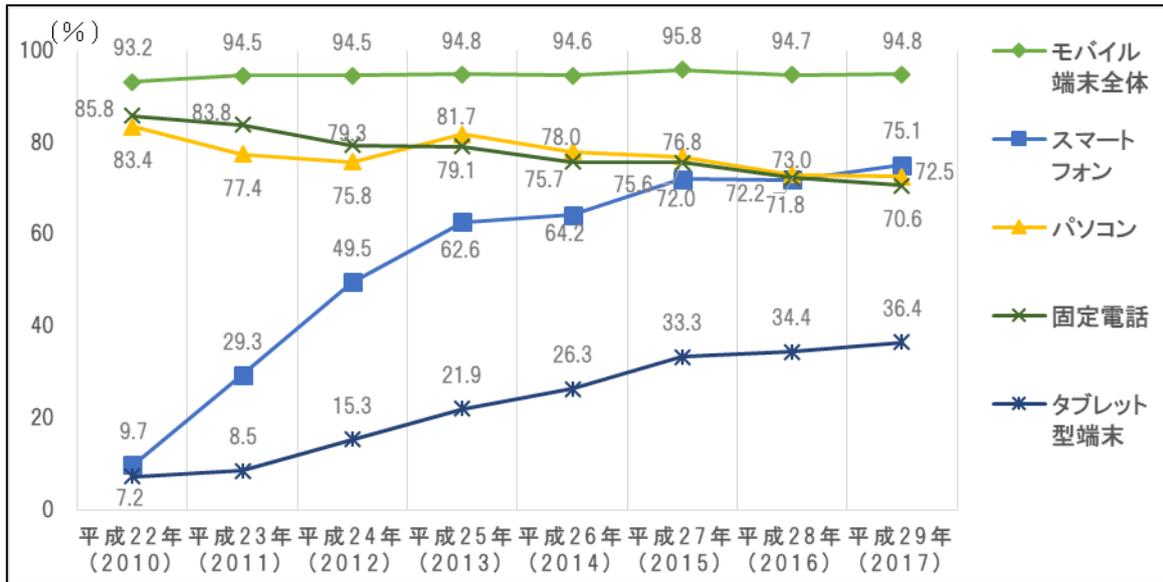


資料:「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

(3) 高度情報化の進展

スマートフォンの普及、IoT¹化の進行、AI²やビッグデータの利活用など、情報通信分野における目まぐるしい技術の進歩は「第4次産業革命」とも呼ばれ、新たな価値を創造し人々の生活に様々な豊かさを提供しています。一方で、情報セキュリティ問題や、情報格差の発生といった新たな課題も生み出しています。

主な情報通信機器の保有状況の推移（世帯）



資料:「通信利用動向調査」(総務省)

(4) 国際化の進展

近年、交通手段の発達や情報通信技術の進歩を背景に、ヒト・モノ・カネ・情報の流れが国家の枠を超えて世界規模で展開されるようになってきています。その結果、海外の成長市場での販売拡大や急増する訪日外国人観光客の消費取り込み等が企業経営に好影響を与える一方、グローバル競争の激化や製造拠点の海外移転等によって雇用が減少するといった懸念も生じています。

¹ Internet of Things の略で、「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すこと

² Artificial Intelligence の略で、人工知能のこと

(5) 環境問題に対する意識の高まり

地球規模での気候変動や環境問題が深刻化する中で、温室効果ガスの排出の抑制をはじめとした「低炭素社会」の構築や、限りある資源を有効活用し環境負荷の低減を図る「資源循環型社会」の形成が重要となっています。

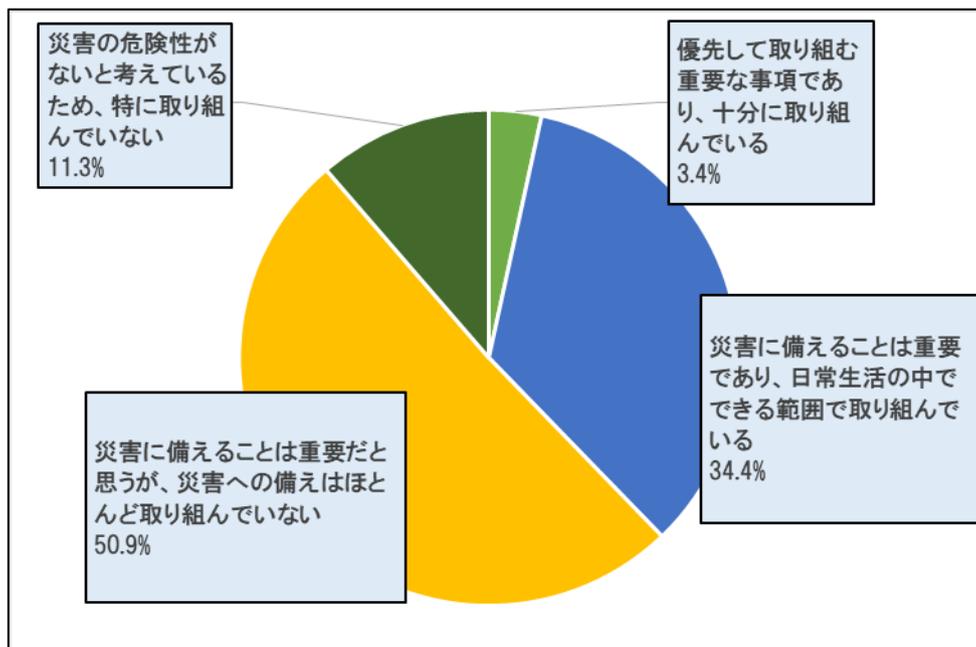
また、日常生活においても、再生可能エネルギーの活用や消費電力が少ない電化製品への転換、エコバッグの普及やリサイクルの実践などの取組が浸透してきており、環境問題への意識はますます高まっています。

(6) 安全・安心への関心の高まり

近年、東日本大震災をはじめとした地震やそれに伴う津波のほか、台風や集中豪雨といった大規模な自然災害が全国で発生し、人々の防災意識が高まっています。

また、高齢者や一人暮らし世帯の増加、人のつながりの希薄化などを背景に、詐欺や虐待などの犯罪が問題となっています。さらに、交通事故による死傷者数は減少しているものの、高齢者の割合が高くなっているなど、日々の生活における安全・安心の重要性が増しています。

災害への備えの重要度（平成28年実施内閣府アンケート調査より）



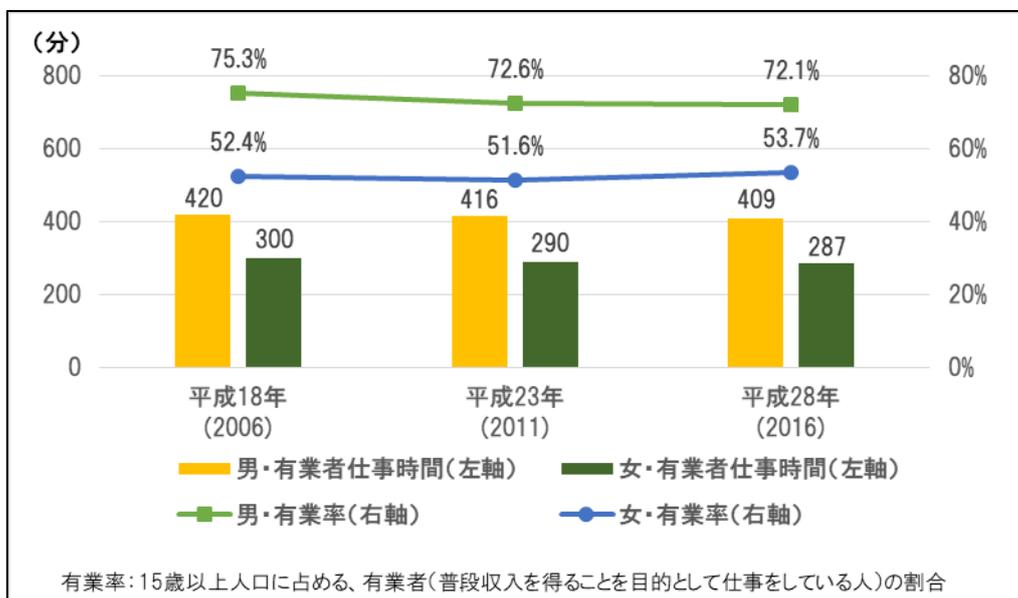
資料：「日常生活における防災に関する意識や活動についての調査」（内閣府）

(7) 価値観・ライフスタイルの多様化

社会の成熟化に伴い、豊かさの価値観については、物質的にある程度豊かになったことから、物質的な面で生活を豊かにすることに重きをおきたいという考え方に代わり、これからは心の豊かさやゆとりのある生活をするに重きをおきたいという考えが強まっている傾向にあります。

また、核家族化や単身世帯の増加など家族構成の変化が進んでいるほか、女性の社会進出に伴って共働き世帯も増えており、個人のライフスタイルは多様化しています。

男女別の有業率と仕事時間の推移



資料:「平成28年社会生活基本調査結果」(総務省統計局)

(8) 行財政運営の重要性の高まり

多くの地方自治体は、税収の減少と扶助費の増加による財政状況のひっ迫化、老朽化が進む公共施設への対応など様々な問題を抱えており、限られた財源の中で重要性和緊急性の観点から、取り組む事業の選択と集中を迫られる厳しい環境にあります。

また、地方分権により国から地方への権限移譲が進んでおり、行財政運営のあり方によって地域の将来人口や財政力が変化していくことが予想されることから、地方自治体では、それぞれの地域の実態に即し、自らの判断と責任で、より効果的な行財政運営をしていくことが求められます。

IV. 市民からの意見

今回の総合計画の策定にあたって、まちづくりアンケート調査、まちづくりワークショップ、年代別市民座談会、地域のまちづくり懇談会など、様々な機会を通じて市民の方々からまちづくりについての意見をお伺いしました。

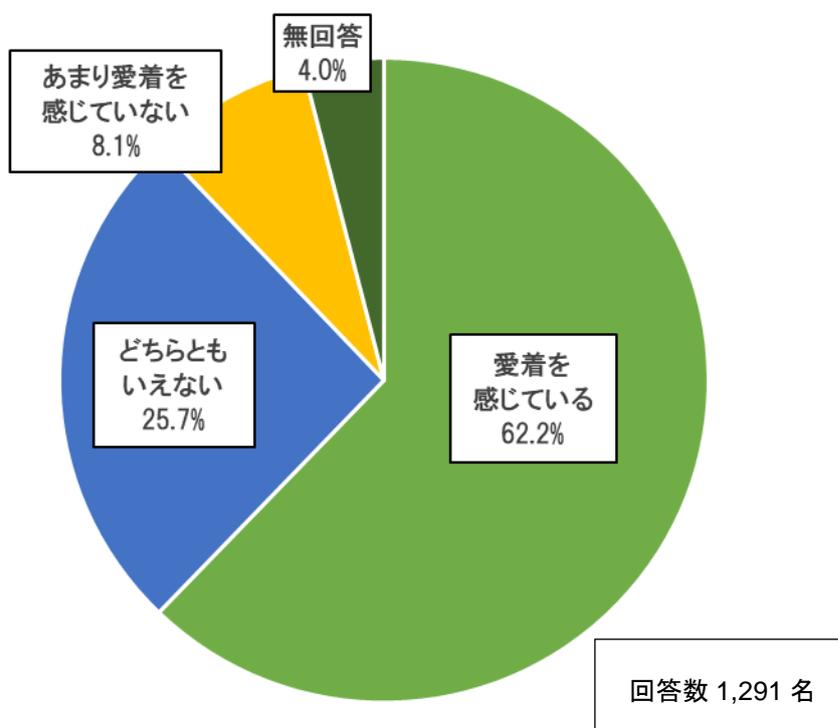
今後のまちづくりにあたっては、こうした市民の声を十分反映させながら、市民と行政が力を合わせて取組を進めていくことが重要です。

1. まちづくりアンケート調査(平成29年9月実施)の結果

(1) 市への愛着・住みよさ・居留意向

① 市への愛着

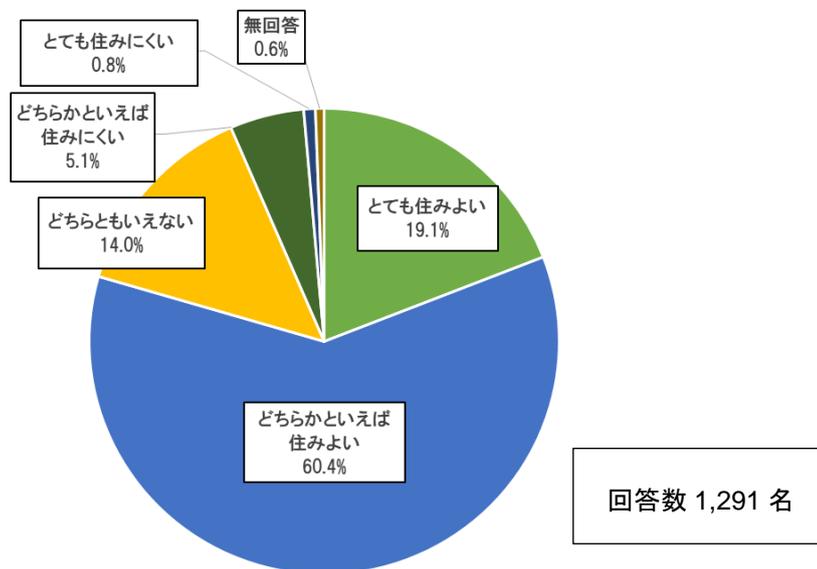
市への愛着は、「愛着を感じている」が62.2%となっており、「あまり愛着を感じていない」の8.1%を大きく上回りました。



資料:まちづくりアンケート調査

②市の住みよさ

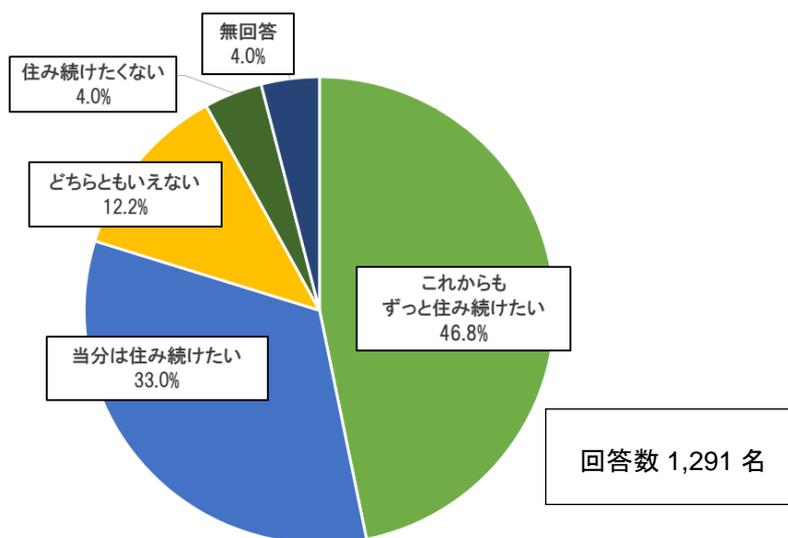
市の住みよさは、「とても住みよい」(19.1%)と「どちらかといえば住みよい」(60.4%)を合わせると、約8割の市民が「住みよい」と回答しました。



資料:まちづくりアンケート調査

③居留意向

市への居留意向は、「これからもずっと住み続けたい」が46.8%と約半数を占めており、「当分は住み続けたい」の33.0%と合わせ、今後も住み続けたいとの回答が約8割となりました。



資料:まちづくりアンケート調査

(2) 満足度と重要度

まちづくりアンケートにおいて、下記の52項目について現在の満足度(現在どのように感じているか)を調査するとともに、今後のまちづくりにおける重要度(今後取り組むことがどれくらい重要か)を調査しました。

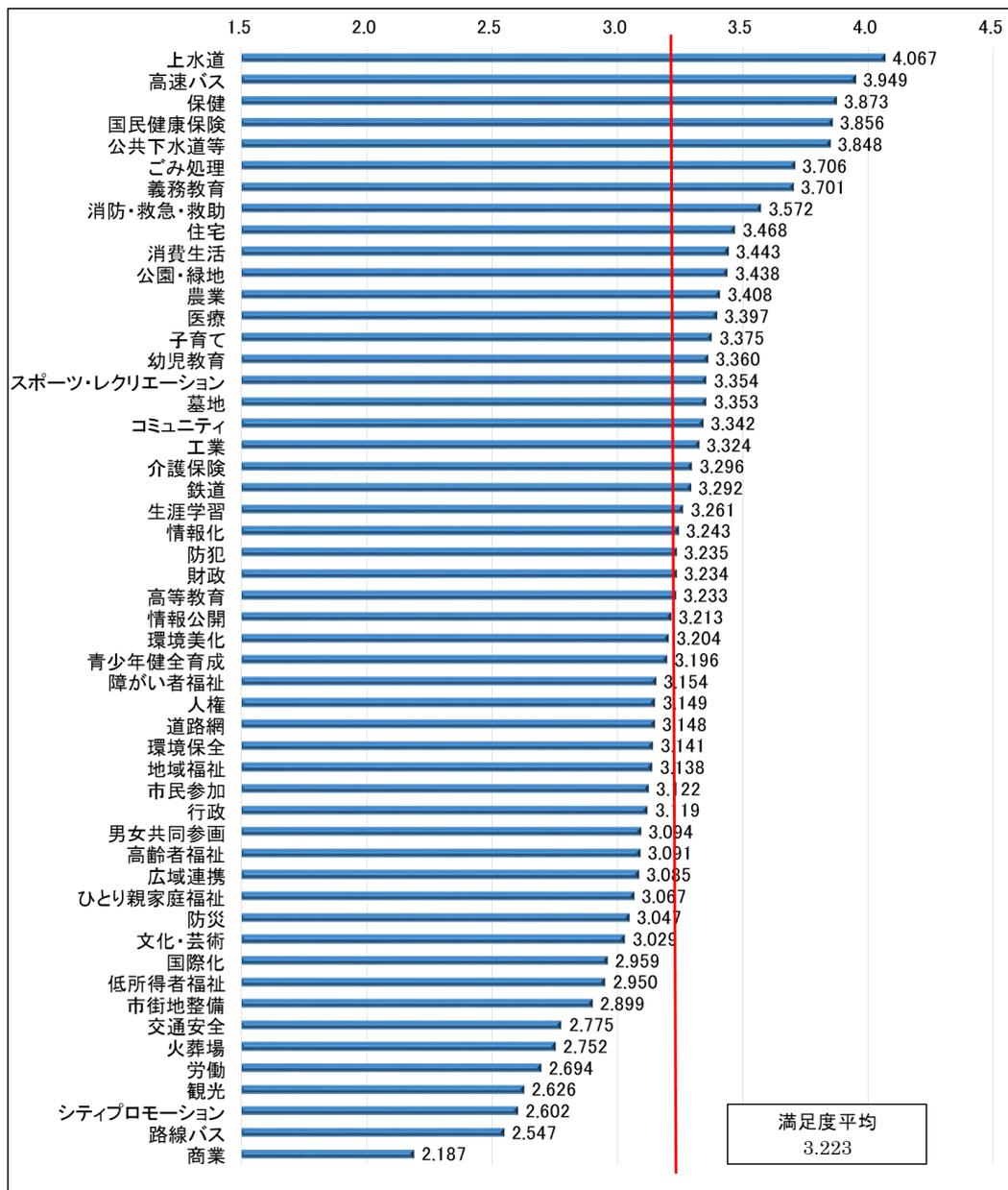
調査項目一覧

分野	番号	項目	分野	番号	項目
I 市民生活	01	コミュニティ	V 環境	34	環境保全
	02	市民参加		35	環境美化
	03	消費生活		36	ごみ処理
	04	男女共同参画	VI 産業振興	37	農業
	05	情報化		38	商業
	06	国際化		39	工業
	07	人権		40	観光
	08	鉄道		41	労働
	09	路線バス	VII 都市形成・ 都市基盤	42	市街地整備
	10	高速バス		43	公園・緑地
	11	墓地		44	道路網
	12	火葬場		45	上水道
II 防犯・防災	13	防災		46	公共下水道・ 農業集落排水・ 合併処理浄化槽・ し尿処理
	14	防犯			
	15	交通安全		47	住宅
	16	消防・救急・救助			
III 保険・ 医療・ 福祉	17	地域福祉	VIII 行財政	48	財政
	18	国民健康保険		49	行政
	19	介護保険		50	シティプロモーション
	20	ひとり親家庭福祉		51	広域連携
	21	低所得者福祉		52	情報公開
	22	子育て			
	23	障がい者福祉			
	24	高齢者福祉			
	25	保健			
	26	医療			
IV 学校教育・ 生涯学習	27	幼児教育			
	28	義務教育			
	29	高等教育			
	30	青少年健全育成			
	31	生涯学習			
	32	文化・芸術			
	33	スポーツ・ レクリエーション			

①現在の満足度

現在の満足度(現在どのように感じているか)については、42項目において満足している(「満足」とやや満足)の合計が不満である(「やや不満である」と「不満」の合計)を上回りました。

満足度(満足～不満の5段階を回答5～1とし、「わからない」及び「無回答」を除く回答件数で除して点数化したもの)の高い取組は、「上水道」「高速バス」「保健」の順となり、満足度の低い取組は「商業」「路線バス」「シティプロモーション」の順となりました。

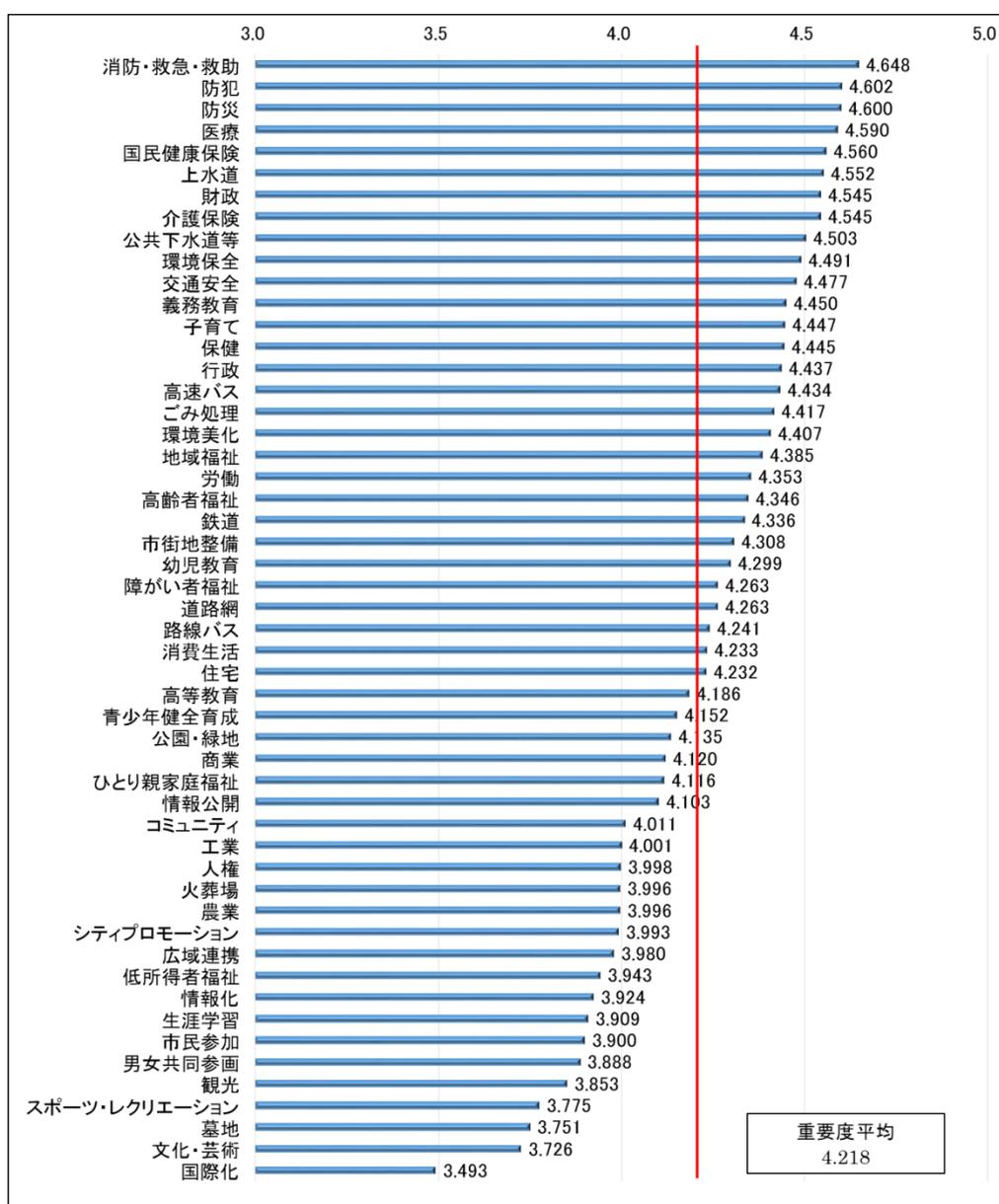


資料:まちづくりアンケート調査

②今後の重要度

重要度(今後取り組むことがどれくらい重要か)については、52項目全てにおいて重要(「重要である」と「やや重要」の合計が重要ではない(「あまり重要ではない」と「重要ではない」の合計)を上回りました。

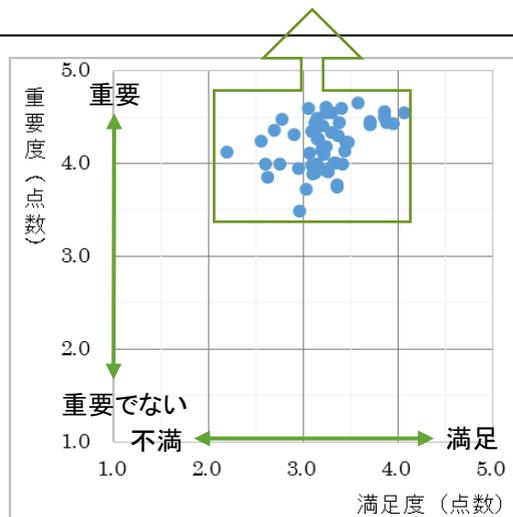
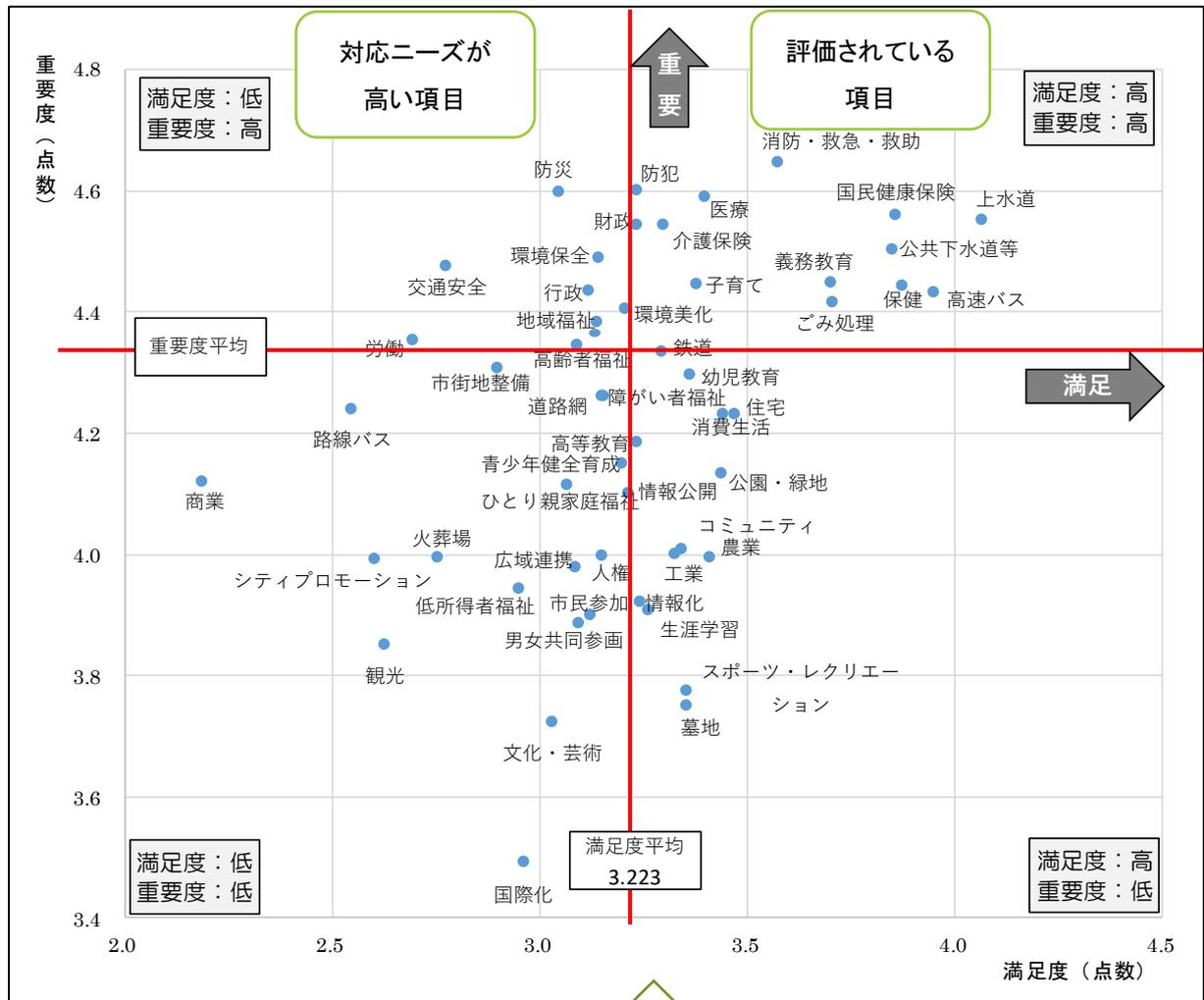
重要度(重要である～重要でないの5段階を回答5～1とし、「わからない」及び「無回答」を除く回答件数で除して点数化したもの)の高い取組は、「消防・救急・救助」「防犯」「防災」の順となり、重要度の低い取組は「国際化」「文化・芸術」「墓地」の順となりました。



資料: まちづくりアンケート調査

③満足度・重要度調査結果の全体的な傾向と施策間における散布図

点数化した満足度と重要度を散布図として表すと、全体的に満足度は高く、重要度も高くなっています。項目ごとの相関関係をみると、満足度が低く、重要度が高い項目(市民の対応ニーズが高い項目)は、交通安全、路線バス、労働、防災、市街地整備、環境保全などとなっています。

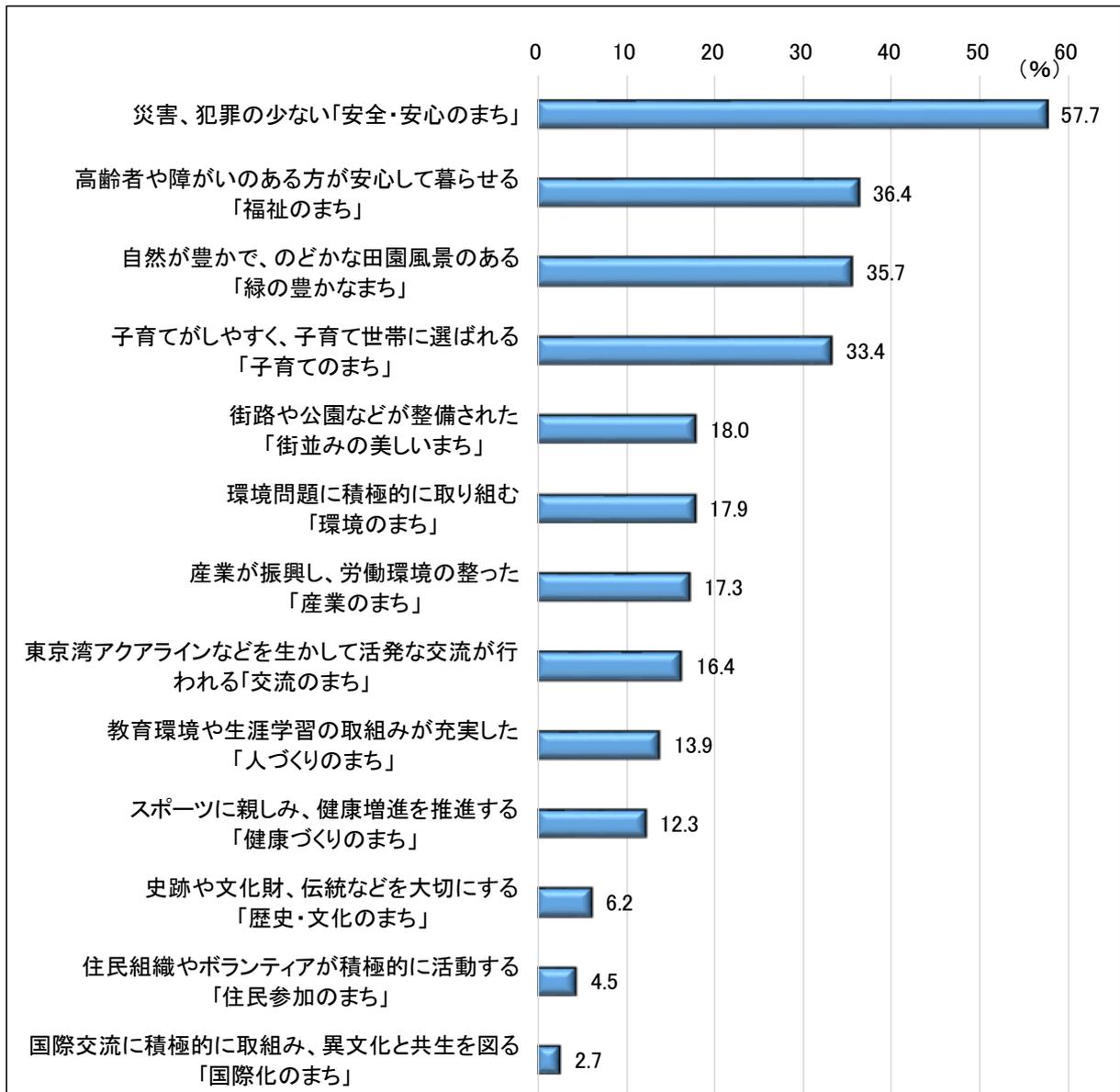


資料:まちづくりアンケート調査

(3) 市の将来像についての意見

袖ヶ浦市の将来像としてふさわしいものについては、「災害、犯罪の少ない『安全・安心のまち』」を挙げる声が多岐のほか、「高齢者や障がいのある方が安心して暮らせる『福祉のまち』」、「自然が豊かで、のどかな田園風景のある『緑の豊かなまち』」、「子育てがしやすく、子育て世帯に選ばれる『子育てのまち』」を挙げる声も多くなっています。

袖ヶ浦市の将来像としてふさわしいもの



資料:まちづくりアンケート調査(一人3項目までの選択による)

2. まちづくりワークショップ等の意見

今回の総合計画策定にあたって実施した、まちづくりワークショップ(平成29年12月～平成30年4月実施)、年代別市民座談会(平成29年12月～平成30年1月実施)、地域のまちづくり懇談会(平成29年12月実施)における主な意見は次のとおりです。

	まちづくり ワークショップ	年代別座談会	地域のまちづくり 懇談会
子育て支援、 学校教育	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て関連施設・サービスの充実 ● 学校教育の充実 ● 教育学習施設・図書館の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て関連施設・サービスの充実 ● 教育での農業や伝統文化の体験 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て世代、若年層を呼び込む施策の推進 ● 子育て関連施設・サービスの充実
生涯学習、 スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民がもつ多様なスキルの生涯学習への活用 ● スポーツ施設の有効活用 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民がもつ多様なスキルの生涯学習への活用 	
保健・医療	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内医療サービスの充実 		<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ振興による扶助費の削減 ● ガウランドの利用促進
福祉	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の生活支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者が活動できる場・機会の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の生活支援 ● 高齢者が活動できる場・機会の確保 ● 高齢者福祉施設の充実
防災・防犯 ・交通安全	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災対策の強化 ● 防犯対策の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 通学路の防犯・交通安全対策 	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災意識の向上 ● 水害対策 ● 通学路の防犯・交通安全対策
環境保全・ リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然環境の保全 ● ゴミの減量・リサイクルの推進 		<ul style="list-style-type: none"> ● 道路の美化 ● 山林の保護
市街地形成	<ul style="list-style-type: none"> ● 駅を拠点としたまちづくり ● 未利用地の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ● 駅を拠点としたまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ● 宅地開発と自然環境との調和 ● 市街地の集約化

	まちづくり ワークショップ	年代別座談会	地域のまちづくり 懇談会
公園	<ul style="list-style-type: none"> ● 海浜公園の活用 ● 公園でのイベント開催 	<ul style="list-style-type: none"> ● 遊具の安全確保 	<ul style="list-style-type: none"> ● 海浜公園の活用
道路	<ul style="list-style-type: none"> ● 歩道の整備 		<ul style="list-style-type: none"> ● 歩道の整備 ● かずさ I C の整備 ● 近隣市とのアクセス改善 ● 幹線道路の整備
住宅	<ul style="list-style-type: none"> ● 空き家対策 		<ul style="list-style-type: none"> ● 空き家対策
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ● 高速バス・路線バスの充実 ● 市内各施設へのアクセス改善 	<ul style="list-style-type: none"> ● 高速バス・路線バスの充実 ● 市内各施設へのアクセス改善 	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の移動手段の確保 ● 市内各施設へのアクセス改善
農林業	<ul style="list-style-type: none"> ● 農商工連携 	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規就農促進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業の集約化・法人化 ● 稼げる農業の確立 ● 新規就農促進
商工業	<ul style="list-style-type: none"> ● 買い物環境の向上 ● 飲食店の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ● 買い物環境の向上 ● 商店街の活性化 ● 企業誘致 	<ul style="list-style-type: none"> ● 買い物環境の向上 ● 企業誘致
観光	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域資源を活かした観光振興 ● イベント・PRの強化 		<ul style="list-style-type: none"> ● 地域資源を活かした観光振興
雇用	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の就業促進 ● 女性の就業促進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地元での雇用確保 ● 通勤手段の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性の就業促進 ● 地元での雇用確保
市民活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 世代間交流の機会増加 ● 地域でのイベント開催 	<ul style="list-style-type: none"> ● 世代間交流の機会増加 ● 地域でのイベント開催 ● 地域コミュニティの情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会の加入促進
情報発信			<ul style="list-style-type: none"> ● 市の魅力発信
行財政運営			<ul style="list-style-type: none"> ● 広域連携の推進

V. 今後のまちづくりに向けた課題

新しいまちづくりを進めていくにあたり、これまでのまちづくりの成果等を踏まえた中で、時代の潮流や市民の意向、各種基礎調査等から、本市が今後特に取り組んでいくべき課題を整理しました。

(1) 将来の人口減少の抑制

全国的に人口が減少する中、本市の人口(住民基本台帳)は、平成10年4月の58,602人から、平成31年4月には63,704人と、近年も増加傾向が続いていますが、今後、本市の人口も減少局面を迎えることが予想されます。

このため、本市では、平成28年2月に「袖ヶ浦市人口ビジョン」及び「袖ヶ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略 未来をひらく袖ヶ浦創生プラン」を策定し、結婚・出産・子育て環境の充実、安定した雇用の場の確保、交流人口の拡大と移住・定住の促進、市の知名度向上といった、人口減少対策や地方創生に関する施策を進めているところですが、今後も将来の人口減少の抑制に取り組んでいくことが重要です。

(2) 地域のつながり強化と市民協働の一層の推進

前総合計画では、「自立と協働」を基本理念として掲げ、協働のまちづくりに向けて、「袖ヶ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例」の施行をはじめ、協働事業提案制度等の協働に関する取組を推進してきました。

しかしながら、少子高齢化を背景とした市民活動の担い手不足や、価値観・ライフスタイルの多様化等を起因とする地域社会におけるつながりの希薄化などの課題が顕在化しています。

このような地域課題へ対応していくためには、新たな担い手の確保を図るとともに、地域のつながりを強化して活力ある地域社会を構築する必要があります。また、今後も地域コミュニティの活性化や市民活動の活発化を図りながら、市民や各種団体、民間企業など地域社会を構成する様々な主体と行政が協力し合い、まちづくりに取り組むことが重要です。

(3) 多様な交通手段の確保

本市は、東京湾アクアラインや鉄道等を通じて都心部との良好なアクセスを誇っている一方、市内においては路線バスをはじめとした生活に直結する移動手段について充実が求められています。

こうした状況を踏まえ、今後の人口減少、高齢化も見据えながら、将来にわたって市民の暮らしを支えることができる持続可能な公共交通網の構築を図り、市民の利便性向上につなげていくことが求められます。

(4) 防災・防犯体制の強化

東日本大震災をきっかけに防災の重要性が見直される中、発生の可能性が危惧されている首都直下地震や南海トラフ地震等の巨大地震や、台風・集中豪雨などの自然災害への対策が急務となっています。このため、「自助」、「共助」、「公助」の考えの下、それぞれの役割で地域の防災体制をより強固なものにし、災害に強いまちづくりを進めることが必要です。

また、本市では防犯や交通事故の発生防止について、官民一体で市民への啓発活動や自主防犯組織の活動などを進めており、今後も市民が安心して暮らせる環境を維持することが求められます。

(5) 子育て・教育環境の更なる充実

本市では、平成27年国勢調査における年少人口(15歳未満の人口)の割合が13.6%であり、全国(12.6%)や千葉県(12.4%)を上回っていますが、全国的な傾向と同様に少子化が進んでいます。

このため、少子化抑制の観点からも、子育て世代のニーズを捉えながら、保育サービスの充実や相談支援体制の強化など、子どもを生き育てやすい環境をさらに充実していくことが重要となっています。

また、学校と家庭、地域の連携のもと、確かな学力と郷土愛を育みつつ、国際化や高度情報化など時代の変化に対応できる力をもった健全な子どもの育成に向けた教育環境についても更なる充実が求められています。

(6) 高齢社会への対応と自立支援の充実

本市においても、全国的な傾向と同様に、65歳以上の高齢者の割合は、平成7年国勢調査における11.2%から平成27年国勢調査では24.9%へと高齢化が進行しており、今後もさらに高齢化が進むと見込まれることから、高齢社会への対応が急務となっています。

今後も、高齢者の健康づくり支援や高齢者がこれまで培った知識や経験を活かして活躍できる場の充実、医療・介護分野における連携の推進や施設整備など、地域で支え合う仕組みづくり等を通じて、高齢者が住み慣れた地域で健康に安心して過ごせるまちづくりを進めていくことが重要です。

また、誰もが生き生きと暮らせるよう、バリアフリー化や就労支援、相談体制の充実等を通じて、人にやさしい地域社会を構築することが求められます。

(7) 豊かな自然の継承と環境問題への対応

本市の豊かな自然環境と美しい田園風景は、本市が誇る大きな魅力の一つとなっています。これらを次世代に引き継いでいくためには、市民と協力しながら環境美化活動や里山等の保全活動などにより、住宅地と自然との調和を図り、自然と共生するまちづくりを進めていく必要があります。

また、世界的に環境問題が深刻化する中で、これまで本市で取り組んできた大気・水質等の監視や、資源循環型社会の形成に向けたごみの減量化やリサイクルの推進、地球温暖化対策に向けた温室効果ガスの排出量削減の取組などについて、更なる充実が求められています。

(8) 本市の地域資源を活かした産業振興

本市では、温暖な気候や肥沃な大地などに恵まれ、水稻や野菜などの生産が盛んな農業をはじめ、京葉臨海地域や袖ヶ浦椎の森工業団地に立地し、本市の産業を支える工業や、良好な交通アクセスや地域資源を活かした観光などが活力の基盤となっています。

しかしながら、農業においては農家の高齢化・担い手不足や耕作放棄地の増加などの課題があり、工業においては経済のグローバル化による競争激化や施設の老朽化などの課題を抱えています。また、商業の振興更なる活性化や、観光振興に向けた交流人口の増加などの取組が必要となっていることから、これらの課題に対し、事業者と連携しながら対応し、将来の発展につなげていくことが求められています。

(9) 快適な住環境の整備

利便性の高い都市インフラや魅力的な景観等によってもたらされる快適な住環境は、まちの魅力に直結する重要な要素です。本市では、市街化区域縁辺部での開発行為により市街地が拡大していますが、将来の人口動向を踏まえ効果的な土地利用を促進するとともに、地域の実情に応じた快適な住環境の向上を図ることで、子どもや高齢者、障がいをもった人など全ての人にとって住みやすいまちを実現することが求められます。

また、今後はこれまで整備してきた道路や橋梁等のインフラについて、計画的に適切な維持管理・長寿命化を図ることが重要となってきます。

(1 0) 健全な行財政運営

市民ニーズの多様化や高度化、地方分権の進展等を背景に市が対応すべき業務が拡大しており、引き続き、他自治体との広域的な連携など効率的な行政運営を図り対応していく必要があります。

また、将来的にも社会保障費の更なる増加や老朽化が進む公共施設の維持・更新などにより多額の費用が必要となることが見込まれ、市の財政運営は厳しさを増していくことが予想されることから、公共施設の計画的な長寿命化や再編を進めるとともに、既存施設の利活用などにより、持続可能な行財政運営を進めていく必要があります。

VI. 自治体経営に求められる新たな視点 「SDGs」

SDGs(Sustainable Development Goals の略)とは、「持続可能な開発目標」を指す言葉で、平成 27 年(2015 年)9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12 年(2030 年)を期限とする国際目標です。SDGs は、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓い、持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットから構成されています。

この SDGs を達成するための取組が日本を含め各国で進められており、地方自治体においても、各種計画の策定や方針の決定にあたっては SDGs の理念を最大限反映させることが重要となっています。こうした観点から、「袖ヶ浦市総合計画」においても、各施策と SDGs の各目標との関連性を明確化するとともに、各施策の推進を通じて、SDGs の達成に貢献していきます。

SDGsの 17 の目標

 <p>1 貧困をなくそう</p>	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	各国内及び各国間の不平等を是正する
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	持続可能な生産消費形態を確保する
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女性の能力強化を行う	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

袖ヶ浦市基本構想（案）に係る意見の募集結果について

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和元年6月27日（木）～7月26日（金）
- (2) 提出者数・意見数 9人・22件
- (3) 意見の分類と市の対応状況

対応区分		件数
A	意見を反映し、原案を修正したもの	8件
B	意見の趣旨・考え方が既に原案に盛り込まれているもの	4件
C	意見を反映しないで、原案どおりとしたもの	7件
D	その他の意見、今後の市政の参考とするもの等	3件

2 意見の概要と市の考え方

整理番号	意見の概要	対応区分	意見に対する市の考え方
1	基本構想（案）全体が従来踏襲型で将来に対する市の明るい展望が見えない。	C	<p>基本構想は、これからの袖ヶ浦市がどのようなまちを目指していくかを示す、市政の根幹となる構想であることから、長期的な視点をもって取り組んでいくものと認識しております。したがって、これまで行ってきた計画的なまちづくりの成果を踏まえ、これからの時代の潮流や本市が抱える課題に対応した総合計画の策定を進めているところです。</p> <p>また、基本構想（案）の策定に当たり、現行計画の検証や市民まちづくりアンケート、市民ワークショップ、地域のまちづくり懇談会などを通じ、多くの市民の皆様とともに、本市が重点的に取り組むべき課題や目指すべき将来の姿を検討してまいりました。</p> <p>その結果、少子高齢化や産業振興等の様々な課題に対し、本市の特色である子育て・教育の充実、快適な生活基盤の向上、各産業の活性化等を図るため、人が集い、互いに協力しながら、安心して暮らし続けることができるまちを将来の姿とし、明るい展望を持って着実に発展することを目指そうとするものです。</p>

2	市民が今後も住んでいこうとする希望と夢のある構想・ビジョンが欲しい。	B	<p>今回の基本構想（案）では、基礎調査や様々な手法を用いて市民等の意見を伺い、市が目指す将来の姿と、実現するための視点を提示しております。</p> <p>市が目指す将来の姿の実現は、本市が抱える課題の克服とともに、市の発展と、市民が安心して住み続けることができるまちへとつながっていくものと考えていることから、今後、子育て・教育や産業など各分野の具体的な取り組みを示してまいります。</p>
3	共通の視点について、「みんなでつくる」のフレーズは、市民と共同で行政運営を図るニュアンスだが、行政の本来の業務・義務を市民に委ねており、市民に負担を強いている。	C	<p>個人の価値観や地域の課題が多様化・複雑化している中において、課題の解決には様々な主体が連携して取り組むことが重要であると考えています。</p> <p>そのため、それぞれが持つ力を合わせたまちづくりを目指すため、その土台となる共通の視点として「みんなでつくるまち」を据えたものです。</p>
4	将来の目標人口について、目標人口の64,000人は、昭和52年度に出した昭和60年の目標人口と同じであり、明るい将来を考えた人口として非常に少ない。	C	<p>従来総合計画における目標人口は、過去のトレンドを用いて人口増加を前提とした手法により設定しており、目標人口と現実が乖離する結果となっております。</p> <p>このため、平成22年に策定した現行の総合計画では、まちづくりの効果を加味した目標人口を設定し、計画を実行した結果として目標人口を達成したところであります。</p> <p>直近の社会保障人口問題研究所の人口推計によると、本市の人口は社会増（転入超過）を主要因として現在は増加をしているものの、今後減少に転じることが見込まれていますが、この推計は本市独自の取り組みによる人口増が加味されたものではありません。</p> <p>このことから、今回の基本構想（案）では、社会保障人口問題研究所の人口推計を基に、市が進める取り組みの効果や市内の開発状況等を分析して人口の将来展望を示した「袖ヶ浦市人口ビジョン」（平成28年2月策定）における考え方や手法を踏まえ、最新の人口動向や市を取り巻く状況等を考慮し、将来の姿の実現に向けた効果的なまちづくりを展開することにより、達成すべき目標人口を設定しております。</p>

5	<p>土地利用の方針について、拠点とする3地区では袖ヶ浦の良さが発揮できず、横田地区まで連携するサブ拠点もない。</p> <p>地区間連携が図れないと、拠点が孤立し消滅する可能性がある。</p> <p>都市計画を見直し、市街化区域を増やさないと交通アクセス等のポテンシャルが発揮できず宝の持ち腐れに終わる。</p>	B	<p>現在、市では総合計画の策定に併せ、市の都市計画に関する基本的な方針である次期「都市計画マスタープラン」の策定を進めております。</p> <p>この中では、3駅を中心とした「都市拠点」に加え、人口減少の抑制と既存コミュニティの維持を目的として、内陸部の住宅地や集落地である「のぞみ野地区」、「根形地区」、「平岡地区」を「地域拠点」として新たに位置づけ、地域住民の活動拠点として形成するとともに、各拠点間及び隣接市を、道路や公共交通などのネットワークで結ぶことで、生活サービス機能の相互補完などの地区間連携を図ろうと考えています。</p>
6	<p>「誰もが活躍するまち」の視点到賛同するが、「障がい者、外国人、男女の別などの違いによって差別されることなく市民の誰もが活躍できるよう、パラスポーツの推進や声掛けサポート運動などを展開し共生社会の実現を目指します」と追記しないか。</p>	B	<p>誰もが活躍するまちを目指していくに当たっては、ご意見のとおり、誰もが積極的に社会参加していくことができる地域づくり、さらに、相互に尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型のまちづくりが必要になると考えております。</p> <p>しかしながら、基本構想は、市が目指す将来の姿に向けた基本的な考え方を示す、まちづくりに係る構想であるため、具体的な取組みについては、基本計画及び実施計画にて示してまいります。</p>
7	<p>「安心して暮らせるまち」の視点到賛同するが、災害に強いまちづくりを推進するため、具体的な計画の作成にあたっては、防災計画の指針となる「千葉県国土強靱化地域計画」や上位である「国土強靱化計画」の趣旨に沿ったものではないか。</p>	<u>B</u>	<p>市では、災害に強いまちづくりに向け、防災体制の整備や地域防災力の強化等に取り組んでいるところです。</p> <p>今後も市民の安全確保に向けた取組みを継続する必要があると考えており、「強靱化（あらゆる災害を見据え、最悪の事態に陥らないよう、事前に強靱な仕組み等をつくりあげる）」についても検討する必要があると認識しております。</p> <p>しかしながら、基本構想は、市が目指す将来の姿に向けた基本的な考え方を示す、まちづくりに係る構想であるため、具体的な取組みについては、基本計画及び実施計画にて示してまいります。</p>

8	<p>「みんなでつくるまち」の視点に賛同するが、より効果的にするため、「市民・地域・行政などが連携・協力しながら」「市民・地域・事業者・行政などが連携・協力しながら」としないか。</p>	A	<p>共通の視点である「みんなでつくるまち」における「様々な主体」や「市民・地域・行政など」には事業者についても含んでおりますが、現在の表記では誤解が生じるおそれがあり、また、参考資料1では「市民や各種団体、民間企業など地域社会を構成する様々な主体」との表記をしていることから、表現を修正いたします。</p>
9	<p>参考資料に記載された市の沿革の中に市が誕生した箇所があるが、「袖ヶ浦」から「袖ヶ浦」への変化は大きいことと感ずるので、それが市の発展の第一歩のような内容もしくは思いについて文面を追加しないか。</p>	D	<p>「袖ヶ浦」の表記については、様々な史料がある中、市制施行の際に「袖ヶ浦市」としたところです。</p> <p>市制施行はまちづくりにおける大きな変化ではありますが、表記の変更がその後のまちづくりの第一歩とまで位置付けるのは難しいと考えます。</p> <p>(※参考資料への意見)</p>
10	<p>基本的視点の内容表現は良く理解できるが、今後の詳細施策は、誰でも理解しやすいように具体的に作成してもらいたい。</p>	D	<p>今後の基本計画及び実施計画の策定に当たり、各分野における方向性や目指す姿など、理解しやすい具体的な計画づくりに努めてまいります。</p>
11	<p>共通の視点で「今後も効率的・効果的な・・・」と書かれているが、現在も取り組んでいる中で、これからの取組みへの決意的な表現にしてはどうか。</p>	C	<p>共通の視点である「みんなでつくるまち」は、様々な主体が連携してまちづくりを推進することが最も重要であり、また、その連携にあたっては、市においても効率的・効果的な行政経営に取り組む必要があると考えております。</p> <p>ご意見のとおり、現在も取り組んでいることを含めた表現であるため、決意的な表現を記載することは考えておりません。</p>

1 2	市が目指す将来の姿の「緑かがやく」の部分 は、基本構想のメインとして一考願いたい。なんとなくでは意味がない。	A	市が目指す将来の姿において「緑かがやく」の箇所は、他の内容と比較して抽象的な観念で示しています。 これは、「緑」については、これまでの基本構想でも使用されていること、また、本市の特色である緑が広がる豊かな自然に加え、生活環境を保全することによる、住みやすいまちづくりを目指すことを表現したものでありますが、ご意見のとおり、「緑かがやくまち」について明確に表現することで、より市民に将来像が浸透できると考えられることから、説明文を修正いたします。
1 3	「誰もが活躍するまち」の「人間形成を育む学校教育」については、すべての年齢の人を対象にしていると考えられるので、「人間形成を育む幼児・学校教育」とすべきではないか。	A	ご意見にあるように、「誰もが活躍するまち」はすべての年齢を対象としており、一人ひとりの個性や能力を活かすためには生涯を通じた学習機会の提供が重要と考えております。 今回「学校教育」との特定の表現で説明しておりますが、幼児期からの教育機会の提供についても重要であることから、包括的な表現となるよう、説明文を修正いたします。
1 4	「誰もが活躍するまち」の「このため～」の部分が子どものみが念頭におかれているように受け取られるので、 「現在活躍している市民の知識・能力・経験等を活かしつつ」を加えることで、「みんなでつくる」の言葉が生きてくると思う。	A	「誰もが活躍するまち」の実現には、子どもだけでなく、市民の誰もが活躍できるまちづくりが重要であると認識しておりますが、ご意見にあるように、案の記載内容では誤解を招くおそれがあることから、説明文を修正いたします。
1 5	基本的視点を実現するにあたり、市内の交通網整備が欠かせない。高齢者が活躍するためにも、無理に運転することなく移動できるよう早急に取り組むべきであり、基本構想において表現できないか。	D	交通に関する項目につきましては、参考資料「次期総合計画策定におけるこれまでの取組み」の「V. 今後のまちづくりに向けた課題」において、「多様な交通手段の確保」として、市民の暮らしを支える持続可能で多様な交通手段の確保を大きな課題ととらえております。 なお、基本構想は市が目指す将来の姿に向けた基本的な考え方を示すものであるため、基本計画において公共交通を位置づけ、市内での移動手段確保に関する取組みを推進してまいります。

16	<p>市が目指す将来の姿の説明に「事業者や行政の持つ特性を最大限に活かして」とあるが、何を表しているのか疑問である。「事業者や行政が一体となって」など市民が理解できる平易な表現が良い。</p>	A	<p>ご意見を頂いた記載は、市が目指す将来の姿のうち、「みんなでつくる」の説明として表現した箇所であり、将来のまちづくりに向けて、事業者でなければ実施できないこと、また、行政でなければ実施できないことがあり、市民や地域を含め、それぞれが協力して実現を目指そうとする考え方を表現したところですが、ご意見にあるように、平易な表現となるよう、説明文を修正いたします。</p>
17	<p>市が目指す将来の姿の説明に「利便性の高い交通アクセスや多様な地域資源など」とあるが、具体的な表現を追加したほうが、課題等が明確になるのではないかと。</p>	A	<p>ご意見を頂いた記載は、人が集うまちづくりに向けた手法として、本市の魅力としての特性を記載したところですが、具体的な表現の追加は主眼が変わるおそれがありますが、誤解のないよう表現を修正いたします。</p>
18	<p>基本的視点に「誰もが活躍するまち」とあるが、活躍は感じ方が違う人も出てくるのではないかと。</p> <p>「一人ひとりが存在感あるまち」の方が、活躍されている方の顔が見え、達成感なども味わえ、活力アップや向上心につながると考える。</p> <p>活躍しても存在感がないと継続性がない。</p>	C	<p>「誰もが活躍するまち」では、市民の誰もが個々の状況に応じ、生きがいをもって活躍するまちを目指すだけでなく、その活躍が共通の視点である「みんなでつくるまち」と連携するものとなっています。</p> <p>ご意見にある「存在感」は、「その人の独特の持ち味」との意味があり、「みんなでつくるまち」との結びつきが弱くなるものと考えております。</p>

19	<p>目標人口については、目標ではなく将来の人口推移と考える。</p> <p>基本的視点から考えても、市の財政は今以上に良くなると思えないし、目標も達成できると思えない。</p> <p>一人ひとりの生産性向上や付加価値を上げる施策を見出さないと人口が減るとするのは、目標設定としての確でない。</p>	C	<p>今回の基本構想(案)では、社会保障人口問題研究所の人口推計を基に、市が進める取組みの効果や市内の開発状況等を分析して人口の将来展望を示した「袖ヶ浦市人口ビジョン」(平成28年2月策定)における考え方や手法を踏まえ、最新の人口動向や市を取り巻く状況等を考慮し、将来の姿の実現に向けた効果的なまちづくりを展開することにより、達成すべき目標人口を設定しております。</p> <p>これまでのまちづくりの効果により、本市の現在の人口は社会増(転入超過)を主要因として増加し、現行計画の目標人口を達成しておりますが、少子化による若年層の減少や晩婚化等の影響から、10年以内には減少に転じると想定しており、また、財政状況も楽観視できないと認識しております。</p> <p>そのため、基本的視点のひとつに、産業の活性化や雇用の創出などの取組みを展開する「人が集まる活気あるまち」を掲げ、市民にとって魅力あるまちづくりを推進し、将来の人口減少の抑制につなげていこうとするものです。</p>
20	<p>基本的視点で「誰もが活躍するまち」とあるが、内容が子どもに重点を置いた偏り感がある記述で終わっている。就労世代や高齢者の活躍についてフレーズを追加してほしい。</p>	A	<p>「誰もが活躍するまち」の実現には、子どもだけでなく、市民の誰もが活躍できるまちづくりが重要であると認識しておりますが、ご意見にあるように、案の記載内容では誤解を招くおそれがあることから、説明文を修正いたします。</p> <p>【整理番号14と重複】</p>
21	<p>共通の視点の「みんなで作るまち」は、基本的視点1から3までの共通のエッセンスであり、市民の自律(「自立」ではない)を醸成し、市が支援することで具体化していくと解釈しているが、この文書では少しぼやけている(物足りない)ように感じた。</p>	C	<p>ご意見のとおり「みんなで作るまち」は、基本的視点1から3の実践にあたっての共通の視点として、市民・地域・行政等が持つ様々な課題の解決には、多様な主体が連携・協力して取り組むことが重要であるとしているものであり、行政も主体の一つと考えていることから、支援についての記載はしておりません。</p>

22	<p>市が目指す将来の姿における「緑かがやく」の部分、視点のどれに対応しているのか、わかりづらい印象を受けた。</p> <p>視点2「安心して暮らせるまち」の中で「緑があふれる快適な住環境の中で」など、緑豊かな環境に関する記載を追加したらどうか。</p>	A	<p>市が目指す将来の姿において「緑かがやく」の箇所は、他の内容と比較して抽象的な観念で示しています。</p> <p>これは、「緑」については、これまでの基本構想でも使用されていること、また、本市の特色である緑が広がる豊かな自然に加え、生活環境を保全することによる、住みやすいまちづくりを目指すことを表現したものでありますが、ご意見のとおり、「緑かがやくまち」について明確に表現することで、より市民に将来像が浸透できると考えられることから、説明文を修正いたします。</p> <p>【整理番号12と重複】</p>
----	---	---	--

前期基本計画 (素案)

令和元年12月

袖ヶ浦市

Ⅰ. 前期基本計画策定にあたって

1. 前期基本計画の位置付け

基本計画は、基本構想に掲げた市が目指す将来の姿である「みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦」を実現するため、本市が取り組むべき具体的な施策について、方向性や目標などを体系的に示したものです。

2. 前期基本計画の期間

総合計画全体の期間における社会経済情勢の変化や財政状況などに対応し、実効性の高い計画とするため、前期基本計画は、基本構想の目標年次である令和13年度までの12年間に前期・後期に分け、令和2年度から令和7年度までの6年間に計画期間とします。

3. 人口の見通し

本市の人口は、宅地の整備や子育て支援・教育の充実など人口流入を図る施策を推進してきた結果、増加傾向にあります。全国的な人口減少・少子高齢化が進む中、本市では、令和7年に人口が65,000人となり、ピークを迎えると推計しています。

こうした見通しを踏まえた上で、新たな時代に対応した魅力的なまちづくりをする必要があります。

4. 財政の見通し

本市の財政状況は、将来的な生産年齢人口の減少や少子高齢化の進展により、市税収入の減少や社会保障費の増加が懸念されるほか、市内の公共施設の老朽化に伴い維持管理コストも増加することが見込まれているため、今後厳しさを増していくと考えられます。

そのため、今後の財政運営にあたっては、公共施設の活用・見直しや、市税徴収体制の強化による歳入確保、事業の簡素化・合理化による歳出削減等に一層取り組み、財政の持続性を確保していくことが求められます。

II. 施策体系

本計画では、市が目指す将来の姿である「みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦」を実現するための取組を6つの分野(章)に分けて整理し、各章に対応した施策を推進していきます。

市が目指す 将来の姿	章	施策
みんな で つ く る 人 つ ど い 緑 か が や く 安 心 の ま ち 袖 ヶ 浦	第1章 子育て環境と学び・活動の場が充実した未来を育むまちづくり 【子育て・教育・文化】	1. 子育て支援 2. 学校教育 3. 生涯学習 4. スポーツ 5. 文化芸術・文化財
	第2章 支え合いと支援のもとで健康やかに暮らせるまちづくり 【健康・医療・福祉】	1. 健康づくり・医療 2. 地域福祉 3. 高齢者福祉 4. 障がい者福祉
	第3章 安全・安心で環境にやさしいまちづくり 【防災・防犯・環境】	1. 防災 2. 防犯・交通安全 3. 消防・救急 4. 消費生活 5. 環境保全 6. 廃棄物・リサイクル
	第4章 都市と自然が調和した住みやすいまちづくり 【都市形成・都市基盤】	1. 市街地形成 2. 公園・緑化 3. 道路 4. 河川 5. 下水道 6. 住宅 7. 公共交通
	第5章 地域の魅力を活かした賑わいのあるまちづくり 【産業】	1. 農林業 2. 商工業 3. 観光 4. 雇用・就業
	第6章 みんながつながり参加する持続可能なまちづくり 【市民活動・行財政】	1. 市民活動 2. 人権・男女共同参画 3. 多文化共生 4. 情報共有・発信 5. 行政運営 6. 財政運営

章	施策	施策の方向性
<p>第1章</p> <p>子育て環境と学び・活動の場が充実した未来を育むまちづくり 【子育て・教育・文化】</p>	<p>1. 子育て支援</p> 	<p>(1) 結婚や妊娠・出産に向けた支援の充実</p> <p>(2) 子育て世帯の状況に応じた支援の充実</p> <p>(3) 幼児教育・保育サービスの充実</p> <p>(4) 地域における子育て支援施策の充実</p>
	<p>2. 学校教育</p> 	<p>(1) 生きる力を育む学校教育の推進</p> <p>(2) 開かれた学校づくりの推進</p> <p>(3) 教育環境の整備</p>
	<p>3. 生涯学習</p> 	<p>(1) 生涯学習の充実</p> <p>(2) 社会教育環境の整備</p> <p>(3) 青少年健全育成の推進</p>
	<p>4. スポーツ</p> 	<p>(1) 地域スポーツ・レクリエーション活動の推進</p> <p>(2) スポーツ・レクリエーション施設の環境整備</p> <p>(3) スポーツツーリズムの推進</p>
	<p>5. 文化芸術・文化財</p> 	<p>(1) 文化芸術活動の推進</p> <p>(2) 郷土の歴史と文化財の保存・活用</p>

章	施策	施策の方向性
第2章 支え合いと支援のもとで健やかに暮らせるまちづくり 【健康・医療・福祉】	1. 健康づくり・医療 	(1) 健康づくりの推進 (2) 生活習慣病の予防 (3) 地域医療体制の充実
	2. 地域福祉 	(1) 地域福祉の推進 (2) 生活困窮者の生活基盤の安定と自立の促進
	3. 高齢者福祉 	(1) 介護予防の推進 (2) 住み慣れた地域での生活支援 (3) 地域で支え合う仕組みづくりの推進 (4) 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進
	4. 障がい者福祉 	(1) 障がいのある人の自立生活支援の推進 (2) 障がいのある人を支える生活環境の整備 (3) 権利擁護の推進

章	施策	施策の方向性
<p>第3章</p> <p>安全・安心で環境に やさしいまちづくり 【防災・防犯・環 境】</p>	<p>1. 防災</p> 	<p>(1) 防災対策の強化</p> <p>(2) 地域における防災力の強化</p> <p>(3) 災害応急・復旧対策の充実</p>
	<p>2. 防犯・交通安全</p> 	<p>(1) 防犯対策の推進</p> <p>(2) 地域防犯体制の強化</p> <p>(3) 交通安全の推進</p>
	<p>3. 消防・救急</p> 	<p>(1) 消防・救急体制の充実</p> <p>(2) 火災予防の推進</p>
	<p>4. 消費生活</p> 	<p>(1) 消費者保護対策の推進</p> <p>(2) 消費者意識の向上</p>
	<p>5. 環境保全</p> 	<p>(1) 自然環境の保全と共生</p> <p>(2) 地球温暖化対策の推進</p> <p>(3) 快適で安全に生活できる環境の維持</p>
	<p>6. 廃棄物・リサイクル</p> 	<p>(1) ごみの減量化・再資源化の推進</p> <p>(2) ごみ処理体制の整備</p> <p>(3) し尿処理の適正化</p> <p>(4) 廃棄物不法投棄等の防止</p>

章	施策	施策の方向性
第4章 都市と自然が調和した 住みやすいまちづくり 【都市形成・都市基盤】	1. 市街地形成	(1) 計画的なまちづくりの推進 (2) 市街地整備の促進 (3) 良好な景観形成
		(1) 公園・緑地の適正管理 (2) 公園・緑地を活用した交流機会の創出
	2. 公園・緑地	(1) 都市計画道路の整備 (2) 市道の整備 (3) 広域幹線道路等の整備促進 (4) 道路施設の適正管理
	 	(1) 河川施設の適正管理 (2) 雨水排水施設の適正管理 (3) 海岸・護岸施設の適正管理
	3. 道路	(1) 下水道施設の適正管理 (2) 下水道事業の経営基盤の強化
	4. 河川	(1) 良質な住環境の確保 (2) 住宅セーフティネットの形成 (3) 空家対策の推進
	 	(1) 都市間交通の利便性確保 (2) 市内における移動手段確保
5. 下水道	 	
6. 住宅		
7. 公共交通		

章	施策	施策の方向性
<p>第5章</p> <p>地域の魅力を活かした賑わいのあるまちづくり 【産業】</p>	<p>1. 農林業</p>	(1) 農業経営体制の強化
		(2) 農地環境対策の推進
	(3) 高付加価値農業の推進	
	(4) 農業とふれあう機会の拡大	
	(5) 林業の振興と森林管理の適正化	
	<p>2. 商工業</p>	(1) 活力ある商業の推進
		(2) 力強い工業の推進
	(3) 中小企業の支援	
	<p>3. 観光</p>	(1) 観光振興に向けた体制づくり
		(2) 観光地としての魅力づくり
	(3) 観光情報の発信・充実	
	<p>4. 雇用・就業</p>	(1) 雇用の促進
		(2) 就業機会の拡大
	(3) 就労環境の向上	

章	施策	施策の方向性
<p>第6章</p> <p>みんながつながり参加する持続可能なまちづくり 【市民活動・行財政】</p>	<p>1. 市民活動</p> 	<p>(1) 市民のまちづくり活動への参加促進</p> <p>(2) 地域活動の活性化</p> <p>(3) 市民等と行政との協働の推進</p>
	<p>2. 人権・男女共同参画</p> 	<p>(1) 人権擁護の推進</p> <p>(2) 男女共同参画の推進</p>
	<p>3. 多文化共生</p> 	<p>(1) 多文化共生の推進</p> <p>(2) 国際交流活動の推進</p>
	<p>4. 情報共有・発信</p> 	<p>(1) 市政情報発信の充実</p> <p>(2) 広聴活動の推進</p> <p>(3) シティプロモーションの展開</p>
	<p>5. 行政運営</p> 	<p>(1) 効率的な行政運営の推進</p> <p>(2) 職員の人材育成</p> <p>(3) 広域行政の推進</p>
	<p>6. 財政運営</p> 	<p>(1) 公共施設等の活用・見直し</p> <p>(2) 安定した財政運営</p>

SDGs の目標と施策との対応

SDGs の目標	該当する施策
	第 1 章-1 子育て支援 第 2 章-2 地域福祉 第 4 章-6 住宅
	第 2 章-2 地域福祉 第 5 章-1 農林業
	第 1 章-1 子育て支援 第 1 章-4 スポーツ 第 2 章-1 健康づくり・医療 第 2 章-2 地域福祉 第 2 章-3 高齢者福祉 第 2 章-4 障がい者福祉 第 3 章-2 防犯・交通安全
	第 1 章-2 学校教育 第 1 章-3 生涯学習 第 1 章-4 スポーツ 第 1 章-5 文化芸術・文化財
	第 1 章-1 子育て支援 第 6 章-2 人権・男女共同参画
	第 3 章-5 環境保全 第 3 章-6 廃棄物・リサイクル 第 4 章-5 下水道
	第 3 章-5 環境保全
	第 2 章-3 高齢者福祉 第 2 章-4 障がい者福祉 第 5 章-1 農林業 第 5 章-2 商工業 第 5 章-3 観光 第 5 章-4 雇用
	第 4 章-3 道路 第 4 章-7 公共交通 第 5 章-2 商工業

SDGs の目標	該当する施策
	第 2 章-2 地域福祉 第 6 章-2 人権・男女共同参画 第 6 章-3 多文化共生
	第 2 章-3 高齢者福祉 第 2 章-4 障がい者福祉 第 3 章-1 防災 第 3 章-2 防犯・交通安全 第 3 章-3 消防・救急 第 3 章-5 環境保全 第 3 章-6 廃棄物・リサイクル 第 4 章-1 市街地形成 第 4 章-2 公園・緑地 第 4 章-3 道路 第 4 章-4 河川 第 4 章-5 下水道 第 4 章-6 住宅 第 4 章-7 公共交通 第 6 章-3 多文化共生
	第 3 章-6 廃棄物・リサイクル
	第 3 章-5 環境保全
	第 3 章-5 環境保全 第 3 章-6 廃棄物・リサイクル
	第 3 章-5 環境保全 第 5 章-1 農林業
	第 3 章-2 防犯・交通安全 第 3 章-4 消費生活 第 6 章-2 人権・男女共同参画
	第 6 章-1 市民活動 第 6 章-3 多文化共生 第 6 章-4 情報共有・発信 第 6 章-5 行政運営 第 6 章-6 財政運営

Ⅲ. 重点的取組

前期基本計画における重点的取組の考え方

基本構想においてこれからのまちづくりにおいて重視する3つの基本的視点を定めています。市が目指す将来の姿を実現するために、この3つの基本的視点に基づく取組を効果的に推進していく必要があります。基本的視点に基づく取組は一つの施策分野に捉われるものではなく横断的なものであることから、各施策における取組を抽出し「重点的取組」として位置付け、推進していきます。

なお、共通の視点である「みんなでつくるまち」については、重点的取組のみならず全ての施策において共通した考えとして位置付けます。

1. “誰もが活躍するまち”の実現

市民が知識・能力・経験等を十分に活かすことができる、誰もが活躍するまちづくりの実現に向けて、未来を担う子どもたちの健やかな成長と人間形成の基礎を育む学校教育を推進し、「子育て・教育環境の充実」を図ります。また、市民の誰もが生涯を通じて学習ができる機会などを充実し、多様な担い手を育成し、一人ひとりの個性や能力を活かしながら地域などで活躍できる環境づくりとして、「社会参加の促進」を図ります。

(1) 子育て・教育環境の充実

子育て支援として、必要な保育施設や保育士を確保しながら、多彩な保育サービスの充実に取り組むとともに、幼保連携を推進します。また、特色ある教育を推進し、子ども達の「生きる力」を育むとともに、子ども達の健全な成長を促します。

テーマ	施策の方向性	施策体系番号		
子育て・教育環境の 充実	保育サービス・幼児教育の充実	第1章	1	(1)
	生きる力を育む学校教育の推進	第1章	2	(1)
	青少年健全育成の推進	第1章	3	(3)

(2) 社会参加の促進

市民の誰もが、自分が関心のあるテーマについて生涯にわたって学ぶとともに、学びを通じて得た成果や、その人が有する知識・技術・経験などを活用する機会を創出します。また、就労やボランティア活動、スポーツ活動など様々な機会を通じて地域社会とつながり、交流し、生き生きと暮らせるための取組を推進します。

テーマ	施策の方向性	施策体系番号		
社会参加の促進	生涯学習の充実	第1章	3	(1)
	高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進	第2章	3	(3)
	地域活動の活性化	第6章	1	(1)

2. “安心して暮らせるまち”の実現

すべての市民が健康で生き生きと安心して暮らせるまちづくりを進めるため、災害や犯罪等から市民生活を守り、「災害や犯罪・事故等の対策強化」と、豊かな自然の継承や良好な生活環境の整備に向けて、「暮らしやすい生活環境の確保」を図ります。また、あらゆる年代が健やかに生活できる健康づくりや福祉サービスの向上として、「健康づくり・福祉サービスの充実」を図ります。

(1) 災害や犯罪・事故等の対策強化

地震やそれに伴う火災、台風、豪雨、土砂災害など、近年全国で発生している多様な災害に対応できるよう、防災対策に取り組みます。また、市民が犯罪や事故等に巻き込まれることのないよう、防犯体制を強化するとともに、警察署等関係機関と連携し、交通安全対策の推進等に取り組みます。

テーマ	施策の方向性	施策体系番号		
災害や犯罪・事故等の対策強化	防災対策の強化	第3章	1	(1)
	防犯対策の推進	第3章	2	(1)
	交通安全の推進	第3章	2	(3)

(2) 暮らしやすい生活環境の確保

高齢化社会においても、市民が安心して買い物や通院などの日常移動ができるよう、路線バスやその他の移動手段を含めた幅広い交通体系の整備を進めるとともに、自然環境の保全やまちの美化を図り、市民が良好な環境で暮らせるよう取り組みます。

テーマ	施策の方向性	施策体系番号		
暮らしやすい生活環境の確保	自然環境の保全と共生	第3章	5	(1)
	市内での移動手段確保	第4章	7	(2)

(3) 健康づくり・福祉サービスの充実

市民が健康に生き生きと暮らせるよう、袖ヶ浦健康づくり支援センターを活用した健康づくり支援や、健康相談、市民の健康への意識醸成等に取り組めます。また、市民の誰もがいくつになっても、地域で支え合いながら、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、支え合いの仕組みづくりや介護施設の整備、自立した生活を送るために必要な各種サービスが一体的に提供される体制(地域包括ケアシステム)の構築や相談支援体制の充実を図ります。

テーマ	施策の方向性	施策体系番号		
健康づくり・福祉サービスの充実	健康づくりの推進	第2章	1	(1)
	地域福祉の推進	第2章	2	(1)
	住み慣れた地域での生活支援	第2章	3	(2)
	障がいのある人の自立生活支援の推進	第2章	4	(1)

3. “人が集まる活気あるまち”の実現

市民生活や各産業における多様な波及効果を創出し、人が集まる活気あるまちづくりを進めるため、本市が有する強みや地域の特性を活かした「快適なまちづくり」を進めます。また、産業の活性化や観光振興として、「産業競争力の強化」を図り、「交流人口の増加」につなげます。

(1) 快適なまちづくり

住みやすいまちづくりを目指し、市民の日常生活の利便性向上や快適な住環境の確保、計画的な市街地整備に取り組みます。また、良好な交通アクセスという本市の強みをさらに伸ばすため、都市計画道路の整備を進めるとともに、都市間交通の利便性確保に取り組みます。

テーマ	施策の方向性	施策体系番号		
快適なまちづくり	計画的なまちづくりの推進	第4章	1	(1)
	都市計画道路の整備	第4章	3	(1)
	都市間交通の利便性確保	第4章	7	(1)

(2) 産業競争力の強化

地域の賑わいを生み出している商店街や、雇用や税収面での貢献が大きい臨海部の工業地帯など市内の事業者・企業に対し、交流活動や設備投資の支援、規制緩和の検討などニーズに応じた支援を行います。また、新たな雇用の受け皿創出や税収の確保につながるよう、新規企業の誘致を推進するとともに、市内の雇用機会の拡大に取り組みます。

テーマ	施策の方向性	施策体系番号		
産業競争力の強化	活力ある商業の推進	第5章	2	(1)
	力強い工業の推進	第5章	2	(2)
	雇用の促進	第5章	4	(1)

(3) 交流人口の増加

高い集客力を誇る東京ドイツ村、本市の特徴である富士山を見渡せる海浜公園や里山の美しい景観、新鮮な農畜産物を販売する農産物直売所ゆりの里、家族で楽しめる観光農園など、市外の方が本市の農業や自然と触れ合う機会を拡大するとともに、交通利便性の向上に取り組めます。

また、観光地としての魅力向上に取り組むとともに、総合運動場や野球場などの体育施設を活用し、スポーツ大会やチームの合宿等の誘致を推進します。さらに、県外に向けた積極的なシティプロモーションを戦略的に展開し、本市の知名度向上や、より広域での魅力の周知に取り組めます。

テーマ	施策の方向性	施策体系番号		
交流人口の増加	スポーツツーリズムの推進	第1章	4	(3)
	農業とふれあう機会の拡大	第5章	1	(4)
	観光地としての魅力づくり	第5章	3	(2)
	シティプロモーションの展開	第6章	4	(3)

IV. 計画の推進に向けて

基本構想に掲げる「市が目指す将来の姿」の実現に向けて、前期基本計画を着実に推進するための基本的な考え方を示します。なお、本市は、昭和、長浦、根形、平岡、中川・富岡、臨海等の地域から構成されており、各地域は、それぞれ特徴的な資源と異なる特性を有しています。そのため、各分野の施策推進に当たっては、各地域の住民の意向を十分に把握しながら、必要に応じて各地域間における連携も図り、各地域の資源や特性を活かしたまちづくりを進めます。

1. 多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進

行政がその役割をしっかりと果たすことに加え、多様な主体がまちづくり活動に参加することによって、今以上に生活しやすいまちを築いていくため、「市が目指す将来の姿」を実現するための共通の視点として掲げた「みんなでつくるまち」の具現化に向けて、市民やNPO団体などの多様な民間主体と行政とが協働で取り組むまちづくり活動の推進と、そのための仕組みづくりを進めていきます。

2. 効率的・効果的な行財政運営

本市の財政状況は今後厳しさが増していくことが考えられることから、それぞれの施策や事業の重要性や緊急性を踏まえ取り組んでいくことに加え、自主財源の確保等による財政の弾力化、組織を支える人材の育成を進め、効率的・効果的な行財政運営を行っていきます。

3. 計画の推進と進行管理

市民等への説明責任を果たしながら、施策や事業の進捗を適切に管理するとともに、PDC Aサイクルに基づき、その有効性や成果などについて検証を行い、必要に応じて改善を図りながら、計画を推進します。

V. 分野別施策

【VII. 分野別施策】のページの構成と見方

1-3. 生涯学習 ①



②

担当部署：
関連担当部署：
【関連計画】

目指すまちの姿 ③

○市民が主体的に生涯学習に取り組んだ成果が豊かな地域づくりに活かされ、また青少年を地域全体で育み、健やかに成長できる環境が整っています。

現状と課題 ④

- 自らが関心を持つテーマについて生涯にわたって学習することができる環境の整備が求められている中で、本市ではライフステージ別各種講座の開催などの機会を提供しています。また、図書館では、身近で親しみのある運営に努め、より利便性の高い電子情報の発信や学校図書館との連携、乳幼児期からの読書の推進などに取り組んできました。今後は、社会教育施設における生涯学習活動の充実や情報提供の更なる充実などを進めていく必要があります。
- 市民会館・公民館は、幅広い世代を対象とした各種講座の開催や、家庭の教育力向上に向けた学習機会の提供等を行うなど、地域における重要な活動拠点となっています。今後は施設の老朽化への対応や利用動向などを考慮して将来的な施設のあり方を検討していく必要があります。
- 青少年へのいじめや家庭での虐待、青少年による非行、さらにはネット社会の中で犯罪に巻き込まれる可能性など、最近の青少年を取り巻く環境には様々なりリスクが潜在していることから、行政と地域や民間が一体となって対策を講じていく必要があります。

①	この項目の施策分野名を記載しています。
②	この施策分野に対応する SDGs の目標を記載しています。 ※各施策への表示は、今後行います。
③	この施策分野で、前期基本計画期間満了時（令和 7 年度）に目指すまちの姿を記載しています。
④	この施策に取り組むにあたって踏まえるべき現状と課題を示しています。 具体的には、社会動向や本市における状況、今後求められる取組等について記載しています。

施策の方向性

⑤

(1) 生涯学習の充実

- ・市民のニーズに応じた各種講座や講演会に加えて、子どもへの理解を深める家庭教育や、地域ごとに抱えている課題をテーマとして考える場、市民が自己の充実・生活の向上を図るための多様な生涯学習の場を設定します。
- ・地域における生涯学習の担い手となるボランティアの養成を推進します。

【主な取組】 ○市民三学大学講座の開催 ○図書館での各種講座・講演会の開催
○子どもの世代に応じた家庭教育学級・親業訓練入門講座の開催
○地域別課題をテーマとした講座の開催 ○社会教育推進員養成講座・研修会の開催

(2) 社会教育施設的环境整備

- ・地域の生涯学習の拠点としての役割を担う市民会館や公民館施設について、老朽化への必要な改修を行うとともに、利用動向や利用者の意向等も踏まえて、施設のあり方について、見直しを図っていきます。

【主な取組】 ○公民館等の吊天井等耐震対策工事の推進 ○社会教育施設のあり方の見直し

(3) 青少年健全育成の推進

- ・地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組む活動を支援します。また地域全体で子どもを育む放課後子ども教室を運営します。
- ・関係機関との連携の下で、青少年が問題行動に関わることを未然に防ぐための対策を強化します。

【主な取組】 ○青少年育成袖ヶ浦市民会議・地区住民会議の開催
○放課後子ども教室の運営
○スクールサポーターによる児童生徒健全育成活動の実施（パトロール、安全マップ作成）
○非行防止活動の実施 ○SNS・インターネットの安全な利用の促進

市民等に期待される役割

⑥

一人ひとりの市民にできること	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯を通じて学び、地域活動に参画し、豊かな知識・技術・経験の活用する ・地域のつながりや支え合いに取り組む ・青少年を取り巻く環境への関心を高める
地域・団体にできること	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のつながりや支え合いに取り組む ・地域住民の学習活動を支援する ・青少年を取り巻く環境への関心を高める

成果指標

⑦

指標名	現状値	目標値（令和7年度）	指標の説明
①身近に学習ができる場や機会があると思う市民の割合	49.6%	50.0%	市民意識調査
②青少年が健やかに育っていると思う市民の割合	76.2%	78.0%	市民意識調査

⑤	この施策分野において推進する施策の内容と、さらに具体的な「主な取組」を、項目ごとに記載しています。
⑥	市民と行政との協働を推進するため、この項目の施策に取り組むにあたって市民等に期待される役割を示しています。
⑦	この項目の施策推進の進捗度を把握するため、前期基本計画満了時（令和7年度）における目標値を設定しています。

1-1. 子育て支援

目指すまちの姿

主担当部署：
関連担当部署：
【関連計画】

- 行政・地域・家庭が一体となった子育て支援の取組により、安心して子育てできる環境となっています。
- また、次代を担う子どもたちが、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うため、等しく幼児期の教育・保育を受けることができる環境が整えられています。

現状と課題

- 平成29年の本市の合計特殊出生率は1.56で、全国（1.43）、千葉県（1.34）を大きく上回っています。要因としては、子育て世帯の転入が多いこと、若年層で未婚率が低いことなどがあげられます。
- 相対的にみれば出生率が高い水準にあるとはいえ、本市でも今後は少子化が進むことが懸念されます。対策として、結婚や出産のための環境を整備していく必要があります。
- 本市では、核家族化の進展や共働き世帯の増加等の環境変化に対応するため、認定こども園や認可保育所の開設を支援し保育サービス量を確保していくとともに、保護者の多様なニーズに応える様々なサービスを展開してきました。また、健やかな発達や発育を支援するため、健康に資する訪問や各種健康診査などを実施し、母子保健の向上に努めているところです。
- ひとり親世帯や経済的支援が必要な世帯の増加、乳幼児への虐待事案の発生など、全国で様々な形態の子育て世帯の事例が顕在化しているなかで、個々の家庭に寄り添った支援策が求められます。
- 令和2年4月現在において、市内には3箇所の幼稚園、11箇所の保育所及び認定こども園が1箇所あり、各施設で特色ある幼児教育・保育が行われています。今後は、各施設において教育・保育内容の充実を図るとともに、各施設間における横の連携、小学校への滑らかな接続を意識した縦の連携を推進していく必要があります。
- 袖ヶ浦駅海側地区への子育て世帯の転入増加、幼児教育・保育の無償化等の要因により市内では待機児童が発生しています。保育ニーズは、今後も増加していくことが予想され、ニーズに合わせたサービス量確保や多様なサービス展開を引き続き図る必要があります。
- 本市では、子育て支援センター事業やファミリーサポートセンター事業など、地域で子育てを支える仕組みがあり、今後は地域で子育てを支える環境づくりを一層進めていく必要があります。

施策の方向性

(1) 結婚や妊娠・出産に向けた支援の充実

- ・結婚を望む人へのきっかけづくりとして、出会いの機会を提供します。
- ・不妊治療に取り組みやすい環境を整備するとともに、妊娠から出産・子育てまでそれぞれの段階に応じたサポートの充実を図ります。

- 【主な取組】 ○結婚相談所の開設・結婚相談の実施 ○婚活イベントの開催
○特定不妊治療費等の一部助成
○子育て世代総合サポートセンターでの相談受付

(2) 子育て世帯の状況に応じた支援の充実

- ・妊娠期から子育て期までそれぞれの段階に対応した専門職による相談の受付、産前産後期におけるヘルパー派遣、子育て世帯への経済的支援など、子育て世帯の状況に応じた支援の充実を進めます。
- ・昼間に保護者が家庭にいない小学生の放課後の居場所を提供する放課後児童クラブについては、運営の支援を行うとともに、ニーズの拡大に対応するため施設の整備を進めます。

- 【主な取組】 ○妊娠・子育て世帯への相談業務の実施 ○産前産後期のヘルパーの派遣
○子ども医療費の助成 ○ひとり親家庭等への医療費の助成
○放課後児童クラブの運営支援 ○放課後児童クラブの施設整備

(3) 幼児教育・保育サービスの充実

- ・幼稚園、保育所、認定こども園における共通の教育指針として定めた「袖ヶ浦市幼児教育カリキュラム」を積極的に活用することにより、更に質の高い幼児教育・保育を提供するとともに、小学校への滑らかな接続を推進していきます。
- ・保育が必要な保護者の多様なニーズに対応するため、様々な保育サービスの充実を図るとともに、子どもたちが安全な環境の下で安心して過ごせる活動場所を提供します。
- ・質と量の両面で十分な保育サービスを提供するために必要な保育施設を確保し、また保育士の負担軽減のために、保育所内の事業の効率化も推進します。

- 【主な取組】 ○幼稚園、保育所、認定こども園、小学校間における交流機会の充実
○一時保育、延長保育、休日保育、病児保育、病後児保育事業等の充実とPR
○私立認可保育所等の施設整備の助成 ○保育士の確保と適正配置
○保育所業務の効率化に向けた電子システムの導入
○平川地区における幼保施設のあり方の検討

(4) 地域における子育て支援施策の充実

- ・地域で出産や子育てに関する情報収集や相談ができ、親子の交流が図れる場である子育て支援センターの活動の支援や、ファミリーサポートセンター事業を推進することで、地域における子育て支援の浸透を図ります。

- 【主な取組】 ○地域子育て支援センターの運営支援・新設の検討
○ファミリーサポートセンターの運営、会員の募集、会員間交流会等の開催

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民に できること	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健やかな成長と家庭の役割について理解を深める ・子育て世帯の見守り（支援・虐待防止）を行う
地域・団体に できること	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てを支援する情報を地域で共有し、サポートが必要な人への相談窓口等の紹介を行う ・官民の役割分担のうえ、連携による幼児教育・保育環境の向上を図る

成果指標

指標名	現状値	目標値（令和7年度）
①安心して子育てができると思う人の割合	73.5%	77.0%
②子育てを楽しんでいることの方が多い人の割合	66.0%	68.0%
③待機児童数	28名	0名

1-2. 学校教育

目指すまちの姿

主担当部署：
関連担当部署：
【関連計画】

○「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の“生きる力”の育成が図られ、また、開かれた学校づくりが進み、地域と協働した学校づくりがなされています。

現状と課題

- 子どもたちを取り巻く環境が急激に変化している中で、本市ではこうした変化に子どもたちが確実に対応できるよう、「明日を拓く 心豊かな たくましい人づくり」を基本目標として、児童生徒の「生きる力」を育む学校教育を推進しています。
- 本市では、基礎学力向上支援教員や特別支援教員の配置など個別の支援を必要とする児童生徒への対応や、学校施設の耐震化等を計画的に実施することにより、義務教育に対する満足度の認識は高くなっています。
- 主体的・対話的で深い学びを通じて、児童生徒にこれからの時代を生きる力を育むことが必要であり、教職員の指導力の一層の向上が求められています。
- 近年の児童生徒に関して、生命尊重の精神、規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下などが指摘されている中で、こうした課題に対応するため、道徳教育や体験活動などを通じた豊かな心の育成が求められています。
- 本市の小学校高学年以上の児童生徒の体力平均値は全国体力調査によると、国や県より高い水準を維持しています。しかし、「体育が好き」な児童生徒の割合は、国よりも低く、運動に親しむ態度を育成する必要があります。
- 不登校や問題行動などの事案が発生した際に、悩みを持つ児童生徒や保護者に対応するため、専門家による相談機能の充実が求められています。また、教職員が心身ともに健康を保つことができる環境の整備も課題となっています。
- 核家族化や地域コミュニティの活力の低下等を踏まえ、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を認識し、連携・協力を進めることが重要であることから、学校が家庭や地域の教育力を生かした教育を推進していく必要があります。
- 本市では学校施設の耐震化や改修、防犯カメラや普通教室にエアコンを設置するなど、教育環境の整備を計画的に進めてきました。今後はこうした取組に加え、施設の長寿命化を図っていく必要があります。
- 子どもの安全性を確保するため、防犯・防災・交通安全の視点に立った安全・安心な教育環境の整備を図っていく必要があります。

施策の方向性

(1) 生きる力を育む学校教育の推進

- ・児童生徒一人ひとりの確かな学力を育むために、きめ細かな学習指導を行うことができる適正な教職員の配置を行うとともに、教職員の指導力の向上を図ります。
- ・児童生徒の豊かな心を育むために、自然体験活動や読書活動等の一層の充実を図ります。
- ・学校体育の充実を図るための取組を通して、児童生徒の健やかな体と、生涯を通じて運動やスポーツに親しむ態度を育みます。
- ・教科学習に情報教育機器を積極的に活用し、教育の情報が円滑に推進できる体制を構築することにより、児童生徒の情報活用能力の育成を図ります。
- ・外国語指導助手等の活用により、児童生徒に英語によるコミュニケーションができる十分な機会を提供します。
- ・特別な配慮を必要とする児童生徒に対して個々に応じた支援を行い、一人ひとりの可能性を伸ばす特別支援教育の充実を図ります。
- ・不登校や問題行動などの悩みを抱える児童生徒やその対応に悩む保護者が気軽に相談できる体制を整備するとともに、不登校等の児童生徒に対して、教育支援教室など実態に応じた効果的な支援を行います。
- ・いじめや虐待等の早期発見・不登校の予防、また教職員が心身ともに健康を保つため、専門的な見地から相談・助言を行うスクールカウンセラーを全校に配置します。

- 【主な取組】
- 全小中学校への基礎学力向上支援教員の配置等による指導体制の充実
 - 教職員の研修の実施
 - 自然体験活動の実施
 - 学校図書館への学校司書の配置
 - 道徳教育の充実
 - 学校体育指導研修会の開催
 - レッツトライスポーツ教室の開催
 - 情報教育機器の整備（無線LAN、タブレット機器、校務用コンピュータの更新等）
 - ALTコーディネーター・外国語指導助手の活用
 - 全小中学校への特別支援教員の配置
 - 総合教育センターにおける教育相談体制の充実
 - 教育支援教室「のぞみ学級」の運営、相談受付体制の拡充
 - 全校へのスクールカウンセラーの配置

(2) 開かれた学校づくりの推進

- ・市民が学校教育のために、できる時に できる人が できることを行う「学校支援ボランティア制度」の拡充や、各校PTAと市PTA連絡協議会の活動の充実、地区住民会議との連携した活動等を通して、地域ぐるみで学校を支援する体制の構築を進めます。
- ・地域と学校的意思疎通を密にするために、学校に関する情報を地域に積極的に発信します。

- 【主な取組】
- 学校支援ボランティアの募集・研修会の実施
 - 学校支援ボランティアによる活動の促進（学習支援、安全支援、環境支援）

(3)教育環境の整備

- ・ 今後の児童生徒数の動向を踏まえて、普通教室の確保や教育環境の充実、利活用方針の検討等の対策を進めていきます。
- ・ 防犯マップの作成や防犯指導の実施、各学校での防犯訓練やパトロールの実施など、児童生徒の安全を確保するための取組を推進します。
- ・ 教職員の日々の校務処理の負担を軽減し、きめ細かな指導が行えるよう、校務支援システムの円滑な運用を図ります。

- 【主な取組】
- 奈良輪小学校校舎の増築
 - 小中学校トイレの改修
 - 児童生徒用安全マップの作成と利活用
 - 防犯指導の実施
 - スクールサポーター（元警察官）による不審者対応訓練実施の支援
 - 登下校時のパトロール、通学路の安全点検の実施
 - 校務支援システムの運用

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民に できること	<ul style="list-style-type: none">・ 児童・生徒を取り巻く環境への関心を持つ・ 登下校時の見守りなどに協力する・ 学校行事や学校運営に関する活動に積極的に参加する
地域・団体に できること	<ul style="list-style-type: none">・ それぞれの知見等を生かし学校運営に協力する・ 児童・生徒を取り巻く環境への関心を高める・ 登下校時の見守りなど防犯・防災に協力する

成果指標

指標名	現状値	目標値（令和7年度）
①学校が楽しいと感じる児童・生徒の割合	88.4%	90.0%
②子どもの健全育成に家庭・学校・地域が協力していると思う市民の割合	74.2%	75.0%
③運動やスポーツが「好き」と思う児童・生徒の割合	58.4%	70.0%

1-3. 生涯学習

目指すまちの姿

主担当部署：
関連担当部署：
【関連計画】

○市民が主体的に生涯学習に取り組んだ成果が豊かな地域づくりに活かされ、また青少年を地域全体で育み、健やかに成長できる環境が整っています。

現状と課題

- 自らが関心を持つテーマについて生涯にわたって学習することができる環境の整備が求められている中で、本市ではライフステージ別各種講座の開催などの機会を提供しています。また、図書館では、身近で親しみのある運営に努め、より利便性の高い電子情報の発信や学校図書館との連携、乳幼児期からの読書の推進などに取り組んできました。今後は、社会教育施設における生涯学習活動の充実や情報提供の更なる充実などを進めていく必要があります。
- 市民会館・公民館は、幅広い世代を対象とした各種講座の開催や、家庭の教育力向上に向けた学習機会の提供等を行うなど、地域における重要な活動拠点となっています。今後は施設の老朽化への対応や利用動向などを考慮して将来的な施設のあり方を検討していく必要があります。
- 青少年へのいじめや家庭での虐待、青少年による非行、さらにはネット社会の中で犯罪に巻き込まれる可能性など、最近の青少年を取り巻く環境には様々なリスクが潜在していることから、行政と地域や民間が一体となって対策を講じていく必要があります。

施策の方向性

(1) 生涯学習の充実

- ・市民のニーズに応じた各種講座や講演会に加えて、子どもへの理解を深める家庭教育や、地域ごとに抱えている課題をテーマとして考える場、市民が自己の充実・生活の向上を図るための多様な生涯学習の場を設けます。
- ・地域における生涯学習の担い手となるボランティアの養成を推進します。

【主な取組】 ○市民三学大学講座の開催 ○図書館での各種講座・講演会の開催
○子どもの世代に応じた家庭教育学級・親業訓練入門講座の開催
○地域別課題をテーマとした講座の開催 ○社会教育推進員養成講座・研修会の開催

(2) 社会教育施設的环境整備

- ・地域の生涯学習の拠点としての役割を担う市民会館や公民館施設について、必要な改修を行うとともに、利用動向や利用者の意向等も踏まえて、施設のあり方について、見直しを図っていきます。

【主な取組】 ○公民館等の吊天井等耐震対策工事の推進 ○社会教育施設のあり方の見直し

(3) 青少年健全育成の推進

- ・地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組む活動を支援します。また地域全体で子どもを育む放課後子ども教室を運営します。
- ・関係機関との連携の下で、青少年が問題行動に関わることを未然に防ぐための対策を強化します。

【主な取組】 ○青少年育成袖ヶ浦市民会議・地区住民会議の開催
○放課後子ども教室の運営
○スクールサポーターによる児童生徒健全育成活動の実施（パトロール、安全マップ作成）
○非行防止活動の実施 ○SNS・インターネットの安全な利用の促進

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民にできること	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯を通じて学び、地域活動に参画し、豊かな知識・技術・経験の活用する ・地域のつながりや支え合いに取り組む ・青少年を取り巻く環境への関心を高める
地域・団体にできること	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のつながりや支え合いに取り組む ・地域住民の学習活動を支援する ・青少年を取り巻く環境への関心を高める

成果指標

指標名	現状値	目標値（令和7年度）
①身近に学習ができる場や機会があると思う市民の割合	49.6%	50.0%
②青少年が健やかに育っていると思う市民の割合	76.2%	78.0%

1-4. スポーツ

目指すまちの姿

主担当部署：
関連担当部署：
【関連計画】

○市民の誰もが、それぞれのライフスタイルに応じてスポーツ・レクリエーションに親しみ、心身ともに健やかな生活を送ることができています。

現状と課題

- 本市では、市民がスポーツを通じて健康づくりに取り組める場や機会を多く持てるように、スポーツイベントの開催や総合型地域スポーツクラブへの支援など、市民が気軽にスポーツに接することができる環境の整備を行っています。健康志向が高まる中、今後は市民がスポーツを通じて健康づくりに取り組める機会の提供が求められます。
- スポーツやイベントの拠点となる総合運動場や臨海スポーツセンターなど老朽化が進んでいる市内の社会体育施設については必要に応じて計画的な対応を行っていく必要があります。
- スポーツ活動やイベントを通じて、人や地域の交流を促進し、地域の活性化につなげていく必要があります。

施策の方向性

(1) 地域スポーツ・レクリエーション活動の推進

・多くの市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できる機会を設けるとともに、市内5地区に設立されている総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。

【主な取組】 ○総合型地域スポーツクラブの活動支援 ○スポーツ教室の開催
○各クラブ間交流大会の開催 ○ウォーキングフェスタの開催

(2) スポーツ・レクリエーション施設の環境整備

・市内の社会体育施設について、利用者が安全に安心して利用でき、また施設の利便性が向上するよう、適正な維持管理を行います。また、必要に応じた計画的な改修・整備を行います。

【主な取組】 ○各施設の適正な維持管理

(3) スポーツツーリズムの推進

・「観るスポーツ」「するスポーツ」など、スポーツを通じた交流人口の増加を図り、地域活性化につなげていきます。

【主な取組】 ○野球・サッカー等の公式戦誘致の推進 ○各種スポーツ大会誘致の推進
○スポーツ合宿誘致の推進

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民にできること	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯を通じて、豊かなスポーツライフを送る ・総合型地域スポーツクラブに参加する ・スポーツイベント等の運営にボランティアとして参加する
地域・団体にできること	<ul style="list-style-type: none"> ・総合型地域スポーツクラブ等と協力・連携を図る ・市で実施するスポーツイベント等に協力する

成果指標

指標名	現状値	目標値（令和7年度）
①身近にスポーツ・レクリエーションを行う場・機会があると思う市民の割合	64.2%	70.0%
②スポーツ施設利用者数	300,493人	310,000人

1-5. 文化芸術・文化財

目指すまちの姿

主担当部署：
関連担当部署：
【関連計画】

○市民が文化芸術に親しむことができる環境が整い、また、文化財の価値が理解され、次世代に継承するための取組が進められています。

現状と課題

- 本市では、文化芸術活動を行っている団体への支援、市民が文化や芸術に触れる機会や創作活動の成果を発表する機会の創出といった取組を行っていますが、こうした文化芸術活動に関わりを持つ市民は一部にとどまっています。市民が様々な分野における文化芸術に親しむことができる機会の創出や環境を整備していく必要があります。
- 市内には平成 29 年に国の史跡に指定された山野貝塚をはじめ、県指定や市指定など、数多くの文化財が存在しています。地域資源である文化財を守り、次世代に継承していくことが求められます。
- 郷土博物館では、歴史や民俗等に関する展示のほか、市民学芸員と協働で各種企画展や講座・イベント等の事業を実施していますが、運営に携わるボランティアの確保が課題となっています。

施策の方向性

(1) 文化芸術活動の推進

- ・文化芸術活動を行っている団体等に対して、展示や演奏を行う場所の提供や機会の創出等の支援を行うとともに、そうした活動への新たな市民の参加を促すための取組を推進します。
- ・より多くの市民に文化芸術に触れることができる場を提供します。

【主な取組】 ○文化芸術活動団体の事業開催の支援
○袖ヶ浦美術展の開催支援 ○芸術活動体験教室の開催

(2) 郷土の歴史と文化財の保存・活用

- ・国史跡に指定された山野貝塚の保存活用に取り組みます。
- ・郷土博物館では、文化財の保存、展示の更新、資料の調査研究と情報提供、運営を支えるボランティアの養成等を推進します。

【主な取組】 ○山野貝塚の保存と活用の推進 ○文化財の適切な保存
○博物館での企画展の開催 ○「市史研究」の刊行
○市民学芸員（ボランティア）養成講座の開催

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民に できること	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術活動に参加する ・地域の歴史文化を理解し、郷土愛を持つ ・地域の民俗文化財を理解し、保存・継承する
地域・団体に できること	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術活動の自主的な取組・参加者を増やす工夫・活動を活発化する ・地域の民俗文化財を保存・継承する

成果指標

指標名	現状値	目標値（令和7年度）
① 1年間に芸術を鑑賞した市民の割合	39.8%	40.4%
② 袖ヶ浦の歴史・文化に興味・関心を持っている市民の割合	48.7%	55.0%

2-1. 健康づくり・医療

目指すまちの姿

主担当部署：
関連担当部署：
【関連計画】

〇市民一人ひとりが、ライフステージに応じた健康づくりに主体的に取り組み、心身とも健やかに暮らすことができます。

現状と課題

- 平成27年時点の本市の平均寿命は男性が80.4歳、女性が86.4歳となっています。いつまでも自分らしく健康的な生活を送るためには、市民一人ひとりが健康に対する意識を高く持ち、健康教室への参加や検（健）診の受診など、主体的な健康づくりに取り組むことが求められます。
- 生活習慣病の予防・改善のためには、若年期健康診査や特定健康診査、特定保健指導の活用が効果的です。今後も各種健康診査や保健指導等を通じ、生活習慣病の予防や重症化防止に取り組むことが重要です。
- 地域の医療体制について、君津中央病院を中心とした地域の医療・救急体制の確保に努めています。今後も身近な場所で適切な医療サービスを安定的に受けられるよう、医療機関相互の連携強化や、医療需要の変化に対応した体制の整備に取り組む必要があります。
- 安心して子どもを出産できる環境を整備するため、本市への産婦人科医療機関の誘致を検討していく必要があります。

施策の方向性

(1) 健康づくりの推進

- ・健康づくり支援センターなどにおいて、健康づくりの教室等を行うとともに、健康相談、各種検（健）診、予防接種等を実施することで、市民が健康に暮らせる環境の整備を図ります。
- ・健康に関するイベントや各種保健サービスの周知・啓発活動を積極的に行い、市民の健康への意識を高め、主体的な健康づくりを促します。

【主な取組】 ○健康づくり支援センターの管理運営
 ○健康づくり支援センターにおける各種教室の開催 ○健康相談の実施
 ○各種検（健）診、予防接種の実施 ○健康に関する教室や検（健）診利用のPR

(2) 生活習慣病の予防

- ・糖尿病等の生活習慣病の予防・改善に向け、若年期健康診査や国民健康保険加入者に対し特定健康診査・特定保健指導等を行います。
- ・各種がん検診の実施により、がんの早期発見や早期治療に努め、重症化の防止を図ります。

【主な取組】 ○特定健康診査・特定保健指導の実施 ○若年期健康診査 ○各種がん検診の実施

(3) 地域医療体制の充実

- ・市民が安心して医療サービスを受けられるよう、休日や夜間等においても急病人が迅速に医療を受けられる体制の確保や、二次救急医療体制の維持に取り組みます。また、医療機関などと連携し、必要な時に相談できる医療体制の構築などに向けた検討を行います。
- ・市内における産婦人科医療機関の誘致の検討を進めます。

【主な取組】 ○在宅当番医制度の実施 ○夜間急病診療所等の運営

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民に できること	<ul style="list-style-type: none"> ・各種検（健）診や相談の機会を利用する ・生活習慣病の予防など健康づくりに積極的に取り組む ・相談できるかかりつけ医をもつ
地域・団体に できること	<ul style="list-style-type: none"> ・検（健）診の受診や健康づくりに関する啓発活動を行う ・従業員が心身とも健康に働ける職場づくりを行う ・病気の予防や医療機関の適正利用等についての情報を提供する

成果指標

指標名	現状値	目標値（令和7年度）
②袖ヶ浦市国民健康保険特定健康診査受診率	53.0%	60.0%
③安心して医療機関を利用できると感じている市民の割合	60.0%	62.0%

2-2. 地域福祉

目指すまちの姿

主担当部署：
関連担当部署：
【関連計画】

○市民・地域・行政の連携による福祉活動の支え合いの仕組みや、自立に向けた支援体制が整い、市民誰もが安心して自分らしい生活を送ることができています。

現状と課題

- 社会構造や人々の暮らしが変化する中で、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が支え合いや助け合いながら、ともに生きる社会づくりに取り組んでいく必要があります。そのために、地域の事業者や各種団体など様々な主体の交流を促進するとともに、福祉活動の担い手であるボランティアを育成し、福祉活動の活発化を進めていく必要があります。
- 様々な要因により、自己で生計を立てることが困難になる人が増加傾向にあることから、生活保護の適切な運用と自立に向けた支援を行うとともに、家庭環境による子どもの将来への影響を防ぐ必要があります。

施策の方向性

(1) 地域福祉の推進

- ・地域の多様な主体が一体となった支え合い・助け合い活動を促進していくために、連携・交流の場である拠点（サロン）の整備や、地域の子どもたち向けの子ども食堂の運営支援などに取り組みます。
- ・各地区の福祉活動における中心的役割を担っている社会福祉協議会の活動を支援します。
- ・地域の福祉活動を活性化させるため、担い手であるボランティアの育成や、ボランティアによる活動への支援を行います。

【主な取組】 ○地域ふれあいサロンの運営・増設 ○子ども食堂の運営支援
 ○地区社会福祉協議会の活動支援 ○ボランティアリーダーの支援・育成
 ○ボランティアセンターの運営支援

(2) 生活困窮者の生活基盤の安定と自立の促進

- ・生活困窮者が抱える問題についての相談体制を充実させるとともに、就労を望む人には対象者の適性に応じた就労先確保の支援を行うなど、生活困窮者の自立に向けた包括的な支援を行います。
- ・世代間で貧困を連鎖させないため、生活困窮世帯の子どもに学習機会や居場所を提供し、適切な学習習慣や日常生活習慣等の形成を図ります。

【主な取組】 ○生活困窮者向け相談・情報提供体制の実施 ○出張相談の実施
 ○生活困窮者の就労支援の実施 ○学習支援の実施

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民にできること	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民同士の声掛けを大事にする ・地域の活動や行事に積極的に参加する ・近所づきあいの中で、必要に応じて安否確認等を行う
地域・団体にできること	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会、民生・児童委員、福祉関連団体など多様な組織が連携し、情報を共有化する ・住民同士の声掛けや支え合いの意識啓発に努める ・地域住民同士の声掛けや交流を促し、生活課題の把握に努める

成果指標

指標名	現状値	目標値（令和7年度）
①地域で支え合って安心して暮らしている市民の割合	59.1%	65.0%
②生活保護世帯数	287世帯	305世帯

2-3. 高齢者福祉

目指すまちの姿

主担当部署：
関連担当部署：

【関連計画】

○地域の実情に応じた介護予防の取組や生活支援サービスの充実などにより、高齢者がいきいきと可能な限り住み慣れた地域で安心して生活することができます。

現状と課題

- 平成 27 年国勢調査結果によると、本市の 65 歳以上人口は約 1.5 万人で、市民の 4 人に 1 人が該当しています（高齢化率：24.9%）。高齢化率は更なる上昇が見込まれており、高齢化社会への対応が急務です。
- 本市の平成 30 年 10 月 1 日時点における要支援・要介護認定率は 13.6%であり、県平均（15.8%）より低い水準ですが、認定者数、介護費用額はともに増加しており、介護予防の取組を充実させていく必要があります。
- 更なる高齢化に伴い、医療と介護が必要な高齢者数の増加が見込まれることから、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括支援センターの機能強化や地域における医療と介護の連携を推進し適切な医療・介護サービスの提供や、生活支援サービスの充実を図る必要があります。
- 高齢者が自立しながら安心して暮らせるよう、高齢者の健康上・生活上の問題を早期に把握し、緊急時には迅速に対応できる地域での見守り体制を構築する必要があります。
- 高齢者が社会参加・社会貢献することにより地域の活性化を図っていく方向性が求められる中で、高齢者がいつまでも生きがいをもって健康にいきいきと暮らせるよう、就労や生涯学習など社会参加の機会を充実させることが重要です。

施策の方向性

(1) 介護予防の推進

- ・地域住民、医療・介護関係者、NPO法人、民間事業者等、地域の関係者と連携を図り、高齢者が要介護状態になることの予防及び要介護状態となっても重度化を防ぐための取組を推進します。

【主な取組】 ○介護予防に関する講演会や教室等の開催
○介護予防活動団体の活動支援 ○介護予防サポーターの養成及び活動支援

(2) 住み慣れた地域での生活支援

- ・地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの機能強化を図ります。
- ・高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、要介護認定者向けに介護サービスの基盤整備を推進します。
- ・介護人材の確保・定着を図るため、研修受講や資格取得を支援します。
- ・世代間で支え合いながら生活できる住宅取得の支援や移動手段をもたない高齢者の移動支援等に取り組みます。

【主な取組】 ○地域包括支援センターの機能強化 ○在宅医療・介護の連携の推進
○介護保険サービス事業所の整備 ○介護人材の確保・定着に向けた費用助成
○世代間同居のための新築・改築費用の助成
○高齢者移動支援タクシー券の助成

(3) 地域で支え合う仕組みづくりの推進

- ・住民主体による、高齢者の生活支援・介護予防活動の充実を図ります。
- ・認知症の方とその家族が安心して生活していくことができるように、認知症に対する理解を深め、地域における見守りを充実します。

【主な取組】 ○住民主体型活動を行う団体の立ち上げ及び運営支援
○高齢者見守りネットワーク活動の実施
○認知症サポーターの養成及び活動支援

(4) 高齢者の生きがいくつくりと社会参加の推進

- ・一人ひとりの高齢者が、それぞれの経験や技能を活かしながら社会的役割や生きがいをもって活動・活躍できるよう支援します。

【主な取組】 ○シルバー人材センターの運営支援 ○高齢者雇用促進奨励金の交付
○介護支援ボランティア活動の促進
○シニアクラブの活動支援 ○高齢者学級の開催

市民に期待される役割

一人ひとりの市民に できること	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防の取組に積極的に参加する ・地域における生活支援等の担い手として活動する
地域・団体に できること	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の見守りや支援等を行う ・地域における各種活動を通じて、高齢者の健康づくりや生きがいづくりにつなげる

成果指標

指標名	現状値	目標値（令和7年度）
①要介護認定率	13.6%	17.6%
②住みなれた地域で最期まで暮らし続けたいと思う高齢者の割合	79.3%	80.0%
③地域活動に参加したことがある高齢者の割合	61.9%	63.0%

2-4. 障がい者福祉

目指すまちの姿

主担当部署：
関連担当部署：【関連計画主担当部署】
関連担当部署：

○障がいの有無に関わらず、地域全体で支え合う社会を築くことにより、障がいのある人が、安心して、自分らしく生活を送ることができています。

現状と課題

- 平成 30 年度末における本市の身体障害者手帳所持者は 1,849 人、療育手帳所持者は 539 人、精神障害者保健福祉手帳所持者は 351 人で、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加傾向にあります。
- 本市では、障がい者の相談業務の充実や、社会参加の促進に取り組んできましたが、障がいのある人やその家族の高齢化、障がいの重度化・重複化等への対応が課題となっており、これらのニーズに対応した支援体制の整備を図っていく必要があります。
- 障がいのある人の日常生活の支援や公共施設等のバリアフリー化を通じて、障がいのある人が安心して生活できる環境を整備していくことが重要です。
- 障がいに対する理解と意識の啓発を促進し、障害のある人が差別や虐待を受けないようにするとともに、その財産や権利が不当に侵害されない環境を整える必要があります。

施策の方向性

(1) 障がいのある人の自立生活支援の推進

- ・障がいのある人の自立と社会参加を支援するために、幅広い分野に関する相談に対応します。
- ・地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置により、相談支援の機能を強化し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるための体制を整えます。
- ・障がいのある児童に対しては、早期診断と適切な治療や訓練を行うことにより、その自立を支援します。
- ・障がいのある人が状況に応じて安心して働くことができるよう、地域での障がい者の就業を支援します。

【主な取組】 ○障がい者等への相談支援の充実 ○基幹相談支援センターの設置・運営
 ○障がい児等への療育指導の実施 ○障がい者雇用促進奨励金の交付
 ○事業者への障がい者雇用の働きかけ

(2) 障がいのある人を支える生活環境の整備

- ・障がいのある人が日常生活をより円滑に営むための各種支援を行うとともに、障がいのある人を支える人材の育成や公共施設等のバリアフリー化を推進し、生活しやすい環境を整備します。

【主な取組】 ○日常生活用具の給付 ○障がい福祉タクシー利用券の交付
 ○ボランティアの育成 ○公共施設等のバリアフリー化

(3) 権利擁護の推進

- ・障がいのある人への虐待の未然防止や障がいを理由とする差別の解消に向けた意識啓発を推進します。
- ・判断能力の不十分な方の権利や財産を守る成年後見制度の利用促進を図ります。

【主な取組】 ○差別解消や虐待防止等に向けた啓発活動の実施
 ○成年後見制度の周知・制度に関する相談支援等

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民にできること	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人に対する理解を深める ・障がいの有無に関わらず共に活動・交流する
地域・団体にできること	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の日常生活や社会活動に関する支援を行う ・障がいのある人を積極的に雇用するとともに、職場での合理的配慮を行う

成果指標

指標名	現状値	目標値（令和7年度）
①車椅子の方や障がいのある人が楽に出歩ける環境だと思う市民の割合	19.7%	22.7%
②障がいのある人が安心して暮らしていると感じている市民の割合	26.4%	28.0%
③就労移行支援事業の利用者数	26人	29人

3-1. 防災

目指すまちの姿

主担当部署：
関連担当部署：
【関連計画】

○確立された防災体制・水防体制及び市民の手による地域防災力により、災害から市民の生命と財産が守られています。

現状と課題

- 台風や大雨など激甚化する自然災害等により、本市においても停電や断水、家屋損壊などの被害が発生しており、自然災害への備えと発生時の対応の重要性を強く認識させられ、その対応が求められています。
- 本市では、「袖ヶ浦市地域防災計画」をもとに防災体制を整備してきましたが、今後起こりうる大規模災害に備えて災害に強いまちづくりを行う必要性がこれまで以上に高まっています。そのため、迅速かつ的確な対応が可能な防災・減災体制の確立を図り防災力の向上を図る必要があります。
- 災害から市民の生命、財産を守り被害の軽減につなげるため、自主防災組織の育成、災害対策コーディネーターの養成などに取り組み、自助、共助、公助が機能する防災体制の強化を図っており、今後も市民の防災における意識を向上させ、地域の防災力を高める必要があります。
- 実行性のある避難支援や応援・受援体制を整えるとともに、災害発生後においても情報収集や人命救助・救急・消火等の応急措置、公共施設等の速やかな復旧及び被災者への支援を行う必要があります。

施策の方向性

(1) 防災対策の強化

- ・災害発生時に適切な情報発信を行うため、防災行政無線などの整備を進めるとともに、備蓄物資や防災資機材の充足、備蓄倉庫の整備などの防災対策を強化します。
- ・県が示す浸水想定区域図を踏まえて洪水防災マップの見直しを行うとともに、各種防災教育の推進を通して、市民の防災意識の高揚を図ります。

【主な取組】 ○防災行政無線施設の更新 ○非常用食糧等の更新 ○防災資機材の購入
○震災対策備蓄倉庫の改修 ○洪水防災マップの更新 ○防災講座・研修会の開催

(2) 地域における防災力の強化

- ・地域において「共助」の中核を担う自主防災組織による活動が円滑に行われるよう、新規設立を促すとともに、活動の中心となる人材の育成などの支援を行います。
- ・災害発生時に地域での防災活動が機能するよう、各地区で避難所の開設・運営や救助など、より実践的な防災訓練を行います。

【主な取組】 ○自主防災組織結成の促進 ○防災資機材の貸与・更新 ○防災訓練指導の実施
○災害対策コーディネーター養成講座の開催 ○地区別防災訓練の実施

(3) 災害応急・復旧対策の充実

- ・災害発生時に、要援護者の安否確認や避難支援等ができる体制づくりを支援するとともに、プライバシーの保護に配慮しながら必要な情報を収集します。
- ・災害発生後に、被災者等が一定期間避難生活をする避難所については、適切な運営を行うとともに、良好な生活環境の確保を図ります。また、一時避難場所についても必要な整備を図ります。
- ・県や他自治体、防災関係機関、企業等との相互応援体制を構築し、災害発生時に連携して応急対策やライフライン等の復旧対策を行うことができる環境を整備するとともに、被災者への着実な支援に取り組みます。

【主な取組】 ○安否確認訓練の実施 ○福祉避難所の運営訓練の実施
○災害発生時の情報収集及び国・県・関係機関との協体制の充実
○要援護者の情報収集と避難支援者への情報提供 ○災害時応援協定の締結

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民に できること	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に対する意識を高め、知識を会得する ・防災訓練に積極的に参加する ・家庭での食糧の備蓄や非常時の持出品の準備を行う ・家族との避難場所や連絡方法の共有化を行う
地域・団体に できること	<ul style="list-style-type: none"> ・「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助意識を持つ ・地域でのコミュニケーションを強化し、災害時要支援者の把握に努める ・災害発生時を想定した、形式的ではない自主防災訓練を行う

成果指標

指標名	現状値	目標値（令和7年度）
①災害に強いまちづくりができていると思う人の割合	31.1%	43.0%
②日頃から災害への備えをしている市民の割合	49.7%	60.0%
③避難所・避難場所を知っている市民の割合	83.5%	90.0%

3-2. 防犯・交通安全

目指すまちの姿

主担当部署：
関連担当部署：
【関連計画】

○防犯体制の充実が図られるとともに、防犯と交通安全に関して市民の意識が高まり、市民が安全・安心に暮らすことができます。

現状と課題

- 本市では自主防犯組織による防犯パトロールの実施、街頭防犯カメラの計画的な設置等の取組を積極的に推進しており、刑法認知件数は、平成 21 年の 867 件から 30 年の 341 件へ大幅な減少となっています。しかし、最近では犯罪の手口が巧妙化しており、市民一人ひとりの防犯意識の向上が求められています。
- 平成 30 年度末時点で市内には自主防犯組織が 41 団体あり、継続的な活動を行っていますが、会員の高齢化と減少が課題となっています。
- 本市の交通事故発生件数は増加傾向にあり、高齢者が当事者となる事故も増えています。このため、市民一人ひとりの交通安全意識の向上を図るとともに、通学路や住宅街の交通安全を確保するための対応、高齢者の身体的な衰えに起因する交通事故を未然に防止するための取組を進める必要があります。

施策の方向性

(1) 防犯対策の推進

- ・ 犯罪の発生抑止のために、防犯灯や街頭防犯カメラの整備を進めるとともに、警察署等や防犯協会等の関係機関と連携し、犯罪情報の提供などを行うことにより、市民の防犯意識の向上を図ります。

【主な取組】 ○防犯灯の適正な設置及び維持管理 ○街頭防犯カメラの設置及び維持管理
○生活安全メール等による防犯・犯罪情報の提供 ○防犯教育の実施

(2) 地域における防犯体制の強化

- ・ 市と自主防犯組織が連携して様々な活動を行うことができる体制の充実に向けて、自主防犯組織の新規設立を促すとともに、継続的な支援を行います。

【主な取組】 ○自主防犯組織の新規設立の促進 ○自主防犯組織のリーダー研修会の実施
○自主防犯組織との連携による防犯パトロール活動の実施

(3) 交通安全の推進

- ・ 警察署や交通安全協会等の関連機関と連携し、幅広い層を対象とした交通安全教育や啓発活動を推進し、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図ります。
- ・ 近年急増している高齢者が関係する交通事故を防止するための対策を強化します。

【主な取組】 ○交通安全教育の実施（保育施設、小中学校、シニアクラブ等）
○交通安全啓発活動の実施
○高齢者向け安全運転対策の実施 ○高齢者等の運転免許証自主返納の支援

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民に できること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸締り、自転車の施錠等の徹底など自主的な防犯対策に努める ・ 犯罪防止のために、隣人とのコミュニケーションに努める ・ 交通ルールとマナーを遵守する
地域・団体に できること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の防犯意識・交通安全意識の啓発に努める ・ 団体間が連携し、情報を共有化する ・ 効果的な防犯活動、交通安全活動を行う

成果指標

指標名	現状値	目標値（令和7年度）
①人口 1,000 人当たりの刑法犯認知件数	5.3 件	4.7 件
②人口 1,000 人当たりの交通事故発生件数	3.3 件	2.6 件
③地域の治安が良いと思う市民の割合	74.9%	77.7%

3-3. 消防・救急

目指すまちの姿

主担当部署：
関連担当部署：
【関連計画】

○消防・救急体制の充実が図られるとともに、事業者や市民の防火意識が高まり、市民が安全・安心に暮らすことができます。

現状と課題

- 平成 29 年の本市の年間火災発生件数は 24 件となっており、救急出場件数は 2,713 件となっています。
- 本市の常備消防は、災害現場で迅速・適切な活動が可能な指揮隊の編成、計画的な消防車両の整備・更新等の取組を行い、消防・救急体制の強化を図っています。今後は老朽化が課題となっている消防庁舎等の整備の検討や、消防の広域化について県・近隣市と情報共有を図る必要があります。
- 消防団は 18 ヶ分団体制で活動を行っていますが、団員の高齢化、団員数の減少という課題を抱えており、今後の消防団活動に支障をきたす分団が出てくることが懸念されています。
- 火災発生による甚大な被害を未然に防ぐためには、日常生活からの予防が重要であり、市民等の火災予防意識を高めていくことが求められます。

施策の方向性

(1) 消防・救急体制の充実

- ・ 消防庁舎の整備検討、消防車両の計画的な更新等を通して、常備・非常備の消防体制及び救急体制の充実を図ります。救急時に市民も適切な応急処置が行えるよう、必要な対策を講じます。
- ・ 地域における消防団活動の必要性の周知を図り、消防団員確保に取り組めます。
- ・ 消防の広域化に関しては、県及び近隣市等の動向を踏まえながら検討を進めます。

- 【主な取組】
- 消防庁舎の整備方針の検討
 - 常備消防車両、非常備消防車両の計画的な更新
 - 消防団詰所の計画的な改修
 - 救急講習会の開催
 - 消防団に関する広報活動による加入の促進
 - 消防の広域化の検討

(2) 火災予防の推進

- ・ 市民が火災予防に関して強い意識を持ち、火災発生時に適切な対応ができるように、様々な機会を通じて啓発活動を推進します。
- ・ 住宅への設置が義務付けされている住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、防火及び自主保安管理体制の徹底を図るため、事業者に対し法令に基づき適切な指導・助言を行います。

- 【主な取組】
- 火災予防運動の実施（秋・春）
 - 広報媒体・イベントを通じた啓発活動の実施
 - 一人暮らし高齢者宅防火診断の実施
 - 幼年消防クラブ大会の開催
 - 住宅用火災警報器の普及促進
 - 事業所への立入検査の実施

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民に できること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防火意識を持ち、消火器や住宅用火災警報器の設置など住宅防火対策に努める ・ 消防訓練・救急講習会などに参加し、防火・救命に関する知識を習得する ・ 救急車の適正な利用を心がける
地域・団体に できること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団活動への理解・協力を行う ・ 救急事案発生時に、救急車が到着するまで、応急処置を行う ・ あらゆる事故災害等に備え、自主保安管理体制を強化する

成果指標

指標名	現状値	目標値（令和7年度）
① 消防・救急体制に安心感を持っている市民の割合	75.4%	77.5%
② 出火率（過去6年間平均値）	2.27%	2.17%

3-4. 消費生活

目指すまちの姿

主担当部署：
関連担当部署：
【関連計画】

○市民の消費者問題に対する知識や判断力が高まり、相談体制の充実により、市民が安心して生活を送ることができています。

現状と課題

- 高齢者をターゲットとする悪質商法や特殊詐欺、通信技術の発達を背景としたサイバー犯罪など、犯罪の手口は複雑化・巧妙化しており、消費者がトラブルに巻き込まれる事案が増加しています。
- 平成 28 年度の本市での消費生活相談件数は 312 件で、23 年度の 163 件から約 2 倍に増えていきます。内訳としてはインターネット通販や個人情報漏えい等の被害に関する相談が目立っています。
- 消費生活センターでの対応には、有資格者である相談員を配置していますが、対応すべき業務の増加に伴い、相談員の確保が課題となっています。
- 消費者被害を未然に防止するために、消費生活に関する知識や判断力の向上を目的とした消費者教室を開催するなど、消費者意識を高めていく必要があります。

施策の方向性

(1) 消費者保護対策の推進

- ・消費生活に関する相談については、的確な対応を行うことにより問題の早期解決を図ります。また、市の消費生活センターの認知度を高めるため、消費生活センターの周知を図ります。
- ・消費者問題に関する最新情報の収集、相談員の質の向上などを通して、相談体制の充実を図ります。

- 【主な取組】
- 消費生活相談の実施
 - 消費生活センターに関するPRの推進
 - 消費問題に関する情報の収集と市民への提供
 - 消費生活センター相談員の確保・資質向上に向けた支援制度の創設・運用

(2) 消費者意識の向上

- ・関係機関との連携を強化して幅広い年齢層を対象とした消費者教育や啓発活動を行うことにより、市民の消費生活に関する知識や判断力の向上を図ります。
- ・特にターゲットになりやすい高齢者や若年層に対しては、きめ細かな情報提供や学習機会の充実を図り、被害の未然防止に努めます。

- 【主な取組】
- 消費者教室の開催
 - 出前講座の開催
 - 啓発パンフレット等の作成・配布

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民に できること	・消費者被害に関する最新の知識を学ぶ
地域・団体に できること	・悪質事案発生防止のために、自らができることを行う

成果指標

指標名	現状値	目標値（令和7年度）
①商品やサービスの購入時に日頃からトラブル回避を心がけている市民の割合	93.4%	95.2%
②安心して安定した消費生活を送ることができていると感じる市民の割合	83.3%	89.8%

3-5. 環境保全

目指すまちの姿

主担当部署：
関連担当部署：
【関連計画】

○豊かな自然環境が保全されるとともに、地球にやさしい持続可能な社会が作りだされています。

現状と課題

- 椎の森自然環境保全緑地などの豊かな自然環境は本市の大きな強みであり、生態系維持のためにも確実に保全していく必要があります。
- 市内各地域で、市民が主体となった環境保全活動や環境美化活動などが実施されていますが、活動を行っているメンバーの高齢化が進むなど、取組主体の固定化・減少が課題となっています。
- 自然災害の増加や生態系の破壊等をもたらす温暖化問題には、国や県においてもそれぞれの立場で取り組んでおり、市においても対策の実施が求められます。
- 本市では、設置した測定局で大気汚染物質の常時監視や、河川や海域などでの水質調査、騒音・振動などの測定も行っており、良好な環境を保全するため、引き続き関係法令に基づく取組を行っていく必要があります。

施策の方向性

(1) 自然環境の保全と共生

- ・ボランティアや各種団体、事業所、学校等と連携しながら、自然環境の保全やまちの美化を図ります。
- ・生態系や人の健康に被害を及ぼす恐れのある有害鳥獣や特定外来生物の防除を積極的に行います。
- ・市民の環境保全への理解を深めるために、環境学習講座などを実施します。

- 【主な取組】
- 椎の森自然環境保全緑地の整備
 - 保存樹木・樹林の保全
 - 清掃活動の実施
 - ポイ捨て対策の推進
 - 有害鳥獣・特定外来生物の防除
 - 環境学習講座等の実施

(2) 地球温暖化対策の推進

- ・全世界的な課題である地球温暖化問題に対して、家庭における省エネルギー設備設置の支援や市民への的確な情報提供を行うとともに、市民の意識を高めるための緑のカーテンづくりなどについて促進します。

- 【主な取組】
- 地球温暖化に関する情報発信等
 - 省エネルギー設備等の導入促進
 - 住宅・事業所への再生可能エネルギー等の導入促進
 - 緑のカーテンづくりの促進

(3) 快適で安全に生活できる環境の維持

- ・大気汚染の常時監視や汚染物質の排出者に対する指導などを行うとともに、河川等における水質調査を行い、その改善に向けた対応を行います。
- ・騒音・振動について定期的に測定し、要請限度を超過する場合は関係機関に対策を要請します。また、航空機騒音は、県などに対して、騒音の低減について要望します。

- 【主な取組】
- 大気汚染測定機器等の計画的な更新
 - 各種法令など規制遵守の指導

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民にできること	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境保全」と「省エネルギー」の意識を持つ ・再生可能エネルギー等の利用を促進する ・環境美化活動・環境保全活動に積極的に参加する
地域・団体にできること	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーやCO₂排出削減を心がける ・法令や環境基準を遵守し、公害発生を防止する ・市民が参加できる環境美化活動・環境保全活動の実施に努める

成果指標

指標名	現状値	目標値（令和7年度）
①市内大気・水質における各項目の環境基準達成率	84.2%	89.5%
②まちがきれいだと感じている市民の割合	58.4%	60.0%
③省エネなど環境に配慮した行動に取り組んでいる市民の割合	79.6%	86.0%

3-6. 廃棄物・リサイクル

目指すまちの姿

主担当部署：
関連担当部署：
【関連計画】

〇ごみの減量化・資源化の促進や不法投棄の減少により、環境にやさしい循環型社会が形成されています。

現状と課題

- 平成29年度の本市の1人1日あたりのごみの排出量は935gで、減少傾向にありますが、県全体平均(903g)を上回っています。リサイクル率は25.0%で県全体(22.3%)より高い水準にありますが、引き続きごみ減量化・再資源化に取り組んでいく必要があります。
- 市内の廃棄物は袖ヶ浦クリーンセンター等にて適正な処理が行われていますが、ごみ処理施設の老朽化が進んでおり、施設の計画的な更新が必要です。広域廃棄物処理事業については、今後君津地域4市及び安房地域2市1町により事業を進めることから、適切な対応を行っていく必要があります。
- し尿処理施設も建設から26年が経過し老朽化が進んでいます。また、生活排水の改善のため、単独浄化槽や汲み取り便槽から合併浄化槽への転換を促進していく必要があります。
- 不法投棄対策として、パトロールや監視カメラの設置等の監視活動により、その抑制を図っており、引き続きパトロールを継続し廃棄物の適正処理について啓発していく必要があります。また、市内における建設発生土や再生土による埋立てに対し、土壌や地下水等の汚染及び崩落等の災害の発生を防止する必要があります。

施策の方向性

(1) ごみの減量化・再資源化の推進

- ・ごみ減量化に向けた取組を進めるとともに、長期的な視点からごみ収集制度全体のあり方について総合的な見直しを行います。
- ・ごみの分別の徹底による再資源化を進め、資源循環型のまちを目指します。

【主な取組】 ○ごみ減量化への普及啓発 ○事業者へのごみ減量化への指導の徹底
○ごみ収集制度の総合的な見直し ○ごみ資源化の普及啓発

(2) ごみ処理体制の整備

- ・袖ヶ浦クリーンセンターの改修を計画的に進めることで、コスト削減と施設の長寿命化を図ります。
- ・令和9年度稼働予定となっている次期広域廃棄物処理施設については、共同で事業を進める自治体と広域連携組織を設置し、取組を進めます。

【主な取組】 ○袖ヶ浦クリーンセンターの計画的な改修 ○広域施設設置に向けた取組の実施

(3) し尿処理の適正化

- ・単独処理浄化槽の使用者に対して、合併処理浄化槽への設置切り替えを促進するために啓発活動及び設置費用の補助を行い、河川等の公共用水域の水質保全を図ります。

【主な取組】 ○し尿処理施設のあり方検討
○合併浄化槽切り替えへの啓発活動の実施 ○合併浄化槽設置への補助の実施

(4) 廃棄物の不法投棄等の防止

- ・廃棄物の不法投棄と、土砂等の埋立てによる土壌汚染・災害発生を防止するため、監視活動を行います。

【主な取組】 ○市・不法投棄監視員によるパトロール活動の実施
○監視カメラ・不法投棄防止看板の設置

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民に できること	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみの分別を徹底する ・ごみステーションを適正に管理する
地域・団体に できること	<ul style="list-style-type: none"> ・排出するごみの分別を徹底する ・ごみの排出抑制、再利用・再資源化の意識を醸成する取組を推進する

成果指標

指標名	現状値	目標値（令和7年度）
①ごみ総排出量に対するリサイクルの割合	25.6%	31.3%
②一人当たり1日のごみ排出量	930g	850g

4-1. 市街地形成

目指すまちの姿

主担当部署：
関連担当部署：
【関連計画】

○各拠点を中心に利便性が高く、効率的な土地利用が図られ、安全で安心して暮らせる良質な市街地が形成されています。

現状と課題

- 本市では、袖ヶ浦駅、長浦駅、横田駅周辺の3つの地域を都市機能の集積を図る拠点として位置付けており、中でも袖ヶ浦駅周辺では、袖ヶ浦駅海側特定土地区画整理事業によって、新たな住宅や商業施設の集積が進んでいます。
- 市街化区域縁辺部における市街化調整区域では、開発による住宅供給が増えていますが、過度に進行した場合、市街化区域の空洞化が進み将来的な行政負担が懸念されることから、秩序ある土地利用が求められています。
- 道路や排水などのインフラが十分に整備されていない既存の市街地については良好な市街地環境の形成を図っていく必要があります。また、更なる地域の活性化に向けて、利便性の高い地域における土地の利活用などが求められています。
- 本市では、袖ヶ浦駅海側地区の景観形成推進地区への指定や、景観まちづくり推進団体及び違反広告物除却活動推進団体の認定等により、市民と協働で景観まちづくりを推進しています。美しい景観資源を守り、活かすことで、市民が愛着や誇りを持てるまちづくりを進めることが重要です。

施策の方向性

(1) 計画的なまちづくりの推進

- ・都市計画マスタープランに基づいて、自然環境と調和した秩序あるまちづくりを計画的に推進します。
- ・災害復旧の迅速化や境界線をめぐるトラブルの未然防止などを目的とした地籍調査を推進します。

【主な取組】 ○都市計画マスタープランに基づいた土地利用の促進

○市街化調整区域における地区計画ガイドラインの策定・周知 ○地籍調査の実施

(2) 市街地整備の促進

- ・地区計画制度の活用等による市街地の整備を促進します。
- ・市街化区域の生活環境を改善するため、狭あい道路の拡幅整備について制度の見直しを行い、市民への周知・啓発を図ります。

【主な取組】 ○地区計画制度の有効な活用 ○みちづくり計画要綱の見直し、周知・啓発

○市街地における狭あい道路の拡幅整備

(3) 良好な景観形成

- ・景観計画及び景観条例に基づく規制誘導や、景観を形成する上で重要な樹木等のシンボル化、良好な景観形成のための活動を行う団体の支援等を通して、市内の景観資源の保全・創出に取り組みます。
- ・良好な景観形成に向けた市民の意識の高揚を図るために、啓発活動を行います。

【主な取組】 ○景観計画や景観条例に基づく規制誘導 ○景観重要樹木・景観重要建造物等の指定

○景観まちづくり推進団体の活動支援 ○景観まちづくり賞による表彰

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民に できること	・土地利用や道路、身近な景観に関心を持つ
地域・団体に できること	・住民主体でまちづくりのルール（地区計画）の策定を検討する ・地域住民とともにまちづくりを行う

成果指標

指標名	現状値	目標値（令和7年度）
①都市的未利用地率	8.6%	8.3%
②住環境が快適であると思う市民の割合	52.7%	61.0%
③良好なまち並みや景観が形成されていると思う市民の割合	54.8%	61.0%

4-2. 公園・緑地

目指すまちの姿

主担当部署：
関連担当部署：
【関連計画】

○公園や緑地が適正に管理され、憩いや交流の場として活用されています。

現状と課題

- 平成 29 年度末における本市の市民一人当たりの都市公園面積は 12.87 m²（県内 4 位）で、千葉県平均の 6.88 m²を大きく上回っています。市内には、市内外の住民に利用されている袖ヶ浦公園や百目木公園、地域住民の憩いの場として利用される公園、豊かな自然と触れ合える椎の森自然環境保全緑地など、様々な公園・緑地が整備されています。
- 市内の多くの都市公園は、供用開始から長期間経過し、遊具等の老朽化が顕著となっており、安全性や快適性を確保するための計画的な対応が求められます。また、全ての人が公園を快適に利用できるよう、バリアフリー化を進める必要があります。
- 公園・緑地は、市民同士や、市外住民との交流機会を創出する大きなポテンシャルを有しており、地域活動やスポーツ、生涯学習、観光資源、防災避難地など、多様な機能を発揮する場として活用することが重要です。

施策の方向性

(1) 公園・緑地の適正管理

- ・公園が有する様々な機能を十分に発揮できるよう、老朽化した施設の補修・更新やバリアフリー化など必要な維持管理を行います。
- ・公園施設の整備・改修等をより効果的に行うため、民間事業者の参入可能性について検討します。

- 【主な取組】
- 公園内老朽施設の補修及び更新
 - 公園内バリアフリー化の推進
 - 袖ヶ浦駅海側地区近隣公園の整備
 - 多様な手法を用いた公園整備の検討

(2) 公園・緑地を活用した交流機会の創出

- ・袖ヶ浦公園、百目木公園、椎の森自然環境保全緑地など、公園・緑地での地域住民の交流促進、交流人口の増加を図るため、公園・緑地を活用したイベントの支援や情報発信等を行います。

- 【主な取組】
- 袖ヶ浦公園まつり・百目木公園まつりの企画内容の充実とPR活動
 - しいのもりでの自然観察会の実施
 - 民間団体や企業等による公園を活用したイベントの支援
 - 花菖蒲など季節の花を活用したイベントの開催

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民に できること	<ul style="list-style-type: none"> ・公園を利用し、不具合を早期に発見し管理者に伝える ・公園・緑地の美化・保全活動に積極的に参加する ・公園・緑地を活用したイベントに参加する
地域・団体に できること	<ul style="list-style-type: none"> ・公園・緑地の自主的な維持管理・美化活動や自然保護活動への取組に協力する ・公園・緑地を活用したイベントを提案・実施する

成果指標

指標名	現状値	目標値（令和7年度）
①市内の公園がきちんと管理されていると思う市民の割合	62.9%	66.0%
②公園のバリアフリー化率	58.6%	64.6%

4-3. 道路

目指すまちの姿

主担当部署：
関連担当部署：
【関連計画】

○都市計画道路などの幹線道路及び生活道路の整備と維持管理が適切に行われ、全ての利用者が安全・安心で快適に利用できる道路環境が整っています

現状と課題

- 都市計画道路については、袖ヶ浦駅海側特定土地区画整理事業区域内や周辺の道路整備が進められてきましたが、更なる利便性向上のため、整備予定路線・未整備路線の整備推進を図っていく必要があります。
- 新たに整備する市道についても、安全確保やバリアフリー化など、更なる安全性と利便性の向上に向けた整備を進めていく必要があります。
- 本市は、館山自動車道や東京湾アクアライン、首都圏中央連絡自動車道等の道路網により、県内外と良好なアクセス性を有しており、(仮称)かずさインターチェンジや東京湾岸道路などの整備促進等による一層の利便性向上と地域活性化が期待されています。
- 市が管理する道路施設について、計画的に点検や維持管理を行い、施設の長寿命化を図る必要があります。また、通学路や生活道路での交通事故、交差点での歩行者事故等を防止するために、危険個所の点検と安全対策を実施していく必要があります。

施策の方向性

(1) 都市計画道路の整備

- ・高須箕和田線の南袖延伸区間、袖ヶ浦駅海側地区と木更津金田地区を結ぶ西内河根場線などの整備を促進し、交通渋滞の緩和や、市内における円滑な交通機能の確保を図ります。

【主な取組】 ○高須箕和田線建設事業（南袖延伸） ○西内河根場線建設事業

(2) 市道の整備

- ・地域住民の利便性の向上と安全性の確保を目的として、道路改良工事や交通安全対策、バリアフリー化を図ります。

【主な取組】 ○三箇横田線建設事業 ○飯富 29 号線・代宿横田線建設事業

(3) 広域幹線道路等の整備促進

- ・県道君津平川線と接続し、地域の活性化が期待される首都圏中央連絡自動車道（仮称）かずさインターチェンジの早期整備や誰もが安心して利用できる道路環境の向上に向けた国道道の歩道整備を関係機関に要望します。
- ・東京湾岸地域とのアクセス性向上などが図られる東京湾岸道路の建設に向けた要望活動を行います。

【主な取組】 ○各種要望活動の実施

(4) 道路施設の適正管理

- ・橋梁や道路等の適切な点検とそれに基づく修繕・耐震補強工事を行い、道路施設の長寿命化とライフサイクルコストの軽減を図ります。
- ・生活道路対策エリア等の指定を受けた地域について、警察と協議しながら道路の安全対策を実施します。交差点での歩行者事故に対応するため、安全対策を講じます。
- ・市民参加による道路の美化活動を行う道路アダプトプログラムの推進を図ります。

【主な取組】 ○道路・橋梁の定期点検・補修、耐震補強工事の実施
○道路美化活動の実施（アダプトプログラム） ○通学・下校時間等の見守り活動
○危険個所の点検・安全対策（歩道整備・安全柵設置等）の実施
○道路アダプトプログラム制度の周知・PR

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民にできること	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の美化活動に積極的に参加する ・道路の不具合を早期に発見し、管理者に伝える ・通学・下校時間等の見守り活動
地域・団体にできること	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の不具合を早期に発見し、管理者に伝える ・全ての人が円滑に道路を利用できるよう敷地の出入り口や敷地内の工作物、草木等の適正な管理に努める

成果指標

指標名	現状値	目標値（令和7年度）
①道路環境が整っていると感じる市民の割合	55.4%	67.0%
②都市計画道路の整備率	84.9%	86.7%

4-4. 河川

目指すまちの姿

主担当部署：
関連担当部署：
【関連計画】

○河川・雨水排水施設等が適正に維持管理され、機能や安全性が保たれています。

現状と課題

- 本市では、大月川、境川、蔵波川など、地域住民の生活に根差した準用河川及び普通河川の維持管理を行っています。堤防などの市内の河川管理施設は経年による老朽化が進んでおり、計画的な修繕や定期的な点検等による長寿命化を図っていく必要があります。
- 近年では局地的豪雨が多発しており、河川・雨水排水施設の適正な維持管理が求められていますが、市内には老朽化が顕著な施設も多く、定期的な点検や計画的な修繕等による施設の長寿命化を図っていく必要があります。
- 東京湾沿岸の護岸施設の一部は、旧千葉県企業庁が整備し、市が維持管理を引き継いでいます。津波や高潮の被害から市民を守る重要な施設として、計画的な点検と維持管理を行い、長寿命化を図っていく必要があります。

施策の方向性

(1) 河川施設の適正管理

- ・市内の河川施設について、定期的な点検や計画的な修繕等によりその機能の確保に努めます。
- ・河川の氾濫等による災害を防止するとともに、長寿命化によるトータルコストの縮減と修繕費の平準化を図ります。

【主な取組】 ○老朽化した堤防等の維持補修 ○河川改修の検討

(2) 雨水排水施設の適正管理

- ・雨水管の計画的な点検と修繕により、適切な排水機能を維持するとともに、長寿命化によるトータルコスト削減を図ります。
- ・奈良輪地区にある雨水ポンプ場の適正な維持管理を行い、周辺の浸水被害を防止します。

【主な取組】 ○市内雨水管の点検・補修 ○奈良輪雨水ポンプ場の維持管理

(3) 海岸・護岸施設の適正管理

- ・本市が管理する海岸・護岸施設について、適正な維持管理を行うことで、津波や高潮等による災害発生を防止します。

【主な取組】 ○老朽化した海岸・護岸施設の維持補修 ○護岸改修工事の検討

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民にできること	・河川の状況や雨水排水施設の不具合及び異常を早期に発見し、管理者に伝える
地域・団体にできること	・市民参加による河川周辺の美化活動を行う ・護岸の適切な維持管理を行う

成果指標

指標名	現状値	目標値（令和7年度）
①河川や雨水排水施設が整備され、安心して暮らしていると感じる市民の割合	62.2%	65.0%

4-5. 下水道

目指すまちの姿

主担当部署：
関連担当部署：
【関連計画】

○生活排水による環境負荷の軽減や公衆衛生の向上が図られ、公共用水域の良好な水質が確保されています。

現状と課題

- 下水道は、公衆衛生の向上や河川の水質改善など、快適な生活や環境の保全に不可欠なライフラインです。本市の下水道事業は、昭和 49 年度より建設を開始し、平成 30 年度において、事業認可区域 1,063ha のうち 1,042ha で供用を開始しており、供用区域における下水道普及率は 68.5% となっています。
- 公共下水道については、計画的かつ効率的な維持管理を行うとともに、災害発生時に備え、地震対策等の機能強化を図っていく必要があります。また、農業集落排水については、全地区で供用開始となったことから、水洗化率向上を図るとともに、適切な維持管理を行う必要があります。
- 下水道事業の健全化・安定化を図るため、公営企業会計を適用し、更なる経営健全化を図っていくことが求められます。

施策の方向性

(1) 下水道施設の適正管理

- ・公共下水道のストックマネジメント計画に基づき、汚水処理施設の点検調査、劣化状況を踏まえた改築更新、適正な維持管理業務を行い、既存ストックの長寿命化と維持管理コストの平準化を図ります。
- ・農業集落排水についても、ストックマネジメント計画を策定し、長寿命化と維持管理コストの平準化を図ります。
- ・大規模な地震発生時に備え、下水道管の耐震化、マンホールトイレの整備を推進します。

- 【主な取組】
- 下水道施設の点検調査
 - マンホール蓋交換工事
 - 終末処理場、東部浄化センター、中継ポンプ機場等の適正な維持管理の実施
 - 下水道管耐震化工事の実施
 - マンホールトイレの整備

(2) 下水道事業の経営基盤の強化

- ・下水道事業について、経営状況の的確な分析と対策の実施、外部への情報開示等を確実に行っていくことにより、公営企業会計の下で安定的に事業を継続していくよう努めます。
- ・下水道事業の更なる健全な運営に向けた取組を進めます。

- 【主な取組】
- 戦略的な経営計画の立案と経営状況の的確な分析
 - 経営情報の開示
 - 料金の見直しの検討

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民に できること	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道にゴミや油を流さないようにする ・下水道事業の経営に関心をもち理解を深める
地域・団体に できること	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業への関心をもち、理解を深める

成果指標

指標名	現状値	目標値（令和7年度）
①汚水が適切に処理されていると感じる市民の割合	76.9%	77.5%
②東京湾流域別総合計画に基づく放流水質の達成率	100%	100%

4-6. 住宅

目指すまちの姿

主担当部署：
関連担当部署：
【関連計画】

○市民が安全・安心して暮らすことのできる住環境が整備され、空家の適切な管理と有効活用が進んでいます。

現状と課題

- 本市では、木造住宅について、相談会の開催や耐震化補助により耐震化率の向上を図ってきたところであり、家屋の倒壊などによる被害の発生・拡大を防止するため、引き続き耐震化の促進を図っていく必要があります。また、誰もが安心して暮らせる住環境を確保していくため、高齢者等へのリフォームの支援を行っていく必要があります。
- 市内には、飯富団地、上蔵波団地、神納谷団地の3か所の市営住宅がありますが、建築から年数が経過し、老朽化が進行しています。また、高齢化の進行とともに単身高齢者等の住宅困窮者が増加することが懸念されることから、引き続き市営住宅の適切な維持管理を行っていくほか、公営住宅等の情報を提供する必要があります。
- 将来の人口減少と少子高齢化により、管理の不適切な空家が増加した場合、周辺の住環境が悪化する恐れがあることから、増加する空家を利活用する視点も含め、適切に対応していくことが重要となっています。

施策の方向性

(1) 良質な住環境の確保

- ・市内の木造住宅の耐震化を促進するため、耐震化に向けた市民の意識向上や、個人の住宅における耐震対策の具現化に向けての支援を行います。
- ・高齢者等の生活環境を整えるための住宅改修に対し支援します。

【主な取組】 ○無料耐震相談会の実施 ○耐震診断・耐震改修に対する助成
○高齢者等住宅整備資金貸付制度の運用

(2) 住宅セーフティネットの形成

- ・市営住宅へのニーズに対応するために適切な維持管理、老朽化対策を計画的に行い、長寿命化を図ります。また、老朽化や入居状況などを考慮しながら、集約化についての検討を行います。

【主な取組】 ○各市営団地の改修工事等の実施 ○集約化等の検討
○県営住宅等公営住宅の情報提供

(3) 空家対策の推進

- ・著しく管理が不適切な空家については、改修や除却、活用等に関する助言・指導・勧告を行い、所有者に適切な管理を求めていきます。
- ・空家のデータベース化を進め、他用途への転換が可能な空家については、利活用を促進します。
- ・空家バンク利用活性化を図るための制度の検討を行います。

【主な取組】 ○空家所有者への助言・指導等の実施 ○空家の利活用の促進

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民に できること	<ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震化を行い地震による被害を未然に防ぐ ・空家等の所有者等は、自らの責任において空家等の適切な管理を行う ・隣近所の空家状況を確認し、問題ある空家があれば市に連絡する
地域・団体に できること	<ul style="list-style-type: none"> ・住民同士で地震災害に備えるための情報を共有する ・空家バンクを活用し、空家の有効活用に努める

成果指標

指標名	現状値	目標値（令和7年度）
①木造住宅の耐震化率	87.7%	90.0%
②適切に管理されている市内の空家率	68.0%	68.0%

4-7. 公共交通

目指すまちの姿

主担当部署：
関連担当部署：
【関連計画】

○市民が安心して暮らしていける日常の移動手段が確保されるとともに、広域的な都市間移動手段も充実し、利便性の高い交通網が形成されています。

現状と課題

- 本市は、都市間の移動手段としてJR内房線及び久留里線のほか、アクアライン高速バスにより、市外とのアクセス面において高い利便性を有しています。特に袖ヶ浦バスターミナルは、8路線が運行し、本市の主要交通拠点となっています。今後も引き続き、鉄道や高速バスによる利便性向上を図っていくことが求められます。
- 路線バスは10路線運行されていますが、利用者数が減少傾向にあり、一部路線では市が補助金を交付することにより運行を維持している状況にあるため、引き続き公共交通の維持対策や利用促進策について取り組んでいく必要があります。
- 更なる高齢化の進行に伴い、交通弱者が増加することが見込まれることから、日常生活における移動手段を持たない市民の足を確保するため、多様な移動手段の確保を図っていく必要があります。

施策の方向性

(1) 都市間交通の利便性確保

- ・ 都心とつながる高速バスの路線延伸や増便などについて、事業者に対する要望活動を継続的にを行います。
- ・ 高速バスの利用促進に向けたPR活動を積極的に実施します。
- ・ JR内房線、久留里線の利便性向上に向けた要望活動を継続的にを行います。

【主な取組】 ○高速バス事業者への要望活動の実施 ○高速バス利用促進のPR
○鉄道事業者への要望活動の実施

(2) 市内での移動手段確保

- ・ 市内での市民の移動手段として必要な路線バスの運行を維持するため、バス事業者への支援を継続するとともに、地域の実情に応じた運行形態・路線の見直しについて、バス事業者と検討します。
- ・ 路線バスを維持するため、利用促進に向けたPR活動を行います。
- ・ 日常生活の移動手段を確保するため、路線バスを補完する地域内の取組を支援するとともに、新たな移動支援策について検討します。

【主な取組】 ○路線バス事業者への助成 ○今後のバス運行に関するバス事業者との協議の実施
○路線バス利用促進のPR ○路線バスを補完する取組への支援
○新たな移動支援策の検討

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民に できること	・ 公共交通機関を積極的に利用する
地域・団体に できること	・ 日常生活の移動手段を地域内で支えるという意識を醸成する ・ 交通サービスの維持や利用者ニーズに応じた運行の確保・改善に努める

成果指標

指標名	現状値	目標値（令和7年度）
①鉄道交通に満足する市民の満足度	54.4%	61.0%
②高速バス交通に満足する市民の満足度	69.9%	77.0%
③路線バス交通に満足する市民の満足度	28.8%	32.0%

5-1. 農林業

目指すまちの姿

主担当部署：
関連担当部署：
【関連計画】

○農林業基盤整備や担い手の育成、農地集積などが進み、優良農地の保全や効果的な利用が図られ、魅力ある農畜産物が生産されています。

現状と課題

- 本市の平成 29 年の農業産出額は、92.3 億円（県内 19 位）で、恵まれた自然環境と大消費地に近いという立地性を活かし、野菜（27.6 億円）、米（13.9 億円）などの耕種品目、鶏卵（20.1 億円）、肉用牛（10.7 億円）、生乳（9.2 億円）などの畜産品目が盛んに生産されています。
- 農家の高齢化による担い手の不足や農業施設の保安全管理の負担増など、農業を取り巻く環境は厳しさを増しており、平成 27 年の農業経営体数は 871 経営体（平成 17 年比 29.8%減）、経営耕地面積は 1,654ha（同 32.4%減）と大きく減少し、耕作放棄地も拡大しています。
- 豊かな地域資源を活かした農業ビジネスを展開し、収益性の高い農業経営を行う担い手の確保・育成に努めるほか、生産性の高い農業基盤を確立するため、土地改良事業の推進が必要です。
- 鳥獣類の生息域の拡大、耕作放棄地の増加などを背景として、本市でも近年イノシシ、アライグマ等の有害鳥獣による農作物の被害が拡大しており、対策が求められています。
- 付加価値を持った農畜産物づくりや、6次産業化への取組などを支援することで、農家の収益力を向上させ、稼げる農業への転換を図っていく必要があります。
- 市民が農業を身近に感じる機会を増やして農業に対する理解を深めるとともに、首都圏からの交通アクセスに恵まれた環境を活用し、収穫体験などを通じて、農業経営の強化だけでなく、交流人口の増加につなげていくことも重要です。
- 林業については、木材等の生産や生物多様性の保全など森林の有する各機能を今後も十分発揮していくため、適切な森林管理を行うことが求められています。

施策の方向性

(1) 農業経営体制の強化

- ・認定農業者制度の活用、農地中間管理事業を活用した農業事業者の大規模化・法人化、集落営農組織の設立促進等を通して、自立できる農業経営体の育成を図ります。
- ・新たに就農を目指す人が今後の本市の農業の担い手として活動していけるよう、相談体制を整備し、情報提供に努めるとともに、農地を取得しやすい環境を整え新規就農者等の受入れを促進し、農地の有効利用を図ります。
- ・生産性向上に向けて、ICTや農機具の自動運転等の先端技術の導入などスマート化を検討する農家を支援します。
- ・各地域における農業の将来のあり方を明確にする「人・農地プラン」の作成を支援します。
- ・土地改良事業を推進し、担い手への集積と生産性の向上を図ります。

- 【主な取組】
- 認定農業者の認定・更新
 - 農地中間管理事業を活用した農地利用集積の促進
 - 新規就農希望者向け就農相談・情報提供の実施
 - 新規就農者向け補助金による支援
 - 「人・農地プラン」の周知と作成支援
 - 土地改良事業の推進

(2) 農地環境対策の推進

- ・地域で行う農地の維持管理や景観形成等の活動に対する支援を行い、農地環境の保全を図ります。
- ・有害鳥獣の駆除や防護柵の設置、ICTの活用等により、農作物被害の軽減に取り組みます。

- 【主な取組】
- 農地環境保全や景観形成に関する活動への支援
 - 有害鳥獣の駆除・捕獲の推進
 - 防護柵設置に関する助成

(3) 高付加価値農業の推進

- ・環境にやさしい「ちばエコ農産物」など、付加価値の高い農畜産物の生産を増やし、そのPRを積極的に行います。また、製品の生産拡大に向けて、生産者の技術研修への参加等を促進します。
- ・農畜産物の加工・販売までを一体的に行う6次産業化への取組や異業種との連携を支援し、高付加価値化と販路拡大を図ります。

- 【主な取組】
- 「ちばエコ農産物」の普及拡大と消費者へのPR
 - 生産者の技術研修への参加・試験栽培実施等の促進
 - 6次産業化の支援と制度の周知
 - 飲食店等への地元食材活用のPR

(4) 農業とふれあう機会の拡大

- ・栽培体験や収穫体験など市民が農業とふれあう機会を充実させるとともに、農畜産物直売所「ゆりの里」を拠点とした地産地消と食育活動の推進に取り組みます。
- ・交通アクセスに恵まれた環境を活用し、首都圏在住者が本市の農業とふれあう機会を拡大することで、交流人口の増加に努めます。

- 【主な取組】
- 栽培・収穫体験機会の拡充
 - 体験農園の整備と市民へのPR
 - 「ゆりの里」での地元農産物の販売促進

(5) 林業の振興と森林管理の適正化

- ・管理が十分に行われていない森林については、森林所有者の意向を確認し、市町村森林経営管理事業又は意欲と能力のある林業経営者と共同で管理を行うことで、森林管理の適正化と林業経営の効率化に努めます。

- 【主な取組】
- 森林経営・管理に関する意向調査の実施
 - 森林経営事業の実施・再委託の実施

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民に できること	<ul style="list-style-type: none">・農業のもつ多様な価値、地域農業継続の必要性・重要性を理解する・地産地消の取組に協力する・森林の適切な維持管理を行う
地域・団体に できること	<ul style="list-style-type: none">・農家の生産力向上、販路拡大、六次産業化・ブランド化による収益力向上を支援する・本市の農業や農産物の市内外への情報発信を支援するとともに、農業者と市民を結び付ける橋渡しを行う

成果指標

指標名	現状値	目標値（令和7年度）
①認定農業者数	159人	171人
②農業産出額	92.3億円	92.3億円

5-2. 商工業

目指すまちの姿

主担当部署：
関連担当部署：
【関連計画】

○市内商業者のネットワークが広がり、にぎわいと交流が創出されるとともに、エネルギー産業や製造業など様々な企業が地域に根差し、魅力と活力のあるまちとなっています。

現状と課題

- 本市の商業は、千葉商圏と木更津商圏に挟まれ、独自の商圏を確立しづらい状況にあります。袖ヶ浦駅や長浦駅周辺には、飲食店やサービス業の個店が立地し、地域の賑わいを創出しています。しかし、地元商業者は売上が減少傾向にあり、個店の魅力向上や地元商店街の活性化が重要となっています。
- 本市の臨海部には、石油化学コンビナートを中心とする製造業が立地しており、雇用や税収面に大きく貢献しています。内陸部では袖ヶ浦椎の森工業団地の2期地区の整備が完了し、新たな企業が立地しています。グローバル競争の激化や国内マーケットの縮小などを背景に、全国で生産拠点の規模縮小や撤退の事例も見られることから、立地企業の競争力を高める支援を行い拠点としての魅力を高めるとともに、新たな企業の立地を促進する必要があります。
- 中小企業は、大企業との競争、人材不足、経営者の高齢化、後継者不足など厳しい経営環境に直面しているため、本市では、様々な制度により経営のサポートを行っており、今後も中小企業のニーズを的確に把握し、対策を講じる必要があります。

施策の方向性

(1) 活力ある商業の推進

- ・商店街の環境整備やイベント等の活動を支援することにより、商店街の魅力向上を図ります。
- ・商工会を中心に、市内の事業者のネットワークを広げ、にぎわいと交流の創出に取り組みます。

【主な取組】 ○商工会活動の支援 ○商店街が行う市民交流活動への支援

(2) 力強い工業の推進

- ・事業所の新規立地や大規模設備投資を推進するとともに、企業が保有する未利用地等の利活用調査等を行い、新たな企業立地を促進します。
- ・立地企業の競争力を強化するために、県及び近隣市と連携しながら、規制緩和等について要望活動を行います。

【主な取組】 ○新規立地奨励金の交付 ○大規模設備投資奨励金の交付
○産業用地利活用に関する調査の実施

(3) 中小企業の支援

- ・中小企業の経営基盤の安定化を図るため、融資や利子補給制度による資金面での支援、会社見学会や企業説明会等による人材確保面での支援などを行います。
- ・中小企業が有する多様な課題に適切に対処するため、経営に関する相談体制を充実し、ニーズに応じたきめ細かな対応を行います。特に中小企業経営者の高齢化が進む中、事業承継が円滑に進むよう支援します。
- ・市内での創業を支援促進するために、創業に関する知識を習得する機会の提供、ワンストップ相談窓口の設置等の支援を行います。

【主な取組】 ○融資及び利子補給制度の運用 ○企業説明会の開催
○中小企業向け相談窓口の開設・運用 ○事業承継対策の推進
○創業支援事業の実施

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民に できること	<ul style="list-style-type: none"> ・市内商店で積極的に購買する ・イベントに積極的に参加する
地域・団体に できること	<ul style="list-style-type: none"> ・連携して市内の需要喚起に努める ・各事業者がそれぞれの魅力向上に努める

成果指標

指標名	現状値	目標値（令和7年度）
①商工会加入率	52.5%	55.5%
③市内における起業・創業件数	8件	10件

5-3. 観光

目指すまちの姿

主担当部署：
関連担当部署：
【関連計画】

○地域資源の活用により、観光地としての魅力が向上し、多くの人が集まり賑わいが創出されています。

現状と課題

- 本市には、高い知名度と集客力をもつレジャー施設をはじめ、田園や里山の美しい景観、地元農産物の直売所や観光農園など、多様な観光資源があります。こうした観光資源の魅力と、都心からの交通アクセス性の向上、積極的なPR活動等を背景に、本市の平成29年の観光入込客数は169万人（平成19年比1.5倍）と、大きく増加しています。
- 観光客の増加を地元での消費につなげるため、観光客の市内回遊性を高める必要があります。そのためには、本市だけでなく、近隣市を含め観光に関連する幅広い主体が連携し、回遊ルートの創出や移動手段の確保等に取り組む必要があります。
- 観光地としての魅力を向上させるため、地域資源を活かした新たな特産品の開発や観光メニュー拡大に取り組む必要があります。
- 首都圏を中心とする国内観光客や、訪日外国人観光客の取込みに向け、より効果的なPR手法を検討し、実施していく必要があります。

施策の方向性

(1) 観光振興に向けた体制づくり

- ・観光資源を活用し、観光地としての魅力を高めるために、袖ヶ浦市観光協会の活動を支援します。

【主な取組】 ○観光協会の活動支援

(2) 観光地としての魅力づくり

- ・観光地としての魅力を高めるため、観光客の市内での回遊性を高めるための取組を推進し、滞在時間の長期化を図ります。
- ・市内の観光スポットを巡る回遊コースや、近隣市と連携した広域的な観光回遊コースのメニューづくりに取り組みます。
- ・市内の自然環境等を活かした新たな観光地づくりを推進します。また、民間と連携して取り組む観点から、地域資源を活用した商品やメニューの開発を行う事業者等を支援します

【主な取組】 ○多様な観光回遊コースの創設・検討
○市内主要拠点から観光施設を回遊するための移動手段の検討
○スタンプラリー事業の促進

(3) 観光情報の発信・充実

- ・ホームページやSNS、紙媒体の観光ガイドマップのほか、新たな交流拠点である「FARM COURT 袖ヶ浦」の活用など、多様な手法を介して市内の観光スポットや特産品に関する情報を発信します。
- ・外国人観光客に向けた情報発信を行います。

【主な取組】 ○ガイドマップ等による情報発信 ○集客施設等を活用した観光PR
○ホームページ・パンフレット等の多言語化

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民に できること	・本市の魅力を発掘し、市内外に発信する
地域・団体に できること	・地域一帯となって本市の魅力の発掘・ブラッシュアップ・発信に取り組む ・特産品など観光資源の創出及び魅力向上に取り組む

成果指標

指標名	現状値	目標値（令和7年度）
①年間観光入込客数	175万人	185万人
②本市が観光客や市外からの来訪者で賑わっていると感じる市民の割合	19.1%	23.5%

5-4. 雇用・就業

目指すまちの姿

主担当部署：
関連担当部署：
【関連計画】

〇市内の事業所において必要な雇用が確保され、また、意欲を持つすべての人がいきいきと働くことのできる就業機会と就労環境が整っています。

現状と課題

- 景気の回復や社会構造の変化に伴い、建設業界や保育、介護、外食産業など、様々な分野で人手不足が全国的な課題となっています。本市でも企業や事業所において人材確保が難しくなっており、雇用機会の拡充に向けた事業者支援が求められています。
- 就労支援においては、多様な人材の社会進出を促すため、地元での就職を希望する若者をはじめ、子育て中の女性、高齢者、障がい者など様々な人材の雇用・就労ニーズのマッチングに取り組む必要があります。
- 国では、働く人がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できるようにする「働き方改革」を推進しています。本市においても、ワーク・ライフ・バランスの実現や子育て・介護を契機とした離職の防止など、就業者が安心して働くことができる労働環境づくりに促進することが求められます。

施策の方向性

(1) 雇用の促進

- ・市内事業者の雇用機会を確保するため、合同就職説明会や合同会社見学会など、就職希望者と市内事業者とのマッチングの場を提供します。

- 【主な取組】
- 新卒者・一般向けの合同就職説明会の開催、合同会社見学会の開催
 - 民間企業が開催する就職面接会の開催支援
 - 外国人雇用に関する情報提供

(2) 就業機会の拡大

- ・ハローワーク、ジョブカフェ等の関係機関と連携し、若者や子育て中の女性、高齢者など、多様な世代の方が希望する形で就労を実現できるよう支援します。

- 【主な取組】
- 女性や各世代に応じた就労支援セミナー、就業相談の実施
 - 市政情報室、図書館における求人情報の提供

(3) 就労環境の向上

- ・庁内関係各課や関係機関と連携し、労働時間の短縮や仕事と子育てを両立できる環境づくり等、市内事業所におけるワーク・ライフ・バランスの実現と労働環境の改善に向けた啓発活動を推進します。

- 【主な取組】
- 職場環境改善に向けた関係機関等との連携強化
 - 労働法令、ワーク・ライフ・バランスに関する周知活動の推進
 - 中小企業退職金の掛金に対する助成

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民に できること	<ul style="list-style-type: none"> ・地元企業への就職を検討する ・働き方の見直しなど、労働者としての意識改革を行う
地域・団体に できること	<ul style="list-style-type: none"> ・性別や年齢、障がいの有無などに関係なく、地域の多様な人材を積極的に雇用する ・従業員の教育・能力開発を行う ・働き方改革や、誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組む

成果指標

指標名	現状値	目標値（令和7年度）
①就労マッチングによる就職者数	0人	10人
②市内の職場が働きやすい（働きやすそう）と感じる市民の割合	47.1%	48.9%

6-1. 市民活動

目指すまちの姿

主担当部署：
関連担当部署：
【関連計画】

○市民が主体的に地域コミュニティ活動に参加することで住民同士がつながり、また地域の多様な団体が互いに連携しながら、地域活動が活発に行われています。

現状と課題

- 近年では、単身世帯の増加等に伴う自治会加入率の低下、市民活動団体における構成員の高齢化や固定化の進行などの課題が生じています。地域コミュニティ活動の活性化のために、潜在的にまちづくり活動に関心を持つ市民が、実際の活動に参加するためのきっかけづくりを行っていくとともに、自治会への加入促進、各種団体の活動の支援、ネットワーク化の促進といった取組を進めていくことが求められています。
- 防災活動や防犯パトロール活動、清掃活動、地域福祉活動など、市内では自治会や市民活動団体によるコミュニティ活動が数多く展開されています。これらの活動は、地域での課題解決に重要な役割を果たしており、今後も継続的な取組が重要となります。
- 本市では「袖ヶ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例」を制定し、行政と民間が対等な立場で相互に補完し合いながら地域の課題の解決を図っていく取組を推進しているところであり、今後も協働のまちづくりを一層進めていく必要があります。

施策の方向性

(1) 市民のまちづくり活動への参加促進

- ・まちづくり活動への市民の参加意識を醸成するため、まちづくり活動に関する市民の関心を高めるとともに、参加のきっかけづくりとなる機会を創出します。

【主な取組】 ○市民活動団体の活動内容に関する情報発信

○まちづくり体験講座、まちづくり人材育成講座の開催 ○人材活用制度の創設・運用

(2) 地域活動の活性化

- ・自治会や市民活動団体による活動が活発に行われるよう支援を行うとともに、住みやすい地域づくりを目指して地域全体で意見を出し合う地域まちづくり協議会の設立と運営を支援します。
- ・現在個別に活動を行っている市民活動団体が連携することで、より効果的な活動が展開できるよう、団体間のネットワークの構築を推進します。

【主な取組】 ○自治会運営の支援 ○自治会への加入促進 ○市民活動団体への支援

○地域まちづくり協議会の設立支援・運営支援 ○団体間のネットワーク構築支援

(3) 市民等と行政との協働の推進

- ・協働の推進に当たり、協働相談窓口の設置・運営や事例発表会の開催等を行います。また、職員についても協働に関する理解の推進や必要な知識や技能の習得により、協働による事業に積極的に取り組むことができる人材を育成します。
- ・地域が抱える課題の解決に向け、市と力を合わせて取り組んでいく事業提案を募集する協働事業提案制度を推進します。

【主な取組】 ○協働相談窓口の設置・運営 ○協働まちづくり事例集の作成、事例発表会の開催

○協働事業提案制度の実施 ○協働で取り組める事業の抽出と民間への働きかけ

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民に できること	<ul style="list-style-type: none"> ・自分が住んでいる地域への関心を持つ ・自治会に加入し、地域コミュニティ活動に参加する ・市の取組に関心を持ち、自らができることに取り組む
地域・団体に できること	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会会員数の確保と自治会活動を進める ・他の団体組織との連携を図り、より充実した活動を展開していく ・協働でできる事業を考え、行政に提案する

成果指標

指標名	現状値	目標値（令和7年度）
①自治会加入率	62.8%	66.0%
②まちづくりに関心のある市民の割合	66.7%	72.0%
③地域活動に参加している（したことがある）市民の割合	51.9%	64.0%
④協働による事業の実施件数	17件	28件

6-2. 人権・男女共同参画

目指すまちの姿

主担当部署：
関連担当部署：
【関連計画】

○性別、障がい、国籍等の違いへの理解が深まり、すべての市民がお互いの人権を尊重し合い、自分らしい生き方を選択できています。

現状と課題

- 近年、障がい者、外国人、LGBT等の人々に対して、お互いの違いを認め人権を尊重する社会の実現に向けた取組が進められています。
- 本市では、児童・生徒を対象にした人権教育、人権講話の開催など、人権意識の醸成に向けた取組を積極的に推進していますが、インターネット上での人権侵害など新たな課題も生じており、市民一人ひとりの意識を高める取組が求められます。
- 性別による役割分担を固定的にとらえる意識は、特に職場や社会通念などにおいて見受けられることから、男性も女性も個性と能力を十分に発揮し、自分らしい生き方ができる社会構築のためには、男女共同参画意識の醸成が必要です。

施策の方向性

(1) 人権擁護の推進

- ・人権擁護委員等と連携しながら、人権に関する正しい知識について学ぶ機会や人権問題について考える機会の提供に取り組み、人権意識の高揚を図ります。
- ・市民が抱えている人権問題に関する解決を図るための相談体制の充実を図ります。

【主な取組】 ○小中学校での人権教室の開催 ○人権相談の実施
○袖ヶ浦市人権擁護委員協議会の活動支援

(2) 男女共同参画の推進

- ・男女共同参画社会の実現に向け、セミナー等の開催や広報活動を通して意識啓発を推進するとともに、あらゆる分野において男女が対等な立場で参画し、その個性や能力を発揮して活躍できる環境整備や支援に取り組みます。
- ・関係機関と連携し、DV事案の発生に的確に対応します。

【主な取組】 ○男女共同参画セミナーの開催 ○出前講座の開催
○DV相談の実施

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民に できること	<ul style="list-style-type: none"> ・人権への理解を深める ・男女の固定的性別役割分担意識をなくす ・働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスを実現する ・DV事案に関心を持ち、気になることがあったら早急に通報する
地域・団体に できること	<ul style="list-style-type: none"> ・男女がともに働きやすく、活躍できる環境を整える

成果指標

指標名	現状値	目標値（令和7年度）
①男女が平等だと思う市民の割合	49.5%	55.0%
②差別があると感じる市民の割合	39.6%	30.0%

6-3. 多文化共生

目指すまちの姿

主担当部署：
関連担当部署：
【関連計画】

○国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、地域社会の中で共に暮らすことができます。

現状と課題

- 令和元年9月末現在、本市の外国人登録者数（住民数）は838人となっており、平成22年以降、登録者数は約1.5倍に、また、最近の動きをみると平成29年以降の3年間で登録者数の増加率が高くなっています。今後も、外国人労働者の受入拡大等により外国人登録者が増加していくことが予想されます。
- 家庭ごみ分別リーフレットの発行など、住民にとって必要な生活情報については多言語化を行い、情報提供の充実を図っていますが、生活習慣・文化の違いや日本語が理解できていないことによる問題も生じています。今後は言語面への対応だけでなく、市民の異文化への理解を促進し、多文化共生社会を構築していくための取組をさらに進めていく必要があります。
- 本市では、市及び袖ヶ浦市国際交流協会による外国人との交流事業や、ブラジル連邦共和国のイタジャイ市と姉妹都市交流事業を行っています。異文化等への理解を深め、国際化を推進していくため今後もより多くの交流の機会を創設し、市民レベルでの国際交流を推進していく必要があります。

施策の方向性

(1) 多文化共生の推進

- ・外国人が安心して暮らすことができるよう、多言語による行政情報の提供や案内標識等の整備、日本語学習の支援等を行います。
- ・外国人が地域のコミュニティに気軽に参加しやすい仕組みづくりに取り組みます。

- 【主な取組】
- 生活支援情報・案内標識等の多言語化
 - 外国人向け行政窓口の充実
 - 日本語教室の開催支援
 - 地域交流の場への外国人の参加促進

(2) 国際交流活動の推進

- ・袖ヶ浦市国際交流協会との連携による国際交流イベントの開催や国際交流に関わる市民団体等の育成・活動支援を行うことで、市民レベルでの国際交流に関する意識の高揚を図ります。
- ・研修会等への参加促進により国際感覚豊かな人材を育成し、国際交流活動の活性化を推進します。

- 【主な取組】
- 国際交流協会主催の国際交流イベントの支援
 - 市民団体等の活動の支援
 - 国際交流研修会等への参加の促進

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民にできること	<ul style="list-style-type: none"> ・異なる文化や国際交流に関心を持つ ・国際交流活動に積極的に参加する
地域・団体にできること	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人が日本の生活習慣や文化を理解できるよう支援する ・市民が外国人とコミュニケーションをとれる機会を設ける

成果指標

指標名	現状値	目標値（令和7年度）
①外国人にとって暮らしやすいと感じる市民の割合	41.1%	47.0%

6-4. 情報共有・発信

目指すまちの姿

主担当部署：
関連担当部署：
【関連計画】

○広報・広聴活動の充実により市民と行政との間で情報が共有され、シティプロモーションの推進により本市に興味・関心を持つ人が増えています。

現状と課題

- 本市では、広報紙やホームページを通じて市の情報を発信していますが、広報紙を読んでいる市民の割合が低下するなど、広報活動での課題も顕在化しています。市民が興味、関心を持つ行政情報の伝え方を工夫するとともに、できるだけ多くの市民に情報が届くように、伝達手段の多様化も図っていく必要があります。
- 市民の市政への参加意欲を高め、行政運営に市民の声をより反映させていくため、広聴に関する取組として、市民と市長との対話やパブリックコメント手続などを行っており、今後も市政への参加意識の向上や参加機会の確保が必要です。
- 定住人口や交流人口の増加を目指し、シティプロモーションの推進により本市の魅力を効果的に発信するとともに、まちづくりや観光分野との横断的な取組を推進していく必要があります。

施策の方向性

(1) 市政情報発信の充実

- ・ 広報紙やホームページなど、既存の情報発信媒体による情報発信について、より市民が興味、関心を持つ工夫を行うとともに、SNSなど新しい手法を介した情報の発信も積極的に実施します。
- ・ 防災・防犯など、市民の生活の安全に関する的確な情報を、迅速に市民に提供します。

【主な取組】 ○「広報そでがうら」の発行と周知活動の実施 ○市ホームページの管理・更新
○SNSを活用した情報の発信 ○生活安全メールの配信

(2) 広聴活動の推進

- ・ 多様化する市民ニーズを市政に反映させるため、様々な方法により広く市民の声を聴き入れる広聴活動を推進するとともに、市民の市政への参加機会を提供します。

【主な取組】 ○市長と市民の「ふれあいトーク」の実施 ○「市民の声」の受付
○パブリックコメント手続の実施

(3) シティプロモーションの展開

- ・ ホームページや各種メディアを活用した等戦略的な情報発信や、市民協働によるPR活動の充実により、「市外の人に袖ヶ浦市を知ってもらい、興味・関心を持ってもらう」ためのシティプロモーション活動を積極的に推進します。

【主な取組】 ○ホームページ・各種メディアを活用した情報発信
○市民協働によるシティプロモーションの推進

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民に できること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政に関する情報収集を積極的に行う ・ 市の魅力を知り、自ら発信する
地域・団体に できること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自らの団体が関わる分野の情報を積極的に発信する ・ 外部への情報発信を行う際に、袖ヶ浦市のPRをするよう努める

成果指標

指標名	現状値	目標値（令和7年度）
①市の広報・広聴活動が適切に行われていると感じる市民の割合	64.6%	70.0%
②本市に今後も「住み続けたい」と思う市民の割合	87.0%	90.0%

6-5. 行政運営

目指すまちの姿

主担当部署：
関連担当部署：
【関連計画】

○社会経済情勢の変化を的確に捉えながら、市民に信頼される行政運営が、効果的・効率的に行われています。

現状と課題

- 本市では、簡素で効率的な行政運営を目指して策定した「袖ヶ浦市行政経営計画（現行計画は第6次計画）」に基づいて事務事業の見直し、民間委託の推進等に取り組んできました。
- 自治体を取り巻く環境は、今後も一層厳しくなることが予想されており、これからも中長期的な視点に立った行政運営を進めていくことが必要です。また、行政需要の変化に伴い、自治体が担う業務は増加し、多様化、複雑化していくことから、限られた行政資源を有効に活用し、併せてAI等を用いた新たな情報技術を利用した、より効果的、効率的な行政運営を行い、行政サービスの向上を図っていく必要があります。
- 市としての政策立案能力の向上、また行政サービスの質の向上を図っていくため、行政サービスの提供側である職員の意欲と職務遂行能力を高めるための仕組みづくりを進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスも意識した職場環境を整えていく必要があります。
- 事業の効率性や有効性といった観点から、国において広域行政への取組が推進されています。本市においても近隣自治体と連携し、医療、ごみ処理、水道事業、火葬場、観光振興策などについて対応しており、今後も必要に応じて広域連携の取組を進めていく必要があります。

施策の方向性

(1) 効率的な行政運営

- ・社会経済情勢の変化を的確に捉えながら、袖ヶ浦市行政経営計画に基づいて将来を見据えた行政経営を展開します。また、事務の効率化を図るために、各種業務システムの効果的な運用とともに新たな情報技術の導入を推進します。
- ・防災拠点となっている庁舎については、老朽化が進み耐震性が不足しているため、既存旧庁舎は建て替え、新庁舎は耐震補強と大規模改修を実施します。

【主な取組】 ○袖ヶ浦市行政経営計画の着実な推進 ○全庁LANシステム等の運用
○AI等を用いた新たな情報技術の導入 ○市庁舎整備事業の実施

(2) 職員の人材育成

- ・袖ヶ浦市人材育成方針に掲げる目指すべき職員像を念頭に置いて、各種研修事業を計画的に進めるとともに、人事評価制度の運用を図ります。

【主な取組】 ○各種職員研修の実施・派遣 ○人事評価制度の運用 ○働き方改革の推進

(3) 広域行政の推進

- ・広域的な対応を行うことにより事務の効率化やコストの削減、市民の利便性向上等が得られる分野においては、近隣市等との連携を図りながら推進します。

【主な取組】 ○君津中央病院を中核とした地域医療連携 ○次期広域廃棄物処理施設の整備（再掲）
○安定的な広域水道事業の運営 ○火葬場の整備と安定的な運営
○広域観光振興策の推進 ○広域的な要望活動の実施

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民に できること	<ul style="list-style-type: none"> ・市の行政運営に関心を持つ ・行政の効率化の動きに協力する
地域・団体に できること	<ul style="list-style-type: none"> ・行政運営に協力する

成果指標

指標名	現状値	目標値（令和7年度）
①信頼できる市政運営を行っていると思う市民の割合	65.6%	68.5%

6-6. 財政運営

目指すまちの姿

主担当部署：
関連担当部署：
【関連計画】

○限りある財源や公共施設等の行政資源が有効に活用され、計画的な財政運営により、安定した財政基盤が確立されています。

現状と課題

- 本市の財政状況については、臨海部を中心に企業が数多く立地していることから、他自治体と比較し自主財源比率が比較的高い水準となっていますが、経常収支比率が上昇し、財政の硬直化が進行しています。
- 本市では、人口の増加基調が強かった昭和40年から50年代に整備された公共施設が多く、老朽化に伴う更新などの対応が必要となっています。各施設の適切な維持・管理とともに、長期的視点での施設のあり方や需要動向の変化を踏まえた施設の適正配置についての検討が求められます。
- 今後、高齢化率の上昇による扶助費の増大、生産年齢人口減少による税収減少等が見込まれており、安定的な財政運営に向けて、歳入の確保、歳出の削減に一層努めていく必要があります。

施策の方向性

(1) 公共施設等の活用・見直し

- ・公共施設を適切に維持管理し、市の財政計画と整合性を図りながら、個々の公共施設について方針を定め、更新・統廃合・長寿命化等の対策を講じます。

【主な取組】 ○公共施設等総合管理計画の着実な進行管理 ○個別施設計画の策定
○公共施設白書の更新 ○公共施設の管理等に関する職員研修会の実施

(2) 安定した財政運営

- ・歳入面では、自主財源を確保するため、市税徴収体制を強化するとともに、国・県等の補助金制度の有効活用に努めます。また、ふるさと納税の充実等に取り組みます。
- ・歳出面では、限られた財源を有効に配分していくために、必要に応じて事業等の見直しを図っていきます。

【主な取組】 ○ふるさと納税の促進 ○寄付型クラウドファンディング実施
○国・県等の補助金制度の有効活用 ○事務事業等の簡素化・合理化

市民等に期待される役割

一人ひとりの市民に できること	<ul style="list-style-type: none"> ・市の財政状況に関心を持つ ・行政サービスの受益者負担の考え方を理解する
地域・団体に できること	<ul style="list-style-type: none"> ・財政運営に協力する

成果指標

指標名	現状値	目標値（令和7年度）
①地方債残高比率	103.0%	125.0%
②経常収支比率	94.5%	92.1%
③財政調整基金等残高比率	24.3%	25.0%

袖ヶ浦市

第 1 期実施計画

(令和 2 年度～令和 4 年度)

【素案】

みんなでつくる
人つどい 緑かがやく
安心のまち 袖ヶ浦

目 次

第1部 総論

1	計画の位置づけ.....	3
2	策定の趣旨.....	3
3	計画の期間.....	3
4	人口の見通し.....	3
5	財政計画.....	4
6	施策の体系.....	4
7	計画事業数.....	5
8	計画事業費（一般会）.....	5
	（別表1）財政計画.....	6
	（別表2）施策体系.....	8

第2部 各論

第1章	子育て・教育・文化.....	17
1	子育て支援.....	19
2	学校教育.....	22
3	生涯学習.....	26
4	スポーツ.....	28
5	文化芸術・文化財.....	29
第2章	健康・医療・福祉.....	31
1	健康づくり・医療.....	33
2	地域福祉.....	35
3	高齢者福祉.....	37
4	障がい者福祉.....	40
第3章	防災・防犯・環境.....	41
1	防災.....	43
2	防犯・交通安全.....	45
3	消防・救急.....	47
4	消費生活.....	48
5	環境保全.....	49
6	廃棄物・リサイクル.....	51

第4章	都市形成・都市基盤.....	53
1	都市形成・都市基盤.....	55
2	公園・緑地.....	56
3	道路.....	57
4	河川.....	59
5	下水道.....	60
6	住宅.....	62
7	公共交通.....	63
第5章	産業.....	65
1	農林業.....	67
2	商工業.....	70
3	観光.....	72
4	雇用・就業.....	74
第6章	市民活動・行財政.....	75
1	市民活動.....	77
2	人権・男女共同参画.....	78
3	多文化共生.....	79
4	情報共有・発信.....	80
5	行政運営.....	81
6	財政運営.....	83

第1部 総論

1 計画の位置づけ

本計画は、袖ヶ浦市総合計画条例（平成30年条例第1号）に基づき、基本計画に定める施策を実現するための計画であって、個別の事業における年次ごとの取組内容を明らかにするものです。

2 策定の趣旨

本計画では、令和2年度を初年度とする新たな総合計画に基づき、将来都市像「みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦」を実現するための、各施策分野における有効な事業をまとめ、総合的な施策展開を図ってまいります。

本計画の策定にあたっては、基本計画に定める施策の方向性に即し、本市が抱える多様化する行政課題の解決を図るための必要性や有効性、緊急性などについて事前評価を実施し、将来にわたる健全財政の維持を考慮するとともに、経常経費の節減・合理化及び特定財源の積極的な確保に努め、真に優先度の高い事業を厳選して計画に位置づけ、今後3年間の行財政運営の具体的な指針として策定するものです。

特に本計画期間中においては、市の優れた地域性を活かしたまちづくりの実現、多様化、高度化する市民ニーズに対するきめ細やかな対応、地域防災力の向上による総合的な災害対策の強化や、子育て・教育の充実、工業や農業をはじめとする各産業の活性化などに取り組みます。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和4年度までの3年間とします。

4 人口の見通し

人口減少社会が到来し、県下の多くの自治体において人口が減少する中、本市においては、これまでの都市基盤整備や子育て支援・教育の充実などの人口流入を図る施策を推進してきた結果、人口は増加傾向で推移しており、本計画期間中も増加を続ける見込みです。

5 財政計画

財政計画（一般会計）の作成にあたっては、今後も厳しい財政状況が続く見込みの中で、計画事業の実効性と将来に亘る健全財政の維持を念頭に置き、計画期間の総額を歳入、歳出ともに 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 円と見込みました。

なお、項目別の内訳は別表1（6頁）のとおりです。

（1）歳入

歳入の根幹をなす市税収入は、景気が緩やかに回復傾向にあったことから、近年では法人市民税が増収傾向にあるものの、平成9年度の約167億円から平成30年度には約136億円に減少しています。今後、袖ヶ浦駅海側地区の商業施設及び椎の森工業団地2期地区の企業の操業により固定資産税の増額や、地方消費税交付金についても消費税率の変更の影響による増額の要因はあるものの、総じて経常一般財源の大幅な増収を見込むことはできない状況です。

このような状況を踏まえ、今後の社会経済情勢の変動を見据えながら税目ごとに推計を実施した結果、市税の総額は 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 円、歳入全体に占める割合は 〇〇%になるものと見込みました。また、国県支出金等の特定財源については、国、県の動向や計画事業の内容を勘案して財源を見込みました。

（2）歳出

歳出については、高齢化の進展や保育需要の高まりにより扶助費をはじめとした社会保障費の更なる増加による経常収支比率の上昇や、老朽化が進む公共施設の維持・更新などに多額の費用が必要となることや、近年の大型事業に係る地方債の元金償還額の増加や、消費税率改正の影響による物件費等の増などから、財政構造的に厳しい状態が続くことが見込まれます。

このような状況を踏まえ、堅実な財政運営と将来都市像の実現に向けた政策的経費を確保していくため、計画事業の選択を徹底するとともに、経常的経費の抑制と特定財源等の確保に努めました。

6 施策の体系

基本計画では、市が目指す将来の姿の実現に向けて6つの章と32の施策、92の施策の方向性を体系化しており、本計画では、これに基づき別表2（8頁）の施策体系によって、計画事業の具体的な位置づけを行っています。

7 計画事業数

本計画に登載される計画事業は166事業で、各施策分野別及び性質別における計画事業数は次のとおりです。

(1) 施策分野別の計画事業数

➤第1章 子育て・教育・文化	46事業
➤第2章 健康・医療・福祉	26事業
➤第3章 防災・防犯・環境	27事業
➤第4章 都市形成・都市基盤	26事業
➤第5章 産業	22事業
➤第6章 市民活動・行財政	19事業

(合計166事業)

(2) 性質別の計画事業数

➤ 継続事業	⇒ 139事業	新規事業	⇒ 27事業
➤ ソフト事業	⇒ 130事業	ハード事業	⇒ 36事業
➤ 一般会計	⇒ 155事業	特別会計	⇒ 11事業
➤ 地方創生総合戦略事業	⇒ 104事業		

8 計画事業費（一般会計）

(※ 令和2年度当初予算編成等の進捗に合わせて確定します。)

本計画の一般会計事業費は、総額 円、歳出全体に占める割合は % になるものと見込みました。

また、一般会計事業費のうち一般財源充当額は 円で、事業費の % になります。

各施策分野別における事業費は次のとおりです。

➤第1章 子育て・教育・文化	円
➤第2章 健康・医療・福祉	円
➤第3章 防災・防犯・環境	円
➤第4章 都市形成・都市基盤	円
➤第5章 産業	円
➤第6章 市民活動・行財政	円

(別表1) 財政計画 (一般会計)

1 歳入

区 分	項 目	計画期間 (令和2年度～令和4年度)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)
1	市税		
2	地方譲与税		
3	利子割交付金		
4	配当割交付金		
5	株式等譲渡所得割交付金		
6	地方消費税交付金		
7	ゴルフ場利用税交付金		
8	自動車取得税交付金		
9	環境性能割交付金		
10	地方特例交付金		
11	地方交付税		
12	交通安全対策特別交付金		
13	分担金及び負担金		
14	使用料及び手数料		
15	国庫支出金		
16	県支出金		
17	財産収入		
18	寄附金		
19	諸収入		
20	市債		
21	繰入金		
22	その他収入		
	合 計		

※ 財政計画は令和2年度当初予算編成等の進捗に合わせて金額を確定します。

2 歳 出

区 分	項 目	計画期間（令和2年度～令和4年度）	
		金額（百万円）	構成比（%）
1	人件費		
2	扶助費		
3	公債費		
義務的経費計（1+2+3）			
4	物件費		
5	維持補修費		
6	補助費等		
7	経常的繰出金		
経常的経費計（1+2+3+4+5+6+7）			
8	積立金		
9	投資、出資金及び貸付金		
10	繰出金		
11	普通建設事業費		
12	災害復旧事業費		
13	予備費		
合 計			
うち計画事業費			
うち投資的事業費			
うち経常的事業費			

※ 財政計画は令和2年度当初予算編成等の進捗に合わせて金額を確定します。

将来都市像 みんなでつくる

人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦

市が目指す 将来の姿	章	施策
みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦	第1章 子育て環境と学び・活動の場が充実した未来を育むまちづくり 【子育て・教育・文化】	1. 子育て支援 2. 学校教育 3. 生涯学習 4. スポーツ 5. 文化芸術・文化財
	第2章 支え合いと支援のもとで健康やかに暮らせるまちづくり 【健康・医療・福祉】	1. 健康づくり・医療 2. 地域福祉 3. 高齢者福祉 4. 障がい者福祉
	第3章 安全・安心で環境にやさしいまちづくり 【防災・防犯・環境】	1. 防災 2. 防犯・交通安全 3. 消防・救急 4. 消費生活 5. 環境保全 6. 廃棄物・リサイクル
	第4章 都市と自然が調和した住みやすいまちづくり 【都市形成・都市基盤】	1. 市街地形成 2. 公園・緑化 3. 道路 4. 河川 5. 下水道 6. 住宅 7. 公共交通
	第5章 地域の魅力を活かした賑わいのあるまちづくり 【産業】	1. 農林業 2. 商工業 3. 観光 4. 雇用・就業
	第6章 みんながつながり参加する持続可能なまちづくり 【市民活動・行財政】	1. 市民活動 2. 人権・男女共同参画 3. 多文化共生 4. 情報共有・発信 5. 行政運営 6. 財政運営

章	施策	施策の方向性
<p>第1章</p> <p>子育て環境と学び・活動の場が充実した未来を育むまちづくり 【子育て・教育・文化】</p>	1. 子育て支援	(1) 結婚や妊娠・出産に向けた支援の充実
		(2) 子育て世帯の状況に応じた支援の充実
		(3) 幼児教育・保育サービスの充実
		(4) 地域における子育て支援施策の充実
	2. 学校教育	(1) 生きる力を育む学校教育の推進
		(2) 開かれた学校づくりの推進
		(3) 教育環境の整備
	3. 生涯学習	(1) 生涯学習の充実
		(2) 社会教育環境の整備
		(3) 青少年健全育成の推進
	4. スポーツ	(1) 地域スポーツ・レクリエーション活動の推進
		(2) スポーツ・レクリエーション施設の環境整備
		(3) スポーツツーリズムの推進
	5. 文化芸術・文化財	(1) 文化芸術活動の推進
		(2) 郷土の歴史と文化財の保存・活用

章	施策	施策の方向性
第2章 支え合いと支援のもとで健やかに暮らせるまちづくり 【健康・医療・福祉】	1. 健康づくり・医療	(1) 健康づくりの推進
		(2) 生活習慣病の予防
		(3) 地域医療体制の充実
	2. 地域福祉	(1) 地域福祉の推進
		(2) 生活困窮者の生活基盤の安定と自立の促進
	3. 高齢者福祉	(1) 介護予防の推進
		(2) 住み慣れた地域での生活支援
		(3) 地域で支え合う仕組みづくりの推進
		(4) 高齢者の生きがいつくりと社会参加の推進
	4. 障がい者福祉	(1) 障がいのある人の自立生活支援の推進
		(2) 障がいのある人を支える生活環境の整備
		(3) 権利擁護の推進

章	施策	施策の方向性
第3章 安全・安心で環境 にやさしいまちづ くり 【防災・防犯・環 境】	1. 防災	(1) 防災対策の強化
		(2) 地域における防災力の強化
		(3) 災害応急・復旧対策の充実
	2. 防犯・交通安全	(1) 防犯対策の推進
		(2) 地域防犯体制の強化
		(3) 交通安全の推進
	3. 消防・救急	(1) 消防・救急体制の充実
		(2) 火災予防の推進
	4. 消費生活	(1) 消費者保護対策の推進
		(2) 消費者意識の向上
	5. 環境保全	(1) 自然環境の保全と共生
		(2) 地球温暖化対策の推進
		(3) 快適で安全に生活できる環境の維持
	6. 廃棄物・リサイクル	(1) ごみの減量化・再資源化の推進
		(2) ごみ処理体制の整備
		(3) し尿処理の適正化
		(4) 廃棄物不法投棄等の防止

章	施策	施策の方向性
第4章 都市と自然が調和した住みやすいまちづくり 【都市形成・都市基盤】	1. 市街地形成	(1) 計画的なまちづくりの推進
		(2) 市街地整備の促進
		(3) 良好な景観形成
	2. 公園・緑地	(1) 公園・緑地の適正管理
		(2) 公園・緑地を活用した交流機会の創出
	3. 道路	(1) 都市計画道路の整備
		(2) 市道の整備
		(3) 広域幹線道路等の整備促進
		(4) 道路施設の適正管理
	4. 河川	(1) 河川施設の適正管理
		(2) 雨水排水施設の適正管理
		(3) 海岸・護岸施設の適正管理
	5. 下水道	(1) 下水道施設の適正管理
		(2) 下水道事業の経営基盤の強化
6. 住宅	(1) 良質な住環境の確保	
	(2) 住宅セーフティネットの形成	
	(3) 空家対策の推進	
7. 公共交通	(1) 都市間交通の利便性確保	
	(2) 市内における移動手段確保	

章	施策	施策の方向性
第5章 地域の魅力を活かした賑わいのあるまちづくり【産業】	1. 農林業	(1) 農業経営体制の強化
		(2) 農地環境対策の推進
		(3) 高付加価値農業の推進
		(4) 農業とふれあう機会の拡大
		(5) 林業の振興と森林管理の適正化
	2. 商工業	(1) 活力ある商業の推進
		(2) 力強い工業の推進
		(3) 中小企業の支援
	3. 観光	(1) 観光振興に向けた体制づくり
		(2) 観光地としての魅力づくり
		(3) 観光情報の発信・充実
4. 雇用・就業	(1) 雇用の促進	
	(2) 就業機会の拡大	
	(3) 就労環境の向上	

章	施策	施策の方向性
第6章 みんながつながり 参加する持続可能 なまちづくり 【市民活動・行財政】	1. 市民活動	(1) 市民のまちづくり活動への参加促進
		(2) 地域活動の活性化
		(3) 市民等と行政との協働の推進
	2. 人権・男女共同参画	(1) 人権擁護の推進
		(2) 男女共同参画の推進
	3. 多文化共生	(1) 多文化共生の推進
		(2) 国際交流活動の推進
	4. 情報共有・発信	(1) 市政情報発信の充実
		(2) 広聴活動の推進
		(3) シティプロモーションの展開
	5. 行政運営	(1) 効率的な行政運営の推進
		(2) 職員の人材育成
		(3) 広域行政の推進
	6. 財政運営	(1) 公共施設等の活用・見直し
		(2) 安定した財政運営

第2部 各論

第2部 各論の見方

第1章 子育て・教育・文化

1 子育て支援

【施策の方向性】

(1) 結婚や妊娠・出産に向けた支援の充実

- ・結婚を望む人へのきっかけづくりとして、出会いの機会を提供します。
- ・不妊治療に取り組みやすい環境を整備するとともに、妊娠から出産・子育てまでそれぞれの段階に応じたサポートの充実を図ります。

(2) 子育て環境世帯の状況に応じた支援の充実

- ・妊娠期から子育て期までそれぞれの段階に対応した専門職による相談の受付、産前産後期におけるヘルパー派遣、子育て世帯への経済的支援など、子育て世帯の状況に応じた支援の充実を進めます。
- ・昼間に保護者が家庭にいない小学生の放課後の居場所を提供する放課後児童クラブについては、運営の支援を行うとともに、ニーズの拡大に対応するため施設の整備を進めます。

(3) 幼児教育・保育サービスの充実

- ・幼稚園、保育所、認定こども園における共通の教育指針として定めた「袖ヶ浦市幼児教育カリキュラム」を積極的に活用することにより、更に質の高い幼児教育・保育を提供するとともに、小学校への滑らかな接続を推進していきます。
- ・保育が必要な保護者の多様なニーズに対応するため、様々な保育サービスの充実を図るとともに、子どもたちが安全な環境の下で安心して過ごせる活動場所を提供します。
- ・質と量の両面で十分な保育サービスを提供するために必要な保育施設を確保し、また保育士の負担軽減のために、保育所内の事業の効率化も推進します。

(4) 地域における子育て支援施策の充実

- ・地域で出産や子育てに関する情報収集や相談ができ、親子の交流が図れる場である子育て支援センターの活動の支援や、ファミリーサポートセンター事業を推進することで、地域における子育て支援の浸透を図ります。

▶【施策の方向性】は、令和2年度に策定した前期基本計画における今後6年間(令和2~7年度)の施策の方向性について掲載しています。

例示

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
結婚相談事業	結婚を希望する独身男女に対して、結婚に向けた出会いの場を提供するとともに、相談及び支援を行います。	結婚相談の実施 婚活イベントの開催 特設休日相談の開催	結婚相談の実施 婚活イベントの開催 特設休日相談の開催	結婚相談の実施 婚活イベントの開催 特設休日相談の開催	市民活動支援課
特定不妊治療費等助成事業	不妊治療は、不妊に悩まれ、身体的、精神的負担も大きい上に、費用が高額になることも多く、経済的理由から十分な治療を受けることを諦めざるを得ない方も少なくないため、特定不妊治療費と男性不妊検査費の助成をします。	特定不妊治療費や男性不妊検査費の助成事業の周知	特定不妊治療費や男性不妊検査費の助成事業の周知	特定不妊治療費や男性不妊検査費の助成事業の周知助成額等の見直し	健康推進課

▶【事務事業の位置づけ】は、施策の方向性を踏まえて、市が第1期実施計画の期間(令和2~4年度)に予定する具体的な事務事業について、その内容を記載しています。

※ 事業名の末尾に【新規】が記された事業は、第1期実施計画で新たに取組を行うものです。

※ 事業名の末尾に【実計新規】が記された事業は、これまで取り組んでいたものを新たに計画に位置付けて行うものです。

※ 担当課は令和2年4月1日現在の組織になります。

第1章 子育て・教育・文化

第1章 子育て・教育・文化

1 子育て支援

【施策の方向性】

(1) 結婚や妊娠・出産に向けた支援の充実

- ・結婚を望む人へのきっかけづくりとして、出会いの機会を提供します。
- ・不妊治療に取り組みやすい環境を整備するとともに、妊娠から出産・子育てまでそれぞれの段階に応じたサポートの充実を図ります。

(2) 子育て環境世帯の状況に応じた支援の充実

- ・妊娠期から子育て期までそれぞれの段階に対応した専門職による相談の受付、産前産後期におけるヘルパー派遣、子育て世帯への経済的支援など、子育て世帯の状況に応じた支援の充実を進めます。
- ・昼間に保護者が家庭にいない小学生の放課後の居場所を提供する放課後児童クラブについては、運営の支援を行うとともに、ニーズの拡大に対応するため施設の整備を進めます。

(3) 幼児教育・保育サービスの充実

- ・幼稚園、保育所、認定こども園における共通の教育指針として定めた「袖ヶ浦市幼児教育カリキュラム」を積極的に活用することにより、更に質の高い幼児教育・保育を提供するとともに、小学校への滑らかな接続を推進していきます。
- ・保育が必要な保護者の多様なニーズに対応するため、様々な保育サービスの充実を図るとともに、子どもたちが安全な環境の下で安心して過ごせる活動場所を提供します。
- ・質と量の両面で十分な保育サービスを提供するために必要な保育施設を確保し、また保育士の負担軽減のために、保育所内の事業の効率化も推進します。

(4) 地域における子育て支援施策の充実

- ・地域で出産や子育てに関する情報収集や相談ができ、親子の交流が図れる場である子育て支援センターの活動の支援や、ファミリーサポートセンター事業を推進することで、地域における子育て支援の浸透を図ります。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
結婚相談事業	結婚を希望する独身男女に対して、結婚に向けた出会いの場を提供するとともに、相談及び支援を行います。	結婚相談の実施 婚活イベントの開催 特設休日相談の開催	結婚相談の実施 婚活イベントの開催 特設休日相談の開催	結婚相談の実施 婚活イベントの開催 特設休日相談の開催	市民活動支援課
特定不妊治療費等助成事業	不妊治療は、不妊に悩まれ、身体的、精神的負担も大きい上に、費用が高額になることも多く、経済的理由から十分な治療を受けることを諦めざるを得ない方も少なくないため、特定不妊治療費と男性不妊検査費の助成をします。	特定不妊治療費や男性不妊検査費の助成事業の周知	特定不妊治療費や男性不妊検査費の助成事業の周知	特定不妊治療費や男性不妊検査費の助成事業の周知 助成額等の見直し	健康推進課
子育て世代包括支援事業	子育て世代の市民が安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するため、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行います。	子育て世代総合サポートセンターでの妊娠から出産、子育てまでの相談受付及び支援	子育て世代総合サポートセンターでの妊娠から出産、子育てまでの相談受付及び支援	子育て世代総合サポートセンターでの妊娠から出産、子育てまでの相談受付及び支援	子育て支援課 健康推進課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
産前産後ヘルパー派遣事業	妊娠期又は産後期において、家族等から十分な家事又は育児の援助が受けられない母親等の負担軽減を図るため、家事及び育児を援助するホームヘルパーを派遣します。	ヘルパー派遣	ヘルパー派遣	ヘルパー派遣	子育て支援課
子ども医療費助成事業	子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、中学生までの医療費、調剤費等の一部助成します。	医療費の助成	医療費の助成	医療費の助成	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費助成事業	母子家庭の母・父子家庭の父・ひとりりで児童を養育する養育者及び18歳の年度末までの児童などに対し、医療費、調剤費等の一部を助成します。	医療費等の助成	医療費等の助成	医療費等の助成	子育て支援課
放課後児童クラブ支援事業	保護者が昼間家庭にいない小学生に、放課後の適切な遊びと生活の場を提供するため、放課後児童クラブの運営と民設放課後児童クラブへの助成を行います。	補助金交付(10クラブ) 指定管理者による運営(5クラブ)	補助金交付(11クラブ) 指定管理者による運営(4クラブ)	補助金交付(13クラブ) 指定管理者による運営(4クラブ)	子育て支援課
放課後児童クラブ施設整備事業【実計新規】	保護者が昼間家庭にいない小学生に、放課後の適切な遊びと生活の場を提供するため、小学校の余裕教室又は学校敷地内に放課後児童クラブの整備を行います。	平岡小学校校舎内に1箇所整備 旧平岡放課後児童クラブの建物の利用について検討	奈良輪小学校敷地内に2箇所建設 平岡小学校校舎内に1箇所移設 旧平岡放課後児童クラブの建物の利用について検討	奈良輪小学校敷地内に2箇所新規開設	子育て支援課
多様なニーズに応じた保育サービス事業	児童を持つ保護者が安心して子育てできるよう、多様なニーズに対応した一時預かり、延長保育、休日保育、病児・病後児保育など各種保育サービスを実施していきます。	一時預かり、延長保育、休日保育、病児保育、病後児保育の実施、PR	一時預かり、延長保育、休日保育、病児保育、病後児保育の実施、PR	一時預かり、延長保育、休日保育、病児保育、病後児保育の実施、PR	保育課 子育て支援課
保育所入所待ち児童支援事業	保育所への入所申請をしたものの入所待機となった児童について、保護者の経済的負担を軽減するため、特定保育や一時保育、認可外保育所を利用した際の費用について助成を行います。	申請受付補助金の交付	申請受付補助金の交付	申請受付補助金の交付	保育課
保育所業務効率化推進事業【新規】	保育に関する業務の効率化と保育士の負担軽減のため、保育所へのシステムを導入し、安定した保育士の確保と受入児童の拡大を図ります。	公立保育所におけるシステム導入検討・準備 私立保育施設への情報提供、国県補助金を活用したシステム導入費の補助	公立保育所におけるシステム導入 私立保育施設への情報提供、国県補助金を活用したシステム導入費の補助	公立保育所におけるシステム運用 私立保育施設への情報提供、国県補助金を活用したシステム導入費の補助	保育課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
私立保育施設等整備助成事業 【実計新規】	増加する保育ニーズに対応するため、民間事業者による認定保育園、小規模保育園等の施設整備費の一部を助成することで、子育て環境の整備を推進します。	190人程度の保育定員確保のため施設整備を助成 民間事業者による施設整備の相談受付	150人程度の保育定員確保のため施設整備を助成 民間事業者による施設整備の相談受付	民間事業者による施設整備の相談受付	子育て支援課
平川地区幼保連携推進事業	平川地区における幼児教育及び保育施設のあり方について検討し、その検討結果を踏まえて整備を推進します。	平川地区における幼保施設のあり方に関する庁内検討	平川地区における幼保施設のあり方に関する方針決定・対外説明	決定した方針に基づき事業着手	子育て支援課 学校教育課 保育課
ファミリーサポートセンター事業	地域の子育て環境の向上を図るため、育児援助の希望者(利用会員)と援助希望者(提供会員)が会員となり、地域における育児の相互援助活動を推進するファミリーサポートセンターを運営します。	ファミリーサポートセンターの運営 会員の募集 研修会の実施 会員交流会の実施	ファミリーサポートセンターの運営 会員の募集 研修会の実施 会員交流会の実施	ファミリーサポートセンターの運営 会員の募集 研修会の実施 会員交流会の実施	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業	児童を持つ保護者が安心して子育てできるよう、子育て支援センターを運営する私立保育施設へ助成を行います。また、平川地区の幼保連携と併せて子育て支援センターの設置を検討します。	そでがうらこども館での継続実施 子育て支援センターの継続実施 幼保連携推進事業と並行し、平川地区での実施可能性を検討	そでがうらこども館での継続実施 子育て支援センターの継続実施 幼保連携推進事業と並行し、平川地区での実施方針決定・対外説明	そでがうらこども館での継続実施 子育て支援センターの継続実施 幼保連携推進事業と並行し、平川地区での実施内容の検討	保育課 子育て支援課

2 学校教育

【施策の方向性】

(1) 生きる力を育む学校教育の推進

- ・児童生徒一人ひとりの確かな学力を育むために、きめ細かな学習指導を行うことができる適正な教職員の配置を行うとともに、教職員の指導力の向上を図ります。
- ・児童生徒の豊かな心を育むために、自然体験活動や読書活動等の一層の充実を図ります。
- ・学校体育の充実を図るための取組を通して、児童生徒の健やかな体と、生涯を通じて運動やスポーツに親しむ態度を育みます。
- ・教科学習に情報教育機器を積極的に活用し、教育の情報が円滑に推進できる体制を構築することにより、児童生徒の情報活用能力の育成を図ります。
- ・外国語指導助手等の活用により、児童生徒に英語によるコミュニケーションができる十分な機会を提供します。
- ・特別な配慮を必要とする児童生徒に対して個々に応じた支援を行い、一人ひとりの可能性を伸ばす特別支援教育の充実を図ります。
- ・不登校や問題行動などの悩みを抱える児童生徒やその対応に悩む保護者が気軽に相談できる体制を整備するとともに、不登校等の児童生徒に対して、教育支援教室など実態に応じた効果的な支援を行います。
- ・いじめや虐待等の早期発見・不登校の予防、また教職員が心身ともに健康を保つため、専門的な見地から相談・助言を行うスクールカウンセラーを全校に配置します。

(2) 開かれた学校づくりの推進

- ・市民が学校教育のために、できる時に できる人が できることを行う「学校支援ボランティア制度」の拡充や、各校PTAと市PTA連絡協議会の活動の充実、地区住民会議との連携した活動等を通して、地域ぐるみで学校を支援する体制の構築を進めます。
- ・地域と学校の意味疎通を密にするために、学校に関する情報を地域に積極的に発信します。

(3) 教育環境の整備

- ・今後の児童生徒数の動向を踏まえて、普通教室の確保や教育環境の充実、利活用方針の検討等の対策を進めていきます。
- ・防犯マップの作成や防犯指導の実施、各学校での防犯訓練やパトロールの実施など、児童生徒の安全を確保するための取組を推進します。
- ・教職員の日々の校務処理の負担を軽減し、きめ細かな指導が行えるよう、校務支援システムの円滑な運用を図ります。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
小中学校基礎学力向上支援教員配置事業	学力の個人差解消を図るため、教員免許状を有する講師を配置して、個に応じたきめ細かな指導を行います。	幽谷分校を除く小中学校12校へ基礎学力向上支援教員を配置	幽谷分校を除く小中学校12校へ基礎学力向上支援教員を配置	幽谷分校を除く小中学校12校へ基礎学力向上支援教員を配置	学校教育課
小中学校体験活動推進事業	自然体験活動を通して、感動する心や協調性、思いやり、自主性などを培い、心豊かなたくましい児童を育成します。災害時における環境等の変化にも対応できる能力の向上を図ります。	活動方針に基づく体験活動の実施	活動方針に基づく体験活動の実施	活動方針に基づく体験活動の実施 新たな実施方針の検討	学校教育課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
小中学校読書教育推進事業	児童生徒の読書意欲を高めるため、学校図書館に学校司書を配置します。 学校図書館の機能を高めて読書教育の推進を図ります。	学校司書の配置 図書物流システムの活用	学校司書の配置 図書物流システムの活用	学校司書の配置 図書物流システムの活用	学校教育課
学校体育推進事業	生涯体育の基礎を担う義務教育課程において、小中学生(児童生徒)が、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成します。 そのために指導者研修、運動部活動・武道教育の支援などを実施し、小中学校及び関係機関との連携を積極的に行い、安全安心な学校体育の環境整備を行います。	学校体育指導研修会の開催 レツトライス スポーツ教室の開催 武道教育地域連携指導者の活用	学校体育指導研修会の開催 レツトライス スポーツ教室の開催 武道教育地域連携指導者の活用	学校体育指導研修会の開催 レツトライス スポーツ教室の開催 武道教育地域連携指導者の活用	体育振興課
小中学校情報教育推進事業	児童生徒の学習の基盤となる情報活用能力の育成を図るため、コンピュータや情報通信ネットワークなど学校のICT環境整備を行い、教科横断的に学習活動の充実に取り組みます。	教育情報化推進計画に基づく情報教育機器の整備 ・小学校児童用PC契約延長	教育情報化推進計画に基づく情報教育機器の整備 ・小学校大型モニタ配備 ・小学校指導者用タブレット配備 ・小学校児童用PC更新	教育情報化推進計画に基づく情報教育機器の整備 ・中学校大型モニタ配備 ・中学校指導者用PC配備 ・児童用タブレットの導入手法について検討	学校教育課
学校ICT教育支援事業	市内全小中学校、市立幼稚園等のインターネットを安定的に接続し、市内小中学校の学習での活用を図るとともに、学校ICTインストラクターを各小中学校に派遣することにより、ICT機器や学習ソフトの利活用促進を図ります。	ICT機器、学習ソフトの活用支援 教材貸出システムの運用 学校ホームページの活用 ネットワークの管理 ウグイスネットサーバーの更新 無線LAN設計委託	ICT機器、学習ソフトの活用支援 学校ホームページの活用 ネットワークの管理 無線LANの管理	ICT機器、学習ソフトの活用支援 学校ホームページの活用 ネットワークの管理 無線LANの管理	総合教育センター
外国語教育支援事業	外国語指導助手の派遣により、外国語(英語)によるコミュニケーションの機会を児童生徒に確保します。 ALTコーディネーター派遣による適切な授業支援を行います。	外国語指導助手の直接派遣 ALTコーディネーター派遣による授業支援 先進校の視察やALTの研修等による指導力向上	外国語指導助手の直接派遣 ALTコーディネーター派遣による授業支援 先進校の視察やALTの研修等による指導力向上	外国語指導助手の直接派遣 ALTコーディネーター派遣による授業支援 先進校の視察やALTの研修等による指導力向上	総合教育センター

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
小中学校特別支援教員活用事業	通常学級において、障がい及びその傾向のある児童生徒に対して、当該児童生徒の学力や社会性及び基本的な生活習慣の定着を図れるよう、特別支援教員を配置し、学習・生活上の指導・支援を行います。	全小中学校に特別支援教員の配置	全小中学校に特別支援教員の配置	全小中学校に特別支援教員の配置	学校教育課
教育相談事業	学校不適応や不登校に悩む児童・生徒、子育てに悩む保護者を対象に、相談活動を充実させ、助言や支援を行います。	電話相談、来所相談の実施 幼稚園巡回子育て相談の実施 医療機関と連携した教育相談の実施	電話相談、来所相談の実施 幼稚園巡回子育て相談の実施 医療機関と連携した教育相談の実施	電話相談、来所相談の実施 幼稚園巡回子育て相談の実施 医療機関と連携した教育相談の実施	総合教育センター
教育支援教室運営事業	人間関係等に悩み不登校となった児童・生徒が、社会の一員として自立していくための基礎を身につける場として、教育支援教室「のぞみ学級」を運営します。	教育支援教室の運営 担任との面談、親の会の開催 訪問相談	教育支援教室の運営 担任との面談、親の会の開催 訪問相談	教育支援教室の運営 担任との面談、親の会の開催 訪問相談	総合教育センター
小学校スクールカウンセラー活用事業	児童・保護者・教職員に対して、専門的な見地から相談・助言を行うため、市内全小学校にスクールカウンセラーを配置します。	小学校にスクールカウンセラーを配置	小学校にスクールカウンセラーを配置	小学校にスクールカウンセラーを配置	学校教育課
子どもを育む、学校・家庭・地域連携事業	学校支援ボランティアを育成しながら、その活用を図ります。また、地域に開かれた学校を目指して、学校の情報を発信します。	「子育ての提言」のチラシ・リーフレットの作成・配布 「がうらっ子の心得」のポスター作成・配布 学校支援ボランティアの募集・活用・研修会の実施	「子育ての提言」のチラシ・リーフレットの作成・配布 「がうらっ子の心得」のポスター作成・配布 学校支援ボランティアの募集・活用・研修会の実施	「子育ての提言」のチラシ・リーフレットの作成・配布 「がうらっ子の心得」のポスター作成・配布 学校支援ボランティアの募集・活用・研修会の実施	学校教育課
奈良輪小学校校舎増築事業【新規】	袖ヶ浦駅海側地区の児童数増加に対する適正な教室数を整備するため、校舎を増築し教育環境の整備を図ります。	奈良輪小学校校舎賃貸借契約	奈良輪小学校校舎整備	奈良輪小学校校舎運用開始	教育総務課 学校教育課
学校環境整備事業(小中学校トイレ改修事業)	老朽化したトイレの排水設備等の更新、和式便器から洋式便器への改修及び床の乾式化を行い、衛生的で良好な教育環境を整備する。また、緊急時の避難所としての機能強化を図ります。	中川小学校管理教室棟(東側)及び平川中学校校舎(東側)の改修工事	中川小学校管理教室棟(西側)及び平川中学校校舎(西側)の改修工事	根形小学校校舎棟のトイレ改修工事	教育総務課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
児童・生徒指導センター運営事業	児童生徒の安全対策や児童生徒の問題行動への対応のため、教職員及び児童生徒に対して、スクールサポーター(元警察官)による専門的な見地からの指導助言を行います。また、各学校における不審者対応訓練への協力や、小学校1年生対象の防犯指導(学校外での危機回避)、下校時のパトロール等をおして、警察と連携を図りつつ、児童生徒の安全教育の推進を支援します。	安全マップの作成と活用支援 不審者対応訓練への協力 防犯教室の実施 関係機関との連絡調整連携 パトロール	安全マップの作成と活用支援 不審者対応訓練への協力 防犯教室の実施 関係機関との連絡調整連携 パトロール	安全マップの作成と活用支援 不審者対応訓練への協力 防犯教室の実施 関係機関との連絡調整連携 パトロール	総合教育センター
教育施設利活用事業【新規】	幽谷分校、旧学校給食センター、今井幼稚園、総合教育センターの4施設における効率的な利活用等を図ります。	旧学校給食センター、今井幼稚園の用途廃止、不動産鑑定 総合教育センターのあり方検討 幽谷分校の利活用方針の検討			教育総務課

3 生涯学習

【施策の方向性】

(1) 生涯学習の充実

- ・市民のニーズに応じた各種講座や講演会に加えて、子どもへの理解を深める家庭教育や、地域ごとに抱えている課題をテーマとして考える場、市民が自己の充実・生活の向上を図るための多様な生涯学習の場を設けます。
- ・地域における生涯学習の担い手となるボランティアの養成を推進します。

(2) 社会教育施設的环境整備

- ・地域の生涯学習の拠点としての役割を担う市民会館や公民館施設について、必要な改修を行うとともに、利用動向や利用者の意向等も踏まえて、施設のあり方について、見直しを図っていきます。

(3) 青少年健全育成の推進

- ・地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組む活動を支援します。また地域全体で子どもを育む放課後子ども教室を運営します。
- ・関係機関との連携の下で、青少年が問題行動に関わることを未然に防ぐための対策を強化します

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
市民三学大学講座	自己啓発に取り組む市民の学習活動を促進するため、各分野の著名人を迎えて、公開講座を開催します。	市民三学大学講座の実施 開催方法の見直しを検討・方針決定	見直しの方針に基づき実施	見直しの方針に基づき実施	生涯学習課
家庭教育総合推進事業	発達段階に応じた子育てに関する学習機会を提供するため、家庭教育支援に関する総合的な取組について検討し、各公民館実施の家庭教育学級により、家庭教育力の向上を図ります。 家庭教育及び子育てに関する施策の充実と情報の共有を図るため、関係課が連携した家庭教育推進協議会を開催します。	家庭教育推進協議会の開催 子どもの世代に応じた家庭教育学級の開催 親業訓練入門講座の開催 家庭教育に関する学級・講座の見直し・検討、方針決定	家庭教育推進協議会の開催 子どもの世代に応じた家庭教育学級の開催 親業訓練入門講座の開催 見直した内容での家庭教育に関する学級・講座の開催	家庭教育推進協議会の開催 子どもの世代に応じた家庭教育学級の開催 親業訓練入門講座の開催 見直した内容での家庭教育に関する学級・講座の開催	生涯学習課 市民会館・公民館
読書普及事業	読書に関する講座・講演会を開催し、市民の読書の質的向上を図るとともに、市民の多様化する課題解決を支援するための情報提供を行います。 また、市民がボランティアとして積極的に参加できる場を設け、事業の充実を図ります。	講座・講演会等の推進 市民の生活や学習、地域課題の解決を支援するための資料や情報の提供	講座・講演会等の推進 市民の生活や学習、地域課題の解決を支援するための資料や情報の提供	講座・講演会等の推進 市民の生活や学習、地域課題の解決を支援するための資料や情報の提供	中央図書館

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
地域人材育成講座 【新規】	地域における課題は多様であり、袖ヶ浦市や各地区の課題を絞り込み講座を実施して、講座終了後には受講者による自主的な学習活動が展開できるよう支援を行う。	試行講座の実施(根形地区)学習テーマ(地域課題)の把握 試行講座の検証 講座受講生による周知活動	各地区で講座の実施 学習テーマ(地域課題)の把握 講座の検証 講座受講生による周知活動	各地区で講座の実施 学習テーマ(地域課題)の把握 講座の検証 講座受講生による周知活動	市民会館、平川公民館、長浦公民館、根形公民館、平岡公民館
生涯学習ボランティア促進事業	市民の主体的な生涯学習活動を支援するため、地域の人材活用を図ります。 養成講座や各種の研修活動を通してボランティアを養成し、社会教育機関等で実施する事業にて活用を図ります。	社会教育推進員養成講座 社会教育推進員全体研修会 保育ボランティア養成講座 ユースボランティア交流会	社会教育推進員養成講座 社会教育推進員全体研修会 保育ボランティア養成講座 ユースボランティア交流会	社会教育推進員養成講座 社会教育推進員全体研修会 保育ボランティア養成講座 ユースボランティア交流会	生涯学習課
社会教育施設吊天井等耐震対策事業	来館者の安全を確保するとともに、避難所としての防災機能強化を図ります。	長浦公民館多目的ホール吊天井等耐震対策工事	平岡公民館多目的ホール吊天井等耐震対策工事		教育総務課
放課後子供教室推進事業	放課後の学校施設を活用し、子どもの安全・安心な活動場所を提供します。 異学年活動、地域住民との世代間交流などを実施し、地域の教育力の向上や心豊かで健やかな児童の育成を図ります。	昭和小学校・長浦小学校放課後子供教室実施 根形小学校放課後子供教室(R1年度～R3年度まで試行実施) 放課後子供教室の実施方法の検討	昭和小学校・長浦小学校放課後子供教室実施 根形小学校放課後子供教室(R1年度～R3年度まで試行実施、検証) 地域学校協働事業における放課後子供教室の実施方法の検討	昭和小学校・長浦小学校放課後子供教室実施 根形小学校放課後子供教室(継続実施の場合) 地域学校協働事業における放課後子供教室の実施方法の検討結果により試行実施	生涯学習課

4 スポーツ

【施策の方向性】

<p>(1) 地域スポーツ・レクリエーション活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 多くの市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できる機会を設けるとともに、市内 5 地区に設立されている総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。
<p>(2) スポーツ・レクリエーション施設的环境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内の社会体育施設について、利用者が安全に安心して利用でき、また施設の利便性が向上するよう、適正な維持管理を行います。また、必要に応じた計画的な改修・整備を行います。
<p>(3) スポーツツーリズムの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 「観るスポーツ」「するスポーツ」など、スポーツを通じた交流人口の増加を図り、地域活性化につなげていきます。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
ウォーキングフェスタ実施事業【新規】	袖ヶ浦市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会との協働により「ウォーキングフェスタ」を実施します。	ウォーキングフェスタ参加者募集・会員募集のPR 市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会の支援	ウォーキングフェスタ(市政30周年記念大会)参加者募集・会員募集のPR 市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会の支援	ウォーキングフェスタ参加者募集・会員募集のPR 市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会の支援	体育振興課
総合型地域スポーツクラブ活性化事業	子どもから高齢者まで体を動かす機会と場を確保し、また青少年の健全育成と地域住民のつながりを高めるスポーツ環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブの活動やクラブ間の交流活動を支援します。	市民参加型イベントの開催 スポーツ教室 各クラブ主催型交流大会 クラブ連絡協議会の定期開催	市民参加型イベントの開催 スポーツ教室 各クラブ主催型交流大会 クラブ連絡協議会の定期開催	市民参加型イベントの開催 スポーツ教室 各クラブ主催型交流大会 クラブ連絡協議会の定期開催	体育振興課
スポーツツーリズム推進事業【新規】	質の高いスポーツを「観る」機会を市民に提供するとともに、市内の体育施設の利用を促進するため、プロ・社会人・大学などのスポーツ大会やチームの合宿等の誘致を推進します。	プロ野球イースタンリーグの開催支援 男女サッカー公式戦誘致 高校野球公式戦開催協力 スポーツ合宿等の誘致	プロ野球イースタンリーグの開催支援 男女サッカー公式戦誘致 高校野球公式戦開催協力 スポーツ合宿等の誘致	プロ野球イースタンリーグの開催支援 男女サッカー公式戦誘致 高校野球公式戦開催協力 スポーツ合宿等の誘致	体育振興課 商工観光課

5 文化芸術・文化財

【施策の方向性】

(1) 文化芸術活動の推進

- ・文化芸術活動を行っている団体等に対して、展示や演奏を行う場所の提供や機会の創出等の支援を行うとともに、そうした活動への新たな市民の参加を促すための取組を推進します。
- ・より多くの市民に文化芸術に触れることができる場を提供します。

(2) 郷土の歴史と文化財の保存と活用

- ・国史跡に指定された山野貝塚の保存活用に取り組みます。
- ・郷土博物館では、文化財の保存、展示の更新、資料の調査研究と情報提供、運営を支えるボランティアの養成等を推進します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
芸術活動普及事業	文化芸術活動の活性化と振興を図るため、袖ヶ浦美術展や芸術活動団体の支援を行います。	協働による袖ヶ浦美術展の開催 文化芸術活動団体の事業開催後援 体験教室の開催の検討・調整	協働による袖ヶ浦美術展の開催 文化芸術活動団体の事業開催後援 体験教室の開催	協働による袖ヶ浦美術展(特別展)の開催 文化芸術活動団体の事業開催後援 体験教室の開催	生涯学習課
山野貝塚保存活用事業	国民共有の財産であり、市の重要な文化財でもある国史跡山野貝塚を、保存し後世に継承します。また、史跡の適切な活用を図ります。	地権者交渉 史跡指定地の公有地化 山野貝塚埋蔵文化財調査 整備基本計画へ向けての調整 ボランティアの募集・組織化 講演会等周知活動の実施 史跡の維持管理	地権者交渉 山野貝塚埋蔵文化財調査 整備基本計画策定 ボランティアの育成 講演会等周知活動の実施 史跡の維持管理	地権者交渉(追加指定分) 山野貝塚埋蔵文化財調査(整理作業) 整備基本設計策定 ボランティアの育成 講演会等周知活動の実施 史跡の維持管理	生涯学習課 郷土博物館
総合的な文化財の保存・活用事業	市内に伝わる文化財の調査・研究を進め、適正な保護を図ります。また、文化財の公開活用を実施し、市民の文化財保護の意識向上と郷土愛の醸成を図ります。	指定文化財特別公開・文化財見学会 指定文化財候補調査 指定文化財管理者補助金交付 民俗芸能継承支援	指定文化財特別公開・文化財見学会 指定文化財候補調査 指定文化財管理者補助金交付 袖ヶ浦の郷土芸能(仮)市政施行関連	指定文化財特別公開・文化財見学会 指定文化財候補調査 指定文化財管理者補助金交付 民俗芸能継承支援	生涯学習課 郷土博物館

<p>地域資料管理活用事業</p>	<p>地域に残された資料(埋蔵文化財・歴史資料・民俗資料・産業資料・自然資料等)を収集・保管し、データベース化等により市民が活用しやすい素材として提供し、次世代へ継承します。また、地域資料の調査・研究を行い、重要性や価値を明らかにし、その成果を市民に公開します。</p>	<p>収蔵資料保存修復・収蔵埋蔵文化財写真資料デジタルデータ化 収蔵資料の情報公開 『市史研究』の刊行</p>	<p>収蔵資料保存修復・収蔵埋蔵文化財写真資料デジタルデータ化 収蔵資料の情報公開 『市史研究』の募集</p>	<p>収蔵資料保存修復・収蔵埋蔵文化財写真資料デジタルデータ化 収蔵資料の情報公開 『市史研究』の刊行</p>	<p>郷土博物館</p>
<p>市民学芸員協働事業</p>	<p>市民学芸員をはじめとする各種のボランティアを育成して、博物館事業とともに、市民とともに歩む博物館を実践します。</p>	<p>市民学芸員養成講座・市民学芸員フォローアップ研修イベントスタッフ募集・育成 市民学芸員自主企画</p>	<p>市民学芸員養成講座・市民学芸員フォローアップ研修イベントスタッフ及びガイドボランティア募集・育成 市民学芸員自主企画</p>	<p>市民学芸員養成講座・市民学芸員フォローアップ研修イベントスタッフ及びガイドボランティア募集・育成 市民学芸員自主企画 開館40周年記念市民学芸員自主企画</p>	<p>郷土博物館</p>

第2章 健康・医療・福祉

第2章 健康・医療・福祉

1 健康づくり・医療

【施策の方向性】

(1) 健康づくりの推進

- 健康づくり支援センターなどにおいて、健康づくりの教室等を行うとともに、健康相談、各種検（健）診、予防接種等を実施することで、市民が健康に暮らせる環境の整備を図ります。
- 健康に関するイベントや各種保健サービスの周知・啓発活動を積極的に行い、市民の健康への意識を高め、主体的な健康づくりを促します。

(2) 生活習慣病の予防

- 糖尿病等の生活習慣病の予防・改善に向け、若年期健康診査や国民健康保険加入者に対し特定健康診査・特定保健指導等を行います。
- 各種がん検診の実施により、がんの早期発見や早期治療に努め、重症化の防止を図ります。

(3) 地域医療体制の充実

- 市民が安心して医療サービスを受けられるよう、休日や夜間等においても急病人が迅速に医療を受けられる体制の確保や、二次救急医療体制の維持に取り組みます。また、医療機関などと連携し、必要な時に相談できる医療体制の構築などに向けた検討を行います。
- 市内における産婦人科医療機関の誘致の検討を進めます。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
健康づくり推進事業 【新規】	市民がいつまでも健康で自分らしく健康的な生活を送るには一人ひとりの健康に対する意識の向上や、正しい生活習慣の取組が重要で、健康的な生活習慣や食生活の定着を目指しながら、生活習慣病の予防や健康維持に向けた環境の整備に努め、誰もがすこやかに暮らせるまちを目指します。	スマートダイエット教室 シニア運動教室 健康相談 運動相談 各種検（健）診 ガウランドの教室などの啓発と各種検（健）診の啓発	スマートダイエット教室 シニア運動教室 健康相談 運動相談 各種検（健）診 ガウランドの教室などの啓発と各種検（健）診の啓発	スマートダイエット教室 シニア運動教室 健康相談 運動相談 各種検（健）診 ガウランドの教室などの啓発と各種検（健）診の啓発	健康推進課
健康づくり支援センター 管理事業	指定管理者による施設の適切な管理運営を行います。 市民の自主的な健康づくりを支援するため、各種運動教室の開催や健康相談を実施します。	指定管理者による管理運営 各種運動教室、健康相談等の実施	指定管理者による管理運営 各種運動教室、健康相談等の実施 使用料金見直し検討	指定管理者による管理運営 各種運動教室、健康相談等の実施	健康推進課
特定健康診査等事業・ 特定保健指導事業	生活習慣病の予防・改善するため、特定健康診査等及び特定保健指導を実施する。 健診結果により腎臓病地域連携パスを送付し、かかりつけ医・専門医・市役所が連携して、慢性腎臓病の重症化を予防する。	特定健康診査の実施 特定保健指導の実施 腎臓病地域連携パスによる慢性腎臓病の予防	特定健康診査の実施 特定保健指導の実施 腎臓病地域連携パスによる慢性腎臓病の予防	特定健康診査の実施 特定保健指導の実施 腎臓病地域連携パスによる慢性腎臓病の予防	保険年金課 健康推進課
がん検診事業	対象者に対し各種検（健）診を実施することにより、個人の健康状態を把握し、健康に対する意識の向上及び疾病の早期予防を図ります。	集団がん検診委託 受診啓発	集団がん検診委託 受診啓発	集団がん検診委託 受診啓発	健康推進課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
予防接種事業 【実計新規】	感染症による患者の発生等の対策として、免疫を獲得し疾患の予防及び重症化の予防に努めるため、各種予防接種を実施します。	予防接種事業の実施 事業周知や受診勧奨等の実施	予防接種事業の実施 事業周知や受診勧奨等の実施	予防接種事業の実施 事業周知や受診勧奨等の実施	健康推進課
在宅当番医事業	日曜日・休日及び年末年始において、急病人が迅速に医療を受けられる体制を整備することにより、市民が安心して生活できるようにします。	当番医事業の実施 適切な受診行為の周知	当番医事業の実施 適切な受診行為の周知	当番医事業の実施 適切な受診行為の周知	健康推進課
夜間急病診療所等運営事業	夜間でも急病人が迅速に医療を受けられる体制を整備することにより、市民が安心して生活できるようにすることを目的とします。合わせて二次救急医療体制の整備も図ります。	君津郡市広域市町村圏事務組合に負担金を拠出し夜間急病診療所や二次待機施設を開設 受診行為の周知	君津郡市広域市町村圏事務組合に負担金を拠出し夜間急病診療所や二次待機施設を開設 適切な受診行為の周知	君津郡市広域市町村圏事務組合に負担金を拠出し夜間急病診療所や二次待機施設を開設 適切な受診行為の周知	健康推進課
地域医療体制の確保 【新規】	市内に産婦人科がなく、市民は出産やがん検診等では近隣市の産婦人科を利用していることから、医師会や県などと産婦人科機能の充実に向けた協議をかさね、安心できる医療体制づくりに取り組みます。	産婦人科機能の充実に向けた協議の実施	産婦人科機能の充実に向けた協議の実施	産婦人科機能の充実に向けた協議の実施	健康推進課

2 地域福祉

【施策の方向性】

(1) 地域福祉の推進

- ・地域の多様な主体が一体となった支え合い・助け合い活動を促進していくために、連携・交流の場である拠点（サロン）の整備や、地域の子どもたち向けの子ども食堂の運営支援などに取り組みます。
- ・各地区の福祉活動における中心的役割を担っている社会福祉協議会の活動を支援します。
- ・地域の福祉活動を活性化させるため、担い手であるボランティアの育成や、ボランティアによる活動への支援を行います。

(2) 生活困窮者の生活基盤の安定と自立の促進

- ・生活困窮者が抱える問題についての相談体制を充実させるとともに、就労を望む人には対象者の適性に応じた就労先確保の支援を行うなど、生活困窮者の自立に向けた包括的な支援を行います。
- ・世代間で貧困を連鎖させないため、生活困窮世帯の子どもに学習機会や居場所を提供し、適切な学習習慣や日常生活習慣等の形成を図ります。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
身近な交流の場づくり推進事業	身近な地域において、高齢者、子育て中の親子等が孤立しないよう交流できる場(サロン)づくりや、地域の特性に合わせた活動の実施などを支援し、地域福祉推進の基盤づくりを進めます。	活動支援 未開設地域への開設に向けた取組 地区社会福祉協議会への補助金交付	活動支援 未開設地域への開設に向けた取組 地区社会福祉協議会への補助金交付	活動支援 未開設地域への開設に向けた取組 地区社会福祉協議会への補助金交付	地域福祉課
地域福祉活動支援事業【新規】	地域コミュニティの形成を目的として運営する団体等を支援することにより、地域福祉を推進する。 主に、子ども食堂や学習支援事業など、貧困家庭やひとり親家庭の子ども及び保護者への支援活動を行う団体を支援する。	交付要綱策定準備	交付要綱策定 地域コミュニティ活動団体等への補助金交付準備	地域コミュニティ活動団体等への補助金交付	地域福祉課 子育て支援課
ボランティアセンター運営支援事業	ボランティア活動を通じた地域福祉活動への支援や、地域福祉を推進する人材の育成を目的として、ボランティア活動の活性化及びボランティアやボランティアリーダーの支援・育成を行います。	ボランティア活動の支援 ボランティア登録数増加への取組実施 ボランティアセンターへの補助金交付	ボランティア活動の支援 ボランティア登録数増加への取組実施 ボランティアセンターへの補助金交付	ボランティア活動の支援 ボランティア登録数増加への取組実施 ボランティアセンターへの補助金交付	地域福祉課
自立相談支援事業【実計新規】	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行うとともに、さまざまな支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。	相談員の配置 相談及び支援	相談員の配置 相談及び支援	相談員の配置 相談及び支援	地域福祉課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
学習支援事業 【実計新規】	子どもが将来自立した生活ができるよう、学習機会及び居場所を提供し、学習習慣や日常生活習慣の形成、社会性の育成等を図ります。	事業の実施 学校訪問や関係機関との連携 家庭への支援 委託事業者選定準備	事業の実施 学校訪問や関係機関との連携 家庭への支援 委託事業者選定	事業の実施 学校訪問や関係機関との連携 家庭への支援	地域福祉課

3 高齢者福祉

【施策の方向性】

(1) 介護予防の推進

- ・地域住民、医療・介護関係者、NPO法人、民間事業者等、地域の関係者と連携を図り、高齢者が要介護状態になることの予防及び要介護状態となっても重度化を防ぐための取組を推進します。

(2) 住み慣れた地域での生活支援

- ・地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの機能強化を図ります。
- ・高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、要介護認定者向けに介護サービスの基盤整備を推進します。
- ・介護人材の確保・定着を図るため、研修受講や資格取得を支援します。
- ・世代間で支え合いながら生活できる住宅取得の支援や移動手段をもたない高齢者の移動支援等に取り組みます。

(3) 地域で支え合う仕組みづくりの推進

- ・住民主体による、高齢者の生活支援・介護予防活動の充実を図ります。
- ・認知症の方とその家族が安心して生活していくことができるように、認知症に対する理解を深め、地域における見守りを充実します。

(4) 高齢者の生きがいくくりと社会参加の推進

- ・一人ひとりの高齢者が、それぞれの経験や技能を活かしながら社会的役割や生きがいをもって活動・活躍できるよう支援します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
一般介護予防事業	地域における高齢者の介護予防の取組の普及啓発を行い、活動につなげていきます。また、活動団体への補助金の交付やリハビリテーション職の関与による介護予防の強化に努めます。	自立度把握の調査 各種予防講演会・教室等の開催 介護予防の普及啓発 介護予防活動団体への補助 はつらつシニアサポーターの養成・活動支援 介護支援ボランティアの普及・支援 リハビリ専門職との連携	自立度把握の調査 各種予防講演会・教室等の開催 介護予防の普及啓発 介護予防活動団体への補助 はつらつシニアサポーターの養成・活動支援 介護支援ボランティアの普及・支援 リハビリ専門職との連携	自立度把握の調査 各種予防講演会・教室等の開催 介護予防の普及啓発 介護予防活動団体への補助 はつらつシニアサポーターの養成・活動支援 介護支援ボランティアの普及・支援 リハビリ専門職との連携	高齢者支援課
介護人材確保育成支援事業【新規】	介護サービス等に従事する人材の確保・定着を図ることを目的に、介護人材確保と育成を支援します。	助成の開始 介護職員初任者研修費用助成 介護支援専門員資格取得費用助成	助成の実施 介護職員初任者研修受講費用助成 介護支援専門員資格取得費用助成	助成の実施 介護職員初任者研修受講費用助成 介護支援専門員資格取得費用助成	介護保険課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
介護保険サービス事業所整備事業	要介護認定者等が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護サービス基盤を整備します。	看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備			介護保険課
世代間支え合い家族支援事業	高齢者と子等が新たに袖ヶ浦市で同居又は近隣に居住するため、住宅の新築、購入、増改築、転居等に要する費用の一部を助成することにより、世代間でお互いに支え合いながら生活する多世代家族の形成を促進し、高齢者の孤立を防ぐとともに、家族の絆の再生を図ります。	補助金の交付制度の周知	補助金の交付制度の周知	補助金の交付制度の周知	高齢者支援課
高齢者移動支援事業【新規】	居宅で生活する移動手段を持っていない高齢者世帯に対し、日常生活に必要な移動手段の確保と経済的負担を軽減するため、高齢者移動支援タクシーを利用した場合に、その運賃の一部を助成することにより高齢者の移動を支援します。	事業周知 高齢者移動支援タクシー券の助成	事業周知 高齢者移動支援タクシー券の助成	事業周知 高齢者移動支援タクシー券の助成	高齢者支援課
生活支援体制整備事業	住民同士の助け合いやNPO等多様な主体による生活支援サービスの充実を図り、地域における支え合いの体制づくりを進めます。	協議体の継続運営 生活支援コーディネーターによる担い手の発掘・育成やサービスの創出 住民主体の支援活動団体間の連携体制づくり 地域ケア会議等他事業との連携	協議体の継続運営 生活支援コーディネーターによる担い手の発掘・育成やサービスの創出と実働の支援 住民主体の支援活動団体間の連携体制づくり 地域ケア会議等他事業との連携 地域課題と創出されたサービスの評価	協議体の継続運営 生活支援コーディネーターによる担い手の発掘・育成やサービスの創出と実働の支援 住民主体の支援活動団体間の連携体制づくり 地域ケア会議等他事業との連携 地域課題と創出されたサービスの評価	高齢者支援課
介護予防・生活支援サービス事業（住民主体型サービス）	住民主体の助け合いによる生活支援活動を行う団体に対し、その活動の維持・拡大に対する支援を行うとともに新たな活動団体の創出を支援します。	事業周知 生活支援体制整備事業における協議体においてサービス創出に向けた検討 住民主体の助け合い活動実施団体間での活動状況の共有	事業周知 生活支援体制整備事業における協議体においてサービス創出に向けた検討 住民主体の助け合い活動実施団体間での活動状況の共有	事業周知 生活支援体制整備事業における協議体においてサービス創出に向けた検討 住民主体の助け合い活動実施団体間での活動状況の共有	高齢者支援課
高齢者見守りネットワーク事業【実計新規】	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、協力事業者、関係団体等によるネットワークにより「さりげない見守り」を実施します。	事業の普及啓発 協力事業者・関係団体等拡大	事業の普及啓発 協力事業者・関係団体等拡大	事業の普及啓発 協力事業者・関係団体等拡大	高齢者支援課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
認知症サポーター養成等事業	認知症の人やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活していくことができるよう、認知症に対する正しい理解を深め、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者となる認知症サポーターの養成を地域住民や企業等、幅広く実施していきます。また、認知症サポーターステップアップ研修の開催により、サポーターが地域で自主的に活動できるよう意識付けや情報提供を行っていきます。	養成講座の普及啓発 養成講座・ステップアップ研修の開催 認知症サポーターの活躍の機会の検討 キャラバン・メイトの活動支援	養成講座の普及啓発 養成講座・ステップアップ研修の開催 認知症サポーターの活躍の機会の検討 キャラバン・メイトの活動支援	養成講座の普及啓発 養成講座・ステップアップ研修の開催 認知症サポーターの活躍の機会の検討 キャラバン・メイトの活動支援	高齢者支援課
シルバー人材センター支援事業	高齢者が健康でいきいきとした暮らし、生活の充実を図るため、高齢者の経験と技能を活かした就労の場を確保するシルバー人材センターの運営を支援します。	運営支援 補助金の交付 事業の周知	運営支援 補助金の交付 事業の周知	運営支援 補助金の交付 事業の周知	高齢者支援課

4 障がい者福祉

【施策の方向性】

(1) 障がい者を支える生活環境の整備

- ・障がいのある人の自立と社会参加を支援するために、幅広い分野に関する相談に対応します。
- ・地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置により、相談支援の機能を強化し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるための体制を整えます。
- ・障がいのある児童に対しては、早期診断と適切な治療や訓練を行うことにより、その自立を支援します。
- ・障がいのある人が状況に応じて安心して働くことができるよう、地域での障がい者の就業を支援します。

(2) 障がい者の自立生活支援の推進

- ・障がいのある人が日常生活をより円滑に営むための各種支援を行うとともに、障がいのある人を支える人材の育成や公共施設等のバリアフリー化を推進し、生活しやすい環境を整備します。

(3) 権利擁護の推進

- ・障がいのある人への虐待の未然防止や障がいを理由とする差別の解消に向けた意識啓発を推進します。
- ・判断能力の不十分な方の権利や財産を守る成年後見制度の利用促進を図ります。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
日常生活用具給付等事業 【実計新規】	障がいのある人に対して、日常生活をより円滑に行うために必要となる各種日常生活用具の給付等を行います。	日常生活用具の給付等 日常生活用具給付等事業の周知	日常生活用具の給付等 日常生活用具給付等事業の周知	日常生活用具の給付等 日常生活用具給付等事業の周知	障がい者支援課
相談支援事業	障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害全般及び障害ごとの相談に応じ、必要な支援を行います。また、地域における相談支援の中核的な役割を担う相談支援の機能を強化し、障がい者の生活を地域全体で支えるための体制を整えます。	障害者相談支援 発達障害児等療育支援 基幹相談支援センター設置・運営 地域生活支援拠点整備	障害者相談支援 発達障害児等療育支援 基幹相談支援センター運営	障害者相談支援 発達障害児等療育支援 基幹相談支援センター運営	障がい者支援課
成年後見制度利用支援事業 【実計新規】	自分で十分判断できない人の財産管理やサービス契約等について、後見人等の援助を受けられるよう、本人に代わって家庭裁判所に後見人等選任のため、申立ての手続きや利用に係る援助を行います。	成年後見等の相談支援、開始審判の請求、報酬の助成 関係機関との連携	成年後見等の相談支援、開始審判の請求、報酬の助成 関係機関との連携	成年後見等の相談支援、開始審判の請求、報酬の助成 関係機関との連携	障がい者支援課 高齢者支援課

第 3 章 防災・防犯・環境

第3章 防災・防犯・環境

1 防災

【施策の方向性】

(1) 防災対策の強化

- ・災害発生時に適切な情報発信を行うため、防災行政無線などの整備を進めるとともに、備蓄物資や防災資機材の充足、備蓄倉庫の整備などの防災対策を強化します。
- ・県が示す浸水想定区域図を踏まえて洪水防災マップの見直しを行うとともに、各種防災教育の推進を通して、市民の防災意識の高揚を図ります。

(2) 地域における防災力の強化

- ・地域において「共助」の中核を担う自主防災組織による活動が円滑に行われるよう、新規設立を促すとともに、活動の中心となる人材の育成などの支援を行います。
- ・災害発生時に地域での防災活動が機能するよう、各地区で避難所の開設・運営や救助など、より実践的な防災訓練を行います。

(3) 災害応急・復旧対策の充実

- ・災害発生時に、要援護者の安否確認や避難支援等ができる体制づくりを支援するとともに、プライバシーの保護に配慮しながら必要な情報を収集します。
- ・災害発生後に、被災者等が一定期間避難生活をする避難所については、適切な運営を行うとともに、良好な生活環境の確保を図ります。また、一時避難場所についても必要な整備を図ります。
- ・県や他自治体、防災関係機関、企業等との相互応援体制を構築し、災害発生時に連携して応急対策やライフライン等の復旧対策を行うことができる環境を整備するとともに、被災者への着実な支援に取り組みます。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
災害情報等伝達手段確保事業	電波法の改正に伴い、本市が使用する現行のアナログ方式による固定系防災行政無線をデジタル方式に更新するとともに、移動系防災行政無線について更新・拡充を行います。また、災害時に必要な情報が市民に行き届くよう、避難所へのWi-Fi整備をすすめるとともに、SNSや回覧板等の活用など、様々な周知方法について検討します。	【固定系】屋外拡声子局(75局)、再送信子局(1局)整備 【移動系】移動系防災行政無線をIP無線に更新・拡充 避難所へのWi-Fi整備について調査、検討	【固定系】屋外拡声子局(30局)、戸別受信機整備 避難所へのWi-Fi整備	避難所へのWi-Fi整備	危機管理課
震災対策備蓄倉庫管理事業	有事に最低限必要な食糧や飲料水等の備蓄や防災資機材等の適正な管理に努め、計画的な更新と充足を行います。	非常用食糧等の更新 防災資機材購入 震災対策備蓄倉庫外壁等改修工事	非常用食糧等の更新 防災資機材購入 震災対策備蓄倉庫外壁等改修工事	非常用食糧等の更新 防災資機材購入	危機管理課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
自主防災組織支援事業	地域において「共助」の中核をなす自主防災組織の結成を促進するとともに、自主防災組織への資機材の貸与や防災訓練を実施し、地域防災力の向上を図ります。	組織結成の促進 防災資機材の貸与、更新 防災訓練指導の実施 リーダー研修会の開催	組織結成の促進 防災資機材の貸与、更新 防災訓練指導の実施 リーダー研修会の開催	組織結成の促進 防災資機材の貸与、更新 防災訓練指導の実施 リーダー研修会の開催	危機管理課
防災訓練事業	大規模災害に備え、市及び関係機関が連携し、地域住民と一体となった実践的な防災訓練を実施し、防災体制の強化及び防災意識の向上を図ります。	地区別防災訓練の実施 自主防災組織、消防団、災害対策コーディネーターの連携による研修会、訓練の実施	総合防災訓練の実施 自主防災組織、消防団、災害対策コーディネーターの連携による研修会、訓練の実施	地区別防災訓練の実施 自主防災組織、消防団、災害対策コーディネーターの連携による研修会、訓練の実施	危機管理課
災害対策コーディネーター養成事業	地域防災における「共助」への取組支援の一環として、防災ボランティアのリーダーとなる人材の養成を行い、地域防災力の向上を図ります。	養成講座開催 スキルアップ講座受講推進 自主防災組織、消防団、災害対策コーディネーターの連携による研修会の実施	養成講座開催 スキルアップ講座受講推進 自主防災組織、消防団、災害対策コーディネーターの連携による研修会の実施	養成講座開催 スキルアップ講座受講推進 自主防災組織、消防団、災害対策コーディネーターの連携による研修会の実施	危機管理課
防災体制の強化 【新規】	大規模地震時に市単独で対応することが困難な事態が想定されるため、あらかじめ千葉県や他市町村、防災関係機関と、相互応援の体制を整えとともに、災害時には円滑な応急対策活動が行えるよう、相互に協力し緊密な連携を図ります。 災害発生時の避難所等のあり方について検討を行い、必要な対策に取り組めます。	災害時応援協定の締結 防災体制の検証・見直し 避難所等のあり方見直し	災害時応援協定の締結 防災体制の検証・見直し 避難所等のあり方見直し	災害時応援協定の締結 災害時受援計画の策定	危機管理課
災害時要援護者避難支援対策事業	災害時に自力または家族の支援だけでは避難が困難な方を対象として、安否確認や避難支援などの支援体制の充実を図ります。	提供情報の更新 民生委員、区等自治会への情報提供 安否確認訓練 福祉避難所運営訓練 制度周知	提供情報の更新 民生委員、区等自治会への情報提供 安否確認訓練 福祉避難所運営訓練 制度周知	提供情報の更新 民生委員、区等自治会への情報提供 安否確認訓練 福祉避難所運営訓練 制度周知	危機管理課

2 防犯・交通安全

【施策の方向性】

(1) 防犯対策の推進

- ・ 犯罪の発生抑止のために、防犯灯や街頭防犯カメラの整備を進めるとともに、警察署等や防犯協会等の関係機関と連携し、犯罪情報の提供などを行うことにより、市民の防犯意識の向上を図ります。

(2) 地域における防犯体制の強化

- ・ 市と自主防犯組織が連携して様々な活動を行うことができる体制の充実に向けて、自主防犯組織の新規設立を促すとともに、継続的な支援を行います。

(3) 交通安全の推進

- ・ 警察署や交通安全協会等の関連機関と連携し、幅広い層を対象とした交通安全教育や啓発活動を推進し、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図ります。
- ・ 近年急増している高齢者が関係する交通事故を防止するための対策を強化します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
防犯灯設置 管理事業	夜間の通行における不安の解消と犯罪の発生抑止のため、防犯灯の適切な設置と維持管理を実施します。	防犯灯の維持管理 地域の要望等による防犯灯の新設	防犯灯の維持管理 地域の要望等による防犯灯の新設	防犯灯の維持管理 地域の要望等による防犯灯の新設	市民活動 支援課
防犯対策推進事業 【新規】	市内全域における犯罪の発生抑止のため、防犯対策を展開します。	街頭防犯カメラの設置 生活安全メール等による犯罪発生状況等の周知 市公用車へのドライブレコーダーの設置	街頭防犯カメラの設置 生活安全メール等による犯罪発生状況等の周知 市公用車へのドライブレコーダーの設置	街頭防犯カメラの設置 生活安全メール等による犯罪発生状況等の周知 市公用車へのドライブレコーダーの設置	市民活動 支援課 管財契約課
地域防犯体制強化事業	市民の防犯意識の高揚を図るとともに、官民協働による防犯パトロールなどの各種防犯活動を総合的に実施することで犯罪の発生抑止に努めます。 また、自主防犯組織の新規設立を促すとともに、既存団体が継続して活動できるよう支援します。	自主防犯組織等の育成・支援 各種防犯団体との連携による防犯パトロールや啓発活動の実施 防犯パトロール委託内容の検討	自主防犯組織等の育成・支援 各種防犯団体との連携による防犯パトロールや啓発活動の実施	自主防犯組織等の育成・支援 各種防犯団体との連携による防犯パトロールや啓発活動の実施	市民活動 支援課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
交通安全対策事業	<p>幼児から高齢者までを対象とした交通安全教育及び交通安全意識の向上を図るための啓発活動を実施します。</p> <p>また、高齢者の交通事故対策として、シニアクラブ等における交通安全教育の実施及び運転免許証の自主返納を推進します。</p>	<p>交通安全教室の実施</p> <p>啓発活動の実施</p> <p>高齢者の安全運転対策の検討</p> <p>高齢者運転免許証自主返納支援事業の実施及び拡充の検討</p>	<p>交通安全教室の実施</p> <p>啓発活動の実施</p> <p>高齢者の安全運転対策の実施</p> <p>運転免許証自主返納支援事業拡充の実施</p>	<p>交通安全教室の実施</p> <p>啓発活動の実施</p> <p>高齢者の安全運転対策の実施</p> <p>運転免許証自主返納支援事業拡充の実施</p>	市民活動支援課

3 消防・救急

【施策の方向性】

(1) 消防・救急体制の充実

- ・消防庁舎の整備検討、消防車両の計画的な更新等を通して、常備・非常備の消防体制及び救急体制の充実を図ります。救急時に市民も適切な応急処置が行えるよう、必要な対策を講じます。
- ・地域における消防団活動の必要性の周知を図り、消防団員確保に取り組みます。
- ・消防の広域化に関しては、県及び近隣市等の動向を踏まえながら検討を進めます。

(2) 火災予防の推進

- ・市民が火災予防に関して強い意識を持ち、火災発生時に適切な対応ができるように、様々な機会を通じて啓発活動を推進します。
- ・住宅への設置が義務付けされている住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、防火及び自主保安管理体制の徹底を図るため、事業者に対し法令に基づき適切な指導・助言を行います。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
常備車両更新事業	災害時における即時体制を整え、地域住民の安全・安心を確保するため、常備車両を計画的に更新します。	長浦署 高規格救急車更新	平川署 水槽付消防ポンプ自動車更新	長浦署 原液搬送車更新	消防本部 総務課
非常備車両更新事業	地域住民の安全・安心を確保するため、非常備車両を計画的に更新します。	小型動力ポンプ付積載車2台	小型動力ポンプ付積載車2台	小型動力ポンプ付積載車2台	消防本部 総務課
消防団詰所建設事業	消防団の拠点施設である詰所を計画的に整備します。	旧第8分団詰所解体 第14分団詰所解体 第14分団詰所用地購入	第14分団詰所建設		消防本部 総務課
長浦消防署訓練塔改修工事【新規】	各種災害に備え、安全・迅速な消火・救出活動等を行うことができるよう消防職員の技術・技能の向上に必要な不可欠な訓練塔の改修を行います。		訓練塔改修工事		消防本部 総務課
火災予防啓発事業	火災予防の啓発活動を行い、防火思想の高揚を図ります。また、事業者等に対し適切な指導・助言を行い、防火・防災体制の徹底を図ります。	住宅用火災警報器普及 住宅用火災警報器取付補助 火災予防運動の実施 一人暮らしの高齢者宅防火診断 幼年消防クラブ大会の開催 消防訓練の指導等 立入検査の実施	住宅用火災警報器普及 住宅用火災警報器取付補助 火災予防運動の実施 一人暮らしの高齢者宅防火診断 幼年消防クラブ大会の開催 消防訓練の指導等 立入検査の実施	住宅用火災警報器普及 住宅用火災警報器取付補助 火災予防運動の実施 一人暮らしの高齢者宅防火診断 幼年消防クラブ大会の開催 消防訓練の指導等 立入検査の実施	消防本部 予防課

4 消費生活

【施策の方向性】

(1) 消費者保護対策の推進

- ・消費生活に関する相談については、的確な対応を行うことにより問題の早期解決を図ります。また、市の消費生活センターの認知度を高めるため、消費生活センターの周知を図ります。
- ・消費者問題に関する最新情報の収集、相談員の質の向上などを通して、相談体制の充実を図ります。

(2) 消費者意識の向上

- ・関係機関との連携を強化して幅広い年齢層を対象とした消費者教育や啓発活動を行うことにより、市民の消費生活に関する知識や判断力の向上を図ります。
- ・特にターゲットになりやすい高齢者や若年層に対しては、きめ細かな情報提供や学習機会の充実を図り、被害の未然防止に努めます。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
消費生活相談・消費者意識啓発事業	消費者問題に関する啓発活動を行い、被害の未然防止を図ります。複雑・多様化する消費者問題に対応するため、消費生活相談を実施し、消費者トラブルの早期解決を図ります。	消費生活相談 消費者教室の開催 出前講座の開催 消費生活相談員国家資格取得補助制度の創設	消費生活相談 消費者教室の開催 出前講座の開催 啓発物資の作成・配布 消費生活相談員国家資格取得補助制度の運用	消費生活相談 消費者教室の開催 出前講座の開催 消費生活相談員国家資格取得補助制度の運用	商工観光課

5 環境保全

【施策の方向性】

(1) 自然環境の保全と共生

- ・ボランティアや各種団体、事業所、学校等と連携しながら、自然環境の保全やまちの美化を図ります。
- ・生態系や人の健康に被害を及ぼす恐れのある有害鳥獣や特定外来生物の防除を積極的に行います。
- ・市民の環境保全への理解を深めるために、環境学習講座などを実施します。

(2) 地球温暖化対策の推進

- ・全世界的な課題である地球温暖化問題に対して、家庭における省エネルギー設備設置の支援や市民への的確な情報提供を行うとともに、市民の意識を高めるための緑のカーテンづくりなどについて促進します。

(3) 快適で安全に生活できる環境の維持

- ・大気汚染の常時監視や汚染物質の排出者に対する指導などを行うとともに、河川等における水質調査を行い、その改善に向けた対応を行います。
- ・騒音・振動について定期的に測定し、要請限度を超過する場合は関係機関に対策を要請します。また、航空機騒音は、県などに対して、騒音の低減について要望します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
まちの美化推進事業	市民や企業、学校等と協働して、美化活動を行うことにより、ごみのない清潔で美しいまちづくりを目指します。 花いっぱい運動による花の種の配布、フラワーポットの貸出しにより、美しいまちづくりを目指します。 空き地等の雑草処理対策により、美観の保護・環境美化を推進します。	協働による、清掃活動、ポイ捨て防止啓発活動、市内一斉清掃等の実施 花の種の配布、フラワーポット貸出 市街地の空き地等の雑草対策	協働による、清掃活動、ポイ捨て防止啓発活動、市内一斉清掃等の実施 花の種の配布、フラワーポット貸出 市街地の空き地等の雑草対策	協働による、清掃活動、ポイ捨て防止啓発活動、市内一斉清掃等の実施 花の種の配布、フラワーポット貸出 市街地の空き地等の雑草対策	環境管理課
自然環境保全事業	身近な緑、豊かな自然環境を保全し、安らぎのある街づくりを目指すとともに、自然環境緑地等の維持管理をボランティアと協働で行います。 一定規模以上の進出事業所に対する一定割合の緑化の義務付けを行いみどりの確保に努めます。 鳥獣保護を図ると共に、特定外来生物等の捕獲・駆除を行います。	ボランティアによるしいのもり自然環境緑地の整備 保存樹木・樹林補助金の交付 緑化協定の締結 特定外来生物の駆除 環境学習講座等の開催	ボランティアによるしいのもり自然環境緑地の整備 保存樹木・樹林補助金の交付 緑化協定の締結 特定外来生物の駆除 環境学習講座等の開催	ボランティアによるしいのもり自然環境緑地の整備 保存樹木・樹林補助金の交付 緑化協定の締結 特定外来生物の駆除 環境学習講座等の開催	環境管理課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
地球温暖化対策事業	地球温暖化の防止対策を進めるため、再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の導入を促進する住宅用太陽光発電システム等設備の設置について、県の交付要綱に従って補助金を交付します。 「袖ヶ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン」の適切な運用を行い再生可能エネルギー利用を推進します。	住宅用省エネルギー設備等設置に係る補助金の交付 温室効果ガス排出量の算出 緑のカーテンづくり講習会の実施 緑のカーテンコンテストの実施	住宅用省エネルギー設備等設置に係る補助金の交付 温室効果ガス排出量の算出 緑のカーテンづくり講習会の実施 緑のカーテンコンテストの実施	住宅用省エネルギー設備等設置に係る補助金の交付 温室効果ガス排出量の算出 緑のカーテンづくり講習会の実施 緑のカーテンコンテストの実施	環境管理課
大気汚染監視機器整備事業	大気環境の状況を的確に把握するため、老朽化した機器を計画的に更新します。	老朽化した測定機器の更新 測定局配置の検討	老朽化した測定機器の更新 測定局配置の方向性の決定	老朽化した測定機器の更新	環境管理課

6 廃棄物・リサイクル

【施策の方向性】

(1) ごみの減量化・再資源化の推進

- ・ごみ減量化に向けた取組を進めるとともに、長期的な視点からごみ収集制度全体のあり方について総合的な見直しを行います。
- ・ごみの分別の徹底による再資源化を進め、資源循環型のまちを目指します。

(2) ごみ処理体制の整備

- ・袖ヶ浦クリーンセンターの改修を計画的に進めることで、コスト削減と施設の長寿命化を図ります。
- ・令和9年度稼働予定となっている次期広域廃棄物処理施設については、共同で事業を進める自治体と広域連携組織を設置し、取組を進めます。

(3) し尿処理の適正化

- ・単独処理浄化槽の使用者に対して、合併処理浄化槽への設置切り替えを促進するために啓発活動及び設置費用の補助を行い、河川等の公共用水域の水質保全を図ります。

(4) 廃棄物の不法投棄等の防止

- ・廃棄物の不法投棄と、土砂等の埋立てによる土壌汚染・災害発生を防止するため、監視活動を行います。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
ごみ減量化推進事業	ごみ最終処分量の減量化を図るため、ごみ減量化の普及啓発を行うとともに、ごみ収集制度全体のあり方について総合的な見直しの検討を行います。	ごみ減量化の普及啓発事業者への減量化指導の徹底 ごみ収集制度の総合的な見直しの検討	ごみ減量化の普及啓発事業者への減量化指導の徹底 ごみ収集制度の総合的な見直し	ごみ減量化の普及啓発事業者への減量化指導の徹底	廃棄物対策課
ごみ資源化推進事業	資源循環を推進するため、排出時点での分別を啓発するとともに、資源化対象品目の拡充の検討を行います。	生ごみ、剪定枝の排出抑制資源回収を実施する団体への支援 資源化対象品目拡大のための調査、検討、実施	生ごみ、剪定枝の排出抑制資源回収を実施する団体への支援 資源化対象品目拡大のための調査、検討、実施	生ごみ、剪定枝の排出抑制資源回収を実施する団体への支援 資源化対象品目拡大のための調査、検討、実施	廃棄物対策課
ごみ処理施設長寿命化事業	老朽化したごみ処理施設の更新を行い、ごみ処理の安定的かつ継続的な実施及びランニングコストの縮減を図ります。	廃棄物処理施設計画策定業務委託(し尿処理施設含む) 改修工事の実施	改修工事の実施		廃棄物対策課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
次期広域廃棄物処理事業	君津地域4市(袖ヶ浦市、木更津市、君津市及び富津市)の一般廃棄物は、(株)かずさクリーンシステムで中間処理を行っていますが、令和8年度末に事業終了となるため、9年度からの次期広域廃棄物処理施設整備を進めます。次期広域廃棄物処理事業は、安房地域2市1町(鴨川市、南房総市及び鋸南町)も参加した6市1町で共同して事業を進め、事業方式はPFI法のBOO方式で実施します。	事業者決定 建設地決定 環境影響評価 (PFI事業者)	環境影響評価 (PFI事業者)	環境影響評価 (PFI事業者)	廃棄物対策課
合併処理浄化槽設置補助事業	河川等の公共用水域の水質保全を図るため、単独処理浄化槽の利用者に対して合併処理浄化槽への設置替えを行うよう啓発に取り組むとともに、合併処理浄化槽設置への補助を継続して行います。	啓発活動 合併処理浄化槽の設置を推進	啓発活動 合併処理浄化槽の設置を推進	啓発活動 合併処理浄化槽の設置を推進	下水対策課
廃棄物・土砂対策事業	廃棄物の不法投棄や土砂等の埋め立て等による土壌汚染・災害発生を防止するための監視活動を行います。	市及び不法投棄監視員等によるパトロール活動 監視カメラ及び不法投棄防止看板の設置 袖ヶ浦市自治連絡協議会との「不法投棄の情報提供に関する協定」締結の検討	市及び不法投棄監視員等によるパトロール活動 監視カメラ及び不法投棄防止看板の設置	市及び不法投棄監視員等によるパトロール活動 監視カメラ及び不法投棄防止看板の設置	廃棄物対策課

第4章 都市形成・都市基盤

第4章 都市形成・都市基盤

1 市街地形成

【施策の方向性】

(1) 計画的なまちづくりの推進

- ・都市計画マスタープランに基づいて、自然環境と調和した秩序あるまちづくりを計画的に推進します。
- ・災害復旧の迅速化や境界線をめぐるトラブルの未然防止などを目的とした地籍調査を推進します。

(2) 市街地整備の推進

- ・地区計画制度の活用等による市街地の整備を促進します。
- ・市街化区域の生活環境を改善するため、狭あい道路の拡幅整備について制度の見直しを行い、市民への周知・啓発を図ります。

(3) 良好な景観形成

- ・景観計画及び景観条例に基づく規制誘導や、景観を形成する上で重要な樹木等のシンボル化、良好な景観形成のための活動を行う団体の支援等を通して、市内の景観資源の保全・創出に取り組みます。
- ・良好な景観形成に向けた市民の意識の高揚を図るために、啓発活動を行います。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
市街化調整区域土地利用適正誘導事業 【新規】	市街化調整区域において、都市計画マスタープランに基づいた土地利用を図るため、地区計画の基準(ガイドライン)を策定し、その運用を図ります。	地区別説明会の実施 地区計画運用基準の策定	地区計画制度の周知 都市計画提案制度の周知	地区計画制度の周知 都市計画提案制度の周知	都市整備課
地籍調査事業 【新規】	土地を筆ごとに、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地籍に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成し、登記所へ備え付けます。	【1工区】 地籍調査事業計画・準備 実施計画作成	【1工区】 地籍図根三角測量 地籍図根多角測量 現況測量 一筆地調査 細部図根測量	【1工区】 一筆地測量 地籍図原図作成 地籍測定 地籍図及び地籍簿の作成	土木管理課
市街地内市道等整備事業	市街化区域内の生活環境の改善を図り、安全安心で良好な市街地形成を促進するために、市民にみちづくり要綱の制度や効果をPRし、理解と協力を得て、市街化区域内の狭隘道路の拡幅整備を目指します。	先進自治体事例の調査・検討 みちづくり要綱の改正	みちづくり要綱の周知・啓発	みちづくり要綱の周知・啓発	都市整備課
景観まちづくり推進事業	景観計画及び条例の適切な運用により、市内の良好な景観の形成を推進するとともに、景観に関する意識啓発を図ります。	景観計画の運用 景観まちづくり推進団体の活動支援 意識啓発	景観計画の運用 景観まちづくり推進団体の活動支援 意識啓発	景観計画の運用 景観まちづくり推進団体の活動支援 意識啓発	都市整備課

2 公園・緑地

【施策の方向性】

(1) 公園・緑地の適正管理

- ・公園が有する様々な機能を十分に発揮できるよう、老朽化した施設の補修・更新やバリアフリー化など必要な維持管理を行います。
- ・公園施設の整備・改修等をより効果的に行うため、民間事業者の参入可能性について検討します。

(2) 公園・緑地を活用した交流機会の創出

- ・袖ヶ浦公園、百目木公園、椎の森自然環境保全緑地など、公園・緑地での地域住民の交流促進、交流人口の増加を図るため、公園・緑地を活用したイベントの支援や情報発信等を行います。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
都市公園整備事業	袖ヶ浦駅海側地区に計画された近隣公園を、近隣住民に憩いと安らぎを与える魅力ある公園となるよう整備します。 袖ヶ浦公園及び百目木公園におけるマーケットサウンディング調査の実施により、P-PFIの可能性について検討するとともに、市内の既存公園については、再整備の計画を策定します。	袖ヶ浦駅海側地区近隣公園の整備	袖ヶ浦公園及び百目木公園における民間事業者への都市公園の活用に関するヒアリング調査の実施	公園再整備計画の策定	都市整備課
公園緑地管理事業	利用者が快適に過ごせるよう、公園緑地の適正な維持管理を行います。	指定管理者による適正な維持管理の実施 老朽施設の補修及び更新 自治会等公園維持管理活動協力団体の募集	指定管理者による適正な維持管理の実施 老朽施設の補修及び更新 自治会等公園維持管理活動協力団体の募集	指定管理者による適正な維持管理の実施 老朽施設の補修及び更新 自治会等公園維持管理活動協力団体の募集	都市整備課
都市公園交流機会創出事業	袖ヶ浦公園の花々や隣接する農畜産物直売所ゆりの里との回遊性、百目木公園の運動施設やプールなどの機能を活用し、市の主要交流拠点としての情報を発信することにより、交流人口の拡大及び周辺地域の活性化を図ります。	袖ヶ浦公園花菖蒲園の浚渫整備 袖ヶ浦公園桜植え替え 公園まつり等のPR活動	袖ヶ浦公園花菖蒲園の浚渫整備 袖ヶ浦公園桜植え替え 公園まつり等のPR活動	袖ヶ浦公園花菖蒲園の浚渫整備 袖ヶ浦公園桜植え替え 公園まつり等のPR活動	都市整備課

3 道路

【施策の方向性】

(1) 都市計画道路の整備

- 高須箕和田線の南袖延伸区間、袖ヶ浦駅海側地区と木更津市金田地区を結ぶ西内河根場線などの整備を促進し、交通渋滞の緩和や、市内における円滑な交通機能の確保を図ります。

(2) 市道の整備

- 地域住民の利便性の向上と安全性の確保を目的として、道路改良工事や交通安全対策、バリアフリー化を図ります。

(3) 広域幹線道路等の整備促進

- 県道君津平川線と接続し、地域の活性化が期待される首都圏中央連絡自動車道（仮称）かずさインターチェンジの早期整備や誰もが安心して利用できる道路環境の向上に向けた国県道の歩道整備を関係機関に要望します。
- 東京湾岸地域とのアクセス性向上などが図られる東京湾岸道路の建設に向けた要望活動を行います。

(4) 道路施設の適正管理

- 橋梁や道路等の適切な点検とそれに基づく修繕・耐震補強工事を行い、道路施設の長寿命化とライフサイクルコストの軽減を図ります。
- 生活道路対策エリア等の指定を受けた地域について、警察と協議しながら道路の安全対策を実施します。交差点での歩行者事故に対応するため、安全対策を講じます。
- 市民参加による道路の美化活動を行う道路アダプトプログラムの推進を図ります。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
高須箕和田線建設事業 (南袖延伸)	(都)高須箕和田線既存整備区間の事業効果をさらに高めるとともに、アクアライン着岸地周辺地区から京葉工業地帯を結ぶ東京湾岸道路に接続し、市内陸部から臨海部までを一本で結ぶ路線を整備するため、袖ヶ浦駅海側土地区画整理境から南袖地区の間を整備します。	橋梁上部工 上部鋼板桁製作 道路改築工事 橋梁整備工事 委託 用地買収	橋梁上部工 上部鋼板桁架設 橋梁整備工事 委託 道路改築工事 家屋事後調査 委託	施設台帳整備 委託 地目変更登記 委託 交通量調査 委託	土木建設課
西内河根場線建設事業	県が整備を実施する西内河根場線は、袖ヶ浦駅海側土地区画整理地区と木更津市金田地区を結び、地域の連携や経済の活性化を目的としており、県と調整を図りながら整備に対して負担金を支出し早期完成を目指します。	橋梁下部工事、道路工事に伴う負担金	橋梁下部工事、橋梁上部工事に伴う負担金	橋梁上部工事に伴う負担金	土木建設課
三箇横田線建設事業	通学路の安全性と交通利便性の向上を図るため、広域農道から県道長浦上総線を通り市道代宿横田線間の交差点改良および道路改良工事を実施します。	道路改良工事 交差点詳細設計委託(三箇横田線代宿横田線) 路線測量 用地買収(公社買戻し)	交差点改良工事(長浦上総線三箇横田線) 用地買収(公社買戻し)	交差点改良工事(三箇横田線代宿横田線) 用地買収	土木建設課
飯富29号線・代宿横田線建設事業	通学路の安全と交通利便性の向上を図るため、飯富29号線および代宿横田線について道路改良工事を実施します。		不動産鑑定委託 用地買収(公社)	道路予備設計委託 整備手法の検討	土木建設課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
国県道・自動車専用道路等整備促進事業	広域幹線道路のネットワークを形成し、市内の交通利便性の更なる向上、地域の更なる活性化を図るために(仮称)かずさインターチェンジや東京湾岸道路などの整備促進について国・県に要望します。	(仮称)かずさインターチェンジ、東京湾岸道路などの各種要望活動、協議会活動	(仮称)かずさインターチェンジ、東京湾岸道路などの各種要望活動、協議会活動	(仮称)かずさインターチェンジ、東京湾岸道路などの各種要望活動、協議会活動	土木建設課
橋梁長寿命化修繕事業	市道の橋梁について、適切な点検と修繕により、長寿命化を図りつつ適正な維持管理を実施します。	定期点検 成教橋耐震補修 下部工 長作橋梁補修設計	定期点検 成教橋耐震補修 上部工 長作橋 補修工 新川橋撤去工事(上部工)	定期点検 15m以上橋梁耐震補修設計 久保田行基谷橋 補修工 新川橋撤去工事(下部工)	土木管理課
交通安全施設整備事業【実計新規】	歩行者や自転車の安全確保のため、「ゾーン30区域」や「生活道路対策エリア」の指定を受けた区域について、警察と協議を行いながら安全対策を実施します。 また、近年多発している交差点での歩行者事故に対応するため、安全柵の設置工事を実施します。	福王台地区 今井地区 危険箇所の点検 安全対策の実施	福王台地区 今井地区 危険箇所の点検 安全対策の実施	福王台地区 今井地区 危険箇所の点検 安全対策の実施	土木管理課
道路アダプトプログラム事業【実計新規】	協働のまちづくりを理念に、市民参加による道路の美化活動を支援し、市民と協働して道路の美化環境の形成を図る。	道路アダプトプログラム制度の周知・PR	道路アダプトプログラム制度の周知・PR	道路アダプトプログラム制度の周知・PR	土木管理課

4 河川

【施策の方向性】

(1) 河川施設の適正管理

- ・市内の河川施設について、定期的な点検や計画的な修繕等によりその機能の確保に努めます。
- ・河川の氾濫等による災害を防止するとともに、長寿命化によるトータルコストの縮減と修繕費の平準化を図ります。

(2) 雨水排水施設の適正管理

- ・雨水管の計画的な点検と修繕により、適切な排水機能を維持するとともに、長寿命化によるトータルコスト削減を図ります。
- ・奈良輪地区にある雨水ポンプ場の適正な維持管理を行い、周辺の浸水被害を防止します。

(3) 海岸・護岸施設の適正管理

- ・本市が管理する海岸・護岸施設について、適正な維持管理を行うことで、津波や高潮等による災害発生を防止します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
奈良輪雨水ポンプ場維持管理事業【実計新規】	奈良輪雨水ポンプ場の適正な維持管理を行い、奈良輪第一排水区全体を浸水被害から守ります。	奈良輪雨水ポンプ場維持管理業務 除塵機室照明設置工事	奈良輪雨水ポンプ場維持管理業務	奈良輪雨水ポンプ場維持管理業務	下水対策課

5 下水道

【施策の方向性】

(1) 下水道施設の適正管理

- ・公共下水道のストックマネジメント計画に基づき、汚水処理施設の点検調査、劣化状況を踏まえた改築更新、適正な維持管理業務を行い、既存ストックの長寿命化と維持管理コストの平準化を図ります。
- ・農業集落排水についても、ストックマネジメント計画を策定し、長寿命化と維持管理コストの平準化を図ります。
- ・大規模な地震発生時に備え、下水道管の耐震化、マンホールトイレの整備を推進します。

(2) 下水道事業の経営基盤の強化

- ・下水道事業について、経営状況の的確な分析と対策の実施、外部への情報開示等を確実に行っていくことにより、公営企業会計の下で安定的に事業を継続していくよう努めます。
- ・下水道事業の更なる健全な運営に向けた取組を進めます。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
下水道維持管理事業 (公共下水道)	包括的維持管理業務委託を活用した施設の効率的かつ適正な維持管理を行うとともに、施設の延命化を図り、公共用水域の水質保全に努めます。	包括的維持管理業務及びその他維持管理業務 ・終末処理場 ・中継ポンプ 機場 ・管路施設	包括的維持管理業務及びその他維持管理業務 ・終末処理場 ・中継ポンプ 機場 ・管路施設	包括的維持管理業務及びその他維持管理業務 ・終末処理場 ・中継ポンプ 機場 ・管路施設	下水対策課
下水道維持管理事業 (農業集落排水)	包括的維持管理業務を活用した施設の効率的かつ適正な維持管理を行うとともに、施設の延命化を図り、公共用水域の水質保全、農村の生活環境の改善に努めます。	包括的維持管理業務及びその他維持管理業務 ・東部浄化センター ・中継ポンプ 機場 ・管路施設	包括的維持管理業務及びその他維持管理業務 ・東部浄化センター ・中継ポンプ 機場 ・管路施設	包括的維持管理業務及びその他維持管理業務 ・東部浄化センター ・中継ポンプ 機場 ・管路施設	下水対策課
ストックマネジメント事業 (公共下水道) 【新規】	袖ヶ浦市下水道ストックマネジメント計画に基づき、施設の点検調査や改築更新を行うことにより、既存ストックの長寿命化や維持管理コストの縮減を図ると共に、施設の故障や事故を未然に防止します。	施設の点検調査(処理場・主要管渠) 主要管渠の内面調査委託(JR軌道下他) マンホール蓋交換工事 ストックマネジメント計画(第Ⅱ期・詳細版)策定(処理場他)	施設の点検調査(処理場・主要管渠) 主要管渠の内面調査委託(JR軌道下他) マンホール蓋交換工事 ストックマネジメント計画(第Ⅱ期・詳細版)策定(処理場他)	施設の点検調査(処理場・主要管渠) 主要管渠の内面調査委託(JR軌道下他) マンホール蓋交換工事 ストックマネジメント計画(第Ⅱ期・詳細版)策定(処理場他)	下水対策課
ストックマネジメント事業 (農業集落排水) 【新規】	農業集落排水施設のストックマネジメント計画である「農業集落排水施設最適整備構想」の策定を行い、計画的な施設の点検調査や改築更新を図ります。	施設の機能診断調査の実施 最適整備構想の策定	最適整備構想 事業申請	最適整備構想に基づく事業 計画策定	下水対策課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
下水道総合地震対策整備事業	袖ヶ浦市下水道総合地震対策整備計画に基づき、大規模地震等の災害においても、下水道の機能や公衆衛生を確保するため、重要な汚水管の耐震化を図ると共に、避難所へのマンホールトイレの整備を図ります。	汚水管耐震化工事(管更生) 横田第一汚水幹線二条化工事 マンホールトイレ整備工事	汚水管耐震化工事(管更生) マンホール浮上対策工事 横田第一汚水幹線二条化工事	汚水管耐震化工事(管更生) 横田第一汚水幹線二条化工事 マンホールトイレ整備工事 ・終末処理場総合地震対策整備計画策定	下水対策課

6 住宅

【施策の方向性】

(1) 良質な住宅性能の確保

- ・市内の木造住宅の耐震化を促進するため、耐震化に向けた市民の意識向上や、個人の住宅における耐震対策の具現化に向けての支援を行います。
- ・高齢者等の生活環境を整えるための住宅改修に対し支援します。

(2) 住宅セーフティネットの形成

- ・市営住宅へのニーズに対応するために適切な維持管理、老朽化対策を計画的に行い、長寿命化を図ります。また、老朽化や入居状況などを考慮しながら、集約化についての検討を行います。

(3) 空家対策の推進

- ・著しく管理が不適切な空家については、改修や除却、活用等に関する助言・指導・勧告を行い、所有者に適切な管理を求めていきます。
- ・空家のデータベースを進め、他用途への転換が可能な空家については、利活用を促進します。
- ・空家バンク利用活性化を図るための制度の検討を行います。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
木造住宅耐震化促進事業	市内の木造住宅の耐震化を促進するため、無料の耐震相談会等による普及・啓発活動の実施及び国・県・市による耐震診断・改修工事費用に対する助成を実施します。	無料耐震相談会 耐震診断助成 耐震改修補助 リフォーム補助 耐震改修促進 計画改定	無料耐震相談会 耐震診断助成 耐震改修補助 リフォーム補助	無料耐震相談会 耐震診断助成 耐震改修補助 リフォーム補助	都市整備課
市営住宅維持管理事業	適正に維持管理を行い、市営住宅の既存ストックを活用し、住宅困窮者に対して低家賃で住居を提供します。	市営住宅の適正な維持管理	市営住宅の適正な維持管理	市営住宅の適正な維持管理	都市整備課
空家等対策事業	空家等対策計画に基づく空家等の適切な管理を推進します。 著しく管理が不適切な状態にある空家に対し、改修や活用に関する助言・指導等を行うとともに空家バンク制度の活用を推進します。	空家等対策計画に基づく運用 空家バンク制度の運用 空家バンク利用活性化の制度の検討	空家等対策計画に基づく運用 空家バンク制度の運用 空家等対策計画の見直し 空家バンク利用活性化の制度の検討	空家等対策計画に基づく運用 空家バンク制度の運用 空家バンク利用活性化の制度の検討	都市整備課

7 公共交通

【施策の方向性】

(1) 都市間交通の利便性確保

- ・都心とつながる高速バスの路線延伸や増便などについて、事業者に対する要望活動を継続的にを行います。
- ・高速バスの利用促進に向けたPR活動を積極的に実施します。
- ・JR内房線、久留里線の利便性向上に向けた要望活動を継続的にを行います。

(2) 市内での移動手段確保

- ・市内での市民の移動手段として必要な路線バスの運行を維持するため、バス事業者への支援を継続するとともに、地域の実情に応じた運行形態・路線の見直しについて、バス事業者と検討します。
- ・路線バスを維持するため、利用促進に向けたPR活動を行います。
- ・日常生活の移動手段を確保するため、路線バスを補完する地域内の取組を支援するとともに、新たな移動支援策について検討します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
高速バス利便性向上事業	バス事業者に路線の延伸や増便などについて、継続的に要望活動を行い、高速バスの競争力強化に向けた更なる利便性向上を図ります。	利用促進のPR、バス事業者への要望	利用促進のPR、バス事業者への要望	利用促進のPR、バス事業者への要望	高速バス利便性向上事業
地域公共交通づくり事業	地域住民の交通利便性を確保するため、既存バス路線の運行を維持するための補助金交付等を行います。交通弱者の移動手段について、地域住民・NPO等が主体となった取組に対して支援します。	バス路線維持にかかる補助金交付、利用促進のPR、事業者との協議、バス路線の見直し検討、地域交通の支援	バス路線維持にかかる補助金交付、利用促進のPR、事業者との協議、バス路線の見直し検討、地域交通の支援	バス路線維持にかかる補助金交付、利用促進のPR、事業者との協議、バス路線の見直し検討、地域交通の支援	企画課

第5章 産 業

第5章 産業

1 農林業

【施策の方向性】

(1) 農業経営体制の強化

- ・認定農業者制度の活用、農地中間管理事業を活用した農業事業者の大規模化・法人化、集落営農組織の設立促進等を通して、自立できる農業経営体の育成を図ります。
- ・新たに就農を目指す人が今後の本市の農業の担い手として活動していけるよう、相談体制を整備し、情報提供に努めるとともに、農地を取得しやすい環境を整え新規就農者等の受入れを促進し、農地の有効利用を図ります。
- ・生産性向上に向けて、ICTや農機具の自動運転等の先端技術の導入などスマート化を検討する農家を支援します。
- ・各地域における農業の将来のあり方を明確にする「人・農地プラン」の作成を支援します。
- ・土地改良事業を推進し、担い手への集積と生産性の向上を図ります。

(2) 農地環境対策の推進

- ・地域で行う農地の維持管理や景観形成等の活動に対する支援を行い、農地環境の保全を図ります。
- ・有害鳥獣の駆除や防護柵の設置、ICTの活用等により、農作物被害の軽減に取り組みます。

(3) 高付加価値農業の推進

- ・環境にやさしい「ちばエコ農産物」など、付加価値の高い農畜産物の生産を増やし、そのPRを積極的に行います。また、製品の生産拡大に向けて、生産者の技術研修への参加等を促進します。
- ・農畜産物の加工・販売までを一体的に行う6次産業化への取組や異業種との連携を支援し、高付加価値化と販路拡大を図ります。

(4) 農業とふれあう機会の拡大

- ・栽培体験や収穫体験など市民が農業とふれあう機会を充実させるとともに、農畜産物直売所「ゆりの里」を拠点とした地産地消と食育活動の推進に取り組みます。
- ・交通アクセスに恵まれた環境を活用し、首都圏在住者が本市の農業とふれあう機会を拡大することで、交流人口の増加に努めます。

(5) 林業の振興と森林管理の適正化

- ・管理が十分に行われていない森林については、森林所有者の意向を確認し、市町村森林経営管理事業又は意欲と能力のある林業経営者と共同で管理を行うことで、森林管理の適正化と林業経営の効率化に努めます。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
担い手育成・支援対策事業	農業関係機関や集落等と調整し、農地中間管理事業の活用による農地集積の促進や「人・農地プラン」の作成を支援し、地域・集落単位による経営体や認定農業者などの担い手を育成します。	認定農業者の認定・更新 人・農地プラン作成推進 農地利用集積の促進 耕作放棄地対策	認定農業者の認定・更新 人・農地プラン作成推進 農地利用集積の促進 耕作放棄地対策	認定農業者の認定・更新 人・農地プラン作成推進 農地利用集積の促進 耕作放棄地対策	農林振興課 農業委員会

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
新規就農者支援対策事業	新規就農者が早期に安定した営業経営が行えるよう、県やJAなど農業関係機関と連携し、栽培技術の習得、農地の確保、機械・施設導入の経費等について支援します。	新規就農者向け補助金による支援制度のPRと活用 農業関係機関との情報共有や就農相談 就農希望者への農地情報の提供	新規就農者向け補助金による支援制度のPRと活用 農業関係機関との情報共有や就農相談 就農希望者への農地情報の提供	新規就農者向け補助金による支援制度のPRと活用 農業関係機関との情報共有や就農相談 就農希望者への農地情報の提供	農林振興課 農業委員会
県営経営体育成基盤整備事業(浮戸川上流Ⅲ期地区)	農業経営の合理化を図るため、ほ場の区画形質の改善や乾田化、農道整備、用排水整備等、生産性の高いほ場整備を行うとともに、担い手の育成や農地の集積を促進します。	県営工事負担金(換地業務、事業完了)			農林振興課
県営経営体育成基盤整備事業(武田川下流地区)	農業経営の合理化を図るため、ほ場の区画形質の改善や乾田化、農道整備、用排水整備等、生産性の高いほ場整備を行うとともに、担い手の育成や農地の集積を促進します。	県営工事負担金(区画整理11.7ha、暗渠排水工67.4ha)	県営工事負担金(換地業務)	県営工事負担金(換地業務、事業完了)	農林振興課
土地改良推進事業【実計新規】	農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の長寿命化やパイプライン化・ICT化等の整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化、高収益作物の導入、水利用の効率化・水管理の省力化等を推進します。	大鳥居地区・施設設計、事業計画概要書作成、促進計画作成 新規地区説明会等	大鳥居地区・事業計画概要書作成 新規地区説明会等	大鳥居地区・事業計画書作成 新規地区説明会等	農林振興課
農地農村環境保全事業	地域で行う水路の草刈りや泥上げ、農道の維持補修、花の植栽による景観形成等に支援を行い、自然環境の保全及び良好な景観の形成等の地域資源の適切な保全管理を推進します。	多面的機能支払交付金活動の実施 活動支援金の交付 農地・水保全管理協議会の運営 未着手地区に対する啓発活動	多面的機能支払交付金活動の実施 活動支援金の交付 農地・水保全管理協議会の運営 未着手地区に対する啓発活動	多面的機能支払交付金活動の実施 活動支援金の交付 農地・水保全管理協議会の運営 未着手地区に対する啓発活動	農林振興課
有害鳥獣駆除事業【実計新規】	国等補助事業を活用し、イノシシ・アライグマ等の有害鳥獣の駆除を実施するほか、防護柵等を設置し、農作物被害の防止及び抑制を図ります。	有害鳥獣の駆除 鳥獣被害対策実施隊による捕獲檻の点検管理等の実施 防護柵設置に関する補助 有害鳥獣に関する講習会	有害鳥獣の駆除 鳥獣被害対策実施隊による捕獲檻の点検管理等の実施 防護柵設置に関する補助 有害鳥獣に関する講習会	有害鳥獣の駆除 鳥獣被害対策実施隊による捕獲檻の点検管理等の実施 防護柵設置に関する補助 有害鳥獣に関する講習会	農林振興課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
農畜産物の魅力向上事業	農産物の高品質化と消費者の安全・安心へのニーズに対応できるよう、環境にやさしい農産物の普及拡大を推進します。また、生産者が自ら加工・販売を行う6次産業化に取り組む農業者へ補助事業等を活用した支援を行うとともに、商業者との連携から市内産農産物の活用や販路拡大を促進します。	イベント等におけるPR 関係機関と連携し、生産者への技術研修・試験栽培等を実施 6次産業化を支援する制度の紹介・加工品の販売促進 既存レストラン等へ地元食材の活用を呼び掛け	イベント等におけるPR 関係機関と連携し、生産者への技術研修・試験栽培等を実施 6次産業化を支援する制度の紹介・加工品の販売促進 既存レストラン等へ地元食材の活用を呼び掛け	イベント等におけるPR 関係機関と連携し、生産者への技術研修・試験栽培等を実施 6次産業化を支援する制度の紹介・加工品の販売促進 既存レストラン等へ地元食材の活用を呼び掛け	農林振興課
体験農園支援事業	体験農園を開設する農業者に対し、利用者募集の支援や補助金の交付により開設支援を行い、体験農園の開設を推進し安定した農業経営を確立するとともに、市民等への農業体験機会の拡大を図ります。	市内の体験農園等の取組のPR 体験農園開設に興味を持つ農業者へのフォローアップ	市内の体験農園等の取組のPR 体験農園開設に興味を持つ農業者へのフォローアップ	市内の体験農園等の取組のPR 体験農園開設に興味を持つ農業者へのフォローアップ	農林振興課
観光・直売型農業推進事業	生産者と消費者の交流を促進するとともに、農畜産物直売所「ゆりの里」を拠点とした食育活動と地産地消を促進します。また、農業の活性化を図るため、生産組織の育成を支援し、計画栽培、出荷による安定経営を支援します。	収穫体験機会の拡大 地元農産物の販売拡大 観光施設と集客拡大の連携	収穫体験機会の拡大 地元農産物の販売拡大 観光施設と集客拡大の連携	収穫体験機会の拡大 地元農産物の販売拡大 観光施設と集客拡大の連携	農林振興課
田園空間施設維持管理事業	農村・農業の貴重な歴史・文化・伝統技術や農村景観などの農村資源を保全・復元するとともに、農業体験の場を提供するひらおかの里農村公園等田園空間施設の維持管理を行います。	田んぼの学校 収穫体験・宿泊体験 地元農産物直売等 ひらおかの里農村公園の更なる活用に向けた総合的な検討	田んぼの学校 収穫体験・宿泊体験 地元農産物直売 田園空間歴史散歩 ひらおかの里農村公園の更なる活用に向けた総合的な検討	田んぼの学校 収穫体験・宿泊体験 地元農産物直売 田園空間歴史散歩 ひらおかの里農村公園の更なる活用手法の実施	農林振興課
森林経営管理事業【新規】	経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理することや、意欲と能力のある林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林管理の適正化を促進します。	事業計画策定、意向調査等	意向調査等、森林経営管理実施	意向調査等、森林経営管理実施	農林振興課

2 商工業

【施策の方向性】

(1) 活力ある商業の推進

- ・商店街の環境整備やイベント等の活動を支援することにより、商店街の魅力向上を図ります。
- ・商工会を中心に、市内の事業者のネットワークを広げ、にぎわいと交流の創出に取り組みます。

(2) 力強い工業の推進

- ・事業所の新規立地や大規模設備投資を推進するとともに、企業が保有する未利用地等の利活用調査等を行い、新たな企業立地を促進します。
- ・立地企業の競争力を強化するために、県及び近隣市と連携しながら、規制緩和等について要望活動を行います。

(3) 中小企業の支援

- ・中小企業の経営基盤の安定化を図るため、融資や利子補給制度による資金面での支援、会社見学会や企業説明会等による人材確保面での支援などを行います。
- ・中小企業が有する多様な課題に適切に対処するため、経営に関する相談体制を充実し、ニーズに応じたきめ細かな対応を行います。特に中小企業経営者の高齢化が進む中、事業承継が円滑に進むよう支援します。
- ・市内での創業を支援促進するために、創業に関する知識を習得する機会の提供、ワンストップ相談窓口の設置等の支援を行います。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
商店街魅力向上事業 【実計新規】	商店街の環境整備やイベント等の活動を支援することにより魅力向上を図ると共に、持続可能な商店街づくりを進めます。	商店街共同施設整備補助金交付 商工会活動の支援(一店逸品事業、まちゼミ事業) 商店街が行う市民交流活動への支援 電子決済対応への支援	商店街共同施設整備補助金交付 商工会活動の支援(一店逸品事業、まちゼミ事業) 商店街が行う市民交流活動への支援 電子決済対応への支援	商店街共同施設整備補助金交付 商工会活動の支援(一店逸品事業、まちゼミ事業) 商店街が行う市民交流活動への支援 電子決済対応への支援	商工観光課
企業等振興支援事業	企業経営の安定化と事業の高度化、産業の振興、雇用の場の確保を図るため、一定規模以上の設備投資に対して助成により企業の新規立地、設備投資を促進するとともに、県及び近隣市と連携しながら規制緩和等の側面的支援を行います。	県及び近隣自治体と連携した側面的支援 企業振興条例及び権の森工業団地企業立地促進条例に基づく奨励制度の運用 企業訪問・面談	県及び近隣自治体と連携した側面的支援 企業振興条例及び権の森工業団地企業立地促進条例に基づく奨励制度の運用 企業訪問・面談	県及び近隣自治体と連携した側面的支援 企業振興条例及び権の森工業団地企業立地促進条例に基づく奨励制度の運用 企業訪問・面談	商工観光課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
産業用地利活用推進事業 【新規】	企業立地が順調に推移する中、その受け皿となる産業用地が不足していることから、企業が所有する未利用地等の利活用を推進するため、現況調査を行い今後の利活用について検討します。	産業用地利活用に関する調査 土地所有企業へのヒアリング 利活用可能用地のピックアップ 産業用地確保奨励制度の検討	土地所有企業へのヒアリング 利活用可能用地の紹介 進出希望企業との土地所有企業のマッチング 産業用地確保奨励制度の検討	土地所有企業へのヒアリング 利活用可能用地の紹介 進出希望企業との土地所有企業のマッチング 産業用地確保奨励制度の検討	商工観光課
中小企業支援事業	人材や資金面など経営資源が弱い中小企業について、融資や利子補給制度により、資金の支援を行うとともに、経営相談等に対応する相談体制を充実し、きめ細かな支援を行います。	融資及び利子補給制度の運用 市及び商工会による企業訪問・面談 中小企業向け相談窓口の開設検討	融資及び利子補給制度の運用 市及び商工会による企業訪問・面談 中小企業向け相談窓口の運用	融資及び利子補給制度の運用 市及び商工会による企業訪問・面談 中小企業向け相談窓口の運用	商工観光課

3 観光

【施策の方向性】

(1) 観光振興に向けた体制づくり

- 観光資源を活用し、観光地としての魅力を高めるために、袖ヶ浦市観光協会の活動を支援します。

(2) 観光地としての魅力づくり

- 観光地としての魅力を高めるため、観光客の市内での回遊性を高めるための取組を推進し、滞在時間の長期化を図ります。
- 市内の観光スポットを巡る回遊コースや、近隣市と連携した広域的な観光回遊コースのメニューづくりに取り組みます。
- 市内の自然環境等を活かした新たな観光地づくりを推進します。また、民間と連携して取り組む観点から、地域資源を活用した商品やメニューの開発を行う事業者等を支援します

(3) 観光情報の発信・充実

- ホームページやSNS、紙媒体の観光ガイドマップのほか、新たな交流拠点である「FARM COURT 袖ヶ浦」の活用など、多様な手法を介して市内の観光スポットや特産品に関する情報を発信します。
- 外国人観光客に向けた情報発信を行います。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
袖ヶ浦市観光協会活動支援事業【実計新規】	袖ヶ浦市及び周辺地域の豊かな自然、文化等の観光資源を活用し、観光地としての魅力を高め、観光事業の健全な振興を図ることにより、地域経済の活性化、地域文化の維持発展に寄与することを目的に事業を展開する(一社)袖ヶ浦市観光協会(以下「観光協会」)の運営を支援する。	補助金の交付 運営支援 事業活動の周知	補助金の交付 運営支援 事業活動の周知	補助金の交付 運営支援 事業活動の周知	商工観光課
地域回遊促進事業【新規】	特産推奨品認定事業を会員等にPRし、多くの商品の特産推奨品として認定し、種類や品数を増やす。 主要拠点から観光施設までの移動手段の検討 スタンプラリー事業の拡張	特産推奨品認定事業の実施 レンタサイクル等の回遊手段の導入調査 スタンプラリー提供事業者数の勧誘	特産推奨品認定事業のPR レンタサイクル等の回遊手段の試行 スタンプラリー提供事業者数の勧誘	特産推奨品認定事業のPR レンタサイクル等の回遊手段の実施 スタンプラリー提供事業者数の勧誘	商工観光課
地域資源活用商品開発支援事業【新規】	大学、高等学校との連携により、若者の視点による本市の豊かな地域資源の新たな活用方法について検討を進めます。 また、市の地域資源を活用した農工商連携に自主的に取り組む事業者等の増加を図ります。	支援手法の検討 地域資源活用支援補助制度の策定 事業者に対する情報収集 大学、高等学校との連携協議 ビジネスマッチング交流会の開催	地域資源活用支援補助制度の運用 事業者に対する情報提供 大学、高等学校との連携による地域資源活用事業プロモーションイベント参加 ビジネスマッチング交流会の開催	地域資源活用支援補助制度の運用 事業者に対する情報提供 ビジネスマッチング交流会の開催 地域資源活用事例紹介パンフレット作成	商工観光課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
観光情報発信事業 【新規】	観光協会を事業主体として、HPやSNSのほか、紙媒体を活用した観光ガイドマップなど、様々な方法により情報発信していく。 FARM COURT 袖ヶ浦を活用し、観光情報を含めた本市の魅力を国内外へ情報発信をしていく。	関係機関と連携した情報発信 FARM COURT 袖ヶ浦を活用した情報発信	関係機関と連携した情報発信 FARM COURT 袖ヶ浦を活用した情報発信	関係機関と連携した情報発信 FARM COURT 袖ヶ浦を活用した情報発信	商工観光課

4 雇用・就業

【施策の方向性】

(1) 雇用の促進

- ・市内事業者の雇用機会を確保するため、合同就職説明会や合同会社見学会など、就職希望者と市内事業者とのマッチングの場を提供します。

(2) 就業機会の拡大

- ・ハローワーク、ジョブカフェ等の関係機関と連携し、若者や子育て中の女性、高齢者など、多様な世代の方が希望する形で就労を実現できるよう支援します。

(3) 就労環境の向上

- ・庁内関係各課や関係機関と連携し、労働時間の短縮や仕事と子育てを両立できる環境づくり等、市内事業所におけるワーク・ライフ・バランスの実現と労働環境の改善に向けた啓発活動を推進します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
雇用促進事業	市内企業の雇用機会を確保するため、合同就職面接会や合同会社説明会を開催し、市内企業と就職希望者とのマッチングを図ります。 また、人手不足への対策として、外国人労働力を活用を検討していくため、市内企業に対し外国人労働者の受け入れ意向を確認するとともに、外国人の雇用に関するノウハウ等の情報提供を行います。	新卒者を対象とした合同会社説明会・見学会の開催 一般向け合同会社面接会の開催 市内企業・事業所に対し外国人受入れ意向調査 在留資格制度等の情報提供	新卒者を対象とした合同会社説明会・見学会の開催 一般向け合同会社面接会の開催 在留資格制度等の情報提供	新卒者を対象とした合同会社説明会・見学会の開催 一般向け合同会社面接会の開催 在留資格制度等の情報提供	商工観光課
就労支援事業	ハローワーク、ジョブカフェちば、千葉県ジョブサポートセンター等と連携して、求職者の就職に向けたセミナーを開催し、多様な世代の方が希望する形で就労できるよう支援を行います。	関係機関と連携した、若者向け就労支援セミナー・女性向け就労支援セミナー・ニート引きこもり等相談会・シニア向け再就職セミナーの開催 ハローワーク求人情報の提供(市政情報室、図書館)	関係機関と連携した、若者向け就労支援セミナー・女性向け就労支援セミナー・ニート引きこもり等相談会・シニア向け再就職セミナーの開催 ハローワーク求人情報の提供(市政情報室、図書館)	関係機関と連携した、若者向け就労支援セミナー・女性向け就労支援セミナー・ニート引きこもり等相談会・シニア向け再就職セミナーの開催 ハローワーク求人情報の提供(市政情報室、図書館)	商工観光課

第6章 市民活動・行財政

第6章 市民活動・行財政

1 市民活動

【施策の方向性】

(1) 市民のまちづくり活動への参加促進

- ・まちづくり活動への市民の参加意識を醸成するため、まちづくり活動に関する市民の関心を高めるとともに、参加のきっかけづくりとなる機会を創出します。

(2) 地域活動の活性化

- ・自治会や市民活動団体による活動が活発に行われるよう支援を行うとともに、住みやすい地域づくりを目指して地域全体で意見を出し合う地域まちづくり協議会の設立と運営を支援します。
- ・現在個別に活動を行っている市民活動団体が連携することで、より効果的な活動が展開できるよう、団体間のネットワークの構築を推進します。

(3) 市民等と行政との協働の推進

- ・協働の推進に当たり、協働相談窓口の設置・運営や事例発表会の開催等を行います。また、職員についても協働に関する理解の推進や必要な知識や技能の習得により、協働による事業に積極的に取り組むことができる人材を育成します。
- ・地域が抱える課題の解決に向け、市と力を合わせて取り組んでいく事業提案を募集する協働事業提案制度を推進します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
地域人材活用事業 【新規】	地域コミュニティで活動する担い手を養成するため、地域づくりに役立つ知識を学ぶ「まちづくり講座」を開催します。 担い手が様々な分野で活動できるよう人材活用制度を創設し、担い手と地域コミュニティ等との連携を図ります。	まちづくり講座 人材活用制度 の創設	まちづくり講座 人材活用制度 の運用	まちづくり講座 人材活用制度 の運用	市民活動 支援課
自治振興対策事業	市民の自主的かつ主体的な活動によるまちづくりを推進するため、自治連絡協議会や各地区自治連絡会等の自主活動を支援します。また、自治連絡協議会と連携し、自治会の加入促進を図ります。	自治会運営への支援 自治会への加入促進 自治会未結成地区への結成支援	自治会運営への支援 自治会への加入促進 自治会未結成地区への結成支援	自治会運営への支援 自治会への加入促進 自治会未結成地区への結成支援	市民活動 支援課
地域まちづくり協議会支援事業	地域住民や地縁団体、市民活動団体等で構成する地域まちづくり協議会の設置及び運営に関する支援を行い、地域の特性を活かした、地域の主体的なまちづくりを進めます。	地域まちづくり協議会の設立 支援・運営支援	地域まちづくり協議会の設立 支援・運営支援	地域まちづくり協議会の設立 支援・運営支援	市民活動 支援課
市民協働推進事業	地域コミュニティと市が共通の目的を達成するために、それぞれの果たすべき役割や責任を自覚した上で、お互いの自主性を尊重しながら協力や連携をして、まちづくりを進めます。	協働事業提案制度の実施 協働まちづくり事例集や読本の作成 事例発表会の開催 市民協働相談窓口の設置及びアドバイザーの設置検討	協働事業提案制度の実施 協働のまちづくりの事例収集と提供 事例発表会の開催 市民協働相談窓口の設置及びアドバイザーの設置	協働事業提案制度の実施 協働のまちづくりの事例収集と提供 事例発表会の開催 市民協働相談窓口の運営	市民活動 支援課

2 人権・男女共同参画

【施策の方向性】

(1) 人権擁護の推進

- ・人権擁護委員等と連携しながら、人権に関する正しい知識について学ぶ機会や人権問題について考える機会の提供に取り組み、人権意識の高揚を図ります。
- ・市民が抱えている人権問題に関する解決を図るための相談体制の充実を図ります。

(2) 男女共同参画の推進

- ・男女共同参画社会の実現に向け、セミナー等の開催や広報活動を通して意識啓発を推進するとともに、あらゆる分野において男女が対等な立場で参画し、その個性や能力を発揮して活躍できる環境整備や支援に取り組みます。
- ・関係機関と連携し、DV事案の発生に的確に対応します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
人権擁護事業	市民みんなが人権を尊重し合い、心が通う明るい社会づくりを推進するため、人権擁護委員と連携して子どもから大人までを対象とした人権に関する意識啓発を行います。また、人権に関する諸問題の解決を図るための相談体制を整えます。	人権相談の実施 小中学校での人権教室開催等 成人向け講話の実施 ヒューマンフェスタの開催 袖ヶ浦高校と連携した啓発活動の実施 袖ヶ浦市人権擁護委員協議会への補助金交付	人権相談の実施 小中学校での人権教室開催等 成人向け講話の実施 袖ヶ浦高校と連携した啓発活動の実施 袖ヶ浦市人権擁護委員協議会への補助金交付	人権相談の実施 小中学校での人権教室開催等 成人向け講話の実施 袖ヶ浦高校と連携した啓発活動の実施 袖ヶ浦市人権擁護委員協議会への補助金交付	市民活動支援課
男女共同参画推進事業	男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画の意識づくりに取り組みます。また、男女が対等な立場で参画し、その個性や能力を発揮して活躍できるよう、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの普及促進に向けて取り組みます。	男女共同参画セミナー 出前講座の開催、情報誌の発行 イクメン応援セミナーの開催	男女共同参画セミナー 出前講座の開催、情報誌の発行 イクメン応援セミナーの開催	男女共同参画セミナー 出前講座の開催、情報誌の発行 イクメン応援セミナーの開催 第5次計画策定のための市民意識調査の実施	市民活動支援課

3 多文化共生

【施策の方向性】

(1) 多文化共生の推進

- ・外国人が安心して暮らすことができるよう、多言語による行政情報の提供や案内標識等の整備、日本語学習の支援等を行います。
- ・外国人が地域のコミュニティに気軽に参加しやすい仕組みづくりに取り組みます。

(2) 国際交流活動の推進

- ・袖ヶ浦市国際交流協会との連携による国際交流イベントの開催や国際交流に関わる市民団体等の育成・活動支援を行うことで、市民レベルでの国際交流に関する意識の高揚を図ります。
- ・研修会等への参加促進により国際感覚豊かな人材を育成し、国際交流活動の活性化を推進します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
多文化共生推進事業	外国人住民が安心して暮らせるよう、生活支援情報(医療・防災等)や案内標識等の多言語化を行います。 また、関係団体等と連携を図りながら、外国人の地域交流の場への参加促進に取り組みます。	生活支援情報や案内標識等の多言語化 日本語教室の開催支援 地域交流の場への参加促進 翻訳機の購入及び使用による窓口の案内	生活支援情報や案内標識等の多言語化 日本語教室の開催支援 地域交流の場への参加促進 翻訳機を使用した窓口の案内	生活支援情報や案内標識等の多言語化 日本語教室の開催支援 地域交流の場への参加促進 翻訳機を使用した窓口の案内	市民活動支援課
国際交流推進事業	互いの文化等を理解するため、袖ヶ浦市国際交流協会によるイベント等の開催・支援をします。 また、国際交流推進のため、市主催によるイベント等を行います。	国際交流イベント等の開催(市・国際交流協会) 研修会等への参加・支援 市民団体等の活動の支援	国際交流イベント等の開催(市・国際交流協会) 研修会等への参加・支援 市民団体等の活動の支援	国際交流イベント等の開催(市・国際交流協会) 研修会等への参加・支援 市民団体等の活動の支援	市民活動支援課

4 情報共有・発信

【施策の方向性】

(1) 市政情報発信の充実

- ・ 広報紙やホームページなど、既存の情報発信媒体による情報発信について、より市民が興味、関心を持つ工夫を行うとともに、SNSなど新しい手法を介した情報の発信も積極的に実施します。
- ・ 防災・防犯など、市民の生活の安全に関する的確な情報を、迅速に市民に提供します。

(2) 広聴活動の推進

- ・ 多様化する市民ニーズを市政に反映させるため、様々な方法により広く市民の声を聴き入れる広聴活動を推進するとともに、市民の市政への参加機会を提供します。

(3) シティプロモーションの展開

- ・ ホームページや各種メディアを活用した等戦略的な情報発信や、市民協働によるPR活動の充実により、「市外の人に袖ヶ浦市を知ってもらい、興味・関心を持ってもらう」ためのシティプロモーション活動を積極的に推進します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
広報紙・ホームページ等による市政情報の発信【新規】	広報紙「広報そでがうら」の発行、市公式ホームページ、SNS、各種メディアを活用し、市政情報の発信を行います。	広報そでがうらの発行及び周知活動 ホームページの管理・更新・トップページリニューアル 生活安全メールの配信 SNS・メディアを活用した情報の発信	広報そでがうらの発行及び周知活動 ホームページの管理・更新 生活安全メールの配信 SNS・メディアを活用した情報の発信	広報そでがうらの発行及び周知活動 ホームページの管理・更新 生活安全メールの配信 SNS・メディアを活用した情報の発信	秘書広報課
広聴活動の充実	市政やまちづくりに関し、市民の意見を広く聴き市政に反映させるため、各種団体や市民グループとの意見交換や申出書等による意見・提言の聴取等を行い、市民参加の市政を一層推進します。	ふれあいトークの実施 市民の声の受付・回答	ふれあいトークの実施 市民の声の受付・回答	ふれあいトークの実施 市民の声の受付・回答	秘書広報課
シティプロモーション推進事業	各種シティプロモーション活動を通じて、袖ヶ浦市の魅力を広く市内外にPRします。	シティプロモーション事業の実施 各種媒体を活用したPR ガウラを活用したPR 市勢要覧の作成	シティプロモーション事業の実施 各種媒体を活用したPR ガウラを活用したPR 市勢要覧の作成	シティプロモーション事業の実施 各種媒体を活用したPR ガウラを活用したPR	秘書広報課

5 行政運営

【施策の方向性】

(1) 効率的な行政運営

- ・社会経済情勢の変化を的確に捉えながら、袖ヶ浦市行政経営計画に基づいて将来を見据えた行政経営を展開します。また、事務の効率化を図るために、各種業務システムの効果的な運用とともに新たな情報技術の導入を推進します。
- ・防災拠点となっている庁舎については、老朽化が進み耐震性が不足しているため、既存旧庁舎は建て替え、新庁舎は耐震補強と大規模改修を実施します。

(2) 職員の人材育成

- ・袖ヶ浦市人材育成方針に掲げる目指すべき職員像を念頭に置いて、各種研修事業を計画的に進めるとともに、人事評価制度の運用を図ります。

(3) 広域行政の推進

- ・広域的な対応を行うことにより事務の効率化やコストの削減、市民の利便性向上等が得られる分野においては、近隣市等との連携を図りながら推進します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
庶務事務システムの導入 【新規】	現在各課等の庶務担当者が行っている出退勤管理や時間外勤務手当の支給にかかる事務量を削減し、事務の効率化を図るとともに、より適正な管理を推進するため庶務事務システムを導入します。	導入業者の選定 導入準備	運用開始	運用継続	総務課
全庁LANシステム再整備事業 【新規】	庁舎整備事業の進捗に伴い、本市の業務基盤である全庁LANシステムの再整備を実施します。再整備にあたっては、関係法令等を踏まえクラウドシステムの導入を図るほか、情報セキュリティを向上させるため、複合複写機にセキュアプリントを導入します。	新たな全庁LANシステムの構成の検討 全庁LAN再整備施工管理委託 複合複写機へのセキュアプリントの導入の検討 全庁LAN保守管理の委託について検討	次期全庁LANシステムネットワーク機器構成の決定 全庁LAN再整備施工管理委託 セキュアプリントの運用 全庁LAN保守管理の委託について検討	ネットワーク構築の実施 複合複写機のリース満了機器に合わせたセキュアプリント対応機器への更新 全庁LAN再整備施工管理委託 全庁LAN保守管理の委託について検討	行政管理課
RPA・AI導入推進事業 【新規】	RPAやAI等のICT技術を導入して事務改善を図り、効率的な行政運営を行います。	RPA導入対象事業の選定及び試験導入 AI-OCRの導入 システム等への入力作業をRPA実施環境整備	RPA導入事業の拡張 AI-OCRの利用業務の拡大	RPA導入事業の拡張 AI-OCRの利用業務の拡大	行政管理課
庁舎整備事業	庁舎の安全性と防災機能の強化及び市民に開かれた庁舎を整備するため、設計・施工一括発注(デザインビルド)方式により一体的に実施し、より効率的な庁舎整備を進めます。	実施設計	建替1期庁舎建設工事	建替1期庁舎建設工事 既存新庁舎耐震補強及び大規模改修工事	資産管理課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
職員の人材育成(職員研修・人事評価)	袖ヶ浦市人材育成方針に掲げる「目指すべき職員像」を念頭においた職員研修基本方針・職員研修計画に基づき各種研修を計画的に進めるとともに、人事評価制度を適正に運用し、組織全体として人材育成に努めます。	研修の実施 人事評価の実施及び処遇への反映 職員研修基本方針・次年度研修計画の策定 他の自治体等への派遣の検討	研修の実施 人事評価の実施及び処遇への反映 職員研修基本方針・次年度研修計画の策定 他の自治体等への派遣の方針決定	研修の実施 人事評価の実施及び処遇への反映 職員研修基本方針・次年度研修計画の策定 他の自治体等への派遣の方針に基づく実施	総務課
火葬場整備事業	君津地域4市共同による火葬場を整備し、安定的な火葬事業を運営します。	実施設計 造成工事 建設工事 周辺道路整備	建設工事 周辺道路整備	供用開始 既存施設解体 駐車場整備 周辺道路整備	環境管理課

6 財政運営

【施策の方向性】

(1) 公共施設等の活用・見直し

- ・公共施設を適切に維持管理し、市の財政計画と整合性を図りながら、個々の公共施設について方針を定め、更新・統廃合・長寿命化等の対策を講じます。

(2) 安定した財政運営

- ・歳入面では、自主財源を確保するため、市税徴収体制を強化するとともに、国・県等の補助金制度の有効活用に努めます。また、ふるさと納税の充実等に取り組めます。
- ・歳出面では、限られた財源を有効に配分していくために、必要に応じて事業等の見直しを図っていきます。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		2年度	3年度	4年度	
ファシリティマネジメント推進事業【新規】	公共施設の効率的・効果的な運営を図るとともに、適正配置・適正規模化の検討を進めるためファシリティマネジメントを推進します。	公共施設等総合管理計画の進行管理 個別施設計画の策定支援 適正配置・適正規模化の検討 公共施設白書の更新	公共施設等総合管理計画の進行管理 公共施設等総合管理計画の改正 適正配置・適正規模化の検討 公共施設白書の更新	公共施設等総合管理計画の進行管理 (仮)再配置計画の策定 公共施設白書の更新	資産管理課
ふるさと納税推進事業【実計新規】	地元特産品のPR、地域経済の活性化及び自主財源の確保を目的として、本市に一定額以上のふるさと納税(寄附)を行った市外在住者に対し、返礼品として市の特産品等を送付します。	新たな返礼品の検討 寄附型クラウドファンディングなど新たな財源確保策の検討	新たな返礼品の検討 新たな財源確保策の実施	新たな返礼品の検討 新たな財源確保策の実施	財政課

第1期実施計画（素案） 事業一覧表

第1章 子育て・教育・文化		施策1 子育て支援					
NO.	事務事業名	担当課	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
1	結婚相談事業	市民活動支援課	一般会計	継続		19	○
2	特定不妊治療費等助成事業	健康推進課	一般会計	継続		19	○
3	子育て世代包括支援事業	子育て支援課 健康推進課	一般会計	継続		19	○
4	産前産後ヘルパー派遣事業	子育て支援課	一般会計	継続		20	○
5	子ども医療費助成事業	子育て支援課	一般会計	継続		20	○
6	ひとり親家庭等医療費助成事業	子育て支援課	一般会計	継続		20	○
7	放課後児童クラブ支援事業	子育て支援課	一般会計	継続		20	○
8	放課後児童クラブ施設整備事業	子育て支援課	一般会計	【実計新規】	○	20	○
9	多様なニーズに応じた保育サービス事業	保育課 子育て支援課	一般会計	継続		20	○
10	保育所入所待ち児童支援事業	保育課	一般会計	継続		20	○
11	保育所業務効率化推進事業	保育課	一般会計	【新規事業】		20	
12	私立保育施設等整備助成事業	子育て支援課	一般会計	【実計新規】	○	21	○
13	平川地区幼保連携推進事業	子育て支援課 学校教育課、保育課	一般会計	継続	○	21	○
14	ファミリーサポートセンター事業	子育て支援課	一般会計	継続		21	○
15	地域子育て支援拠点事業	保育課 子育て支援課	一般会計	継続		21	○

第1章 子育て・教育・文化		施策2 学校教育					
NO.	事務事業名	担当課	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
16	小中学校基礎学力向上支援教員配置事業	学校教育課	一般会計	継続		22	○
17	小中学校体験活動推進事業	学校教育課	一般会計	継続		22	○
18	小中学校読書教育推進事業	学校教育課	一般会計	継続		23	○
19	学校体育推進事業	体育振興課	一般会計	継続		23	
20	小中学校情報教育推進事業	学校教育課	一般会計	継続		23	○
21	学校ICT教育支援事業	総合教育センター	一般会計	継続		23	○
22	外国語教育支援事業	総合教育センター	一般会計	継続		23	○

NO.	事務事業名	担当課	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
23	小中学校特別支援教員活用事業	学校教育課	一般会計	継続		24	○
24	教育相談事業	総合教育センター	一般会計	継続		24	
25	教育支援教室運営事業	総合教育センター	一般会計	継続		24	
26	小学校スクールカウンセラー活用事業	学校教育課	一般会計	継続		24	
27	子どもを育む、学校・家庭・地域連携事業	学校教育課	一般会計	継続		24	○
28	奈良輪小学校校舎増築事業	教育総務課 学校教育課	一般会計	【新規事業】	○	24	
29	学校環境整備事業（小中学校トイレ改修事業）	教育総務課	一般会計	継続	○	24	○
30	児童・生徒指導センター運営事業	総合教育センター	一般会計	継続		25	
31	教育施設利活用事業	教育総務課	一般会計	【新規事業】		25	○

第1章 子育て・教育・文化 施策3 生涯学習

NO.	事務事業名	担当課	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
32	市民三学大学講座	生涯学習課	一般会計	継続		26	
33	家庭教育総合推進事業	生涯学習課 市民会館・公民館	一般会計	継続		26	
34	読書普及事業	中央図書館	一般会計	継続		26	
35	地域人材育成講座	市民会館、平川公民館、 長浦公民館、根形公民館、平岡公民館	一般会計	【新規事業】		27	○
36	生涯学習ボランティア促進事業	生涯学習課	一般会計	継続		27	
37	社会教育施設吊天井等耐震対策事業	教育総務課	一般会計	継続	○	27	
38	放課後子供教室推進事業	生涯学習課	一般会計	継続		27	○

第1章 子育て・教育・文化 施策4 スポーツ

NO.	事務事業名	担当課	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
39	ウォーキングフェスタ実施事業	体育振興課	一般会計	【新規事業】		28	○
40	総合型地域スポーツクラブ活性化事業	体育振興課	一般会計	継続		28	○
41	スポーツツーリズム推進事業	体育振興課 商工観光課	一般会計	【新規事業】		28	○

第1章 子育て・教育・文化 施策5 文化芸術・文化財

NO.	事務事業名	担当課	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
42	芸術活動普及事業	生涯学習課	一般会計	継続		29	○
43	山野貝塚保存活用事業	生涯学習課 郷土博物館	一般会計	継続		29	○
44	総合的な文化財の保存・活用事業	生涯学習課 郷土博物館	一般会計	継続		29	○
45	地域資料管理活用事業	郷土博物館	一般会計	継続		30	
46	市民学芸員協働事業	郷土博物館	一般会計	継続		30	○

第2章 健康・医療・福祉 施策1 健康づくり・医療

NO.	事務事業名	担当課	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
47	健康づくり推進事業	健康推進課	一般会計	【新規事業】		33	○
48	健康づくり支援センター管理事業	健康推進課	一般会計	継続		33	○
49	特定健康診査等事業・特定保健指導事業	保険年金課 健康推進課	国保会計	継続		33	○
50	がん検診事業	健康推進課	一般会計	継続		33	
51	予防接種事業	健康推進課	一般会計	【実計新規】		34	
52	在宅当番医事業	健康推進課	一般会計	継続		34	
53	夜間急病診療所等運営事業	健康推進課	一般会計	継続		34	
54	地域医療体制の確保	健康推進課	一般会計	【新規事業】		34	○

第2章 健康・医療・福祉 施策2 地域福祉

NO.	事務事業名	担当課	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
55	身近な交流の場づくり推進事業	地域福祉課	一般会計	継続		35	○
56	地域福祉活動支援事業	地域福祉課 子育て支援課	一般会計	【新規事業】		35	○
57	ボランティアセンター運営支援事業	地域福祉課	一般会計	継続		35	
58	自立相談支援事業	地域福祉課	一般会計	【実計新規】		35	
59	学習支援事業	地域福祉課	一般会計	【実計新規】		36	

第2章 健康・医療・福祉 施策3 高齢者福祉

NO.	事務事業名	担当課	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
60	一般介護予防事業	高齢者支援課	介護会計	継続		37	○
61	介護人材確保育成支援事業	介護保険課	一般会計	【新規事業】		37	○
62	介護保険サービス事業所整備事業	介護保険課	一般会計	継続	○	38	
63	世代間支え合い家族支援事業	高齢者支援課	一般会計	継続		38	○
64	高齢者移動支援事業	高齢者支援課	一般会計	【新規事業】		38	○
65	生活支援体制整備事業	高齢者支援課	介護会計	継続		38	○
66	介護予防・生活支援サービス事業（住民主体型サービス）	高齢者支援課	介護会計	継続		38	○
67	高齢者見守りネットワーク事業	高齢者支援課	介護会計	【実計新規】		38	○
68	認知症サポーター養成等事業	高齢者支援課	介護会計	継続		39	○
69	シルバー人材センター支援事業	高齢者支援課	一般会計	継続		39	○

第2章 健康・医療・福祉 施策4 障がい者福祉

NO.	事務事業名	担当課	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
70	日常生活用具給付等事業	障がい者支援課	一般会計	【実計新規】		40	
71	相談支援事業	障がい者支援課	一般会計	継続		40	
72	成年後見制度利用支援事業	障がい者支援課 高齢者支援課	一般会計	【実計新規】		40	

第3章 防災・防犯・環境 施策1 防災

NO.	事務事業名	担当課	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
73	災害情報等伝達手段確保事業	危機管理課	一般会計	継続	○	43	○
74	震災対策備蓄倉庫管理事業	危機管理課	一般会計	継続		43	
75	自主防災組織支援事業	危機管理課	一般会計	継続		44	○
76	防災訓練事業	危機管理課	一般会計	継続		44	
77	災害対策コーディネーター養成事業	危機管理課	一般会計	継続		44	○
78	防災体制の強化	危機管理課	一般会計	継続		44	○
79	災害時要援護者避難支援対策事業	危機管理課	一般会計	継続		44	

第3章 防災・防犯・環境 施策2 防犯・交通安全							
NO.	事務事業名	担当課	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
80	防犯灯設置管理事業	市民活動支援課	一般会計	継続		45	○
81	防犯対策推進事業	市民活動支援課 管財契約課	一般会計	継続		45	○
82	地域防犯体制強化事業	市民活動支援課	一般会計	継続		45	○
83	交通安全対策事業	市民活動支援課	一般会計	継続		46	

第3章 防災・防犯・環境 施策3 消防・救急							
NO.	事務事業名	担当課	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
84	常備車両更新事業	消防本部総務課	一般会計	継続	○	47	
85	非常備車両更新事業	消防本部総務課	一般会計	継続	○	47	
86	消防団詰所建設事業	消防本部総務課	一般会計	継続	○	47	
87	長浦消防署訓練塔改修工事	消防本部総務課	一般会計	【新規事業】	○	47	
88	火災予防啓発事業	消防本部予防課	一般会計	継続		47	○

第3章 防災・防犯・環境 施策4 消費生活							
NO.	事務事業名	担当課	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
89	消費生活相談・消費者意識啓発事業	商工観光課	一般会計	継続		48	

第3章 防災・防犯・環境 施策5 環境保全							
NO.	事務事業名	担当課	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
90	まちの美化推進事業	環境管理課	一般会計	継続		49	○
91	自然環境保全事業	環境管理課	一般会計	継続		49	○
92	地球温暖化対策事業	環境管理課	一般会計	継続		50	○
93	大気汚染監視機器整備事業	環境管理課	一般会計	継続	○	50	○

第3章 防災・防犯・環境 施策6 廃棄物・リサイクル

NO.	事務事業名	担当課	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
94	ごみ減量化推進事業	廃棄物対策課	一般会計	継続		51	
95	ごみ資源化推進事業	廃棄物対策課	一般会計	継続		51	
96	ごみ処理施設長寿命化事業	廃棄物対策課	一般会計	継続	○	51	
97	次期広域廃棄物処理事業	廃棄物対策課	一般会計	継続	○	52	○
98	合併処理浄化槽設置補助事業	下水対策課	一般会計	継続		52	
99	廃棄物・土砂対策事業	廃棄物対策課	一般会計	継続		52	

第4章 都市形成・都市基盤 施策1 市街地形成

NO.	事務事業名	担当課	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
100	市街化調整区域土地利用適正誘導事業	都市整備課	一般会計	【新規事業】		55	○
101	地籍調査事業	土木管理課	一般会計	【新規事業】		55	
102	市街地内市道等整備事業	都市整備課	一般会計	継続	○	55	
103	景観まちづくり推進事業	都市整備課	一般会計	継続		55	

第4章 都市形成・都市基盤 施策2 公園・緑地

NO.	事務事業名	担当課	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
104	都市公園整備事業	都市整備課	一般会計	継続	○	56	
105	公園緑地管理事業	都市整備課	一般会計	継続	○	56	
106	都市公園交流機会創出事業	都市整備課	一般会計	継続		56	○

第4章 都市形成・都市基盤 施策3 道路

NO.	事務事業名	担当課	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
107	高須箕和田線建設事業（南袖延伸）	土木建設課	一般会計	継続	○	57	○
108	西内河根場線建設事業	土木建設課	一般会計	継続	○	57	○
109	三箇横田線建設事業	土木建設課	一般会計	継続	○	57	
110	飯富29号線・代宿横田線建設事業	土木建設課	一般会計	継続	○	57	
111	国県道・自動車専用道路等整備促進事業	土木建設課	一般会計	継続		58	○

NO.	事務事業名	担当課	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
112	橋梁長寿命化修繕事業	土木管理課	一般会計	継続	○	58	
113	交通安全施設整備事業	土木管理課	一般会計	【実計新規】	○	58	
114	道路アダプトプログラム事業	土木管理課	一般会計	【実計新規】		58	

第4章 都市形成・都市基盤 施策4 河川

NO.	事務事業名	担当課	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
115	奈良輪雨水ポンプ場維持管理事業	下水対策課	一般会計	【実計新規】		59	

第4章 都市形成・都市基盤 施策5 下水道

NO.	事務事業名	担当課	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
116	下水道維持管理事業（公共下水道）	下水対策課	下水道会計	継続	○	60	
117	下水道維持管理事業（農業集落排水）	下水対策課	集落排水会計	継続	○	60	
118	ストックマネジメント事業（公共下水道）	下水対策課	下水道会計	【新規事業】	○	60	
119	ストックマネジメント事業（農業集落排水）	下水対策課	集落排水会計	【新規事業】	○	60	
120	下水道総合地震対策整備事業	下水対策課	下水道会計	継続	○	61	

第4章 都市形成・都市基盤 施策6 住宅

NO.	事務事業名	担当課	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
121	木造住宅耐震化促進事業	都市整備課	一般会計	継続		62	
122	市営住宅維持管理事業	都市整備課	一般会計	継続	○	62	
123	空家等対策事業	都市整備課	一般会計	継続		62	○

第4章 都市形成・都市基盤 施策7 公共交通

NO.	事務事業名	担当課	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
124	高速バス利便性向上事業	企画課	一般会計	継続		63	○
125	地域公共交通づくり事業	企画課	一般会計	継続		63	○

第5章 産業 施策1 農林業

NO.	事務事業名	担当課	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
126	担い手育成・支援対策事業	農林振興課 農業委員会	一般会計	継続		67	○
127	新規就農者支援対策事業	農林振興課 農業委員会	一般会計	継続		68	○
128	県営経営体育成基盤整備事業（浮戸川上流Ⅲ期地区）	農林振興課	一般会計	継続	○	68	○
129	県営経営体育成基盤整備事業（武田川下流地区）	農林振興課	一般会計	継続	○	68	○
130	土地改良推進事業	農林振興課	一般会計	【実計新規】		68	○
131	農地農村環境保全事業	農林振興課	一般会計	継続		68	○
132	有害鳥獣駆除事業	農林振興課	一般会計	【実計新規】		68	
133	農畜産物の魅力向上事業	農林振興課	一般会計	継続		69	○
134	体験農園支援事業	農林振興課	一般会計	継続		69	○
135	観光・直売型農業推進事業	農林振興課	一般会計	継続		69	○
136	田園空間施設維持管理事業	農林振興課	一般会計	継続		69	○
137	森林経営管理事業	農林振興課	一般会計	【新規事業】		69	

第5章 産業 施策2 商工業

NO.	事務事業名	担当課	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
138	商店街魅力向上事業	商工観光課	一般会計	【実計新規】		70	○
139	企業等振興支援事業	商工観光課	一般会計	継続		70	○
140	産業用地利活用推進事業	商工観光課	一般会計	【新規事業】		71	○
141	中小企業支援事業	商工観光課	一般会計	継続		71	○

第5章 産業 施策3 観光

NO.	事務事業名	担当課	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
142	袖ヶ浦市観光協会活動支援事業	商工観光課	一般会計	【実計新規】		72	○
143	地域回遊促進事業	商工観光課	一般会計	【新規事業】		72	○
144	地域資源活用商品開発支援事業	商工観光課	一般会計	【新規事業】		72	○
145	観光情報発信事業	商工観光課	一般会計	【新規事業】		73	○

第5章 産業 施策4 雇用・就業							
NO.	事務事業名	担当課	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
146	雇用促進事業	商工観光課	一般会計	継続		74	○
147	就労支援事業	商工観光課	一般会計	継続		74	○

第6章 市民活動・行財政 施策1 市民活動							
NO.	事務事業名	担当課	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
148	地域人材活用事業	市民活動支援課	一般会計	【新規事業】		77	○
149	自治振興対策事業	市民活動支援課	一般会計	継続		77	○
150	地域まちづくり協議会支援事業	市民活動支援課	一般会計	継続		77	○
151	市民協働推進事業	市民活動支援課	一般会計	継続		77	○

第6章 市民活動・行財政 施策2 人権・男女共同参画							
NO.	事務事業名	担当課	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
152	人権擁護事業	市民活動支援課	一般会計	継続		78	
153	男女共同参画推進事業	市民活動支援課	一般会計	継続		78	○

第6章 市民活動・行財政 施策3 多文化共生							
NO.	事務事業名	担当課	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
154	多文化共生推進事業	市民活動支援課	一般会計	継続		79	○
155	国際交流推進事業	市民活動支援課	一般会計	継続		79	○

第6章 市民活動・行財政 施策4 情報共有・発信							
NO.	事務事業名	担当課	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
156	広報紙・ホームページ等による市政情報の発信	秘書広報課	一般会計	【新規事業】		80	○
157	広聴活動の充実	秘書広報課	一般会計	継続		80	
158	シティプロモーション推進事業	秘書広報課	一般会計	継続		80	○

第6章 市民活動・行財政 施策5 行政運営

NO.	事務事業名	担当課	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
159	庶務事務システムの導入	総務課	一般会計	【新規事業】		81	
160	全庁LANシステム再整備事業	行政管理課	一般会計	【新規事業】		81	○
161	RPA・AI導入推進事業	行政管理課	一般会計	【新規事業】		81	○
162	庁舎整備事業	資産管理課	一般会計	継続	○	81	○
163	職員の人材育成（職員研修・人事評価）	総務課	一般会計	継続		82	
164	火葬場整備事業	環境管理課	一般会計	継続	○	82	○

第6章 市民活動・行財政 施策6 財政運営

NO.	事務事業名	担当課	会計区分	実施計画	投資的経費	実施計画ページ	総合戦略
165	ファシリティマネジメント推進事業	資産管理課	一般会計	【新規事業】		83	○
166	ふるさと納税推進事業	財政課	一般会計	【実計新規】		83	○

第2期袖ヶ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略の 策定にあたっての基本的な考え方

1 国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」

「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」

(1) 第2期（2020年度～2024年度）の枠組み

第1期での地方創生について、「継続を力」にし、より一層充実・強化

(国のビジョン・総合戦略) ◆年内に改訂（ビジョンについては、大きな変更なし）

(地方のビジョン・総合戦略) ◆国のビジョン・総合戦略を踏まえ、切れ目なく改訂

(2) 基本目標

- | | |
|--------|---|
| 基本目標 1 | 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする |
| 基本目標 2 | 地方への新しいひとの流れをつくる |
| 基本目標 3 | 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる |
| 基本目標 4 | 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する |

※第2期（2020年度～2024年度）においては、第1期における4つの基本目標を基本的に維持しつつ、「(3) 第2期における新たな視点」も踏まえ、必要な見直しを行う。

※特に、現時点では効果が十分に発現するまでに至っていない「基本目標2 地方への新しいひとの流れをつくる」及び「基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」について、その取組みの強化を行う。

(3) 第2期における新たな視点

第2期（2020年度～2024年度）においては、4つの基本目標に向けた取組を実施するに当たり、新たな次の視点に重点を置いて施策を推進する。

①地方へのひと・資金の流れを強化する

- ◆将来的な地方移住にもつながる「関係人口」の創出・拡大。
- ◆企業や個人による地方への寄附・投資等を用いた地方への資金の流れの強化。

②新しい時代の流れを力にする

- ◆Society5.0の実現に向けた技術の活用。
- ◆SDGsを原動力とした地方創生。
- ◆「地方から世界へ」。

③人材を育て活かす

- ◆地方創生の基盤をなす人材に焦点を当て、掘り起こしや育成、活躍を支援。

④民間と協働する

- ◆地方公共団体に加え、NPOなどの地域づくりを担う組織や企業と連携。

⑤誰もが活躍できる地域社会をつくる

- ◆女性、高齢者、障害者、外国人など誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会を実現。

⑥地域経営の視点で取り組む

- ◆地域の経済社会構造全体を俯瞰して地域をマネジメント。

2 第2期 袖ヶ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略

第2期総合戦略の策定にあたっては、国から、地方創生の充実・強化に向け、切れ目ない取組みを進めることが求められており、現行の総合戦略の検証結果を踏まえ第2期総合戦略を策定します。

策定にあたっては、以下の事項を踏まえ、袖ヶ浦市総合計画審議会の開催やパブリックコメントの実施により産業界、大学、金融機関、関係団体や市民からの意見を得ながら取り組みます。

(1) 袖ヶ浦市人口ビジョンの見直し

2016年に策定している袖ヶ浦市人口ビジョンについては、2015年国勢調査の結果や、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計をはじめとする各種統計データの更新を受けた内容で時点修正を行います。

なお、袖ヶ浦市人口ビジョンでは、本市の現状や課題、国が示す長期ビジョン等を踏まえ、袖ヶ浦市が今後の人口問題に対応していくための今後の取組みについて、袖ヶ浦市の目指すべき将来の方向性として以下の3点を掲げていますが、これら目指すべき将来の方向性についての見直しは行いません。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 結婚・出産・子育てに関する市民の希望の実現② 産業の持続的な発展と安定的な雇用の場の確保③ 地域資源を活用した交流人口の拡大と、それに基づく移住・定住の促進 |
|--|

(2) 第2期総合戦略の位置付け

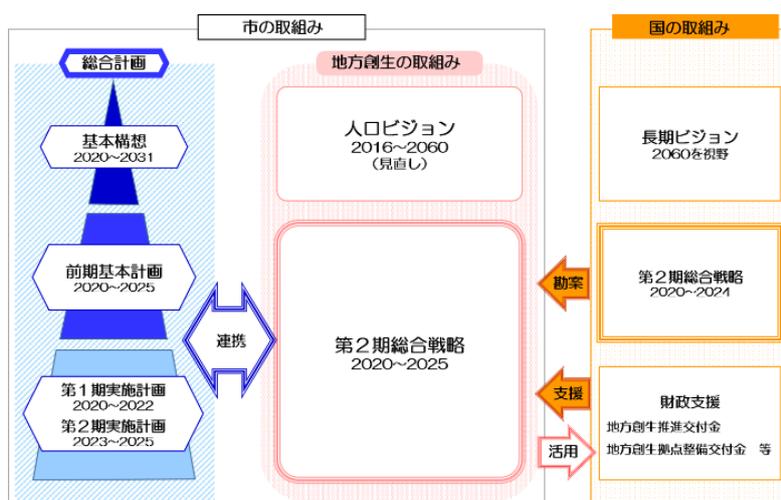
市の最上位計画である総合計画と第1期総合戦略の計画期間が同時期に終了することから、総合戦略の人口減少への対応を主眼とした重要な取組みとしての性格を踏まえ、次期総合計画において特に重点的、分野横断的に取り組む重点取組の一つとして第2期総合戦略を位置付けて連携を図るとともに、策定作業にあたっては一体的に進めるなど、より効率的で、実効性、総合性の高いものとし、施策の推進に取り組みます。

(3) 国及び県の総合戦略との調整

現在、国において第2期総合戦略の方向性や具体的な内容の検討など、市の地方創生に大きな影響を与える可能性を有する議論が行われており、その動向を注視します。

国は、6月に「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」の閣議決定を行い、12月頃に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の閣議決定が予定されています。

今後示される、国及び県の第2期総合戦略を勘案して、第2期総合戦略を策定します。



(4) 第2期総合戦略の計画期間

国の第2期総合戦略の計画期間は2020年度から2024年度までの5年間ですが、本市においては総合計画基本計画と整合を図り2020年度から2025年度までの6年間とします。

総合計画と総合戦略の期間の関係は次のとおりとし、第2期実施計画や国の総合戦略の状況など必要に応じて相互に連携を図り改定を行います。

年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025
基本構想	基本構想 12年					
基本計画	前期基本計画 6年					
実施計画	第1期実施計画 3年			第2期実施計画 3年		
人口ビジョン	人口ビジョン 2016年～2060年					
総合戦略	第2期総合戦略 6年					

(5) 第2期総合戦略の考え方

第1期戦略の検証や新しい時代の流れを踏まえながら、国や県の動向を反映し、袖ヶ浦の未来への取組みとして人口減少対策を実施します。

策定に当たっては、第1期戦略の基本目標などの基本的な枠組みを継承しながら、国の示した新たな視点や、本市の実情を踏まえた取組みなどを取り入れた施策に重点的に取り組んでいきます。

① 基本目標について

国の考え方を勘案し、現行の4つの枠組を基本的に継続することとします。

また、国の第2期総合戦略に掲げられる基本目標との整合性を図り定めるものとします。

基本目標1	結婚・出産・子育ての希望がない、 <u>誰もが活躍できるまち</u>
基本目標2	生き生きと働くことができるまち
基本目標3	住む人も訪れる人も満足できるまち
基本目標4	地域がつながり、安心して暮らせるまち

② 施策について

以下の整理を行いながら、取組みの充実・強化を図ります。

- ・国の総合戦略と整合を図り、関連性のある施策を整理統合します。
- ・基本計画及び実施計画と整合を図り、人口減少への取組みとして重点的に取り組む事業を反映します。
- ・地方創生交付金等の活用を想定した施策体系とします。

③ K P I（重要業績評価指標）について

- ・人口減少への取組みは、長期的な視点に立ち、継続的に取り組むことが重要であることから、基本目標の実現に向けた基本的方向の数値目標、課題解決に向けた具体的な施策に付随する重要業績評価指標（K P I）については、基本的に第1期総合戦略を継承します。
- ・第1期総合戦略の検証や目標の進捗状況を踏まえ、新たな指標の設定、目標値の引上げなど、必要に応じて見直します。
- ・新たな指標の設定にあたっては、基本計画及び実施計画と整合を図ります。

④ 国の基本方針を踏まえた新たな取組みについて

国の基本方針を踏まえ、以下の新たな項目についての取組みを検討します。

- ・女性、高齢者、外国人など誰もが活躍できる地域社会の実現など(1-(3)-⑤)
- ・将来的な移住にもつながる「関係人口」の創出・拡大など(1-(3)-①)
- ・新しい時代の流れを取り入れた取組み（Society5.0 に向けた新たな技術の活用、持続可能な開発目標（SDGs）の視点）など(1-(3)-②)
 - ※ Society5.0・・・IoT や人工知能（AI）の活用等により経済発展と社会的課題の解決を図るような新しい社会
 - ※ SDGs・・・持続可能で多様性のある社会の実現のため、経済、社会、環境など広範な分野で取り組むべき国際目標

3 策定スケジュール

2019年

- 4月 総合戦略策定方針決定
- 6月 **【国】「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」閣議決定**
- 8月 総合計画審議会（効果検証）
- 12月上旬 庁内会議（素案）
- 12月中旬 総合計画審議会（総合戦略（素案））
- 12月末 **【国】第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の閣議決定（見込み）**

2020年

- 1月 総合計画審議会（総合戦略（案））
- 2月 パブリックコメント手続
- 3月 総合計画審議会（諮問・答申）
総合戦略策定・公表

国の第2期総合戦略を
勘案し案を調整します

※上記スケジュールは現時点での想定であり、国の総合戦略策定スケジュール等により、変更となる可能性があります。

袖ヶ浦市 人口ビジョン
人口推計【2019年度版】
【素案】

令和元年12月

袖ヶ浦市

目 次

I. 袖ヶ浦市人口ビジョン（平成28年2月策定）【抜粋】	2
1. 人口ビジョンの策定背景	2
2. 人口ビジョンの位置づけ	2
3. 対象期間	2
4. 人口の現状分析等を踏まえた課題	2
(1) 人口増加の勢いと今後の趨勢	2
(2) 少子高齢化の確実な進行	3
(3) 産業動向と雇用・就労環境	3
(4) 袖ヶ浦市の特徴的な取組みと人口との関連性	4
5. 人口の現状分析と課題を踏まえた本市の目指すべき将来の方向性	4
6. 人口推計における目標	5
(1) 基本目標	5
(2) 前提とする指標	5
II. 袖ヶ浦市人口ビジョン 人口推計【2019年度版】	6
1. 袖ヶ浦市の人口推計結果	6
(1) 総人口	7
(2) 年齢3区分人口割合	8

I. 袖ヶ浦市人口ビジョン（平成28年2月策定）【抜粋】

1. 人口ビジョンの策定背景

2014年5月に発表された日本創成会議の「ストップ少子化・地方元気戦略」において、人口減少・高齢化によって2040年までに全国で約900の市町村が消滅危機にあると報告され、大きな衝撃となった。同年11月には、人口減少や急速な少子高齢化に的確に対応し、地方の人口の減少に歯止めをかけるとともに東京圏への人口の過度の集中を是正することにより、将来にわたって活力ある社会を維持していくことを目的として、「まち・ひと・しごと創生法」が成立した。この法律において、市町村は地域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策の基本的な計画を定めるよう努めなければならないこととされている。

本市においては、人口は微増で推移しているもののピークを迎えつつあり、年齢3区分別にみると総人口に占める年少人口及び生産年齢人口の割合は減少傾向にある一方で老年人口の割合は増加を続けており、近い将来には緩やかな減少局面に入ると予測されている。

こうした状況を踏まえ、社会・経済情勢の変化に対応し、安定的・継続的に市民の暮らしを守るとともに、自立した活力あるまちの実現に向けて取り組んでいく必要がある。

2. 人口ビジョンの位置づけ

袖ヶ浦市人口ビジョンは、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（以下「長期ビジョン」という。）の趣旨を尊重し、本市における人口の現状分析を行い、人口に関する認識を市民と共有し、今後目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を示すものである。

よって、この人口ビジョンは、まち・ひと・しごと創生の実現に向けて効果的な施策を企画立案する上で重要な基礎となることを踏まえて策定する。

3. 対象期間

袖ヶ浦市人口ビジョンの対象期間は、国の長期ビジョンの期間を踏まえ、2060年までとする。

4. 人口の現状分析等を踏まえた課題

(1) 人口増加の勢いと今後の趨勢

① 人口増の勢いの低下

今後、出生率の引き上げによる自然増や、移住・定住促進などによる社会増の確保によって、人口水準の維持や人口減少のペースを落とすことが課題といえる。

② 年齢階級別の社会増減の傾向と課題

今後の人口政策を考えるうえでは、若年層の転出をくい止めるとともに、子育て世代の転入をいかに促進していくかが、大きな課題となる。

③ 市町村別の社会増減の傾向と課題

今後は、転出が多い年齢層に対して効果的な施策を検討・展開することなどによって転出を可能な限り防ぐとともに、対岸地域を含めて、移住・定住を促進し、転入を増やしていくことが重要となる。

(2) 少子高齢化の確実な進行

① 出生率の引き上げの必要性

日本全体の人口が減少し、移住・定住に関して各自治体が施策を実施するなど都市間競争が強まっており、大幅な社会増を見込むことは難しい中、出生率の更なる引き上げは非常に重要な取組みといえる。

② 働く場の提供による生産年齢人口の確保

今後は、袖ヶ浦市で育った子どもが、袖ヶ浦市で働き、袖ヶ浦市に住み続けるといったようなモデルケースが増えるよう、結婚・出産・子育て・教育・雇用などに関して切れ目ない支援をしていくことが必要である。

③ 高齢者が活躍できる社会の実現

今後は65歳以上であっても「支えられる側」から「支える側」に回ってもらうような施策を展開することで、扶助費など支出を削減するとともに、労働による生産性の拡大や担税力の確保を図っていくことが必要である。

(3) 産業動向と雇用・就労環境

① 基盤産業である製造業の競争力確保・維持

経済のグローバル化により、国際的に競争が厳しくなるなか、石油・化学などを中心としたコンビナート企業や椎の森工業団地の立地企業の競争力確保・維持が、市の重要な課題といえる。

② 魅力ある農業の確立

農家の高齢化による担い手不足の解消も含めて、魅力ある農業を確立することで、農業を通じた雇用創出・産業振興につなげていくことが必要である。

③ 観光振興による交流人口の拡大

観光産業は、小売・飲食・サービス・宿泊など多くの雇用創出につながるため、東京湾アクアラインや、アウトレットパーク木更津との近接性を活かした観光振興による交流人口の拡大が課題である。

④ 雇用・就労環境の改善

雇用・就労環境の改善を求める市民のニーズに対応し、工業、農業を中心とした雇用創出に取り組むことが課題である。

(4) 袖ヶ浦市の特徴的な取組みと人口との関連性

① 子育て環境の充実

今後はこのような子育て環境やまちの魅力などを市内外、さらには県外へ発信し、子育て世代を中心に移住・定住促進を図っていくことが課題である。

② 交通アクセス性の高さを活かした移住促進

長期的・安定的に人口の維持・拡大を図っていくためには、移住希望者のニーズを丁寧に汲み取るとともに、今住んでいる市民の住み心地満足度や定住意向を高めるなど、転入増加、転出減少につながる施策を展開することが必要である。

5. 人口の現状分析と課題を踏まえた本市の目指すべき将来の方向性

国が示す長期ビジョンや本市の人口の現状・課題を踏まえ、本市が今後の人口問題に対応していくためには、出生率の向上による自然増の維持・拡大と、移住・定住人口の増加による社会増の維持・拡大により、人口減少の勢いを少しでも先送りにすることが必要である。一方で、避けることができない超高齢社会・人口減少社会を前提とした、効率的かつ効果的なまちづくりにより、住む人の満足度を高めていく視点も重要となる。

こうした観点から、本市が今後目指すべき将来の方向性として、次の3点を掲げる。

① 結婚・出産・子育てに関する市民の希望の実現

市の出生率を引き上げるため、結婚・出産・子育てに関して、市民のニーズを可能な限り組み込んだ切れ目ない支援を行い、人口の自然増につなげる。市民が希望した通りに、結婚・妊娠・出産・子育てができる社会を実現する。

② 産業の持続的な発展と安定的な雇用の場の確保

市の基盤産業である工業や農業を中心に、産業全体の長期的な発展と振興を図り、市内に立地する企業に安定的な雇用の場を確保・整備することで、勤労世代などの人口増加につなげる。

③ 地域資源を活用した交流人口の拡大と、それに基づく移住・定住の促進

市の立地特性や地域資源を有効に活用し、買物客や観光客などを引き寄せ、交流人口の拡大を目指す。また、交流人口への効果的なアプローチにより長期的に移住・定住人口の増加にもつなげる。

6. 人口推計における目標

本市の目指すべき将来の方向性として掲げた3点に取り組むことで、実現が見込まれる将来の人口水準を、本市の人口推計とする。人口推計を行う上での出生率や移動率の目標は以下の通りである。

(1) 基本目標

① 出生率の引き上げ（希望出生率の実現から国の目標までの引き上げ）

- ・ 本市では、希望阻害要因の除去に力を入れることで、現在の合計特殊出生率である1.45を、2025年までに袖ヶ浦市民に対するアンケート結果から得られた希望出生率の1.74に引き上げることを第一目標とする。
- ・ その後も、出生率の引き上げを図り、2040年までに国が示す人口維持に必要な目標水準の2.07とし、その水準を維持することを目標とする。

② 社人研の移動率の増加（プラスの増加とマイナスの縮小）

- ・ 子育て支援の充実や雇用の場の確保など人口増加に必要な施策を展開することにより、現在のプラスの移動率を更に増加（1.2倍）させるとともに、マイナスの移動率を縮小（0.8倍）し、社会増を拡大することを目標とする。

(2) 前提とする指標

① 合計特殊出生率

- ・ 現在の1.45から、2025年までに市民希望出生率の1.74まで上昇させ、その後2040年までに国の目標である2.07まで上昇させ、その水準を維持する。
- ・ 引き上げの時期については、国が示す期間を参考として設定する。

【合計特殊出生率】

2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
1.45	1.60	1.74	1.85	1.95	2.07	2.07	2.07	2.07	2.07

② 純移動率

- ・ 社人研が推計で利用している移動率を利用し、2020年以降はプラスの移動率は1.2倍に増加、マイナスの移動率は0.8倍で縮小すると設定する。

II. 袖ヶ浦市人口ビジョン 人口推計【2019年度版】

1. 袖ヶ浦市の人口推計結果

国における、まち・ひと・しごと創生基本方針2019では、「長期ビジョン」については、現在の人口等の見通しが第1期の当初時点における推計と大きく乖(かい)離していないことなどを踏まえ時点修正など必要な検討を行うこととし、「地方人口ビジョン」については、中長期的には人口の自然増が重要であるという観点を重視しつつ、最新の数値や状況の変化を踏まえた上で必要な見直しを検討することとしている。

本市においてはこの方針を踏まえ、2016年(平成28年)2月に策定している袖ヶ浦市人口ビジョンについて、2015年国勢調査の結果や、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計をはじめとする各種統計データの更新、また、次期総合計画に記載されている将来人口目標との整合を図りながら、時点修正を行う。

袖ヶ浦市人口ビジョンにて示している、袖ヶ浦市が今後の人口問題に対応していくための今後の取組みにおける、袖ヶ浦市の目指すべき将来の方向性及び前提とする指標については、人口減少への取組みは、長期的な視点に立ち、継続的に取り組むことが重要であるという国の考え方を踏まえ、見直しは行わない。

人口の現状分析と課題を踏まえた本市の目指すべき将来の方向性

① 結婚・出産・子育てに関する市民の希望の実現

市の出生率を引き上げるため、結婚・出産・子育てに関して、市民のニーズを可能な限り組み込んだ切れ目ない支援を行い、人口の自然増につなげる。市民が希望した通りに、結婚・妊娠・出産・子育てができる社会を実現する。

② 産業の持続的な発展と安定的な雇用の場の確保

市の基盤産業である工業や農業を中心に、産業全体の長期的な発展と振興を図り、市内に立地する企業に安定的な雇用の場を確保・整備することで、勤労世代などの人口増加につなげる。

③ 地域資源を活用した交流人口の拡大と、それに基づく移住・定住の促進

市の立地特性や地域資源を有効に活用し、買物客や観光客などを引き寄せ、交流人口の拡大を目指す。また、交流人口への効果的なアプローチにより長期的に移住・定住人口の増加にもつなげる。

前提とする指標

① 合計特殊出生率

- ・ 2015年の1.45から、2025年までに市民希望出生率の1.74まで上昇させ、その後2040年までに国の目標である2.07まで上昇させ、その水準を維持する。
- ・ 引き上げの時期については、国が示す期間を参考として設定する。

【合計特殊出生率】

2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
1.45	1.60	1.74	1.85	1.95	2.07	2.07	2.07	2.07	2.07

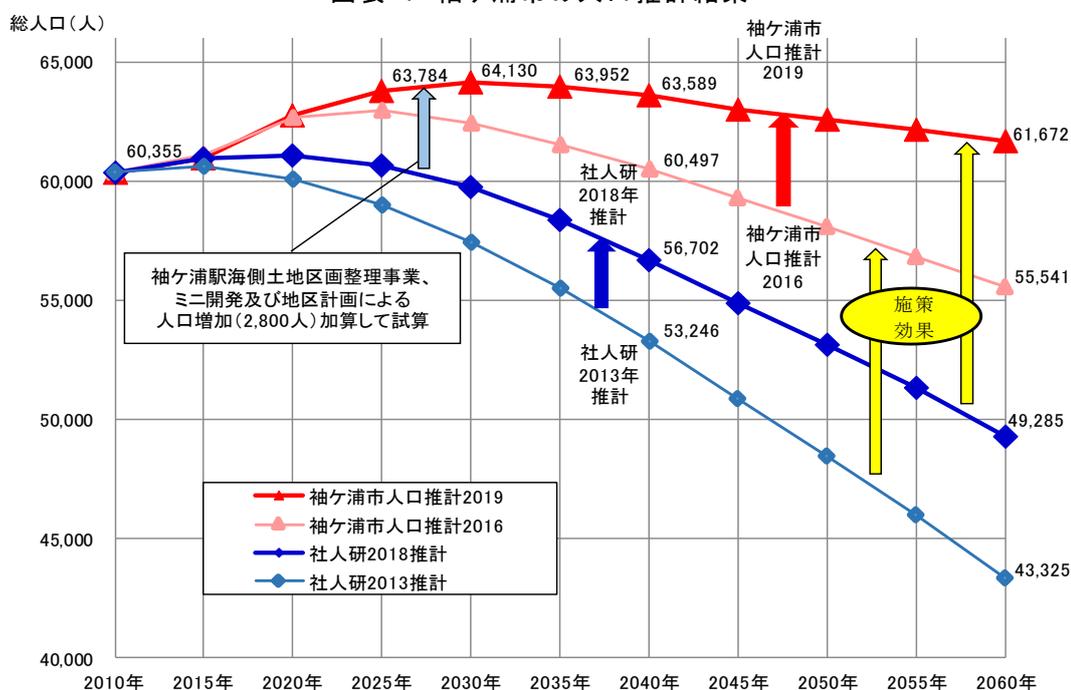
② 純移動率

- ・ 社人研が推計で利用している移動率を利用し、2020年以降はプラスの移動率は1.2倍に増加、マイナスの移動率は0.8倍で縮小すると設定する。

(1) 総人口

- ・ 社人研 2013 年推計に、2010 年から 2025 年までの人口増加要因（2,500 人）を加え、目標設定した合計特殊出生率及び移動率にて算出した袖ヶ浦市人口推計 2016 に対して、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計をはじめとする各種統計データの更新を受けた内容による時点修正や新たな人口増加要因（300 人）を加えて袖ヶ浦市人口推計 2019 を試算したところ、2040 年の人口が 63,589 人、2060 年の人口が 61,672 人となる。2060 年の社人研 2018 年推計（49,285 人）と比較して、施策効果により 12,387 人の増加を見込む。
- ・ なお、2010 年時点の人口（60,355 人）と比較すると、2040 年（63,589 人）は 3,234 人の増加（増加率：5.4%）で、2060 年（61,672 人）は 1,317 人の増加（減少率：▲2.1%）となっている。

図表 1 袖ヶ浦市の人口推計結果



(注)人口増加要因として、2010年から2025年までに袖ヶ浦駅海側土地区画整理事業による2,000人とミニ開発による500人の人口増、2020年から2030年までに地区計画による300人の人口増を加算して試算。
 (注)社人研2018年推計は2045年までであり、2045年以降は国提供資料により試算。

(単位: 人、%)

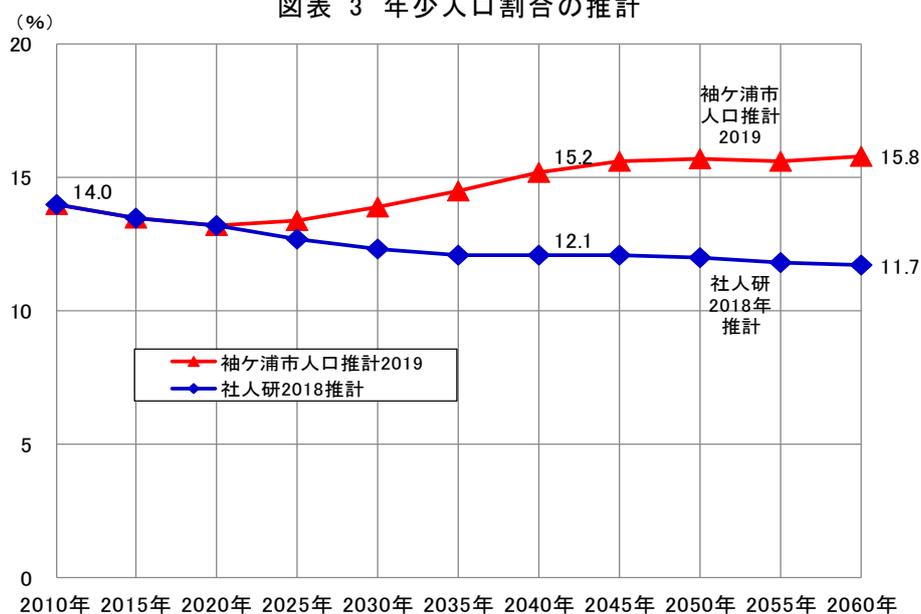
	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
年少人口 (0~14歳)	8,428	8,254	8,306	8,528	8,922	9,302	9,675	9,823	9,828	9,709	9,731
割合	14.0	13.5	13.2	13.4	13.9	14.5	15.2	15.6	15.7	15.6	15.8
生産年齢人口 (15~64歳)	39,752	37,491	37,093	37,210	36,987	36,099	34,555	33,693	33,250	33,102	32,906
割合	65.9	61.5	59.1	58.3	57.7	56.4	54.3	53.5	53.1	53.3	53.4
老年人口 (65歳以上)	12,175	15,207	17,374	18,046	18,221	18,551	19,358	19,509	19,498	19,345	19,036
割合	20.2	24.9	27.7	28.3	28.4	29.0	30.4	31.0	31.2	31.1	30.9
合計人口	60,355	60,952	62,774	63,784	64,130	63,952	63,589	63,025	62,576	62,156	61,672

(2) 年齢3区分人口割合

① 年少人口

- ・ 年少人口割合は、2040年が15.2%、2060年が15.8%となっており、2020年以降緩やかながら増加して推移する見通し。2060年の社人研推計（11.7%）との比較では4.1ポイント高いなど大きな差異となっている。

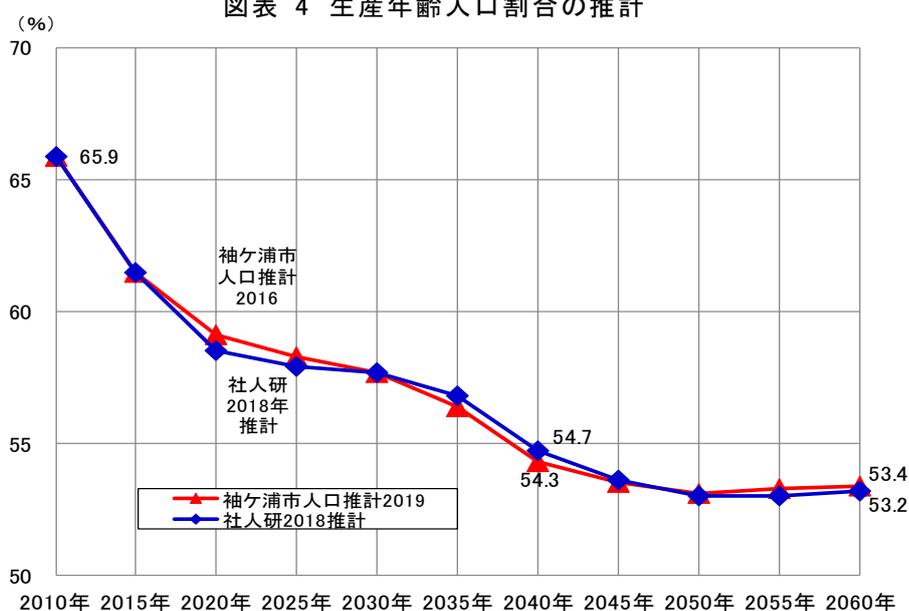
図表 3 年少人口割合の推計



② 生産年齢人口

- ・ 生産年齢人口割合は、2040年が54.3%、2060年が53.4%となっており、2040年以降は比率の低下ペースが落ち、徐々に横ばい推移となる見通し。社人研の推計との差異はほとんどみられない。

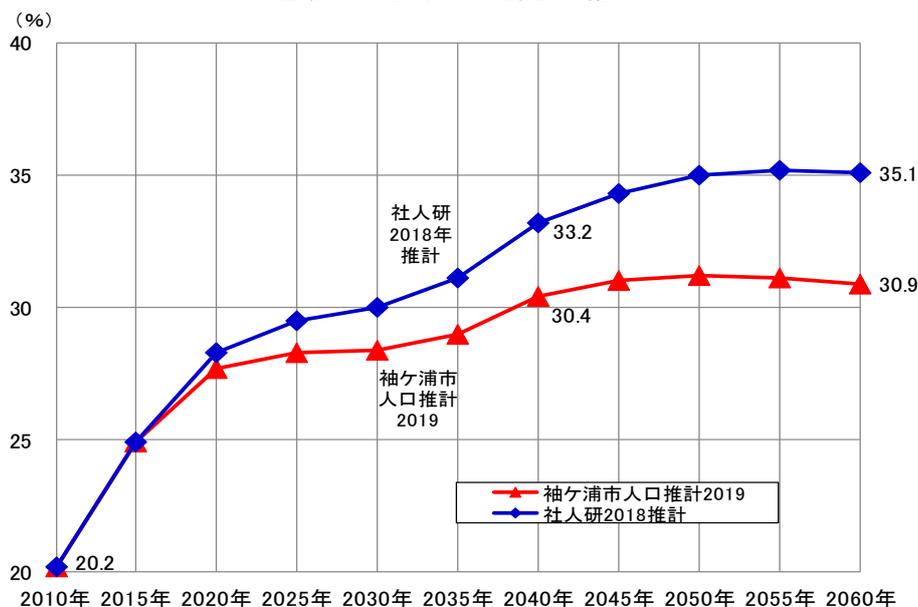
図表 4 生産年齢人口割合の推計



③ 老年人口

- ・ 老年人口割合は、2040 年が 30.4%、2060 年が 30.9%となっており、2050 年まで右肩上がりが続くものの、その後は横ばいから低下となる見通し。2060 年の社人研推計（35.1%）と比較すると、4.2 ポイント低いなど大きな差異となっている。

図表 5 老年人口割合の推計



《参考 総合計画における人口推計（目標）との整合性について》

2020 年度（令和 2 年）を初年度とする「袖ヶ浦市総合計画」では、計画終了時である 2031 年（令和 13 年）の目標人口は 65,000 人以上を維持するとしている。

人口ビジョンにおける人口推計では、2030 年（令和 12 年）の人口は 64,130 人となっており、目標人口より 870 人程度少なくなっている。

この理由については、人口ビジョンは、「国勢調査人口」を基準として推計している一方、総合計画は、「住民基本台帳人口」を基準として推計していることによる差異が一部影響している。

本市の人口動態をみると、各世帯を訪問して実人員をアンケートによって把握した国勢調査よりも、住民票の数である住民基本台帳の人口の方が多いという特徴があり、この差異は概ね 1,000 人程度となっている。

今回の人口推計に、国勢調査と住民基本台帳の差異である 1,000 人を上乗せすると、2030 年の人口は 65,130 人となり、総合計画における 2031 年目標人口（65,000 人）と概ね整合していると考えられる。

第2期
袖ヶ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略
【素案】
(第1期・第2期比較)

令和元年12月

袖ヶ浦市

目 次

I. まち・ひと・しごと創生総合戦略の全体像.....	2
1. 概要.....	2
II. 地方創生における基本目標.....	4
1. 国の方針.....	4
2. 人口ビジョンにおける目指すべき将来の方向性.....	4
3. 袖ヶ浦市の現状や課題.....	5
4. 本市の基本目標.....	6
III. 具体的施策.....	7
1. 施策の構成.....	7
2. 施策体系.....	8
3. 施策内容.....	9

《参考 まち・ひと・しごと創生法（抄）》

（市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）

第十条 （略）

2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、概ね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
- 二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 （略）

I. まち・ひと・しごと創生総合戦略の全体像

1. 概要

(1) 策定の意義

国では、人口急減・超高齢化という直面する大きな課題に対し、魅力あふれる地方の創生を目指して、2015年（平成26年）に長期ビジョン及び第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、東京一極集中の歯止めや地域の特性に即した地域課題の解決により魅力あふれる地方の創生を目指すこととしています。

また、2019年（令和元年）12月に策定した第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略では、第1期における4つの基本目標と、情報支援・人材支援・財政支援という「地方創生版・三本の矢」の支援の枠組を基本的に維持し、更に改善・強化すべきものを明確にして取組を進め、継続を力にして、地方創生のより一層の充実・強化に取り組んでいくこととしています。

本市においても、将来懸念される人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって持続的に発展していくために、2016年（平成27年）に袖ヶ浦市人口ビジョン及び第1期袖ヶ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下：総合戦略）として未来をひらく袖ヶ浦創生プランを策定し、地方創生の推進を図ってきました。

第1期総合戦略の計画期間が2019年度末をもって満了を迎えることから、これまで第1期総合戦略に位置付け推進してきた、結婚・出産・子育ての支援や働く場の確保など様々な取組の政策課題の整理を進めるとともに、国が新たに取上げている視点や、地方創生推進交付金等の活用、将来の人口減少や高齢社会の到来など、今後の社会、経済状況の変化への対応を踏まえ、人口減少の克服と地方創生への課題解決に取り組み、「みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦まち」を目指して、第2期総合戦略を策定するものです。

(2) 総合戦略の位置づけ

総合戦略は、人口ビジョンにおいて提示する本市の将来展望を踏まえ、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定により、本市における「しごとの創生」、「ひとの創生」、「まちの創生」に一体的に取り組むため、今後の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものです。

(3) 対象期間

総合戦略の対象期間は、総合計画前期基本計画と整合を図り、2020年（令和2年）度から2025年（令和7年）度までの6か年とします。

(4) 総合計画との関係性

本市の最上位計画として、2020年（令和2年）度から2031年（令和13年）度までの12年間を計画期間とする「袖ヶ浦市総合計画」があります。総合戦略は、総合計画を踏まえたうえで、人口減少対策・地方創生に資する特定の施策を位置づけ、特に重点的、分野横断的に取り組む重点取組の1つとして、相互に連携して推進します。

(5) 国の総合戦略との関係

※第2期戦略未定

国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方や政策5原則等を踏まえ、本市における、人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指します。

●「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方や政策5原則抜粋

1 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方

(1) 人口減少と地域経済縮小の克服

- ・本格的な人口減少時代の到来、地方と東京圏の経済格差による人口の一極集中
- ・地域経済の縮小により、人口の一極集中と地方人口減少に拍車がかかる。
- ・地方における負のスパイラルの解消、人口減少を克服し地方創生
 - ①東京一極集中を是正する。
 - ②若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する。
 - ③地域の特性に即して地域課題を解決する。

(2) まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

- ・地域経済の活性化、産業の高付加価値等による「しごとの創生」
- ・地方就労の促進や移住定住促進等による「ひとの創生」
- ・安心できる暮らしの確保や都市のコンパクト化、広域連携等による「まちの創生」

2 「まち・ひと・しごと創生」政策5原則

(1) 自立性

各施策、構造的な問題に対処し、地方公共団体等の自立につながるようにする。

(2) 将来性

地方が自主的かつ主体的に、前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く。

(3) 地域性

各地域の実態に合った施策を支援することとし、各地域は客観的データに基づき実状分析や将来予測を行い、「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するとともに、同戦略に沿った施策を実施できる枠組みを整備する。

(4) 直接性

限られた財源や時間の中で、最大限の成果を上げるため、施策を集中的に実施する。住民代表・産官学労の連携を促すことにより、政策の効果をより高める工夫を行う。

(5) 結果重視

明確なPDCAメカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う。

(6) 総合戦略の推進体制

総合戦略の推進に当たっては、市長を本部長とし、各部長級を構成員とする「袖ヶ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部」において、全庁的な体制で地方創生の取組を推進していきます。

また、市民や知識経験を有する者、各種団体等の役職員で構成する袖ヶ浦市総合計画審議会において、取組状況を検証し、必要な改善を図りながら進めていきます。

Ⅱ. 地方創生における基本目標

1. 国の方針

※第2期戦略未定

国の総合戦略では、4つの「基本目標」が掲げられており、この基本目標の達成に向けて政策を推進していくこととしている。

- 基本目標1 地方における安定した雇用を創出する
- 基本目標2 地方への新しい人の流れをつくる
- 基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 基本目標4 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、
地域と地域を連携する

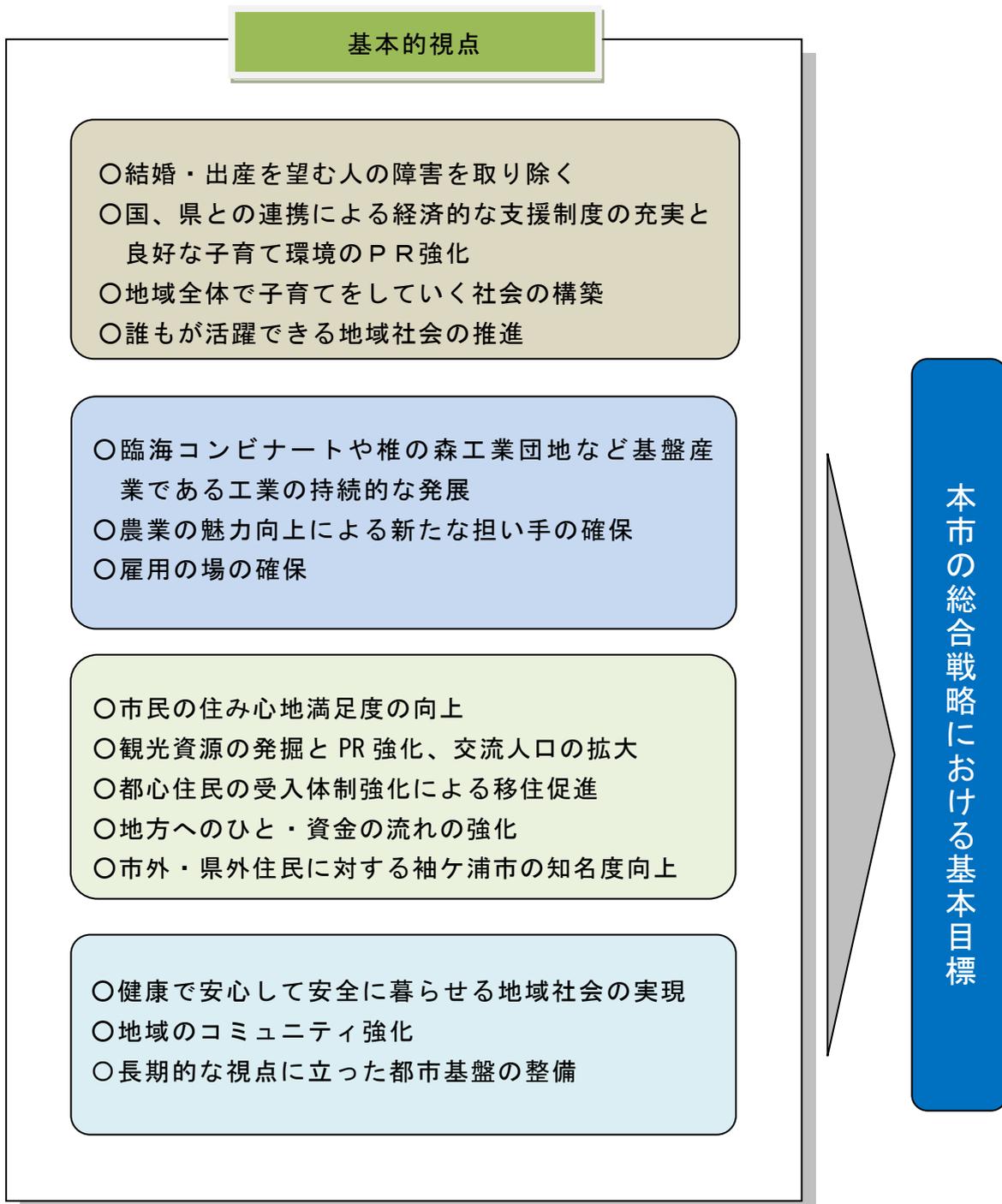
2. 人口ビジョンにおける目指すべき将来の方向性

袖ヶ浦市人口ビジョンでは、国が示す長期ビジョンや本市の人口の現状や課題を踏まえ、袖ヶ浦市が今後の人口問題に対応していくための今後の取組について、目指すべき将来の方向性として3点を掲げている。

- ① 結婚・出産・子育てに関する市民の希望の実現
- ② 産業の持続的な発展と安定的な雇用の場の確保
- ③ 地域資源を活用した交流人口の拡大と、それに基づく移住・定住の促進

3. 袖ヶ浦市の現状や課題

【総合戦略における本市の基本的視点】



4. 本市の基本目標

本市の基本的視点を踏まえ、計画期間の6年間で取り組む4つの「基本目標」について、以下の通り設定します。

基本目標①

～結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが活躍できるまち 袖ヶ浦～

国や県と連携しながら、結婚、出産、子育てに関する希望や理想を阻害する様々な要因を取り除くとともに、子どもが欲しいと考える市民を後押しすることで、市民の結婚や出産、子育てに関する希望がかない、誰もが活躍できるまちを目指す。

基本目標②

～生き活きと働くことができるまち 袖ヶ浦～

袖ヶ浦市の基盤産業である工業や農業の持続的発展を図り、市内産業で多くの働く場・機会を確保するとともに、さまざまな業種・業態の「しごと」によって多くの人を惹きつけ、市民が生き活きと安定的・長期的に働くことができるまちを目指す。

基本目標③

～住む人も訪れる人も満足できるまち 袖ヶ浦～

本市に住むことの魅力を高め、市民が満足できる生活を送ることができ、家族や友人などに誇れるまちとすることで、転入促進と転出抑制につなげるとともに、県内外から袖ヶ浦市に人を呼び込み、訪れる観光客が満足できるまちを目指す。

基本目標④

～地域がつながり、安心して暮らせるまち 袖ヶ浦～

地域内のコミュニティを活性化させ、地域で支え合う体制づくりを推進します。

また、防災・防犯対策の取組や活発でまとまりのある都市づくりの推進、SDGs・Society5.0など新しい時代の流れを取り込み、生涯にわたって安心して暮らせるまちを目指します。

Ⅲ. 具体的施策

1. 施策の構成

(1) 数値目標と基本的方向

4つの基本目標ごとに、数値目標を設定するとともに、その数値目標達成に向けてどのような施策を展開していくかという基本的方向を設定する。数値目標は、可能な限り、行政活動そのものの結果（アウトプット）ではなく、その結果として市民にもたらされた便益（アウトカム）とする。

(2) 具体的な施策・事業

基本目標ごとに構成する施策及び事業については、基本的方向を踏まえて設定する。

(3) KPI（重要業績評価指標）

具体的な施策については、それぞれに対して、客観的な重要業績評価指標である（KPI：Key Performance Indicator）を設定する。これについても可能な限り、アウトカムに関する指標で設定することとする。

2. 施策体系

本戦略における、基本目標、基本的方向、具体的な施策などの体系は以下の通りです。

基本目標	基本的方向	具体的な施策の方向性
基本目標 1 結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが活躍できるまち 袖ヶ浦	①結婚・出産・子育て支援の充実	(ア) 結婚・出産・子育ての切れ目のない支援の充実
		(イ) 幼児期の教育・保育の充実
		(ウ) 地域で子育てする仕組みの充実
	②学校教育の充実	(ア) 教育環境の充実
		(イ) 特色ある教育の推進
	③女性、高齢者、障害者、外国人など誰もが活躍できる地域社会の推進	(ア) 誰もが働きやすい社会の実現
(イ) 誰もが活躍できる地域社会の実現		
基本目標 2 生き生きと働くことができるまち 袖ヶ浦	①基盤産業である工業の持続的な振興	(ア) 市内立地企業の競争力強化
		(イ) 市外からの企業誘致の促進
	②未来を切り拓く力強い農業の実現	(ア) 担い手の確保・育成と農地の集約化による有効活用
		(イ) 農業の基盤及び競争力の強化
	③産業振興による雇用の促進	(ア) 企業と人の効果的なマッチングによる雇用促進
基本目標 3 住む人も訪れる人も満足できるまち 袖ヶ浦	①人を惹きつける魅力ある観光・商業の推進	(ア) 観光振興による交流人口・関係人口の拡大
		(イ) 商業振興による交流人口・関係人口の拡大
	②生涯を通じて学び、活動できる場や機会の充実	(ア) 文化・芸術活動の推進と、郷土の歴史の保存・活用
		(イ) スポーツ・レクリエーション活動の推進
	③ひと・資金の流れを強化する	(ア) 働く世代を中心とした移住・定住の促進
		(イ) 将来的な移住にもつながる「関係人口」の創出・拡大
		(ウ) 新たな資金の流れの強化
		(エ) 地域資源を活用した効果的かつ継続的なシティプロモーション
基本目標 4 地域がつながり、安心して暮らせるまち 袖ヶ浦	①地域連携の促進	(ア) 地域コミュニティの推進
		(イ) 広域連携の推進
	②防災力が高く、犯罪のない安全な地域づくり	(ア) 防災・消防力の強化
		(イ) 防犯体制の充実
	③健康で元気に暮らせる保健・福祉環境の整備	(ア) 市民の健康づくり活動の支援
		(イ) 地域における支え合い体制の確立
	④活発でまとまりのある都市づくりの推進	(ア) 快適で暮らしやすいコンパクトなまちの形成
		(イ) 持続的な交通ネットワークの形成
		(ウ) 公共施設等の計画的、効果的な利用
⑤新しい時代の流れを力にする	(ア) SDGs を原動力とした地方創生	
	(イ) Society5.0 の実現に向けた技術の活用	

3. 施策内容

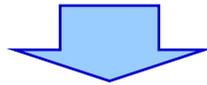
基本目標 1 ～結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが活躍できるまち 袖ヶ浦～

【参考】第1期

基本目標① ～結婚・出産・子育ての希望がかなうまち 袖ヶ浦～

国や県と連携しながら、結婚、出産、子育てに関する希望や理想を阻害する様々な要因を取り除くとともに、子どもが欲しいと考える市民を後押しすることで、市民の結婚や出産、子育てに関する希望がかなうまちを目指す。

数値目標：「合計特殊出生率」「理想の子ども数と予定子ども数の差異」



第2期

基本目標① ～結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが活躍できるまち 袖ヶ浦～

国や県と連携しながら、結婚、出産、子育てに関する希望や理想を阻害する様々な要因を取り除くとともに、子どもが欲しいと考える市民を後押しすることで、市民の結婚や出産、子育てに関する希望がかない、誰もが活躍できるまちを目指す。

◆ 数値目標

指標	基準値	数値目標 (R7)
合計特殊出生率	1.58 (H30)	1.74 (R6)
安心して子育てができると思う人の割合	73.5% (R1)	77.0%

① 結婚・出産・子育て支援体制の充実

◇ 基本的方向と重要業績評価指標（KPI）

【参考】第1期

本市において、今後予測される人口減少に対応していくには、出生率を高めることが重要であり、そのためには出会いから結婚・出産・子育てまでを切れ目なく支援し、より多くの方が結婚・出産の希望をかなえ、子どもを生み育ててもらうための取組を行っていくことが必要不可欠である。その一つとして、結婚に繋がる施策を展開することが重要で、出会いの場の提供や結婚を促進するための取組を進める。

本市は、これまでも子育て支援体制の充実に力を入れてきており、子育て環境は向上しているが、増加する保育需要への対応や子育ての様々なニーズに合わせたきめ細やかな対応がさらに求められている。子育て支援メニューの充実や子育てに係る負担の軽減等により、若い世代が安心して子どもを生み育てられるように支援体制の充実に向けた取組を進める。

重要業績評価指標（KPI）：「結婚相談所仲介の成婚件数」「婚姻届の件数」「特定不妊治療助成件数」「待機児童数」「ファミリーサポートセンターの援助件数」



第2期

本市は、子育て世帯の転入などに起因した社会増加により人口が増加を続けてきましたが、本市においても、近い将来に人口減少局面を迎えることが予想されています。

今後予想される少子化や人口減少に対応していくためには、社会増加への取組に加え、出生率を高めるための取組が重要となります。

本市の出生率は県内平均を上回っている状況が続いていますが、今後においても、本市の恵まれた子育て環境の中で、より多くの方に、結婚・出産の希望をかなえ、安心して子どもを生み育ててもらうために、出会いから結婚・出産・子育てまで切れ目ない総合的な支援を行います。

重要業績評価指標（KPI）

婚姻届の件数：604件（H30）→ 700件（R7）

待機児童数：0人（H30）→ 0人（R7）

ファミリーサポートセンターの援助件数：491件（H30）→ 560件（R7）

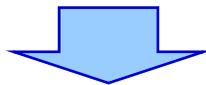
◇具体的な施策と主な事業

(7) 結婚・出産・子育ての切れ目のない支援の充実

【参考】第1期

市民の未婚者を減らすとともに、晩婚化の進行を防ぐため、結婚を望む未婚者の出会いの場を創出し、結婚のきっかけづくりを支援していく。

若い世代の市民が市内で安心して子どもを産み育てる環境をつくるため、妊娠から出産・育児までの継続した支援に取り組む。また、命の大切さや出産に関する正しい知識の習得の場や赤ちゃんとの触れ合いの場の提供等について検討していく。



第2期

結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえるとの観点から、結婚を望む未婚者の出会いの場を創出し、結婚へのきっかけづくりを支援していきます。

また、妊娠から出産・子育てまで、それぞれのライフステージに応じた専門職による相談体制の充実や、不妊治療に取り組やすい環境の整備、産前産後期におけるヘルパー派遣、世代間の同居・近居の支援など、子育て世帯の状況に応じた支援の充実を進めるとともに、身近なところで適切な医療サービスが安定的に受けられるよう、地域医療体制の充実に取り組みます。

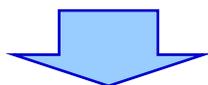
《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
結婚相談事業	結婚を希望する独身男女に対して、結婚に向けた出会いの場を提供するとともに、相談及び支援を行います。	市民活動支援課
子育て世代包括支援事業	子育て世代の市民が安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するため、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行います。	子育て支援課
特定不妊治療費等助成事業	不妊治療は、不妊に悩まれ、身体的、精神的負担も大きい上に、費用が高額になることも多く、経済的理由から十分な治療を受けることを諦めざるを得ない方も少なくないため、特定不妊治療費と男性不妊検査費の助成をします。	健康推進課
産前産後ヘルパー派遣事業	妊娠期又は産後期において、家族等から十分な家事又は育児の援助が受けられない母親等の負担軽減を図るため、家事及び育児を援助するホームヘルパーを派遣します。	子育て支援課
地域医療体制の確保	市内に産婦人科がなく、市民は出産やがん検診等では近隣市の産婦人科を利用していることから、医師会や県などと産婦人科機能の充実に向けた協議をかさね、安心できる医療体制づくりに取り組みます。	健康推進課
世代間支え合い家族支援事業 (再掲あり)	高齢者と子等が新たに袖ヶ浦市で同居又は近隣に居住するため、住宅の新築、購入、増改築、転居等に要する費用の一部を助成することにより、世代間でお互いに支え合いながら生活する多世代家族の形成を促進し、高齢者の孤立を防ぐとともに、家族の絆の再生を図ります。	高齢者支援課

(イ) 幼児期の教育・保育の充実

【参考】第1期

待機児童の解消を図るとともに、就労形態の多様化に対応するため、家庭と子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、本市の実情に対応した保育・教育の提供体制を確保し、子どもの健やかな成長を支援する。



第2期

待機児童の早期解消を図るため、私立保育施設の開設を支援し、保育サービス量を確保します。

また、核家族化の進行や共働き世帯の増加、交通網の整備に伴う保護者の通勤範囲の拡大など、就業形態の多様化が今後も進展することが見込まれるため、多様化する保育ニーズに応えるサービスの展開など、幼児教育・保育の質の充実を図り、子どもの健やかな成長を支援します。

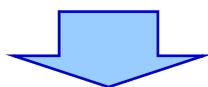
《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
私立保育施設等整備助成事業	増加する保育ニーズに対応するため、民間事業者による認定保育園、小規模保育園等の施設整備費の一部を助成することで、子育て環境の整備を推進します。	子育て支援課
保育所入所待ち児童支援事業	保育所への入所申請をしたものの入所待機となった児童について、保護者の経済的負担を軽減するため、特定保育や一時保育、認可外保育所を利用した際の費用について助成を行います。	保育課
多様なニーズに応じた保育サービス事業	児童を持つ保護者が安心して子育てができるよう、多様なニーズに対応した一時預かり、延長保育、休日保育、病児・病後児保育など各種保育サービスを実施していきます。	保育課
地域子育て支援拠点事業	児童を持つ保護者が安心して子育てができるよう、子育て支援センターを運営する私立保育施設へ助成を行います。また、平川地区の幼保連携と併せて子育て支援センターの設置を検討します。	保育課
平川地区幼保連携推進事業	平川地区における幼児教育及び保育施設のあり方について検討し、その検討結果を踏まえて整備を推進します。	子育て支援課
子ども医療費助成事業	子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、中学生までの医療費、調剤費等の一部助成します。	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費助成事業	母子家庭の母・父子家庭の父・ひとりで児童を養育する養育者及び18歳の年度末までの児童などに対し、医療費、調剤費等の一部を助成します。	子育て支援課

(ウ) 地域で子育てする仕組みの充実

【参考】第1期

少子化や核家族化、女性の社会進出が進む中、育児を主に担っている母親の負担感が増していることから、子育ての負担感を軽減するため、ファミリーサポートセンターの運営や世代間の同居・近居の支援など、地域で子育てを支える仕組みの充実に取り組む。



第2期

核家族化の進展や共働き世帯の増加が進む中、育児を主に担っている母親の子育ての負担感を軽減するために、ファミリーサポートセンターなど地域コミュニティでの支え合いや、放課後児童クラブの環境整備、放課後子供教育の実施など、行政・事業者・地域が一体となった子育て支援の取組の充実を図ります。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
ファミリーサポートセンター事業	地域の子育て環境の向上を図るため、育児援助の希望者（利用会員）と援助希望者（提供会員）が会員となり、地域における育児の相互援助活動を推進するファミリーサポートセンターを運営します。	子育て支援課
放課後児童クラブ支援事業	保護者が昼間家庭にいない小学生に、放課後の適切な遊びと生活の場を提供するため、放課後児童クラブの運営と民設放課後児童クラブへの助成を行います。	子育て支援課
放課後児童クラブ施設整備事業	保護者が昼間家庭にいない小学生に、放課後の適切な遊びと生活の場を提供するため、小学校の余裕教室又は学校敷地内に放課後児童クラブの整備を行います。	子育て支援課
放課後子供教室推進事業	放課後の学校施設を活用し、子どもの安全・安心な活動場所を提供します。 異学年活動、地域住民との世代間交流などを実施し、地域の教育力の向上や心豊かで健やかな児童の育成を図ります。	生涯学習課

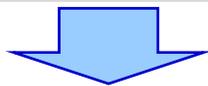
② 学校教育の充実

◇ 基本的方向と重要業績評価指標（KPI）

【参考】第1期

本市の学校教育は、「生きる力」の要素となる「豊かな心」「確かな学力」「健やかな体」のバランスのとれた児童生徒の育成に努めており、現在でもその充実ぶりは誇れるものである。親が子どもの将来に希望が持て、子どもたちが社会の一員として個性を伸ばしながら自立していくため、今後も引き続き基礎・基本の確実な習得による確かな学力の向上、豊かな人間性を育む心の教育の充実に向けた取組を進める。

重要業績評価指標（KPI）：「支援効果が認められた児童生徒の割合」「調べる学習コンクールの出品率」



第2期

長い期間をかけて培われてきた本市の特色である教育の更なる充実に向けて、「生きる力」を育む学校教育の要素となる「確かな学力」や「豊かな心」、「健やかな体」のバランスの取れた児童生徒の育成に努めます。

親が子どもの将来に希望が持て、子どもが未来に向けて、自らの人生を拓き、生き抜いていくための力を培っていくため、今後も引き続き、基礎・基本の確実な習得による確かな学力の向上、豊かな人間性を育む心の教育の充実、家庭や地域の教育力を生かした教育を推進します。

重要業績評価指標（KPI）

学校が楽しいと感じる児童・生徒の割合：88.4%（H30）→ 90.0%（R7）

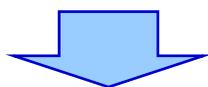
「挨拶がよくできる」児童生徒の割合：87.9%（H30）→ 90.0%（R7）

◇具体的な施策と主な事業

(7) 教育環境の充実

【参考】第1期

将来を担う子どもたちの健やかな成長を育むため、個性に応じたきめ細かい教育体制を整備するとともに、学校施設の適正な維持管理を行い、児童生徒が安心して学ぶことのできる環境づくりを推進する。また、特別な支援を必要とする児童生徒に対し、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う。



第2期

将来を担う子どもたちの健やかな成長を育むため、個性に応じたきめ細かい教育体制の整備や、特別な支援を必要とする児童生徒への適切な教育や指導を通じて必要な支援を行います。

情報教育を行うための環境整備を進め、ICTを活用した学習活動に取り組みます。

学校施設の適正な維持管理や、今後の児童生徒数の動向を踏まえた普通教室の計画的な確保に取り組みます。

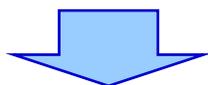
《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
小中学校基礎学力向上支援教員配置事業	学力の個人差解消を図るため、教員免許状を有する講師を配置して、個に応じたきめ細かい指導を行います。	学校教育課
小中学校特別支援教員活用事業	通常学級において、障がい及びその傾向のある児童生徒に対して、当該児童生徒の学力や社会性及び基本的な生活習慣の定着が図れるよう、特別支援教員を配置し、学習・生活上の指導・支援を行います。	学校教育課
小中学校情報教育推進事業 (再掲あり)	児童生徒の学習の基盤となる情報活用能力の育成を図るため、コンピュータや情報通信ネットワークなど学校のICT環境整備を行い、教科横断的に学習活動の充実に取り組みます。	学校教育課
学校ICT教育支援事業 (再掲あり)	市内全小中学校、市立幼稚園等のインターネットを安定的に接続し、市内小中学校の学習での活用を図るとともに、学校ICTインストラクターを各小中学校に派遣することにより、ICT機器や学習ソフトの利活用促進を図ります。	総合教育センター
学校環境整備事業（小中学校トイレ改修事業）	老朽化したトイレの排水設備等の更新、和式便器から洋式便器への改修及び床の乾式化を行い、衛生的で良好な教育環境を整備する。また、緊急時の避難所としての機能強化を図ります。	教育総務課

(イ) 特色ある教育の推進

【参考】第1期

自ら主体的に学ぶ児童・生徒を育成するため、児童生徒の発達段階に応じた、社会体験活動、自然体験活動、読書活動を推進し、学校教育活動全体を通して児童生徒の豊かな心を育む。



第2期

自ら主体的に学ぶ児童・生徒を育成するため、児童生徒の発達段階に応じた、読書活動、社会体験活動、自然体験活動、外国語教育を推進し、学校教育活動全体を通して児童生徒の豊かな心を育みます。

また、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を認識し、連携・協力を進め、家庭や地域の教育力を生かした教育を推進します。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
小中学校読書教育推進事業	児童生徒の読書意欲を高めるため、学校図書館に学校司書を配置します。 学校図書館の機能を高めて読書教育の推進を図ります。	学校教育課
小中学校体験活動推進事業	自然体験活動を通して、感動する心や協調性、思いやり、自主性などを培い、心豊かなたくましい児童を育成します。 災害時における環境等の変化にも対応できる能力の向上を図ります。	学校教育課
外国語教育支援事業	外国語指導助手の派遣により、外国語（英語）によるコミュニケーションの機会を児童生徒に確保します。 ALTコーディネーター派遣による適切な授業支援を行います。	総合教育センター
子どもを育む、学校・家庭・地域連携事業	学校支援ボランティアを育成しながら、その活用を図ります。また、地域に開かれた学校を目指して、学校の情報を発信します。	学校教育課

③ 女性、高齢者、障害者、外国人など

誰もが活躍できる地域社会の推進

◇ 基本的方向と重要業績評価指標（KPI）

第2期より新規

人口減少や少子高齢化が進行する中で、活気あふれる地域をつくるために、まちづくりの担い手である市民の誰もが、それぞれの知識・能力・経験等を十分に活かすことができ、本人の希望に応じて活躍できるまちづくりを進めます。

重要業績評価指標（KPI）

就労支援セミナー・相談会参加者数：17人（H30）→ 23人（R7）

就労マッチングによる就職者数：0人（H30）→ 10人（R7）

男女共同参画セミナー等の参加者数：120人（H30）→ 130人（R7）

◇具体的な施策と主な事業

(7) 誰もが働きやすい社会の実現

第2期より新規

少子高齢化に伴い全国的に労働力の確保が課題となるなか、女性や子育て世代、高齢者など多様な人材が就労しています。

女性や子育て世代のさらなる就労を支援するため、雇用のマッチングやセミナーの開催など、就労機会の拡大を図ります。

また、若年層の市外流出防止や移住・定住促進を進めるため、就労機会の確保に努めます。

高齢者がこれまで培った能力や経験を活かして、いつまでも生きがいをもって生き活きと暮らせるよう、就労による社会参加の機会の充実に努めます。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
就労支援事業	ハローワーク、ジョブカフェちば、千葉県ジョブサポートセンター等と連携して、求職者の就職に向けたセミナーを開催し、多様な世代の方が希望する形で就労できるよう支援を行います。	商工観光課
シルバー人材センター支援事業	高齢者が健康でいきいきとした暮らし、生活の充実を図るため、高齢者の経験と技能を活かした就労の場を確保するシルバー人材センターの運営を支援します。	高齢者支援課

(イ) 誰もが活躍できる地域社会の実現

第2期より新規

女性の就労機会の拡大や、外国人訪問者の増加と定住化の進展など、社会の価値観の多様化が進む中で、本市の活力を維持・発展させるためには、市民の誰もが生きがいを持って、それぞれの持つ力を発揮し、様々な形で社会参加していくことが重要です。

性別、国籍等の違いに対する市民の理解を深め、あらゆる分野においてその個性や能力を発揮して活躍できる地域社会の実現に取り組みます。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
男女共同参画推進事業	男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画の意識づくりに取り組みます。また、男女が対等な立場で参画し、その個性や能力を発揮して活躍できるよう、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの普及促進に向けて取り組みます。	市民活動支援課
多文化共生推進事業	外国人住民が安心して暮らせるよう、生活支援情報（医療・防災等）や案内標識等の多言語化を行います。また、関係団体等と連携を図りながら、外国人の地域交流の場への参加促進に取り組みます。	市民活動支援課
国際交流推進事業	互いの文化等を理解するため、袖ヶ浦市国際交流協会によるイベント等の開催・支援をします。また、国際交流推進のため、市主催によるイベント等を行います。	市民活動支援課

基本目標 2

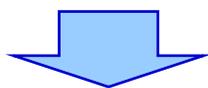
～生き活きと働くことができるまち袖ヶ浦～

【参考】第 1 期

基本目標② ～生き活きと働くことができるまち 袖ヶ浦～

袖ヶ浦市の基盤産業である工業や農業の持続的発展を図り、市内産業で多くの働く場・機会を確保するとともに、さまざまな業種・業態の「しごと」によって多くの人を惹きつけ、市民が生き活きと安定的・長期的に働くことができるまちを目指す。

数値目標:「製造品出荷額(工業統計調査)」「市内民営事業所従業者数(経済センサス)」
「市内に「働く場」が十分確保されていると思う市民の割合」



第 2 期

基本目標② ～生き活きと働くことができるまち 袖ヶ浦～

袖ヶ浦市の基盤産業である工業や農業の持続的発展を図り、市内産業で多くの働く場・機会を確保するとともに、さまざまな業種・業態の「しごと」によって多くの人を惹きつけ、市民が生き活きと安定的・長期的に働くことができるまちを目指す。

◆ 数値目標

指標	基準値	数値目標 (R7)
市内における起業・創業件数	8 件 (H30)	10 件
新規就農者数	2 人 (H30)	2 人
市内の職場が働きやすい (働きやすそう) と感じる市民の割合	47.1% (R1)	48.9%

① 基盤産業である工業の持続的な振興

◇ 基本的方向と重要業績評価指標（KPI）

【参考】第1期

本市の臨海部に立地するコンビナートは、市の産業の根幹を支えるとともに、雇用、税収面でも多大な役割を担っている。また、現在県と共同で整備を進めている袖ヶ浦椎の森工業団地には今後新たな企業が立地するほか、市内の多くの中小・小規模企業が地域産業を支えている。グローバル経済の進行や国内マーケットの縮小など、国内製造業を取り巻く環境は厳しいものの、本市に立地する企業が地域に根ざし、本市の産業を先導していけるよう、企業が事業活動しやすい環境を整備し、本市に立地する価値を高めていく。

重要業績評価指標（KPI）：「椎の森工業団地分譲率」「企業振興条例指定件数（累計）」



第2期

本市の特色である、全国有数の工業が立地する臨海部のコンビナートや椎の森工業団地は、市の産業の根幹を支えるとともに、雇用、税収面でも多大な役割を担っています。

本市に立地する企業が地域に根ざし、本市の産業を先導していけるよう、企業が事業活動しやすい環境整備に取り組み、本市に立地する価値を高めていきます。

また、市内の中小企業が、本市の強みを活かして稼ぐ力を高めるため、生産性の向上や競争力の強化、創業支援、事業承継対策などの支援に取り組み、地域経済の好循環を推進します。

重要業績評価指標（KPI）

企業振興条例指定件数（年間）：2件（H30）→ 5件（R7）

進出希望企業と土地所有企業のマッチング成立数（累計）：

0件（R1）→ 2件（R7）

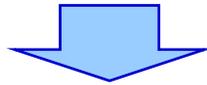
◇具体的な施策と主な事業

(7) 市内立地企業の競争力強化

【参考】第1期

市内立地企業の経営安定化と事業の高度化を図るため、企業振興条例により、一定規模以上の設備投資に対して助成を行い、新規設備投資を促進するとともに、市商工会と連携し、中小企業融資資金利子補給制度などにより、中小・小規模事業者の経営を支援する。

また、千葉県をはじめ近隣自治体との連携・協力のもと、立地企業の生産活動の効率化や高付加価値化等、競争力強化につながる規制緩和等の対応策を検討し、臨海コンビナートの立地企業の競争力確保・強化を図る。



第2期

市の基盤産業である工業の生産性の向上や高付加価値化を図るため、新たな企業の立地や大規模設備投資に対する奨励金の交付を行うとともに、事業活動しやすい環境を整備するため、県及び近隣自治体と連携し規制緩和等の対応策を検討し、本市に立地する企業の競争力強化を図ります。

また、市内の中小企業の経営強化を図るため、事業資金面の支援や経営相談等、きめ細かいサポートを行います。特に中小企業経営者の高齢化が進む中、事業継承が円滑に進むための支援を行います。

市内での創業を促進するため、商工会や金融機関等と連携しながら、相談体制の充実やセミナー等の開催による支援を行います。

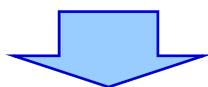
《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
企業等振興支援事業	企業経営の安定化と事業の高度化、産業の振興、雇用の場の確保を図るため、一定規模以上の設備投資に対して助成により企業の新規立地、設備投資を促進するとともに、県及び近隣市と連携しながら規制緩和等の側面的支援を行います。	商工観光課
中小企業支援事業	人材や資金面など経営資源が弱い中小企業について、融資や利子補給制度により、資金の支援を行うとともに、経営相談等に対応する相談体制を充実し、きめ細かな支援を行います。	商工観光課

(イ) 市外からの企業誘致の促進

【参考】第1期

持続的に雇用や税収を確保していくため、市外からの企業誘致を促進する。候補地は現在県と共同で整備を進めている袖ヶ浦椎の森工業団地(2期地区)となるが、税収・雇用への波及効果が大きい食品関連産業や流通加工業のほか、今後の成長が期待できる環境・エネルギー産業や医療・健康寿命延伸産業等の業種を中心に新たな企業の誘致を行う。



第2期

持続的に雇用や税収を確保していくために、新たな企業の誘致を促進する必要がありますが、臨海部の工業地域や袖ヶ浦椎の森工業団地への企業進出が進んでおり、市内への立地希望に対応する工業用地が不足していることが課題となっています。

このため、新たな企業の誘致を促進するため、既存企業が保有する未利用地等の利活用に向けた取組を行います。

また、インターチェンジ周辺部とそれに接続する幹線道路沿線など土地活用の需要が高い地区への誘導を図ります。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
産業用地利活用推進事業	企業立地が順調に推移する中、その受け皿となる産業用地が不足していることから、企業が所有する未利用地等の利活用を推進するため、現況調査を行い今後の利活用について検討します。	商工観光課

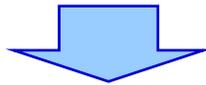
② 未来を切り拓く力強い農業の実現

◇ 基本的方向と重要業績評価指標（KPI）

【参考】第1期

本市は、肥沃な大地や温暖な気候など恵まれた自然環境から、水稻、野菜、果樹、酪農、養鶏などが盛んに行われており、本市の基幹産業の一つとなっている。しかしながら、農家の高齢化による担い手の確保や耕作放棄地の対策などに加え、今後は、割安な海外産の農畜産物の流入などの競争環境の激化が予想され、農業を取り巻く環境は厳しさを増している。このようななか、本市の農業の未来を切り拓くため、大消費地である首都圏に位置し、交通アクセス性にも優れた本市の立地特性や豊かな地域資源を活かした農業ビジネスを強化し、収益性の高い農業経営を展開しながら、担い手の確保や耕作放棄地の対策などを進める。

重要業績評価指標（KPI）：「新規就農者数」「6次産業化の取組件数」「認定農業者数」「人・農地プラン作成件数」「耕作放棄地解消面積」



第2期

本市は、肥沃な大地や温暖な気候などの恵まれた自然環境に加え、首都圏に位置するという立地性から、水稻、野菜、果樹、酪農、養鶏などが盛んに行われていますが、農家の高齢化による担い手の不足や災害のリスクなど、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

このような中、本市の農業の未来を切り拓くため、豊かな地域資源を活かした農業ビジネスを強化し、収益性の高い農業経営を展開しながら、担い手の育成や農業基盤整備、付加価値を持った農畜産物づくりなどに取り組み、力強い農業への転換を図るとともに、収穫体験などの農業体験を通じて交流人口の増加を図ります。

重要業績評価指標（KPI）

認定農業者数（累計）：159人（H30）→ 171人（R7）

人・農地プラン作成件数（累計）：6件（H30）→ 9件（R7）

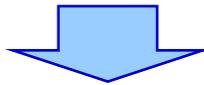
6次産業化の取組件数（累計）：5件（H30）→ 8件（R7）

◇具体的な施策と主な事業

(7) 担い手の確保・育成と農地の集約化による有効活用

【参考】第1期

市内農業の担い手確保のため、市内外の農業後継者や農業に関心のある若者等に対し、技術習得や農地の確保、資金調達、法人等への就職などさまざまな就農相談に応じ、就農意欲を喚起し、新規就農者の育成確保を図る。また、就農後にも青年就農給付金の活用を促進するとともに、セミナー等の情報提供により、農業者として確実に定着できるよう支援する。



第2期

新たに就農を目指す人が、本市の農業の担い手として活動していけるよう、相談体制を整備し、情報提供に努めるとともに、農地を取得しやすい環境を整え新規就農者等の受入れを促進し、農地の有効利用を図ります。

また、地域農業の将来像である「人・農地プラン」の作成など農地集積・集約化の支援を行い、生産効率の向上と経営規模の拡大による農業の競争力を高め、自立できる農業経営体の育成を図ります。

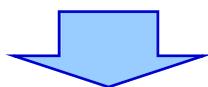
《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
担い手育成・支援対策事業	農業関係機関や集落等と調整し、農地中間管理事業の活用による農地集積の促進や「人・農地プラン」の作成を支援し、地域・集落単位による経営体や認定農業者などの担い手を育成します。	農林振興課
新規就農者支援対策事業	新規就農者が早期に安定した営業経営が行えるよう、県やJAなど農業関係機関と連携し、栽培技術の習得、農地の確保、機械・施設導入の経費等について支援します。	農林振興課
県営経営体育成基盤整備事業（浮戸川上流Ⅲ期地区）	農業経営の合理化を図るため、ほ場の区画形質の改善や乾田化、農道整備、用排水整備等、生産性の高いほ場整備を行うとともに、担い手の育成や農地の集積を促進します。	農林振興課
県営経営体育成基盤整備事業（武田川下流地区）	農業経営の合理化を図るため、ほ場の区画形質の改善や乾田化、農道整備、用排水整備等、生産性の高いほ場整備を行うとともに、担い手の育成や農地の集積を促進します。	農林振興課
土地改良推進事業	農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の長寿命化やパイプライン化・ICT化等の整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化、高収益作物の導入、水利用の効率化・水管理の省力化等を推進します。	農林振興課

(イ) 農業の基盤及び競争力の強化

【参考】第1期

農業生産の基礎となる農地等について、良質な農作物を低コストで安定的に生産できるように、農業基盤の整備を推進する。また、農畜産物のブランド化や6次産業化による販路開拓支援、収穫体験や農家レストランなどのグリーンツーリズムによる「観光」としての農業の推進により、農家や集落営農組織など収益力を向上させ、競争力強化につなげる。



第2期

農業生産の基礎となる農地等について、良質な農作物を低コストで安定的に生産できるように、農業の基盤強化を推進します。

農畜産物の生産拡大に向けて、加工・販売を一体的に行う6次産業化への取り組みや高付加価値化を図る新たな商品づくりを推進するとともに、農商工連携による新たな販路拡大への支援を行い、稼げる農業への転換を促進します。

交通アクセスに恵まれた環境を活用した収穫体験など、本市の農業とふれあう機会を拡大することで、交流人口の増加に努めます。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
農畜産物の魅力向上事業	農産物の高品質化と消費者の安全・安心へのニーズに対応できるよう、環境にやさしい農産物の普及拡大を推進します。また、生産者が自ら加工・販売を行う6次産業化に取り組む農業者へ補助事業等を活用した支援を行うとともに、商業者との連携から市内産農産物の活用や販路拡大を促進します。	農林振興課
体験農園支援事業 (再掲あり)	体験農園を開設する農業者に対し、利用者募集の支援や補助金の交付により開設支援を行い、体験農園の開設を推進し安定した農業経営を確立するとともに、市民等への農業体験機会の拡大を図ります。	農林振興課

③ 産業振興による雇用の創出

◇ 基本的方向と重要業績評価指標（KPI）

【参考】第1期

多くの人々が市内に定住するためには、地域経済の活性化を図り、多様な人材が自ら持つ能力を発揮して、安定した所得を得ることができる「働く場」が必要となる。

このため、既存産業の活性化や創業の支援などにより働きたい人の働く場の確保を進め、若者、女性、高齢者などの就労を支援する。

重要業績評価指標（KPI）：「創業件数」「就職面接会等の参加者数」「シルバー人材センター会員の就業率」



第2期

多くの人々が市内に定住するため、多様な人材が安定した所得を得ることができるよう、雇用機会の確保や良好な労働環境の整備を図ります。

一方、市内企業においても働き手不足が深刻な課題となっており、高い生産性と労働者の満足度の双方を実現していくような働き方や、女性や高齢者など多様なライフスタイルに応じた働き方を実現する雇用形態の導入への意識啓発を図り、働き手不足の解消を図ります。

重要業績評価指標（KPI）

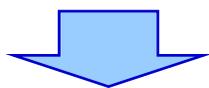
就労マッチングへの参加人数：97人（H30）→ 125人（R7）

◇具体的な施策と主な事業

(7) 企業と人の効果的なマッチングによる雇用促進

【参考】第1期

市内企業が安定的に雇用を確保でき、市民が安心して働くことができるよう、本市を管轄するハローワークや、袖ヶ浦高校などとの連携により、県や市、就業支援機関などが行う情報サービスの利用促進、就職説明会や求人・求職マッチングイベントなどの情報提供を行い、効果的な雇用のマッチングを推進する。また、市内の新たな雇用の場を創出するため、市内の創業希望者へのワンストップ支援を行う。



第2期

市内企業の生産性向上と若者や女性にとって魅力的な雇用機会の創出を推進し、働く意欲を持つ誰もがいきいきと働くことのできる環境整備を図ります。

また、若年層労働力の減少や流出などにより、市内企業における人材確保が困難となっていることから、関係機関や近隣市、民間企業等と連携し、合同就職面接会や会社説明会を開催し、市内企業と求職者のマッチングを強化します。

特に、市内企業の若年層の雇用機会の創出等による若者の就業など、若年層のU I Jターン就職や地元定着を促進するための取組を推進します。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
雇用促進事業 (再掲あり)	市内企業の雇用機会を確保するため、合同就職面接会や合同会社説明会を開催し、市内企業と就職希望者とのマッチングを図ります。 また、人手不足への対策として、外国人労働力を活用を検討していくため、市内企業に対し外国人労働者の受け入れ意向を確認するとともに、外国人の雇用に関するノウハウ等の情報提供を行います。	商工観光課
介護人材確保 育成支援事業	介護サービス等に従事する人材の確保・定着を図ることを目的に、介護人材確保と育成を支援します。	介護保険課

基本目標 3

～住む人も訪れる人も満足できるまち袖ヶ浦～

【参考】第1期

基本目標③ ～住む人も訪れる人も満足できるまち 袖ヶ浦～

市民が家族や友人などに誇れる・自慢できるまちとすることで、転入促進と転出抑制につなげるとともに、県内外から袖ヶ浦市に人を呼び込み、訪れる観光客が満足できるまちを目指す。

数値目標：「人口動態における社会増減数」「観光入込客数」「市に「定住意向」を持つ市民の割合」「市の知名度（市外住民の本市の認知度）」



第2期

基本目標③ ～住む人も訪れる人も満足できるまち 袖ヶ浦～

本市に住むことの魅力を高め、市民が満足できる生活を送ることができ、家族や友人などに誇れるまちとすることで、転入促進と転出抑制につなげるとともに、県内外から袖ヶ浦市に人を呼び込み、訪れる観光客が満足できるまちを目指す。

◆ 数値目標

指標	基準値	数値目標 (R7)
年間観光入込客数	175 万人 (H30)	185 万人
本市に今後も「住み続けたい」と思う市民の割合	87.0% (R1)	90.0%
人口動態における社会増減数		2,000 人

① 人を惹きつける魅力ある観光・商業の推進

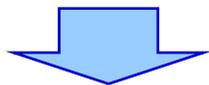
◇ 基本的方向と重要業績評価指標（KPI）

【参考】第1期

本市は東京湾アクアラインの活用による都心からのアクセス性が高いうえ、自然が多く残された里山や美しい景観、のどかな田園地帯などの地域資源があり、都会にはない観光地としての魅力を有している。これらの地域資源の魅力を再発掘し情報発信していくとともに、市民の観光に対する意識の高揚を図ることで、人を惹きつける魅力あふれる観光のまちを目指す。

また、市の商業振興を担う商工会を中心に、市内の事業者のネットワークを広げ、にぎわいと交流のある商業のまちを目指す。

重要業績評価指標（KPI）：「観光入込客数」「一店逸品運動の参加事業所数」「観光協会 HP アクセス数」



第2期

本市は東京湾アクアラインの活用による都心からのアクセス性が高いうえ、東京ドイツ村や多くの若者を動員する音楽イベント、観光農園などの市外から人を呼び込める観光資源や、自然が多く残された里山や美しい景観、のどかな田園地帯などの地域資源があり、都会にはない観光地としての魅力を有しています。

今後も持続的に人が集うために、趣味やレジャーの多様化により変化している観光客のニーズに対応するとともに、本市が有する強みや地域の特性を活かして、これまで以上に人々が行き交い、にぎわいのあるまちとしての魅力を高める取組を推進します。

また、市の商業振興を担う商工会を中心に、市内の事業者のネットワークを広げ、にぎわいと交流のある商業のまちを目指します。

重要業績評価指標（KPI）

観光入込客数：175万人（H30）→ 185万人（R7）

特産推奨品認定数：6品（H29）→ 8件（R）

一店逸品運動・まちゼミ参加店舗数：28店（H30）→ 33店（R7）

◇具体的な施策と主な事業

(7) 観光振興による交流人口の拡大

【参考】第1期

観光客数の増加による産業・経済の活性化を推進するとともに、観光地として本市のイメージアップを図るため、本市の魅力を発信する観光プロモーション等を実施し、交流人口の増加を図る。



第2期

観光地としての魅力を高め、観光客数の増加による地域経済の活性化につなげるため、観光協会を中心に観光関係団体の支援を行うとともに、本市の魅力発信や外国人旅行者に対応した取組、観光客の市内回遊性を高める取組などを進め、人を惹きつける魅力あふれる観光のまちを目指します。

大学や高等学校との連携による地域資源を活用した新たな産業創出や価値創造への取組の支援や、観光業と農林業や商業等との戦略的連携により、「市外から稼ぐ」新たな観光資源や特産品等の発掘・宣伝に取り組みます。

首都圏からの交通アクセスに恵まれた環境を活用し、首都圏在住の方に本市の農業とふれあう機会を拡大することで、交流人口の拡大に努めます。

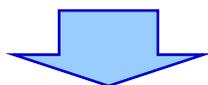
《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
袖ヶ浦市観光協会活動支援事業	袖ヶ浦市及び周辺地域の豊かな自然、文化等の観光資源を活用し、観光地としての魅力を高め、観光事業の健全な振興を図ることにより、地域経済の活性化、地域文化の維持発展に寄与することを目的に事業を展開する（一社）袖ヶ浦市観光協会（以下「観光協会」）の運営を支援する。	商工観光課
観光情報発信事業	観光協会を事業主体として、HPやSNSのほか、紙媒体を活用した観光ガイドマップなど、様々な方法により情報発信していく。FARM COURT 袖ヶ浦を活用し、観光情報を含めた本市の魅力を国内外へ情報発信をしていく。	商工観光課
観光・直売型農業推進事業	生産者と消費者の交流を促進するとともに、農畜産物直売所「ゆりの里」を拠点とした食育活動と地産地消を促進します。また、農業の活性化を図るため、生産組織の育成を支援し、計画栽培、出荷による安定経営を支援します。	農林振興課
地域資源活用商品開発支援事業	大学、高等学校との連携により、若者の視点による本市の豊かな地域資源の新たな活用方法について検討を進めます。また、市の地域資源を活用した農工商連携に自主的に取り組む事業者等の増加を図ります。	商工観光課
地域回遊促進事業	特産推奨品認定事業を会員等にPRし、多くの商品を特産推奨品として認定し、種類や品数を増やす。 主要拠点から観光施設までの移動手段の検討 スタンプラリー事業の拡張	商工観光課
体験農園支援事業 (再掲)	体験農園を開設する農業者に対し、利用者募集の支援や補助金の交付により開設支援を行い、体験農園の開設を推進し安定した農業経営を確立するとともに、市民等への農業体験機会の拡大を図ります。	農林振興課

(イ) 商業振興による交流人口の拡大

【参考】第1期

袖ヶ浦駅周辺地域など、市民だけでなく市外からも多くの人が集まる場所において、商工会や観光協会などによるイベントを積極的に行い、まちのにぎわいを創出し、交流人口の拡大を図る。



第2期

地域の商業施設の集客力を向上させるため、各個店の魅力を高める取組を進めることで、商店街の活性化を促進します。

市内の事業者のネットワークを広げ、市の商業振興を担う商工会や観光協会などによるイベントを積極的に行い、にぎわいと交流のある商業のまちづくりに取り組みます。

また、今後事業者のニーズが高まる電子決済などIT化対応について支援を行います。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
商店街魅力向上事業	商店街の環境整備やイベント等の活動を支援することにより魅力向上を図ると共に、持続可能な商店街づくりを進めます。	商工観光課

② 生涯を通じて学び、活動できる場や機会の充実

◇ 基本的方向と重要業績評価指標（KPI）

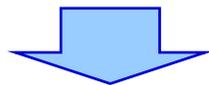
【参考】第1期

ライフスタイルに応じた学習活動ができるようにするため、生涯学習推進体制の充実を図り、市民自らが主体的に学習活動に取り組むことができるように支援する。

また、郷土の伝統芸能や伝統文化や、文化芸術の振興を図り、市民の郷土への帰属意識や郷土愛を育むとともに、市内の文化芸術活動の活性化を図る。

地域における学習に加えて、子どもから高齢者まで体を動かす機会と場を確保し、青少年の健全育成や地域住民のつながりを高めるスポーツ環境の整備も進める。

重要業績評価指標（KPI）：「市民三学大学講座参加者数」「袖ヶ浦市美術展への来場者数」「総合型地域スポーツクラブ会員数」



第2期

市民が、生涯を通じて主体的に学習活動に取り組める機会の充実を図り、生きがいを持って、それぞれの持つ力を発揮できるまちづくりに取り組みます。

市民が文化芸術に触れる機会や創作活動を行い発表する場の提供、芸術活動団体の取組に対する支援や文化事業への助成を行うことにより、文化芸術の振興を図るとともに、市民の郷土への帰属意識や郷土愛を育む取組を行います。

市民それぞれのライフスタイルに応じて、地域におけるスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境を整備するとともに、スポーツを通じた地域の活性化を図るため、スポーツツーリズムを推進します。

重要業績評価指標（KPI）

袖ヶ浦市美術展への来場者数：2,729人（H30）→ 2,750人（R7）

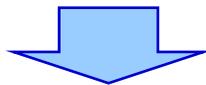
総合型地域スポーツクラブ会員数：1,296人（H30）→ 1,540人（R7）

◇具体的な施策と主な事業

(7) 文化・芸術活動の推進と、郷土の歴史の保存・活用

【参考】第1期

多くの市民による文化芸術活動を活性化していくために、団体の活動や発表の場の提供による支援を行うとともに、市民の文化芸術に関する興味関心を高めるため、市内で気軽に優れた文化芸術に接する機会の充実を図る。また、伝統文化については、地域での活動や後継者育成のための支援を行うとともに、市民が身近に伝統文化に触れることができるような仕組みづくりに取り組む。



第2期

市民による文化芸術活動を活性化していくために、団体の活動や発表の場の提供による支援を行うとともに、多くの市民が、市内で気軽に優れた文化・芸術にふれることができる機会を提供し、豊かな日常生活を送るための取り組みを図ります。

また、郷土の歴史と文化財の総合的かつ計画的な保存・活用を進めるとともに、地域における文化財を活用した地域活性化の推進に取り組めます。

国史跡に指定された山野貝塚の保存・活用について引き続き検討し、ボランティア活動や公開の場及び活用方法を充実させることで、地域コミュニティの活性化を図ります。

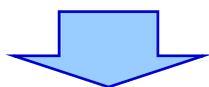
《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
芸術活動普及事業	文化芸術活動の活性化と振興を図るため、袖ヶ浦美術展や芸術活動団体の支援を行います。	生涯学習課
総合的な文化財の保存・活用事業	市内に伝わる文化財の調査・研究を進め、適正な保護を図ります。また、文化財の公開活用を実施し、市民の文化財保護の意識向上と郷土愛の醸成を図ります。	生涯学習課
山野貝塚保存活用事業	国民共有の財産であり、市の重要な文化財でもある国史跡山野貝塚を、保存し後世に継承します。また、史跡の適切な活用を図ります。	生涯学習課
市民学芸員協働事業	市民学芸員をはじめとする各種のボランティアを育成して、博物館事業をともに進め、市民とともに歩む博物館を実践します。	郷土博物館

(イ) スポーツ・レクリエーション活動の推進

【参考】第1期

市民誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツ・レクリエーション活動に親しめるように、総合型地域スポーツクラブの定例活動や地域スポーツイベントの充実を図る。また、社会体育施設については、安全性、利便性に考慮した計画的な改修・整備を進めるとともに、利用者のニーズを踏まえ、効率的で効果的な管理運営に努める。



第2期

市内にはスポーツ・レクリエーション活動の拠点となる総合運動場や臨海スポーツセンターなど豊富なスポーツ資源があり、利用者が安全に安心して利用できるように、適正な運営と計画的な改修・整備を行います。

市民誰もが、スポーツ・レクリエーション活動に親しめるように、総合型地域スポーツクラブの定例活動や地域スポーツイベントの充実を図ります。

スポーツ関係の取組や、疾病・介護予防や健康増進に向けた取組を発展させ、市民がスポーツを通じて健康づくりに取り組めるまちづくりを推進します。

また、スポーツ資源の活用を図り、スポーツを通じた市内への交流人口の増加に努めることで、様々な分野でのまちづくりや地域経済の活性化につなげていきます。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
総合型地域スポーツクラブ活性化事業	子どもから高齢者まで体を動かす機会と場を確保し、また青少年の健全育成と地域住民のつながりを高めるスポーツ環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブの活動やクラブ間の交流活動を支援します。	体育振興課
ウォーキングフェスタ実施事業	袖ヶ浦市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会との協働により「ウォーキングフェスタ」を実施します。	体育振興課
スポーツツーリズム推進事業	質の高いスポーツを「観る」機会を市民に提供するとともに、市内の体育施設の利用を促進するため、プロ・社会人・大学などのスポーツ大会やチームの合宿等の誘致を推進します。	体育振興課
健康づくり推進事業 (再掲)	市民がいつまでも健康で自分らしく健康的な生活を送るには一人ひとりの健康に対する意識の向上や、正しい生活習慣の取組が重要で、健康的な生活習慣や食生活の定着を目指しながら、生活習慣病の予防や健康維持に向けた環境の整備に努め、誰もがすこやかに暮らせるまちを目指します。	健康推進課

③ ひと・資金の流れの強化

◇ 基本的方向と重要業績評価指標（KPI）

第2期より新規

本市は、子育て・教育の充実、全国有数の工業や大地が育む農業をはじめとする各産業、魅力を感じられる住宅地や身近な生活ニーズに対応できる商業地などがバランスよく配置され、都心部への利便性の高い交通アクセスや多様な地域資源などを有しています。

このような本市が有する強みや地域の特性を活かして、働く世代を中心とした移住・定住促進や、交流人口・関係人口の創出・拡大、新たな資金の流れの強化、シティープロモーションの取組を進め、人が集まる活気あるまちづくりを進めます。

重要業績評価指標（KPI）

世代間支え合い家族支援制度利用者数：14人（H30）→ 13人（R7）

ふるさと納税寄附金額：35,515千円（H30）→ 49,975千円（R7）

東京都・神奈川県方面での市の認知度：44.1%（R1）→ 50.0%（R7）

◇具体的な施策と主な事業

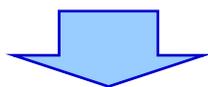
(7) 働く世代を中心とした移住・定住の促進

【参考】第1期

東京湾アクアラインや首都圏中央連絡自動車道といった広域幹線道路網により、都心まで1時間以内であり、「袖ヶ浦は都心への通勤圏・通学圏」というアクセス性の高さを効果的にPRし、移住・定住を促進する。

また、市内に増えている空き家等の情報を把握、管理するため、空き家バンク制度を創設し、希望者へその情報を提供することにより移住を促進する。

消費需要の確保と産業を支える雇用マーケットの充実を図るためには、若い世代を中心とした人口増加が必要であり、本市の魅力である子育て環境の充実等の情報発信や居住体験を行うとともに、空き家バンク制度を活用した住宅情報の提供により、若い世代を中心とした定住促進に取り組む。また、定住人口の増加や若年層の転出を防ぐための支援等について検討していく。



第2期

本市は、市街地整備や幹線道路の整備、東京湾アクアラインなど広域幹線道路の環境整備の効果などにより、子育て世帯の転入などに起因した社会増加により人口が増加を続けてきましたが、本市においても、近い将来に人口減少局面を迎えることが予想されています。

消費需要の確保と産業を支える雇用環境の充実を図るためには、若い世代を中心とした人口増加が必要であることから、都心まで1時間以内というアクセス性の高さや、子育て環境の充実等の情報発信や空き家バンク制度を活用した住宅情報の提供により、働く世代を中心とした移住・定住化の促進や若年層の転出を防ぐ取組を推進します。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
空家等対策事業	空家等対策計画に基づく空家等の適切な管理を推進します。著しく管理が不適切な状態にある空家に対し、改修や活用に関する助言・指導等を行うとともに空家バンク制度の活用を推進します。	都市整備課
世代間支え合い家族支援事業 (再掲)	高齢者と子等が新たに袖ヶ浦市で同居又は近隣に居住するため、住宅の新築、購入、増改築、転居等に要する費用の一部を助成することにより、世代間でお互いに支え合いながら生活する多世代家族の形成を促進し、高齢者の孤立を防ぐとともに、家族の絆の再生を図ります。	高齢者支援課
市街化調整区域土地利用適正誘導事業	市街化調整区域において、都市計画マスタープランに基づいた土地利用を図るため、地区計画の基準（ガイドライン）を策定し、その運用を図ります。	都市整備課

(イ) 将来的な移住にもつながる「関係人口」の創出・拡大

第2期より新規

特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」の増加は、地域の活性化や将来的な移住者の拡大等に寄与することが期待されていることから、関係人口の創出・拡大に向けた取組を推進します。

首都圏からの交通アクセスに恵まれた環境を活用し、収穫体験などの農業体験による農業と触れ合う機会の創出や、袖ヶ浦公園、百目木公園など、本市の特色ある公園・緑地の情報発信及びイベントの支援等を行うことで、関係人口の増加を図ります。

また、若年層の地域での生活・就業体験を促進し、市内企業へのU I Jターン就職や地元定着の推進を図ります。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
体験農園支援事業 (再掲)	体験農園を開設する農業者に対し、利用者募集の支援や補助金の交付により開設支援を行い、体験農園の開設を推進し安定した農業経営を確立するとともに、市民等への農業体験機会の拡大を図ります。	農林振興課
田園空間施設維持管理事業	農村・農業の貴重な歴史・文化・伝統技術や農村景観などの農村資源を保全・復元するとともに、農業体験の場を提供するひらおかの里農村公園等田園空間施設の維持管理を行います。	農林振興課
都市公園交流機会創出事業	袖ヶ浦公園の花々や隣接する農畜産物直売所ゆりの里との回遊性、百目木公園の運動施設やプールなどの機能を活用し、市の主要交流拠点としての情報を発信することにより、交流人口の拡大及び周辺地域の活性化を図ります。	都市整備課
雇用促進事業 (再掲)	市内企業の雇用機会を確保するため、合同就職面接会や合同会社説明会を開催し、市内企業と就職希望者とのマッチングを図ります。 また、人手不足への対策として、外国人労働力を活用を検討していくため、市内企業に対し外国人労働者の受け入れ意向を確認するとともに、外国人の雇用に関するノウハウ等の情報提供を行います。	商工観光課

(ウ) 新たな資金の流れの強化

第2期より新規

ふるさと納税制度の活用により企業や個人による本市への寄附を促し、財源を確保することで地方創生の取組を強化します。

また、ふるさと納税をきっかけに生まれた本市との関係から、寄附者に実際に本市に足を運んでもらう取組を進めます。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
ふるさと納税 推進事業	地元特産品のPR、地域経済の活性化及び自主財源の確保を目的として、本市に一定額以上のふるさと納税（寄附）を行った市外在住者に対し、返礼品として市の特産品等を送付します。	財政課

(エ) 地域資源を活用した効果的かつ継続的なシティプロモーション

【参考】第1期

市外住民の本市の認知度は低く、特に、東京都や神奈川県などでは非常に低くなっている。市内事業者からは本市の強みを情報発信し知名度を高めることや、まずは市民にもっと市のことを知ってもらいたいという声が多く聞かれている。企業誘致や企業を支える生産年齢人口を市に呼び込むためには、まずは市の存在を知ってもらうことが不可欠で、袖ヶ浦市が持つ様々な魅力を市内外に効果的・戦略的に発信し、交流人口の増加やその先の移住・定住につなげていく取組を進めていく。



第2期

将来懸念される人口減少に歯止めをかけ、持続的に発展していくまちとするため、更なる魅力発信や観光分野等との横断的な取組により、袖ヶ浦の魅力の総合的な情報発信を推進し、交流人口・定住人口、さらには関係人口の創出・拡大を目指します。

特に、定住促進には若者や女性等に対する取組が重要であることから、テーマ・内容・ターゲット及び媒体を戦略的に選定したうえで、しごとを含めた袖ヶ浦での豊かな暮らしの実現に向けた具体的かつ適切な情報発信に努めます。

また、市民のわがまちへの愛着の醸成を図り、定住意向をもつ市民の割合の増加へとつなげます。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
シティプロモーション推進事業	各種シティプロモーション活動を通じて、袖ヶ浦市の魅力を広く市内外にPRします。	秘書広報課
広報紙・ホームページ等による市政情報の発信	広報紙「広報そでがうら」の発行、市公式ホームページ、SNS、各種メディアを活用し、市政情報の発信を行います。	秘書広報課

基本目標 4 ～地域がつながり、 安心して暮らせるまち 袖ヶ浦～

【参考】第1期

基本目標④ ～地域がつながり、安心して暮らせるまち 袖ヶ浦～

地域生活拠点の医療・福祉・介護環境や防災対策などを充実させるとともに、地域内のコミュニティを活性化させ、地域で支え合う体制づくりを推進することで、生涯にわたって安心して暮らせるまちを目指す。

数値目標：「「住みやすいと感じる」市民の割合」



第2期

基本目標④ ～地域がつながり、安心して暮らせるまち 袖ヶ浦～

地域内のコミュニティを活性化させ、地域で支え合う体制づくりを推進します。

また、防災・防犯対策の取組や活発でまとまりのある都市づくりの推進、SDGs・Society5.0 など新しい時代の流れを取り込み、生涯にわたって安心して暮らせるまちを目指します。

◆ 数値目標

指標	基準値	数値目標 (R7)
「住みやすいと感じる」市民の割合	78.5% (R1)	81.0%
まちづくりに関心のある市民の割合	66.7% (R1)	72.0%
日頃から災害への備えをしている市民の割合	49.7% (R1)	60.0%

① 地域連携の促進

◇ 基本的方向と重要業績評価指標（KPI）

【参考】第1期

地域内外の多様な主体が地域を支える仕組みを整えるとともに、時代に対応したまちづくりを進める。

また、地域住民の生活を支える公共交通機関の維持や交通弱者に対する効果的で継続性の高い交通手段の確保に取り組む。

重要業績評価指標（KPI）：「自治会加入率」「路線バス利用者数（補助路線）」



第2期

近年では、自治会や市民活動団体等の地域コミュニティ活動は、防災活動や災害時の援護活動、地域福祉活動、清掃活動、公園の維持管理活動など、様々な分野に広がっており、地域課題の解決に重要な役割を担っています。

市民一人ひとりが住み慣れた地域で健やかに安心して暮らし続けることができるよう、地域における人のつながりを深め、市民相互の交流による活力あふれるコミュニティを形成するとともに、市民自らが主体的に地域コミュニティに参加し、市民・地域・事業者・行政など様々な主体が互いに連携・協力して、地域主体の住みやすいまちづくりを促進します。

また、事務の効率性や有効性といった観点から、国において広域行政への取組が推進されており、必要に応じて広域連携の取組を進めていきます。

重要業績評価指標（KPI）

自治会加入率：62.8%（R1）→ 66.0%（R7）

人材活用制度の登録者の活動回数：0回（R1）→ 20回（R7）

地域活動に参加している（したことがある）市民の割合

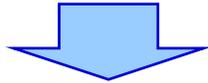
: 51.9%（R1）→ 64%（R7）

◇具体的な施策と主な事業

(7) 地域コミュニティの推進

【参考】第1期

市民の自主的・主体的な活動を推進するとともに、誰もが、地域との関わりを持ちながら生き活きと暮らしていくため、地域コミュニティの活性化や市民と行政の協働によるまちづくりを推進する。



第2期

本市の自治会加入率は長期にわたり低下し、NPO等の市民活動団体では、構成員の高齢化や固定化が進行するなどの課題が生じています。

多様化する地域課題に対応するために、地域住民等で組織される地域コミュニティづくりや人づくりを通じて地域活性化を推進します。

また、市民一人ひとりが生きがいを持って暮らせる地域をともにつくっていくため、身近な地域の特性に合わせた活動の実施や世代間交流・地域交流の場づくりなどを支援し、地域における支え合いの仕組みづくりを進めます。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
自治振興対策事業	市民の自主的かつ主体的な活動によるまちづくりを推進するため、自治連絡協議会や各地区自治連絡会等の自主活動を支援します。また、自治連絡協議会と連携し、自治会の加入促進を図ります。	市民活動支援課
地域人材活用事業	地域コミュニティで活動する担い手を養成するため、地域づくりに役立つ知識を学ぶ「まちづくり講座」を開催します。担い手が様々な分野で活動できるよう人材活用制度を創設し、担い手と地域コミュニティ等との連携を図ります。	市民活動支援課
地域まちづくり協議会支援事業	地域住民や地縁団体、市民活動団体等で構成する地域まちづくり協議会の設置及び運営に関する支援を行い、地域の特性を活かした、地域の主体的なまちづくりを進めます。	市民活動支援課
市民協働推進事業	地域コミュニティと市が共通の目的を達成するために、それぞれの果たすべき役割や責任を自覚した上で、お互いの自主性を尊重しながら協力や連携をして、まちづくりを進めます。	市民活動支援課
身近な交流の場づくり推進事業	身近な地域において、高齢者、子育て中の親子等が孤立しないよう交流できる場（サロン）づくりや、地域の特性に合わせた活動の実施などを支援し、地域福祉推進の基盤づくりを進めます。	地域福祉課
地域福祉活動支援事業	地域コミュニティの形成を目的として運営する団体等を支援することにより、地域福祉を推進する。主に、子ども食堂や学習支援事業など、貧困家庭やひとり親家庭の子ども及び保護者への支援活動を行う団体を支援する。	地域福祉課
地域人材育成講座	地域における課題は多様であり、袖ヶ浦市や各地区の課題を絞り込み講座を実施して、講座終了後には受講者による自主的な学習活動が展開できるよう支援を行う。	市民会館、平川公民館、長浦公民館、根形公民館、平岡公民館

(イ) 広域連携の推進

第2期より新規

人口減少時代の到来や少子高齢化の更なる進行、社会経済情勢の変化に伴う市民ニーズの高度化・多様化など、今後も行政需要は増加することが見込まれます。

これに対し、市民の利便性向上や効率的・効果的な行政運営の推進の観点から、広域的な対応が必要と考えられる取組について、他自治体との連携を図ります。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
火葬場整備事業	君津地域4市共同による火葬場を整備し、安定的な火葬事業を運営します。	環境管理課
次期広域廃棄物処理事業	君津地域4市（袖ヶ浦市、木更津市、君津市及び富津市）の一般廃棄物は、株式会社さくらシステムで中間処理を行っていますが、令和8年度末に事業終了となるため、9年度からの次期広域廃棄物処理施設整備を進めます。次期広域廃棄物処理事業は、安房地域2市1町（鴨川市、南房総市及び鋸南町）も参加した6市1町で共同して事業を進め、事業方式はPFI法のBOO方式で実施します。	廃棄物対策課

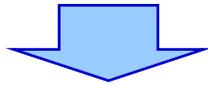
② 防災力が高く、犯罪のない安全な地域づくり

◇ 基本的方向と重要業績評価指標（KPI）

【参考】第1期

誰もが安全・安心に住み続けていくためには、災害に強く、犯罪が少ないことなどが市民にとって住みよさの前提となる。防災対策を市民と連携して進めるとともに、消防・防災体制の強化を図り、災害に強い安全で安心な地域づくりを進める。また、市民、警察、行政等の連携による地域に密着した防犯活動を推進する。

重要業績評価指標（KPI）：「自主防災組織結成数」「自主防犯パトロール隊の組織数」



第2期

誰もが安全・安心に住み続けていくためには、災害に強く、犯罪が少ないことなどが市民にとって住みよさの前提となります。

災害への備えと発生時の対応力の向上を図るため、自助・共助・公助の連携による地域防災力の充実に取り組むとともに、消防・防災体制の強化に努め、災害に強い安全で安心な地域づくりを進めます。

また、市民、警察、行政等の連携による地域に密着した防犯活動を推進します。

重要業績評価指標（KPI）

自主防災組織結成数：74 組織（H30）→ 81 組織（R7）

自主防犯組織の設立数：41 団体（H30）→ 46 団体（R7）

◇具体的な施策と主な事業

(7) 防災・消防力の強化

【参考】第1期

地域における防災体制を整備し、地域防災力を強化するため、自主防災組織活動を支援するとともに、防災ボランティアのリーダーとなる人材の養成を行う。また、消防団の充実強化に取り組むとともに、火災予防を啓発し災害の減少を図る。



第2期

災害から市民の生命、財産を守り被害の軽減につなげるため、自主防災組織の育成、災害対策コーディネーターの養成、関係機関との災害協定の締結などにより、自助・共助・公助が機能する防災体制のさらなる強化を図ります。

災害時における迅速かつ多重的な情報伝達手段の整備、実行性のある避難支援や災害時における応援・受援に関する対応、災害復旧にあたっては、国や県の各種支援制度を十分に活用するなど、災害に強い地域づくりを進めます。

また、消防・救急体制の充実・強化を図るとともに、市民や事業者の火災予防を啓発し、災害の減少を図ります。

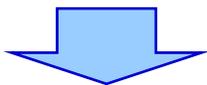
《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
自主防災組織支援事業	地域において「共助」の中核をなす自主防災組織の結成を促進するとともに、自主防災組織への資機材の貸与や防災訓練を実施し、地域防災力の向上を図ります。	危機管理課
災害対策コーディネーター養成事業	地域防災における「共助」への取組支援の一環として、防災ボランティアのリーダーとなる人材の養成を行い、地域防災力の向上を図ります。	危機管理課
災害情報等伝達手段確保事業	電波法の改正に伴い、本市が使用する現行のアナログ方式による固定系防災行政無線をデジタル方式に更新するとともに、移動系防災行政無線について更新・拡充を行います。また、災害時に必要な情報が市民に行き届くよう、避難所へのWi-Fi整備をすすめるとともに、SNSや回覧板等の活用など、様々な周知方法について検討します。	危機管理課
防災体制の強化	大規模地震時に市単独で対処することが困難な事態が想定されるため、あらかじめ千葉県や他市町村、防災関係機関と、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には円滑な応急対策活動が行えるよう、相互に協力し緊密な連携を図ります。災害発生時の避難所等のあり方について検討を行い、必要な対策に取り組みます。	危機管理課
防災訓練事業	大規模災害に備え、市及び関係機関が連携し、地域住民と一体となった実践的な防災訓練を実施し、防災体制の強化及び防災意識の向上を図ります。	危機管理課
庁舎整備事業	庁舎の安全性と防災機能の強化及び市民に開かれた庁舎を整備するため、設計・施工一括発注（デザインビルド）方式により一体的に実施し、より効率的な庁舎整備を進めます。	資産管理課
火災予防啓発事業	火災予防の啓発活動を行い、防火思想の高揚を図ります。また、事業者等に対し適切な指導・助言を行い、防火・防災体制の徹底を図ります。	消防本部予防課

(イ) 防犯体制の充実

【参考】第1期

市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向け、地域における防犯体制の充実に図り、防犯指導員や自主防犯パトロール隊の活動を支援するとともに、街頭防犯カメラ、防犯灯の適正配置により犯罪の未然防止に取り組む。



第2期

市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、防犯指導員協議会や自主防犯組織の活動を支援し、市民の防犯意識の高揚に努めます。

また、街頭防犯カメラの計画的な設置や、防犯パトロール等を実施することで、犯罪の発生抑止に努めます。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
防犯対策推進事業	市内全域における犯罪の発生抑止のため、防犯対策を展開します。	市民活動支援課
防犯灯設置管理事業	夜間の通行における不安の解消と犯罪の発生抑止のため、防犯灯の適切な設置と維持管理を実施します。	市民活動支援課
地域防犯体制強化事業	市民の防犯意識の高揚を図るとともに、官民協働による防犯パトロールなどの各種防犯活動を総合的に実施することで犯罪の発生抑止に努めます。 また、自主防犯組織の新規設立を促すとともに、既存団体が継続して活動できるよう支援します。	市民活動支援課

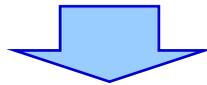
③ 健康で元気に暮らせる保健・福祉環境の整備

◇ 基本的方向と重要業績評価指標（KPI）

【参考】第1期

性別や年齢などを問わず、子どもから高齢者まで、誰もが暮らしやすい地域であるために、地域での支え合い体制づくりなどの環境整備を進める。また、市民一人ひとりが主体的に健康の保持・増進に取り組む意識づくりを進める。

重要業績評価指標（KPI）：「世代間支え合い支援制度利用者数」「シニアクラブ加入者数」
「健康マイレージ参加者数」



第2期

市民一人ひとりが主体的に健康の保持・増進に取り組み、健康寿命を延伸する意識づくりを進めます。

性別や年齢などを問わず、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して充実した生活を送れるよう、身近な地域の特性に合わせた活動の実施や世代間交流・地域交流の場づくりなどを支援し、地域での支え合い体制づくりなどの環境整備を進めます。

重要業績評価指標（KPI）

日常生活のなかで意識的に運動をしている人の割合

: 52.1% (R1) → 78.0% (R7)

住民主体型サービス活動団体数：4 団体 (H30) → 8 団体 (R7)

◇具体的な施策と主な事業

(7) 市民の健康づくり活動の支援

【参考】第1期

「健康寿命」を伸ばすため、子どもから大人まで生涯を通じて、心身ともに健康で暮らせるような地域づくりを進める。



第2期

市民の主体的な健康増進や疾病・介護予防に向けた取組を支援するため、健康づくりや福祉サービスの向上に努め、市民一人ひとりが心身ともに健康で生き生きと暮らせる地域づくりを進めます。

《主要な事業》

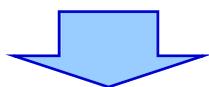
事業名	事業概要	担当課
特定健康診査等事業・特定保健指導事業	生活習慣病の予防・改善するため、特定健康診査等及び特定保健指導を実施する。 健診結果により腎臓病地域連携パスを送付し、かかりつけ医・専門医・市役所が連携して、慢性腎臓病の重症化を予防する。	保険年金課
健康づくり推進事業 (再掲あり)	市民がいつまでも健康で自分らしく健康的な生活を送るには一人ひとりの健康に対する意識の向上や、正しい生活習慣の取組が重要で、健康的な生活習慣や食生活の定着を目指しながら、生活習慣病の予防や健康維持に向けた環境の整備に努め、誰もがすこやかに暮らせるまちを目指します。	健康推進課
健康づくり支援センター管理事業	指定管理者による施設の適切な管理運営を行います。 市民の自主的な健康づくりを支援するため、各種運動教室の開催や健康相談を実施します。	健康推進課
一般介護予防事業	地域における高齢者の介護予防の取組の普及啓発を行い、活動につなげていきます。また、活動団体への補助金の交付やリハビリテーション職の関与による介護予防の強化に努めます。	高齢者支援課

(イ) 地域における支え合い体制の確立

【参考】第1期

誰もが地域社会において互いを支え合いながら、生き活きと住み続けられるよう、世代間交流、地域交流を進めていく。また、高齢者の孤立を防ぎ、子育ての不安の軽減を図るため、多世代同居等を促進するための支援を行う。

明るく活力に満ちた高齢社会の構築を目指し、高齢者が住み慣れた地域で、生きがいを持ち、生き活きと暮らせるように支援していく。



第2期

誰もが地域社会において居場所と役割を持ち、互いを支えながら、生き活きと自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における支え合い体制の確立を図ります。

また、高齢になっても、住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けることができるように、地域と連携した「顔の見える」見守り活動や外出しやすい環境の整備に取り組みます。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
身近な交流の場づくり推進事業 (再掲あり)	身近な地域において、高齢者、子育て中の親子等が孤立しないよう交流できる場（サロン）づくりや、地域の特性に合わせた活動の実施などを支援し、地域福祉推進の基盤づくりを進めます。	地域福祉課
生活支援体制整備事業	住民同士の助け合いやNPO等多様な主体による生活支援サービスの充実を図り、地域における支え合いの体制づくりを進めます。	高齢者支援課
認知症サポーター養成等事業	認知症の人やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活していくことができるよう、認知症に対する正しい理解を深め、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者となる認知症サポーターの養成を地域住民や企業等、幅広く実施していきます。また、認知症サポーターステップアップ研修の開催により、サポーターが地域で自主的に活動できるよう意識付けや情報提供を行っていきます。	高齢者支援課
高齢者見守りネットワーク事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、協力事業者、関係団体等によるネットワークにより「さりげない見守り」を実施します。	高齢者支援課
介護予防・生活支援サービス事業（住民主体型サービス）	住民主体の助け合いによる生活支援活動を行う団体に対し、その活動の維持・拡大に対する支援を行うとともに新たな活動団体の創出を支援します。	高齢者支援課

④ 活発でまとまりのある都市づくりの推進

◇ 基本的方向と重要業績評価指標（KPI）

第2期より新規

人口減少社会にあっても、市が継続的に成長するためには、長期的な視点に立った都市基盤の整備と、地域と地域を連携し、人と人の交流を支え、新たな価値を生み出す地域づくりを進めることが重要です。

人口減少社会に対応するために、中心市街地、内陸部の住宅地や集落地等の地域特性に応じたコンパクトで良好な市街地の形成と、各拠点間の道路網や交通ネットワークの構築による計画的なまちづくりを進め、集約型都市構造の形成を図ります。

また、地域社会で必要とされる公共施設等の適正配置・適正規模化等と財政健全化を両立させるための検討を進めます。

重要業績評価指標（KPI）

良好なまち並みや景観が形成されていると思う市民の割合

: 54.8% (R1) → 61.0% (R7)

都市計画道路の整備率 : 84.9% (H30) → 86.7% (R7)

路線バス利用者数（補助路線） : 176,945人 (H30) → 178,000人 (R7)

◇具体的な施策と主な事業

(7) 快適で暮らしやすいコンパクトなまちの形成

第2期より新規

袖ヶ浦駅、長浦駅、横田駅を中心とする3つの地域を、都市機能の集積を図る都市拠点として位置づけ、商業施設や業務施設、住宅などの集積を促進します。また、都市的土地利用が行われていない未利用地の効率的な土地活用を促進します。

地区計画制度の活用等による市街地の整備を促進するとともに、市街地縁辺部の市街化調整区域においては、小規模宅地開発による住宅地の形成がさらに進行しており、都市施設の維持管理や将来的な行政負担の増加など課題が多いことから、健全な土地利用の規制と誘導を図り、無秩序な市街地の拡大の抑制に取り組みます。

内陸部の人口減少や高齢化が著しい集落地においては、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となって行うまちづくりの支援を行います。

各拠点間のネットワークを構築し、集約型都市構造の形成やさらなる利便性の向上を図るため、都市計画道路及び幹線道路等の整備を進めます。

高速道路インターチェンジ周辺などの交通利便性の高い地区では、地域振興に寄与する土地利用を誘導します。

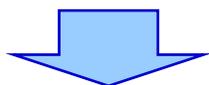
《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
市街地内市道等整備事業 (再掲)	市街化区域内の生活環境の改善を図り、安全安心で良好な市街地形成を促進するために、市民にみちづくり要綱の制度や効果をPRし、理解と協力を得て、市街化区域内の狭隘道路の拡幅整備を目指します。	都市整備課
市街化調整区域土地利用適正誘導事業 (再掲)	市街化調整区域において、都市計画マスタープランに基づいた土地利用を図るため、地区計画の基準（ガイドライン）を策定し、その運用を図ります。	都市整備課
国県道・自動車専用道路等整備促進事業	広域幹線道路のネットワークを形成し、市内の交通利便性の更なる向上、地域の更なる活性化を図るために（仮称）かずさインターチェンジや東京湾岸道路などの整備促進について国・県に要望します。	土木建設課
高須箕和田線建設事業（南袖延伸）	（都）高須箕和田線既存整備区間の事業効果をさらに高めるとともに、アクアライン着岸地周辺地区から京葉工業地帯を結ぶ東京湾岸道路に接続し、市内陸部から臨海部までを一本で結ぶ路線を整備するため、袖ヶ浦駅海側土地区画整理境から南袖地区の間を整備します。	土木建設課
西内河根場線建設事業	県が整備を実施する西内河根場線は、袖ヶ浦駅海側土地区画整理地区と木更津市金田地区を結び、地域の連携や経済の活性化を目的としており、県と調整を図りながら整備に対して負担金を支出し早期完成を目指します。	土木建設課

(イ) 持続的な交通ネットワークの形成

【参考】第1期

後の人口減少に伴う交通空白地域への対応や、公共交通機関の競争力強化を図るため、市の玄関となる袖ヶ浦バスターミナルや鉄道駅の利便性向上や市内の交通ネットワークの強化に取り組む。



第2期

都市間の移動手段では、JR内房線及び久留里線のほか、アクアライン高速バスにより、市外とのアクセス面において高い利便性を有しています。

市内の移動手段では、路線バスが各地域を結ぶ役割を担うとともに、地域内の日常交通として、タクシーのほか、ボランティア移送やNPO法人による地域支え合い活動がその役割を担っています。

今後、日常生活における移動手段を持たない高齢者が増加することが見込まれることから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地域内の日常交通手段を確保するため、地域の多様な主体と連携・協働し、地域特性やニーズを踏まえた仕組みづくりの検討や活動支援を行います。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
高速バス利便性向上事業	バス事業者に路線の延伸や増便などについて、継続的に要望活動を行い、高速バスの競争力強化に向けた更なる利便性向上を図ります。	企画課
地域公共交通づくり事業	地域住民の交通利便性を確保するため、既存バス路線の運行を維持するための補助金交付等を行います。 交通弱者の移動手段について、地域住民・NPO等が主体となった取組みに対して支援します。	企画課
高齢者移動支援事業	居宅で生活する移動手段を持っていない高齢者世帯に対し、日常生活に必要な移動手段の確保と経済的負担を軽減するため、高齢者移動支援タクシーを利用した場合に、その運賃の一部を助成することにより高齢者の移動を支援します。	高齢者支援課

(ウ) 公共施設等の計画的、効果的な利用

第2期より新規

人口減少時代の到来や少子高齢化の更なる進行、厳しい財政状況や人手不足の中、魅力的なまちづくりと安定的な住民サービスの提供を持続するためには、これまでの方法だけでは一定の限界があります。

そのため、選択と集中、効率性の向上など、地域経営の視点に立って、時代に合った持続可能な地域づくりを推進する必要があります。

特に、老朽化する公共施設の課題に的確に対応し、限られた行政資源を有効に活用するため、公共施設の効率的・効果的な運営を図るとともに、適正配置・適正規模化の検討や有休施設など既存ストックの活用を進め、さらなる効率的・効果的な行財政運営を推進します。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
ファシリティマネジメント推進事業	公共施設の効率的・効果的な運営を図るとともに、適正配置・適正規模化の検討を進めるためファシリティマネジメントを推進します。	資産管理課
教育施設利活用事業	幽谷分校、旧学校給食センター、今井幼稚園、総合教育センターの4施設における効率的な利活用等を図ります。	教育総務課

④ 新しい時代の流れを力にする

◇ 基本的方向と重要業績評価指標（KPI）

第2期より新規

将情報通信技術など Society5.0 の実現に向けた未来技術の進展は、人口減少や少子高齢化の課題に対処することや、モノやサービスの生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活等の質を大きく変化させるものと期待されているところであり、本市においても取組を推進していきます。

また、持続可能な開発目標（SDGs）の理念（「誰一人取り残さない」社会の実現）を踏まえ、SDGs を原動力とした地方創生の推進に向けた取組を行います。

◇具体的な施策と主な事業

(7) SDGs を原動力とした地方創生

第2期より新規

自然災害の増加や生態系の破壊等をもたらす温暖化問題には、国や県においてもそれぞれの立場で取組を進めており、本市においても持続可能なまちづくりの普及促進活動の実施が求められています。

市民参加による環境美化活動の促進や、市民の生活環境の改善を図るほか、環境教育やボランティア活動を通して、市民の環境意識の向上を図ります。

また、大気質、水質等の測定による環境の監視を継続的に行うとともに、温室効果ガスの排出量削減のため、住宅向けに再生可能エネルギー設備の設置推進に取り組みます。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
まちの美化推進事業	市民や企業、学校等と協働して、美化活動を行うことにより、ごみのない清潔で美しいまちづくりを目指します。 花いっぱい運動による花の種の配布、フラワーポットの貸出しにより、美しいまちづくりを目指します。 空き地等の雑草処理対策により、美観の保護・環境美化を推進します。	環境管理課
自然環境保全事業	身近な緑、豊かな自然環境を保全し、安らぎのある街づくりを目指すとともに、自然環境緑地等の維持管理をボランティアと協働で行います。 一定規模以上の進出事業所に対する一定割合の緑化の義務付けを行いみどりの確保に努めます。 鳥獣保護を図ると共に、特定外来生物等の捕獲・駆除を行います。	環境管理課
大気汚染監視機器整備事業	大気環境の状況を的確に把握するため、老朽化した機器を計画的に更新します。	環境管理課
地球温暖化対策事業	地球温暖化の防止対策を進めるため、再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の導入を促進する住宅用太陽光発電システム等設備の設置について、県の交付要綱に従って補助金を交付します。 「袖ヶ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン」の適切な運用を行い再生可能エネルギー利用を推進します。	環境管理課

(イ) Society5.0 の実現に向けた技術の活用

第2期より新規

情報通信技術をはじめとする未来技術は、従来の生産活動や流通、生活の利便性などに飛躍的な進歩をもたらす可能性があり、それらを通じて地域が豊かになるとともに、地域の魅力を高め、ひとがひとを呼ぶ好循環が生み出されることが期待されています。

現在、国において、医療・教育などの様々な分野でのICT利活用推進や、交通と宿泊等の関連する複合的なサービスを一体的なサービスとして提供するMaaS、施設立地の最適化等により課題解決を加速化させるスマートシティなど、様々な分野で今後の地方創生に活用する検討が進められています。

本市においても、人材不足等の課題解決や効率的・効果的な行財政運営を図るため、AIやRPAなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用し、市民サービスの向上を図ります。

また、新しい技術を活用した様々な施策を検討、実施することによって、地域経済の活性化や地域課題の解決を図ります。

《主要な事業》

事業名	事業概要	担当課
全庁LANシステム再整備事業	庁舎整備事業の進捗に伴い、本市の業務基盤である全庁LANシステムの再整備を実施します。 再整備にあたっては、関係法令等を踏まえクラウドシステムの導入を図るほか、情報セキュリティを向上させるため、複合複写機にセキュアプリントを導入します。	行政管理課
RPA・AI導入推進事業	RPAやAI等のICT技術を導入して事務改善を図り、効率的な行政運営を行います。	行政管理課
小中学校情報教育推進事業 (再掲)	児童生徒の学習の基盤となる情報活用能力の育成を図るため、コンピュータや情報通信ネットワークなど学校のICT環境整備を行い、教科横断的に学習活動の充実に取り組みます。	学校教育課
学校ICT教育支援事業 (再掲)	市内全小中学校、市立幼稚園等のインターネットを安定的に接続し、市内小中学校の学習での活用を図るとともに、学校ICTインストラクターを各小中学校に派遣することにより、ICT機器や学習ソフトの利活用促進を図ります。	総合教育センター